古8Z16

史籍雜纂 第三

41
119イ乙

國會圖書館藏書

史籍雜纂第三

緒言

一、本册には大系圖評判遮中抄、諸由緒、家傳史料、地頭名義考、於多滿幾、關城書考の六種を收めたり。

一、大系圖評判遮中抄　本書は、建部賢明の著に係る。此書主として世に行はれたる三十卷本大系圖の、澤田源内が僞作に係ることを辨證したるものなり。南北朝合一の史料として世に聞えたるものなれども、尤も足利治亂記も、亦源内の僞作なることをも併せ辨じたれば、尤も有益の書なり。

一、諸由緒　金座、江戸町年寄、淺草彈左衞門等の由緒數種を集めたるものなり。今史料編纂掛所藏の寫本に據りて採錄せり。

一、家傳史料　本書は、太田南畝の編纂に係る。關一政、伊奈忠次、大石良雄等諸家の家傳、系圖、記錄等を蒐集したるものなり。今史料編纂掛所藏本に據りて茲に收めたり。

一、地頭名義考　本書は、黑川春村の著はす所なり。吾妻鏡以下文書記錄等によりて、地頭に關する材料を採錄して、精細に之を研究したるものなり。

一、於多滿幾　猪飼房纘が、其の祖父順彦及び父玄博等の言行を筆記したるものなり。

一、關城書考　文政四年、中山信名の著はす所なり。關城書は、北畠親房が、常陸關城に在りて、結城親朝に遺れる書狀として世に傳へられたるものなり。第一卷には、此の書を剖析して、後人が親房の書狀を編輯して成せるものなることを辨じ、一々證を擧げて之を明にせり。第二卷以下は、更に文書記錄に據りて、親房が東北經

略の事蹟を輯錄し、其の手書に係れるものは、斷簡隻字と雖も漏すことなきを期せり。されば親房が百折撓まざるの精忠大節、歷歷として觀るが如く、南北朝時代に於ける東北の形勢を研究するに、唯一の書なり。本書もと八卷あり、今六卷を佚し、完本を得ざるを憾とす。今史料編纂掛所藏の寫本に據りて茲に收めたり。

明治四十四年十二月

校訂者識

史籍雜纂第三

目次

大系圖評判遮中抄……一
諸由緒……二〇
家傳史料……五二
地頭名義考……二八四
於多滿幾……三二一
關城書考……三九〇

大系圖評判遮中抄

六角佐々木末流　建部賢明撰

序

凡大系圖世變は、佐々木の姦賊六角中務氏鄉か古傳に僞補する所也、蓋此者は、本近江國にて、種姓も知さる凡下の土民也、父は澤田喜右衛門とて、坂本雄琴村に手つから鋤鍬を執て、幾の地に耕作して、世を渡りし農夫なり、小林氏か述作せる重編應仁記には、其名を仁左衛門と云て、江州堅田村に、小分の百姓也と書り、武州忍の城主阿部豐後守忠秋に、正保四年の比かとよ、加恩の地を江州に賜りし時、喜右衛門其家の吏官某か下司と成て、名を武兵衛（澤田）と改め、租稅のことを司りしに、萬つ才覺有ければ、後に忠秋より忍の縣令と成さる、是より先き、本國に在し時、同邑の百姓和田某の女の名勘兵衛か娘に成といへる女を娶りて子を生す、其名を喜太郎と云ふ、下種の子たりといへとも、容貌自然に優なりしかは、稚より是を青蓮院尊純法親王に奉て禿童となる、門主是を愛して、常に御傍を離さす召仕れしに、天性強記にして、書籍を誦し、又筆法に敏ふして、詩文をも學ひ得たり、然れとも其生質奸佞にして亦貪戾なり、親王の家に有る銀の建盞を盜みて、竊に市廛の贄とす、是に因て忽に追却せられ、舊里に歸て深く此事を秘し、山伏の姿と成て、僞て諱の字を賜れりと云て、名を尊覺と號す、父甚た是を責て、速に其名を改めしむ、是に於て還俗して澤田源内と號し、天野豐前守長信（東福門院御家司）に仕へ、又飛鳥井一位雅章卿にも仕へしか、皆其命に背て家を逃られ、牢浪の身と成て據なきまゝに、己れか才智を以て、卑賤を厭ひ隱し、貴族と號して身を立んと欲し、竊に六角佐々木の正統と稱し、名を近江右衛門義綱と改め、僞て定頼朝臣の長子に大膳大夫義賢と云ふ名を作り、其子修理大夫義秀、其子右兵衛督義鄉三世を、新に佐々木の系中に建て、己れか父祖とし、義賢朝臣承禎、をして義秀か後見なりとす、父武兵衛此事を聞て大に驚き、後難を恐れて固く源内を禁め、是を叔父和田か家に執へ置き、其身は忍の地に下りぬ、是に依て潛に爰を逃出て、彼れか從弟に畑源左衛門と云へる遊民の許

に隠れ居て、彼義實等か事迹を造り、或は舊記に是を増補し、或は新に僞書を編作して、其虚傳を世に廣めしむ、父是を悪み恐るといへとも、國郡を隔てゝ如何ともする事を得す、遂に父子の恩義を絶て、其後忽に病死す、二男澤田權之丞父か跡を繼て、阿部氏に仕へり、承應二年比、源内江府に來り、佐々木正統近江右衛門義綱と名乘り、中山市正正信に屬して、水戸侯賴房卿に奉仕せん事を請ひ、彼僞譜を献す、卿即ち東叡山宿坊の吉祥院の沙門某を以て、其系圖を異の六角正嫡佐々木源兵衛尉義忠に賜て、虚實を御尋有けるに、悉く僞作姦操たる由被レ申しに依て、其奸曲忽に顯るゝのみならす、義忠又正統を亂す事を怒て、其僞本多美作守忠相を以て、具に此事を上に啓し、彼れか身を賜て禁遏を加ふへき由、久世大和守廣之に訴へ申されけれは、此由を聞て、大に驚き狼狽して、夜中に江州へ逃上り、名を六角兵部氏郷と改め、暫くは世の變を窺ひ居けるか、遠國にしてさのみ咎る人も無かりけれは、猶も奸謀未た止ます、彼僞名三世を實とせんか爲め、阿黨數輩を集め、寺僧神人等を語らひて、天文六年より元和七年迄、八十餘年か間、佐々木家の日記を僞作して廿卷と成し、江源武鑑と名つけて刊行す、其記す所は半は詭誕、半は他家の事にして、實に用なし、印板を打碎くといへり、其文書古風を似せて、澤田源内が僞作也、後見となす、其後源内帝都に至りて、又名を中務と改め、治義定の官名たるに因て如レ此、件の虚系を以て、諸人を誑かして、家嫡也と自稱し、剩へ吾生れながら五品の官、兵部卿たり、昔年後鳥羽帝代々永補任の勅許あるに因て也、此度朝廷より四品中務大輔に任被せりと、荒唐の妄言を吐て、矇昧の輩を惑はせり、是より猶其矯を蔽ひ隱さんか爲、昔將軍義滿公の世、應永年中に、特進亞三台藤原公定卿の撰せられし尊卑分脈系圖の中要を摘て、諸家大系圖十四卷と號して、世に行はるゝを本とし、佐々木の譜中に、新に多くの名諱を僞作し、己れか本姓澤田氏、外祖和田氏、從弟の畑氏、及ひ此姦謀に與する者は、皆私に其一流となし、又織田朝倉武田豐臣の系中にも、彼虚名に妄説を書添へ、其餘諸氏の家僞を拾ひ集て、眞僞をも正さす、悉く書載せて、全部卅卷と作し、更に大系圖と名つけて梓に鏤はむ、此外に倭論語、足利治亂記、淺井日記、異本關原軍記、異本勢州軍記等、皆彼れか一世に好しく、虚説を註する所なり、如レ此僞書世に流布して後、智ある人は更に信せすといへとも、言を巧にして詐るか故、讀む者半は惑はされて、實に其人義實、義秀、義鄉、有りと思へり、是に由て定賴朝臣の子孫は、皆庶流也と思ひ、或は其家二つに分れたりと云よ、其外種々の誤説出來れり、是より後、其悪徒等相續て、彼事跡を眞しく舊記に補入れ、又其僞を知さる淺智の輩は、編集の書毎に往々に採て篇中に引う、是故に近年は彼僞名漸く諸書に廣まれり、所謂中古國家治亂記、異本難波戰記、三河後風土記、武家高名記、倭州諸將軍傳、淺井始末記、同三代記、東國太平記、日本將軍傳、諸家興亡記、武家盛衰記、東海道驛路鈴等、此外猶多し、一年京都を申せし由寓言しけるを、さしも博識の藤井氏か、國朝諫評錄に是を載る、歎くに堪たり、又樹島か北越軍談にも、佐々木義秀を載、故郡か家に祕むる本には、悉く捕て死刑に處せ、に於て官職を矯り冒す濫をは、根武家閑談に見たり、らしれかは、源内大に驚き懼れ、忽に大輔の號を停て、深く其身を隱し、密に人の家譜を造て、渡世の營となす、益世系の詳ならさる人は、彼れに賄して家傳を求るに、己れか小智を以て妄に名諱を僞作し、虚説を註して是に與る、多くは正史實錄に背く、若其事を二次議するに及んては、前後相矛盾する事多し、乃余從弟同氏昌孝十郎左衛門在京の序に、家傳を記さしめ、是を火災に失して、再ひ書せしむるに、其事蹟悉く相違せり、又幕下の士井戸甚助と云ふ人も、始め家系を註せしめ、後に東海寺和尚某に據て、又同譜を書せて是を試るに、其記す所皆以て前と符合せす、如何となれは、己れか記憶の壯なるに任せて寫本を設けす、徒に虚記するに依て、年月を隔る則は、先に書する所を悉く遺忘するゆえんなり、如レ此恐懼の中にも、諸人を誑かして其口を餬ひ、遂に元祿戊辰年に至つて、七十歳にて病死す、男子もなく、娘一人草閇の妻と成りて、今洛陽に在りとなん、抑源内没りに官名を伴冒して、朝憲を蔑にし、恣に六角の姓を認て、正統の冀系を亂し、當時衆を欺くのみに非す、後世の人を惑はしむる事、天に滔たる罪刑戮逃るへからすといへとも、白刃の侵す所を免れて、徒に其命を終るは、豈大なる幸ならすや、愚賢明其頃慶安世に在らは、速に彼れを謀り誅して、義忠の怒を休むへきに、卅許年遲く生れて、庶上に死を遂しむる事、悔むに餘りあり、余數世

靡府に奉仕して、官吏暇なしといへども、其憤を忍ふに勝えず、彼れか一世の行跡を記して、其狡奸を顯し、又佐々木系中の虚妄を擧て、逐段に訂評を加へ、悉く眞僞を決す、是併て邪說を斥て、正統を存せんか爲なり、

○六角義實義秀義郷三世各僞作之證

此三人は前に記すか如く、澤田源内氏郷己れか父祖とせんか爲、新に造り出せし名也、今の世多くは其虚說たる事を知れりといへども、淺智博識の輩世間に有て、實と思ひて書中に引用る者あり、今吾れ其譌詐たる明白◎以下缺く、

一には、六角佐々木正嫡の家に於て、曾以て如此の賢明佐々木六角名諱なし、全く作り人也といへり、余も亦其麁流より出て、數代麾下に在て、能く此事を知れり、又近綱に實子無して、弟定頼を家督とすと云事、世に遍く知る所なり、其上當時江州に於て、諸人皆定頼義賢義治義強の事義定の名のみ唱へて、彼義實義秀義郷等は大なる虚也と稱す、若し不審なる人は、速に江陽に赴て是を尋ね見よ、其僞明かに知ぬへし、

二には、古へよりの實錄正史に、皆以て此名なし、殊更林道春法印の將軍家譜、同氏春齋法印の日本王代一覽にも、此三人の名を載せす、林家廣知博覽の人、何んそ是を不レ知とせんや、

三には、水戸侯光圀卿の輯させ給へる、古今の花押薮前集後集を閲るに、彼れ等か花押なし、若し實に如レ此の者あらは、三代の內一人なりとも、其花押なからんや、殊に六角の嫡家と稱する上、近世の者なるか故、旁以て其遺書の到有るへき事なり、

右三箇條を以て、近く其僞作たる事を知るへし、其外多くの證ありといへとも、辭を費すに及はす、此書の義を辨へすして實也と思ふは、論するに足さる者なり、

○佐々木系圖嫡家一流

是は梓本の大系圖に載る所を本文として、其僞を訂すか故、傍の細書正傳に契ふ者をは、皆其文を省て、唯虚記僞作をのみ註す、又江源武鑑、及ひ足利治亂記、澤田源内其外氏郷か造れる田中建部高木平井江等の系圖、余か見及ふ所の書中に、各嫡家に妄說を註せる者は、互に同きを除き、異なるを摘て併記し、又織田朝倉豐佐々木六角臣武田の系中にも、多く虚說を以て、當家の事を述るかゆへ、各末に列して、一つに彼れか僞を評論し、且其巧の凝なる事を遍く知しめて、世人の惑を解く、且江源武鑑に至つては、全部卅卷、皆以て虚妄たるかゆへ、悉く爰に細評するに暇あらす、別に是を註して、梓に鏤むる者なり、

○○宇多天皇

敦實親王

宇多第八、○田中系云、第八皇子也、七相神傳第三座、○建部系云、第九、

評曰、第八は誤なり、建部系を正とすへし、七相神傳と云へる事、當社佐々木宮に於て曾て此傳なし、是氏郷か新作の僞記なり、

雅信

田中系云、七相神傳評前にあり、

扶義

高木系云、實者敦實王子、母公忠卿女、○田中系云、母大納言元方女、七相神傳、正二位、左大將、八州太守、贈內大臣、○江系云、鎭守府將軍、

○江源武鑑亦同、

評曰、此人實に雅信の子也、最も親王の養子となるに依て、世に雅信を除て系をなすもありといへとも、正說に非す、母は元方女、眞なり、公忠の女に非す、位は正三なり、左大將、八州太守、鎭守府將軍幷に贈官各僞也、惣して彼か書には、多く二說を註するか、其一つは定て虚たる事自ら明かなり、氏郷此慮りもなく、每度當座に僞書するに因て、再註には必す先に記す所を忘れて、前後相違の文あり、逐段是に類して、臨場の僞を知るへし、

成頼

母源是輔女、從四下、號江國寺、六箇國軍兵隨之、○平井系云、從四上、兵部大輔、○高木系云、神傳、○田中系云、母大納言行成女、七相神傳、鎭守府將軍八州太守、住江州織山城、康平某年七月九日卒、號江國寺、江州比良大權現是也、

評曰、母行成女に非す、實に是輔女也、位從五上

にして四品に非す、江國寺の諡號、幷六箇國軍兵隨ふと云事、各虛說也、是より秀義に至て、寺號を註すといへども、皆氏鄕か僞作なり、實は諡號なし、官名も兵部大輔に非す、又田中系中に記す所、一つとして眞なし、悉く大なる僞なり、

義經

從四下、號國光寺、○高木系云、神傳、○田中系云、七相神傳、六州太守、昇殿、號江光寺、又改國光寺、

評曰、此人位從五下也、四位に非す、又昇殿せす、其餘細注皆以て僞也、

江源武鑑云、此人之弟有二成經者一、成頼三男、而志賀氏元祖也、

評曰、是全く僞作なり、成頼の子に成經と云ふ者なし、

經方

四品、號二縫光寺一、○平井系云、從四下、○高木系云、神傳、從五上、嘉承二年、義親誅伐有二軍功一、○號二寂光寺一、改二縫光寺一、

評曰、是又從五下にして四品に非す、寺號及ひ嘉承の軍功各僞也、正史實錄にも載せす、當家の傳にもなし、

季定

從五上、式部大輔、號二長光寺一、○高木系云、母家女房、神傳、○建部系、江系云、秀定、○田中系云、或秀定、母新羅三郎義光女、兵部大輔、七相神傳、大力强弓、昇殿、號二長光寺一、

評曰、是も從五下にして、式部丞也、大輔の官に非す、又昇殿せす、諱も秀定と稱せす、母或は家女房とは註し、或は義光女と註す、是も臨場の虛記なる故、前後相違せり、共に誤也、其外兵部の官、昇殿、大力强弓等の說、皆以て僞なり、

秀義

兵部丞、號二長命寺一、○高木系云、神傳、母家女房、兵部丞、從五下、○田中系云、母對馬守義親女、七相神傳、兵部少輔、

評曰、母家女房に非す、義親女に非す、是亦當座の妄說也、官位諡號も皆僞也、秀義は平治の亂より後、一生浪游の身と成て、遂に任官受領せす、

定綱

號二大泉寺一、○田中系云、母六條判官爲義女、七相神傳、號二大泉光寺一、

評曰、母爲義女に非す、是も僞說なり、又此人より死後の諡號ありといへども、是とは大に異也、田中系云、此人三男定高、爲二澤田氏祖一、○江源武鑑亦同、

評曰、是僞也、定高は澤田と稱せす、澤田氏亦佐佐木流に非す、是は氏鄕己れか本姓たるに依て、僞て一流とせり、

又大系圖、以二三郎盛綱之曾孫四郎左衛門宗經一爲二尼子氏祖一、○江源武鑑、爲二五郎義清之流一、

評曰、共に以て僞なり、尼子氏は京極の流也、

信綱

號二天源光寺一、○田中系云、母新田大炊助義重女、七相神傳、正五下、昇殿、朝雅誅伐時、自二後鳥羽院一賜二從五上、左衛門佐、永補任、自レ是當家正統、不レ經二奏聞一、直此卯、甚爲二眉目一也、達二天台奧義一、老曾大明神是也、本朝草鹿圓物之濫觴、

評曰、母義重女に非す、位從五上にして昇殿せす、寺號も亦大に齟齬せり、且奏聞を不レ經して代々五品の官に任叙すと云事、足利治亂記にも如レ此僞註せり、蓋時の將軍すら宣命の上にて補任せり、矧や其臣下の佐々木の家をや、何んそ此義あらん、且永代の宣旨は、釋家代々門跡と稱し、又は定紫衣を著するの類あり、武家に於て永補任は、古今なき事也、又天台の奧義を極むと云事、正傳になし、草鹿圓物は、昔より有レ之、佐々木家より始るに非す、老曾大明神に祭ると云へる、皆以て大なる僞也、

泰綱

號二西光寺一、○田中系云、七相神傳、從四位下、昇殿、康元元年六月十四日、岩清水寶殿震動、蒙二勅許一泰綱神傳執行之、忽止、帝大叡感、被レ准二清花一、甚爲二眉目一、卒後號二西光蓮寺一、佐々

木末社內與國大明神是也、○建部系云、從四上、後深草院御宇、准二清花列一、

評曰、此人の寺號も大に相違し、且位從五上にして四位に非す、昇殿の勅許もなし、又震動を止め、清花に准せられ、死後に神明に祝すと云事、悉く氏郷が作れる妄言なり、乃泰綱本より弓箭の家に生れて、勇武を以て凶敵を鎭る道を得るといへとも、未た陰陽師の如く、祭禮を行て鳴動を止る術を不レ知、何に緣てか廷臣貴姓の列に准せられんや、又世に超たる德もなき故、其靈を神に祀る事もなし、皆以て大なる僞なり、

賴綱

號二崇光寺一、○建部系云、此人之次註、宗信成綱宗綱三代、而全爲二嫡流之系一、○江源武鑑云、自二賴綱一至二時信一、此間有二宗信成綱宗綱三代一、雖レ受二嫡家一、有二子細一不レ入レ代也、

評曰、此諡號も僞也、又建部系と江源武鑑と、此間の三世或は本系とし、或は代に入れすと云ふ、其用捨何んそや、但昔より行はるゝ諸家大系圖、及世本の佐々木系にも、各賴綱を以て直に時信の父とせり、按るに、皆以て誤なり、時信は賴綱の曾孫にして、實に此間二代あり、又江源武鑑に光信とあり、建部系に註するを正とすへし、

時信

建部系云、時綱、

評曰、綱の字誤なり、

氏賴

山內尾張守、號二雪江寺一、

評曰、山內は其弟備中守信詮か家號也、又尾張守と稱せす、實近江守なり、且雪江は氏賴の道號にして寺號には非す、各僞なり、

滿高

從五上、左京大夫、近江守、○建部系云、中務大輔、○足利治亂記云、滿高者雖レ爲二將軍義滿公御舍弟一、依二神傳一繼二于佐々木家一也、

評曰、是等の官位悉く僞なり、位從四下にして、大膳大夫、備中守也、本より此人は氏賴の實子にして、義滿公の舍弟に非す、大なる僞也、

建部系云、此人弟有二坂田氏高一、多賀祖、高宮信高落合也、○江源武鑑亦同、

評曰、二人共に氏郷か僞作なり、氏賴には義信滿高兩人の外に男女の子なし、義信は父に先立て病死す、此人は氏賴卒去の前年出生して、其弟一人もなし、又坂田氏は六角の流に非す、隱岐五郎義清流也、多賀は中原氏にして異姓なり、水戶侯光圀卿の仰を承て、丸山可澄か編集の古今花押藪にも、多賀豐後守を中原高忠と註せり、然れとも世に其眞を知らさる人は、同姓の中に於ても、多くは宇多源氏なりと稱す、但是も其據なきには非す、蓋古へ京極大膳大夫持清入道生觀、將軍（眞文云、京極か被管人也、）の侍所を司て、威名を振へり、（眞文云、非也、被管にて勤る也、）高忠其陪臣たりといへとも、大樹に謁して直參の列となり、所司（眞文云、侍所の代也、所の字は侍所也、今世の京都諸司代とは別代に補せられ、私に朝鮮と音問を通する時、吾か族譜を貴くせんか爲、伴て京極の氏を假りて源姓を冒し、持清か兄と稱して、異邦を欺きし事あり、乃ち彼國朝鮮、の申叔舟か作れる海東諸國記に京極多賀豐後守高忠は、生覩か同母の兄也と稱すと雖とも、全く信し難し、後に源榮熙か使の云く、彼れは乃ち生覩か族にして、實は其麾下なる者也と記せり、其時さへ既に如レ此なれは、昔より本姓を知る人少くして、久しく誤りを傳へ來れる者なり、又高宮落合は、各六角家の舊臣たりと云へとも、兩氏共に佐々木の流には非す、皆以て大なる僞なり、

滿經

從五上、○建部系云、改二滿國一、母足利左馬頭基氏女、文明三年正月廿三日、於二江州威德院一自害、

評曰、從四下也、母基氏女に非す、自殺の年號も相違せり、文安三年なり、又改名滿國に非す、滿綱なり、

建部系云、此人弟有二駒井高郷村井敎綱一、是池田祖、三上滿冬者、○江源武鑑亦同、

評曰、滿經弟三人の家號及諱、共に大に異也、駒井村井三上は、各舊臣に此等の氏ありといへと

も、皆佐々木の流に非す、又池田は佐々木より出つと云へとも、六角の派に非す、京極の流也、

政頼
元久頼、從五上、號二正光寺一、〇建部系云、從五下、〇江源武鑑云、母將軍義滿公女、
評曰、此人の諱政頼と稱せす、始終久頼と號せり、母義滿公女と云へるも僞也、位は從四下也、寺號は其音相通すといへとも、文字誤れり、祥光寺なり、
建部系云、此人弟有二野村久綱、蛟江高昌、建部滿氏三人一、滿氏後叙二從五下一、任二左衛門佐一、〇江源武鑑亦同、
評曰、三人ともに僞作也、但久頼の兄二人弟一人ありといへとも、皆佐々木氏を家號として、諱も各如レ是に非す、又野村は佐々木三郎盛綱より出る、建部は六角山内の流なり、蛟江は藤原姓なり、

高頼
江源武鑑云、童名龍武丸、母足利左兵衛督成氏女、
評曰、童名幷母成氏女と云へるは、皆氏郷か作れる所也、悉く大なる僞なり、

高賢
永原安藝守、

高成
種村信濃守、從五下、佐々木和田祖、〇江源武鑑同、
評曰、義賢の臣に永原安藝守と云者ありといへとも、名乘を高賢と稱せす、最も高頼の弟に非す、高頼は久頼の一子にして、女弟唯一人あり、是を以て僞作たる事を知るへし、（仍僞作の人をは、皆一段を下けて其名を註す、評論も亦終り、）又永原種村及和田は、各當家の譜臣たりといへとも、三氏共に佐々木流に非す、江州の和田は蒲生氏より出て、藤原姓なり、種村の流にも非す、皆以て僞なり、按するに氏郷己れか外祖の姓たるに因て、佐々木の流とせり、

定秀
女、

右馬頭、

實冬
若狹守、

女子
若狹武田右近大夫妻、管領義郷乳母、
評曰、此三人亦僞作なり、佐々木の家臣に如レ此稱する人なし、又若州武田に右近大夫と云者なし、悉大なる僞なり、

高盛
種村大藏大輔、

秀直——郷直 權佐
同源六左衛門、

秀時
磯野主馬助、磯野丹波守養子、

女子
目賀多秀道妻、

女子
今井時三妻、
評曰、義賢の臣種村大藏大輔と云者ありといへとも、名乘を高盛と稱せす、此外五人とも皆僞作也、

秀盛
和田和泉守、甲賀和田山城主、

秀政
香津畑城主勘六左衛門、〇江源武鑑云、秀氏、

秀純
和田源内左衛門、中務丞、

信盛
和田孫大夫、志賀郡雄琴城主、
評曰、義賢の臣に和田和泉守、香津畑勘六左衛門是も前に秀氏と書るを忘れて、今爰には秀政と註せり、此稱せす、最も畑氏佐々木の流に非す、是は己れか從弟に此氏（畑源左衛門、有るゆへ、僞て一流とせり、此外兩人全く僞作なり、又氏郷か造れる江州地圖（三島政興家藏、）を見るに、雄琴村に古墨の迹を畫して、城主和田孫大夫と僞註せり、是亦己れか外戚和田氏（喜兵衛、）を以て、正しき貴族とせんか爲に、如レ此記せり、

氏綱

母足利成氏女、從四上、近江守、○江源武鑑云、童名龍武丸、母足利政知女、永正十五年七月九日卒、歳卅一、

評曰、此人の童名實は龜壽丸と稱し、元服の後四郎近綱と號す、壯年に脚氣を惱て起居たやすからず、是より自ら戰場に赴く事稀にして、幕府の出仕も、多は名代山内宮内大輔政綱、を以てするか故、一生の間、官位に昇進せず、是故に野史にも其名を記す事少し、是六角佐々木正統の家說にして、同系譜にも如レ此註し、又江州佐々木宮の棟札、幷に正本の勢州軍記、細川兩家記等にも、皆四郎近綱と書たり、然るを氏綱と稱し、童名龍武丸、四品近江守と云るは、大なる僞也、但水戸侯の花押藪に、氏綱と註して、全く其花押を載せ、大膳大夫高頼一男、從四下近江守、大永天文間人と有て、京師祇園寶壽院藏と記せり、今世の諸書にも多く氏綱と註す、甚以て不審、蓋佐々木正統の系譜及家說は、古より世々傳來なれは、本より眞にして疑なし、花押藪に載る所も亦可レ信に似たりと雖とも、近綱は永正十五年に卒す、大永の頃は世に無し、矧や天文年中をや、殊に其花押を六角の家に校るに、近綱の判と異也といへり、愚按するに、當家の鹿流京極朽木尼子等は、其比家盛なれは、此等の中か、又山内政綱か子の三郎は、嫡家に逆心せし不當人なれは、江州の刺史を僞冒して、此者の判か、若は他家にも如レ此官名の人有て、其押判の寶壽院に有しを、誤て六角高頼の長子と云傳へたる物ならん、然れは則花押藪の說は、智者の千慮一失なり、又母を成氏女と書し、政知女と註す、前後相齟齬するの上、共に以て僞也、又卒去の年月日は實なれとも、諡歡は太た相違せり、乃山名細川か應仁の亂に、近綱未た龜壽と號せし時、文明元年、京極か被管多賀高忠兵を率して上洛し、勝元に加るを聞て、其留守を狙ひ擊んと蜂起す、高忠是に因て江北へ歸ると、室町日記其外正史に見えたり、是より永正十五年迄は、其間四十六年なれは、歳三十一と云ふは、氏鄕か無稽に注する證なり、其巧みの拙き事を知ぬへし、

義實

母參議政氏女、近江守、大膳大夫、參議、從三、將軍義輝公御後見、歌人、弘治三年二月三日薨、四十八歳、號東光、

評曰、近綱に男女の子なく、弟定頼に家督を繼しむと云事、諸史に見えたり、此者全く僞作たる事詳に卷首に註す、義昌及妹二人是に準して、其虛設を知るへし、然るに氏鄕已れか祖とせん爲め、如レ此無き名を作て、眞しく其事蹟を註し、諸人を惑はす事、梟惡最礙罪するに餘あり、又關白晴良公の北政所は伏見殿貞敦親王の御女なり、又義實等か死を薨と書たり、凡大臣已上を卿と稱し、死を逝と云、五位已上をは（貞丈按、大臣を公と稱し、死を薨と云、參議……脫文なるへし、貞丈按、此本文少違へり、逝の字は法の外也、褒葬令姓に據て、或は朝臣或は眞人、或は宿禰と稱に曰、凡百官身亡者、親王及三位以上は稱レ薨、五位以上及皇し、死を卒と云、其已下は死を或は歿、或は不親は稱レ卒、六位以下途に於庶人一稱レ死、錄、或は死と書す、是は世人の遍く知る所也、然れとも、氏鄕元來凡下の土民たる故、ケ樣の故實を夢にも不レ知して、薨と書たり、

義昌

住八幡山、左馬頭、

女子

關白晴良北方、

女子

京極武藏守高秀室、

輝綱

川端左近大夫、公方義輝公生害時討死、○江源武鑑同レ之、又同書云、元龜二年二月廿一日、將軍義昭爲二近習頭一上洛、

評曰、義輝公の殉死せる川端左近大夫は、眞の人にして是とは別也、爰に註せるは、其人の名を假りて僞の者也、最川端氏は佐々木の流に非す、其上義輝の生害は、永祿八年なれは、死して五箇年の後に、又義昭に勤仕と書るは、定て其幽魂の上洛するならん、太た以て笑ふへし、

義秀

母公方義晴公女、參議、從三、修理大夫、近江守、天正十年五月廿五日薨、三十八歳、

號二大光院一、
評曰、此者及義賴妹二人、皆氏鄕か僞作なり、具に卷首に註す、

義賴
母從四下、右京大夫、若狹武田義純養子、○江源武鑑云、天文十七年十月九日、義秀弟龍水丸、爲二武田義統養子一、後號二義賴一、
評曰、是大なる僞也、元來義賴は作り人たるの上、義統云孫八郎元次（誤アラン）或元明と云ふ、實子あり、信長より若州の中に於て三千石の領地を賜る、後に秀吉公の命に違て、天正十年七月廿二日、江州海津に於て自殺す、歲廿二、法名紹昌法雲寺と號す、

女子
將軍義輝公御臺、

女子
江州長命寺尼口口達、天台奥義歌人、
評曰、是皆氏鄕か僞作也、將軍義輝公の御臺は、近衞關白前嗣公の御女なり、長命寺尼は、定て小野小町なるへし、如何となれは、良實か娘にて歌の上手、天台の佛法を究めたれは也、老後に關寺邊へ零落せし時、長命寺へ移りし物ならん、笑ふへし、

義鄕
母平信長女、右兵衞督、號二源光院一、關白秀次一味牢、○江源武鑑云、先レ是江州十二萬石、
評曰、此者も亦僞作の證卷首に註す、但氏鄕か父たるを以て云は丶、是堅田村小分の地に、手つから田圃に耘る澤田武兵衞也、

龍勝丸
評曰、是又僞作なり、

氏鄕
母平秀信女、童名龍武丸、兵部丞、
評曰、是右の澤田武兵衞か子、田畠の糞培を業とする澤田源內（大系圖僞作人）也、母は和田勘兵衞と云へとも、土民の女なり、異に序中に記す、

定賴
母同、元相國寺僧、號吉侍者、當家嫡（造り名）義實依二

幼少一還俗、預二拋領職一、爲二義實後見一、住二觀音寺城一、家紋兩矢筈、後四目結、號二箕作彈正忠一、
評曰、定賴は近綱と異母の弟にして、同腹に非らす、又高賴老衰し、近綱に家督を讓るといへとも、此人病氣、其上實子なきに因て、永正八年の秋、還俗して家を繼く事、諸書に明かなり、又兩矢筈紋は、當家嫡庶分流の家々に、本紋代紋甚多しといへとも、遂に此紋なし、又家號は本より六角佐々木にして、箕作とは稱せす、其外庶子の中にも、此氏箕作、を號する人なし、蓋此城は要害の番城たるに依て、余か遠祖世々城代と成て是を守るか故、能く此事を知れり、官も亦彈正忠には非す、少弼也、但元相國寺僧吉侍者と書たる、是のみ正傳に契へり、

高保
大原中務大輔、

高實
梅戶左近大夫、住二伊勢國一、

女子
評曰、是三人細註共に實なり、但高實官名左の字誤也、右に作るへし、

義賢（造り名）
義秀後見
評曰、此人の傳大なる僞也、何者の後見そや、

女子
濃州土岐室、
評曰、此傳又僞なり、細川右京大夫晴元室也、土岐賴藝室は、齋藤山城守利政入道道三か女也、

女子
本願寺顯如上人北方、
評曰、此傳は實なり、

義弼（造り名）
義實養子
評曰、此傳大僞なり、何人の養子そや、

高守
實高賢子、
評曰、此傳は實なり、但諱を定治と改む、

賢永
元義久、大原二郎左衞門、家紋三目結、○江源

武鑑云、大原高保養子、號二大原中務大輔一、關東伺公、後改二佐々木一也、

評曰、此傳皆以て大なる僞也、義賢の二男に此名なし、但高保賢子に賢永と云ふあり、永祿十一年の秋、觀音寺城下にて討死せり、其の義賢二男は近江守義定と號して、大原か養子と成る事なし、永祿十年、兄義治より讓りを得て家嫡となり、翌年の秋、織田信長と戰ひ負て、遂に國を奪はれ、後に秀吉公の世に狹地三百石、を領す、此時中務大輔と改め、慶長四年に東照大神宮に召出されて、千石の地を賜る、家號及ひ家紋共に本より佐々木と稱して、四目結なり、國を治る事纔二年なれは、此人の名諱を世に知る人少きゆへ、諸書に記す事稀なり、但正本の勢州軍記には、此人の名乘官位迄正しく書たり、

女子
能州畠山室、

女子
伊勢國司室、

評曰、此二人の傳は實なり、

高賢——高守 改二定治一、兵庫助、道求

左近大夫、民部少輔、 已齋、

評曰、此父子も亦僞に非す、但是は家號を大原と稱して、右近大夫也、左の字相違せり、又民部少輔は其弟高和の官名なるを、誤て爰に註せり、

高和——大膳大夫、

評曰、是も實なり、但初め民部大輔と號し、大膳亮と改む、是又亮の官を誤て大夫と書たり、幼より大神君の御小姓に召出され、別に采地千石を賜り、義定卒去の後、台德公より父の領と幷て二千石を賜れり、

高重

二郎左衛門、

評曰、是實にして皆舊名註せり、此人は高和二男にして、家督を繼き、後に外記と號し、又源兵衛尉義定と改む、是則氏鄉か姦曲を憤り、捕へて頭を刎んと上啓せし人也、嚴有公の御世迄、御小姓組番勤仕、延寶八年閏八月廿六日歿す、

○織田系之內

信長——

母六角高頼卿女、寶政頼女、

評曰、是大なる僞なり、信長の母は江州佐々木庶流土田彦六郎政久德雲軒法名道樹の女也、然るを高頼の妹と伴り記すこと、誠に可レ笑の甚しき者也、蓋久頼は康正二年十月二日卒す、是より先に生する女ならん、年齡太た相應せす、然れとも柱て是に隨はゝ、卒去の砌、母の胎内に在て、翌年康正三年出生の子にして、是れを兄高頼養て娘とし、信長の父信秀彈正忠、備後守、永正五年生、に嫁するにしても、信秀より年增る事五十二歲也、信長は天文三年に生す、然れは則信秀の室七十八歲にして信長を產すと見えたり、凡婦人は四十九歲にして、衝姓の輕脉衰へて子なしと云へり、矧此齡に至て、爭か子を生せんや、信秀の母と云ても、猶未た其年期に中らす、若信秀の祖母とせは可ならんか、但宝家には養子たりと云はゝ左も有へけれとも、信秀若年にして、何そ如レ此の老婦を妻とせんや、是等の理をも考へすして、旨に註する事、氏鄉か淺智の程知ぬへし、又高頼をは朝臣と云へし、卿とは稱せす、是又前に委く記す、

信孝

喜六、六角義秀養子、爲二人質一、

秀成

半左衛門尉、六角義秀養子、爲二人質一、

評曰、義秀と云者、本より作り人たる故、此傳悉く僞也、又信長弟に喜六信孝と云人なし、喜蔵信時、後安房守と號す、是れを僞て書るならん、信長の子には三七信孝と云人あり、

信忠——

秀勝

義秀養子、

評曰、此傳又僞なり、豐臣秀吉養子たるに依て、相似せて書たり、

女子

實者信廣女、佐々木修理亮義秀室、爲二上方通路緣者一、

秀信――女子

六角右衞門督義郷室、氏郷母、作り名

評曰、此女子全く僞作なり、秀信は廿二歳にして高野山に於て逝す、男女の子なし、若し氏郷か母と云ふ說に據らは、江州雄琴村の百姓和田勘兵衞か娘成女の名、と云女なり、

○朝倉系之內

○高景――宗景

越前國主、彈正忠、越前國主、彈正忠、○江源武鑑云、時景、

義景

左衞門大夫、越前國主、實者管領義實弟氏綱子作り名也、養子、天正元年七月十八日、伐誅斷絶、

評曰、是大なる僞なり、近綱に子なく、義實僞作の事、具に前に註す、彈正忠宗景及ひ時景と云ふ者なし、又義景は養子に非す、官名も大夫と稱せす、自害の日も相違し、且父の官も彈正忠に非す、正傳に據ていはゝ、彈正左衞門孝景か實子孫二郎延景、左衞門督に任し、將軍家の諱の字を賜て義景と改む、

義統――永祿年中、公方昧方參、

評曰、此傳も又僞也、義統本より將軍家に屬して、永祿に始て應するに非す、

義頼――母公方義晴公女、實佐々木六角管領義實作り名二男、從四下、右京大夫、法名崇喜、精兵大力、

天正元年八月廿日自殺、年四十一、松雲院大球宗光居士

と號す、又孝景を高の字に改て祖父となせり、義景祖父は彈正左衞門貞景也、總して孝景より上み數十代、皆氏郷か僞作にして、一人も眞系に合はす、

○武田系之內

○信時――

大膳大夫、實者六角高頼子、

評曰、此傳僞なり、義統か父は伊豆守中務大輔信豐なり、是則大膳大夫元光か實子にして養子には非す、其上高頼には、近綱定頼高保高實の外男子なし、又信時と云へるは、是れより十代前にあり、

評曰、義統には實子孫八郎元次あり、外に養子なし、其上義頼僞作たる事、具に前に註す、又義統か上み五六代、官名及諱太た相違せりといへとも、悉く改註するに不レ及、若州武田眞系を照して見るへし、

○豐臣系之內

○秀吉

爲二平信長忠臣一、勤二武功一之時、信長爲二口入一、江州屋形義秀卿作り名秀字申請之、始號二元吉一、○江源武鑑云、天正三年二月十四日、木下藤吉郎觀音城出仕、賜二見于屋形一、被レ許二諱字一、即賜二秀字一、而改二秀吉一、初號二高吉一、

評曰、近年薄識の人、是を實也と思ひて、書中に引く者あり、淺智の程推し測るへし、本より義實僞作なる事前に委く註す、叢名を或は元吉と書し、或は高吉と書し、是又臨場の僞作なる故、前を忘れて後に註する所相違結せり、乃秀吉と號するは、將軍家譜幷織田軍記小林彦太郎作、に云、古へ朝夷義秀か勇名ある故、其名を顚倒して秀義と號す、然れとも義の字は公方の諱に憚あるに依て、吉の字に改むとあり、是正說也、又秀吉の父を昌吉と註して、中村氏となし、是より上に、吉高國吉の三世を僞補せり、按するに將軍家譜に、秀吉其父の名字を詳にせす、尾張國愛智郡中村郷筑阿彌か子也とあり、其身卑賤にして自ら姓氏を辨へす、父祖の名も慥に知られす、是故に或は平氏と稱し、或は藤氏と稱し、遂に朝廷より新に豐臣の姓を賜れり、是皆今の世に逼く知る所なり、されとも氏郷か如、手つから蕊培する程の凡下の人には非す、

右は偏に佐々木家の妄說を訂す所なり、此外諸氏傳の誤り太た多しといへとも、枚擧するに遑あらす、餘は是に準して可レ知のみ、

大系圖評判遮中抄終

諸由緒

○金座由緒書

後藤庄三郎

覺

一文祿二年、於二京都一始而先祖庄三郎儀、權現樣江御目見仕、金銀改役被レ爲二仰付一、江州に而知行五拾石被二下置一、台德院樣御朱印頂戴仕、所持仕罷在候事、

一慶長五年濃州關ヶ原御合戰之後、天下御一統之節、最初被レ爲二仰出一候御制札、庄三郎江被レ爲二仰付一、京都江持參仕候事、

一大坂御陣中御扱ひ之儀、庄三郎へ被レ爲二仰付一取扱仕候、其節之書狀拾三通所持仕罷在候處、先年酒井讃岐守殿御一覽被レ成度由、被レ仰候に付差進候處、讃岐守殿方に而燒失仕候、先年御尋之節も拾三通計寫差上申候、右拾三通之寫只今に所持仕罷在候、且又御扱ひ之儀に付、城中江人質をとり可レ歸之旨、庄三郎江被レ爲二仰付一、則城中江罷越、織田有樂子息武藏守、大野修理亮子息信濃守、右兩人取來候に付、甚御感被レ爲レ遊候事、

一慶長二十年四月晦日之御陣之節、淺野但馬守殿無二比類一働に而、御感狀被レ下候に付、松平右衞門佐殿、秋元但馬守殿、先祖庄三郎承レ之、右三人連判之狀、淺野但馬守殿江遣候事、

一御前江庄三郎被レ爲レ召、大坂城中之金銀相改可レ申之旨、安藤對馬守殿庄三郎兩人江被レ爲二仰付一、六月二日大坂より金貳萬八千六拾枚、銀貳萬四千枚、庄三郎京都江持參仕候事、

一長崎表唐人商船出入之事、幷長崎御用二代目庄三郎代迄相勤、於二江戸一諸事相計ひ仕候事、

一異國江之書翰庄三郎江被レ爲二仰付一取遣り仕候事、

權現樣江從二台德院樣一御肴被レ爲レ進候節、權現樣少々御機嫌惡敷儀御座候に付、庄三郎御挨拶奉二申上一候に付、御機嫌御直り被レ遊候、爲二御褒美一、定家小倉之色紙掛物、台德院樣御手つから被二下置一拜領仕候、從二台德院樣一二代目庄三郎には志津之御刀被二下置一候事、台德院樣弘法之草之手跡御尋被レ爲レ遊候節、御近習衆、庄三郎方に可レ有二御座一との御挨拶被二申上一、則庄三郎被レ爲レ召、右手跡之儀御尋被レ爲レ遊候に付、所持仕候段申上候處、御前に弘法之眞之手跡は有レ之候得共、草之手跡無レ之候に付、草之手跡差上候處、甚御感被レ爲レ成候事、右之代りに其方手跡に無レ之もの可レ被レ爲二下置一との上意にて、古筆之御手鑒拜領仕候事、

一先祖庄三郎爲二遺物一正宗之御刀献上仕候事、

台德院樣御不例之節、二代目庄三郎土佐筆之御扉風御慰に差上候處、御寢所迄被レ爲レ召、御直之上意に而甚御感被レ遊、御紋御羽織吳服拜領仕候事、

大猷院樣珍敷御水指御尋被レ爲レ遊候節、佐久間將監殿庄三郎所持可レ仕との御挨拶被二申上一、二代目庄三郎被レ爲レ召、水指之義御尋に付、利休くひちかひ之水指所持仕候段申上候得者、差上候樣被レ爲二仰付一、則差上候處、珍敷御道具差上候との御直之上意に付、御感に預りたてまつり候事、

權現樣御側近く先祖庄三郎相勤候に付、駿府庄三郎屋敷江度々被レ爲レ成候、十二年以前迄駿府屋敷に御成御門有レ之候處、地震に而破損仕候故、只今者たゝみ置申候、御成之節之右之手水鉢も、只今駿府屋敷所持仕候、只今江戸居屋敷も御直に御見立に而、錢龜橋より御覽被レ遊候、拜領仕候事、

一御側近先祖庄三郎儀相勤、武代目庄三郎迄度々吳服黃金拜領仕、曾祖父庄三郎儀、御紋御羽織拜領仕候、祖父庄三郎儀、拾七年以前寅年拾二月廿八日吳服拜領仕候事、

一先祖庄三郎より武代目庄三郎迄、銀座年寄とも支配仕、萬事取計申候事、

權現樣台德院樣御直筆之御書度々頂戴仕、幷兩御代々日記書物等數多御座候處、五十年以前酉年類焼仕候、以上、

享保十一年午十一月　後藤庄三郎　印

御勘定所

右後藤庄三郎由緒御尋に付、書付取之差上申候、以上、

○江戸町年寄由緒書寫

樽屋藤左衞門

覺

一水野右衞門太夫忠政七男、水野彌平太夫忠賴嫡子、水野彌吉康忠、後に樽三四郎と改申候、永祿三年六月、父彌平太夫三州於二苅屋一討死仕候、此節彌吉儀八歲に罷成、翌年權現樣江御目見被レ爲二仰付一、御側

に而御奉公仕候、十六歳に而元服被レ爲二仰付一、御諱之御一字被二下置一、康忠と申候、

一永祿三年十二月味方ヶ原御合戰之時、彌吉二十才、一日之内、信玄麾下黒澤藤五郎、赤沼三左衛門を初數拾貳人討取、則首數奉レ入二實檢一候、且又甚五郎戰急難之處、彌吉相救候段、甚御感之旨被レ爲二仰出一、翌日彌吉名を三四郎と可二相改一之旨、以二上意一被レ爲二仰出一、首數に而此名を被レ爲二下置一、從レ是三四郎と相改申候、

權現樣濱松御退陣之砌、信玄士卒奉レ追之節、彌吉天野與八郎防戰仕候、其後所々御陣御供仕候、

一天正三年長篠御陣之時分、三四郎酒樽を献上奉候、此樽信長公被レ進候、此於二御陣一信玄麾下松下金太夫討取候に付、信長公被レ爲二聞召一、彼の樽三四郎働きかと蒙二御意一、此後依二釣命一家名を樽と改申候、

一天正五年五月、武田勝頼と藤枝御合戰の時分、三四郎桔梗之花を献上仕候、此花御陣之吉相知之由甚御感、依レ之澤瀉之紋を桔梗に改申候、此時三四郎儀、遠州町之支配被レ爲二仰付一、筧八左衛門同役相勤

申候、御入國以來天正十八年八月十五日、於二江戸一町々支配役被レ爲二仰付一、井神田玉川兩水道支配仕、武州豐島郷之内、關口、小日向、金杉三ヶ村之御代官相兼、町年寄役相勤、代々帶刀仕、熨斗目御停止之節も、町年寄者格別之由被レ爲二仰付一候處、常憲院樣御代又候御停止被レ爲二仰出一、此節町年寄之儀も一同に相止み、追而天氣伺之旨被レ爲二仰付一、三ヶ村御代官所々儀も、細井九兵衛殿支配に罷成候、右之通先祖より御奉公仕、每年正月年頭御目見仕、同月上野增上寺江御成之節、御成先に而御目見仕、私代迄七代御役儀相勤申候、背貝柄之鑓一筋從二權現樣一拜領之由申傳、代々所持仕候、

一東三拾三ヶ國枡之儀、古來より被レ爲二仰付一候、慶長十七年子年、東海道中仙道一里塚被レ爲二仰出一候御用、樽や藤左衛門奈良屋市右衛門兩人先祖江被二仰付一、藤左衛門道中江罷越指圖仕、築立させ罷歸り候節、銀子拜領仕候、

一寛永十一戌年、大猷院樣御上洛之節、爲二御祝儀一三代目藤左衛門上洛仕候處、御目見被レ爲二仰付一、御紋之時服拜領仕候、

一寛永十四丑年、類火に逢候時分金五百兩、明暦三酉年大火之節類焼仕候に付銀貳拾貫目、同年大坂御藏之白米被レ爲二下置一、京都に而拂代銀三拾貫目宛、三人同事拜領仕候、此外拜領拜借米等、三人一同に被レ爲二仰付一候儀度々御座候、

右之外、委細之留書六拾九年以前酉年大火之節類焼仕候、以上、

享保十巳年八月

町年寄　樽屋藤左衛門　江　印

町方御番所

○

覺

一私先祖之儀者、大館家之氏族に而御座候所、一旦和州奈良に居住仕罷在候處、權現樣三州に被レ爲レ遊二御座一候砌三州江罷越、駿州方々江御供仕候由、御入國之節御當地江御供仕、私代迄七代御役儀相勤申候、先祖御奉公仕候由緒書は、曾祖父代類火焼失仕候、

一御入國以來天正十八年八月十五日、於二江戸一町々支配被レ爲二仰付一、井神田玉川兩水道支配、武州豐島郷之内、關口、小日向、金杉御代官相兼、町年寄役相勤代々帶刀仕、熨斗目御停止之節も、町年寄者格別之由被レ爲二仰付一候處、常憲院樣御代又候御停止被レ爲二仰出一、此節町年寄之儀も一同に相止み、追而可レ奉レ願之旨被レ爲二仰付一、三ヶ村御代官所之儀、細井九左衛門殿支配に罷成候、

一天正年中增上寺只今之所に御座候か、增上寺跡町之儀に付、連雀町同前に私共異見可レ仕之旨、御黒印被レ爲二下置一候、唯今に頂戴仕罷在候、

一東海道中仙道壹里塚御用、其外度々類火に付、拜領拜借米等之儀、三人一同に御座候、以上、

享保十巳年八月

町年寄　奈良屋市右衛門　印

町方御番所

○

町年寄　喜多村彦右衛門

覺

一私先祖喜多村彌兵衛儀、權現樣御入國之節、江戸表相應之御用被レ爲二仰付一候旨に而、從二遠州一被レ爲二

召連ニ御供仕、御當地町年寄被レ爲ニ仰付一候、天正二十年十月頂戴仕候御黒印、江戸三人町年寄之內に而、私迄九代無ニ油斷一御役儀相勤申候、先祖彌兵衛儀、於ニ遠州一御奉公仕候儀者、明暦三酉年大火之節、留書類焼仕候由申傳候、依レ之分明に書上難レ仕候趣に而御座候、且又二代目彦右衛門儀、大猷院樣水練、幷御鉄御稽古之儀奉ニ申上一候、寛永九年本町に捕者有レ之候節召捕候、爲ニ御褒美一安針町之會所拜領仕候、寛永十一年大猷院樣御上洛之節、駿州富士川徒渡之御先仕候由申傳候、

一神田玉川水道兩水道、幷三ケ村御代官、帶力鬪斗目着用之儀、其外類焼仕候に付、拜領拜借米等之儀、同役共一統に御座候、以上、

享保十巳年八月

町年寄　喜多村彦右衛門　印

町方御番所

○江戸町地割役目相勤申候由緒書

地割方　樽屋三右衛門

覺

一町地割之儀者、木原勘右衛門相勤、隱居仕、悴勘右衛門跡役被ニ仰付一、是又隱居仕、一子無レ之候に付、弟與右衛門跡役被ニ仰付一候處、右與右衛門不行跡者に而、十六年以前寅年御役被ニ召放一入牢被ニ仰付一、翌年卯二月御仕置に罷成候、同年地割役私に被レ爲ニ仰付一被レ下候事、

一右勘右衛門地割役被ニ仰付一候由緒者、古來町方地割地渡惣而間地御用御座候節、町奉行所より御大工頭木原內匠殿江、間地御用に候間役人道具共被ニ差出一候樣、度々被ニ迎遣一候義も如何に候間、自今右役人町方江御請取被レ成度段、木原內匠殿江御相談被レ成、御窺之上、木原內匠殿勘左衛門親類故、町方江被ニ差越一、夫より町方地割常役に被ニ仰付一候、其節之町御奉行御名前は覺不レ申候、爲ニ御役料一日本橋南壹丁目東側會所中通表京間二拾間之町屋敷壹ケ所、本石町三丁目北側會所に而京間貳拾間之町屋敷壹ケ所、合貳ケ所被ニ下置一候、本石町拜領屋敷御用地に成、代り地永富町三丁目に而表京間拾五間、裏行町並貳拾間之町屋鋪被ニ下置一候、地割御用御座候節者、御扶持方被レ下候、永富町屋敷之儀者、先年拜領屋敷書入質買御停止無レ之節書入、金子返濟滯候に付、保田越前守樣御勤役之節、金主方江相渡候、右由緒之儀者、勘右衛門方に年來相勤候手代を私方江召抱候故、常々承傳候、依レ之書上申候、私儀與右衛門跡役被レ爲ニ仰付一由緒者、私儀名主役相勤罷在候處、丹羽遠江守樣、松平壹岐守樣、坪內能登守樣御勤役之節、年來名主實躰に相勤、諸事埒明候者故被ニ仰立一、御伺之上與右衛門跡役被レ爲ニ仰付一、右日本橋與右衛門拜領屋敷、私江被ニ下置一候段被ニ仰渡一候、

一私樽屋與申由緒者、曾祖父水野惣兵衛と申、本國遠州濱松に而、水野右衛門太夫忠政末子、水野彌吉幷長男藤左衛門次男惣兵衛と申候、右彌吉天正三年五月廿一日長篠御合戰に首三つ、壹之御合戰首四つ討取、權現樣備ニ御實檢一候得者、御感狀御褒美等被レ爲ニ下置一候、依レ之自分爲ニ祝儀一手樽一樽、口に結梱之花を指、幷結梱之紋付候御盃を添獻上仕候、權現樣此樽を信長公江御持參被レ遊候處、信長公御喜悅無レ限、兩御大將より水野彌吉を樽三四郎と御改、三つと四つと之首を御表し名を三四郎と御改、向後家之紋も結梱を可レ附旨被ニ仰付一候、權現樣駿府に被レ成ニ御座一候刻、三四郎蒙ニ御勘氣一、浪々之身に罷成、御當地江罷下り町宅仕候處、俗姓不レ顯によつて、町中之者三四郎を敬ひ諸事得ニ差圖一來り、自然と町之年寄と罷成候由、長男藤左衛門儀者、親三四郎と御當地江一所に罷在候に付、三四郎家督仕、町之年寄仕罷在候、次男惣兵衛儀者、遠州濱松に住居仕候、權現樣御入國に付、遠州より御當地江罷下、右之由緒申上候得者、日本橋南壹丁目表京間五間裏行貳拾間之町屋敷被ニ下置一、夫より私迄今以代代日本橋住居仕候、右三四郎町人に相成候譯者、右之通御座候、名字も樽と一家に而御座候處、町人故屋之字付來り候由承傳候、以上、

享保十巳年九月

地割方　樽屋三右衛門　印

町方御番所

右町年寄幷地割役由緒御尋に而書ニ取之一差上申候、以上、

巳十月

大岡越前守

諏訪美濃守

○淺草彈左衛門由緒書

長吏 彈左衛門

覺

一私先祖、攝津國池田より相州鎌倉へ罷下相勤候處、長吏以下之者依レ爲二強勢一、私先祖に支配被レ爲二仰付一候、賴朝公御證文者、鎌倉若宮八幡宮へ奉納候、右御書物之儀に付、則別當之御書付等も御座候、依レ之任二先例一、於二于今一鎌倉八幡宮御祭禮御神輿先立之供奉、長吏共烏帽子素袍、或は上下着し相勤申候、

一寅年御入國之御時、私共先祖武藏府中迄罷出、鎌倉より段々相勤候由緒申上候得者、御役等長吏以下支配被レ爲二仰付一候、其節小田原長吏太郎左衛門、小田原氏直公之御證文を以、長吏以下支配之儀奉レ願候得共無二御取上一、其御證文被二召上一私先祖へ被レ下候、其後元祿五申年上州下仁田村馬左衛門長吏之論に付、甲斐信玄公御證文を以論候處、其御證文御評定にて被二召上一私江被二下置一候、

一御入國之御時、御馬足痛踏摺皮被二仰付一、御馬之爲二御祈禱一猿引御尋の上、私先祖支配之猿引召連罷出候得者、病馬快氣仕候に依て、爲二御褒美一烏目頂戴仕、其爲二御引例一毎年正月十一日御城樣御臺所に而頂戴仕候、中古より西之御丸下從二御厩一御判頂戴仕、御納戸方より烏目頂戴仕候、

一御入國之御時、格式に而只今に至迄、年始之御禮元日御老中樣へ罷上、夫より段々御役所樣へ相勤申候、

一從二先前一手下之女御關所通候節者、私一判に而御留守居樣へ申上、御判頂戴仕通申候、

一私所持仕候印判者、濃州青野原御合戰之時、私先祖江首御預之節、集房と申文字之印判爲二割封一被レ下候、此印判于レ今用申候、

一九拾年程以前灯心挽候者、御城樣へ上二燈心一細工仕、御扶持頂戴仕候、

一燈心商之儀、御仕置もの御役仕候由緒に而、瀨戸物町小田原町兩辻に於て、役之者六拾五人之內、晦日罷出無二地代一商仕來候、淺草觀音市場何方に罷在商仕候共、是も無二地代一每年十二月市場商仕來候、都而燈心細工幷商之儀、從二古來一私一名之家業に御座候、

一御役目相勤候儀者、御厩へ御用次第御絆綱差上申候、幷武藏府中御厩、下總小金村御厩に御絆綱差上申候、其外御陣太鼓、時之御太鼓、幷御陣御用之皮類、御用次第差上申候、

一御仕置もの御役は、晒もの、磔、火罪、獄門、鋸挽、文字彫、耳鼻創（削カ）、切支丹釣し問等に御座候、六十四五年以前石谷將監樣、神尾備前守樣御勤役之節、武州鴻巢村に而磔三人彼レ遣候に付、御評定所に而被レ爲二仰付一御奉書被レ下、檢使共私先祖江被レ爲二仰付一候間、御傳馬申請、長道具爲レ持相勤申候、此外在在支配之內江代々壹度宛、相廻り改候節も長道具爲レ持申候、

一堀式部少輔樣町御奉行之節、私先祖へ內記と申名被レ下、于レ今內證名に用申候、

一午未飢饉之時、岩附町之御欠所雜物被レ下候、大火之節御金御米頂戴仕候、丸橋忠彌品川に而磔に被レ行候場所に而、石谷將監樣より金子頂戴仕候、甲斐庄飛驒守樣より似順禮雜物頂戴仕、盜賊御改方赤井五郎作樣より銀子頂戴、丹羽遠江守樣より御尋もの被レ爲二仰付一召捕差上候得者、金子五兩被レ下候、

一當五月中、大納言樣御任官爲二御祝儀一、御米五百俵淺草御藏にて被二下置一、則手下共へ割渡配分仕候、

一御入國之御時、島田義祐之鑓壹本御預ケ被レ遊、壹本に而者手支候間、神尾若狹守樣御奉行之節御願申上候得者、兩御番所樣朱鑓之內、下坂壹本宛被レ下候、

一私支配在々長吏は、無年貢之田地、或は屋敷計無年貢に而、田地は御年貢差上候もの數多御座候、御水帳直に頂戴仕、其一村之長吏御年貢收納仕候もの御座候、

本書中切に而張付有レ之、

一賴朝公より私先祖へ被二下置一候御書付之寫、

左之通、

一長吏、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、壁塗、土鍋、鋳物師、辻目暗、非人、猿引、鉢扣、弦指、石切、土器師、放下、笠縫、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨師、關守、鐘打、獅子舞、みの作、傀儡師、傾城や、

右之外道之物數多附有レ之といへとも、是皆長吏

者其上たるへし、此内盗賊の張者長吏として可レ行レ之、湯屋風呂屋は、傾城之下たるへし、人形錄は皆々二十八番之下たるへし、

頼朝御判　鎌倉長吏弾左衛門頼兼
但頼朝より下は略に相見申候
治承四年九月日

一當時私全支配仕候もの左之通に御座候、

一長吏、
一非人、
一乞胸、
一猿飼、

但是者、御當地は私園内地面を仕切別段に住居仕、頭役之もの兩人有レ之、西御丸下御厩へ罷出御馬御新念仕、其外諸御屋鋪様方へ同様罷出相勤、夫々被レ下もの頂戴仕、其外手下猿飼共者、町々猿引渡世いたし歩行候、且又素人より猿飼仲間へ弟子入仕候儀者、右頭共より私方江申出候上差圖請、身元より無レ構之書付取、弟子に抱申候、右之者素人に相成候砌は、是又別書之手續に而、身元より證文取、

素人に引渡申候、其外猿飼素性之ものは、素人に相成候儀は、決て不二相成一旨御座候、

一さゝら、
一茶せん、

右者關八州村々に有レ之候得共、當時は無レ之、

右之趣、此度御尋に付奉二書上一候、前度寫奉二差上一候古證文、毛頭相違無二御座一候、以上、

享保十年巳九月　淺草　弾左衛門

一上州平井村長吏九郎左衛門訴申候に付、太郎左衛門罷出遂二糺明一之所、太郎左衛門捧訴申條、尤道理之旨裁許畢、然者平井村長吏九郎左衛門一類上州被レ拂上者、若被レ拘方有レ之者、急度可二申屆一、猶於二承引一者小田原江注進可レ申旨、依レ狀如レ件、

弘治二年正月十日　評定衆　石巻下野　判
長吏　太郎左衛門

今度御陣爲二御用一板目皮入候間、方々被二相尋一候、

部掃部殿迄可二相渡一候、皮參着次第、代物之儀相渡可レ申候、爲レ其如レ斯候、以上、

五月十七日　内藤修理
弾左衛門江

一鹿之皮二百拾九枚しらなめしに申付候、何も通り御分國中皮作り罷出、弾左衛門相談候得而早々可二仕立上一者也、

七月廿一日　青常陸　御分國中皮作　弾左衛門江

一急度申入候、大納言様より被二仰付一候鹿之皮、いつも弾左衛門所江申付候而、白皮に仕上申候、何茂御分國中之皮作り申付仕上候由に候、夫付其方、御代官所之皮作迄致間敷候由弾左衛門申候、左様に候哉御尋に候、いつもいたし付候者共江申付候而、尤かと存候、爲レ其如レ此候、恐惶謹言、

十一月廿日　青山常陸介忠成
奥平美作殿御下代衆

今度御武者揃之御用に付、サヒ皮四百八拾ふり入申候、四月二日を切て御分國中無レ滞、權門江急度可二持來一候、代物之儀者賢買並に可レ被レ下候、若日限相延候はゝ、可レ爲二曲事一候、

申三月　奈良八郎左衛門　判
岡田又兵衛　判
在々所々皮作衆

乍レ恐以二書付一御願申上候事、

一三御番所様江罷出候格式役之ものに私逆に罷成候儀者、渡邊大隅守様村越長門守様御勤役之時、相勤申候彈左衛門儀、病身に付名代に而相勤候節、段々不身上に罷成、平日御用之節召仕連申儀も、名代之者詰來略儀に仕候、此段自然と格式之様に罷成申候、往古より右御老中様方奉レ初、諸御奉行様方江上下帶刀に而、今以相勤申候、御番所之儀平日御用多御座候故、自然と略儀に仕候處、只今格式之様に罷成候儀者、私方より誤來り候儀に御座候、只今迄役々之者指出候而、御用等相勤候得共、向後者私直に相勤可レ申候間、何卒古來之通御門内帶刀出勤仕候様に、被二仰付一被レ下候者難レ有可レ奉レ存候、以上、

享保四巳年二月　淺草　彈左衛門
御町方
御番所様

乍レ恐以二書付一御窺奉二申上一候、

一昨廿六日私被二召出一、三御番所御門内迄帶刀仕相勤候之様被レ爲二仰付一、難レ有仕合奉レ存候、就レ夫御伺申上候、組頭貞右衞門淺右衞門儀は、私同意に支配下取扱仕、惣御役所様罷上り申候節、私上下着用仕、組頭は羽織袴に而相勤來申候、支配下々之儀御願又者御用之品に依て、組頭共罷出候儀粗御座候、然上者此儀も役々之者とは格式逆に相成候間、羽織計に而帶刀仕、三御番所様江爲二相勤一申度奉レ存候、依レ之御伺奉二申上一候、以上、

享保四巳年亥十月廿七日　淺草　彈左衛門
御町方
御番所様

乍レ恐以二書付一奉二申上一候、

一此度私由緒御尋に付、先達而指上置候古證文等寫、幷由緒書付壹通奉二差上一候、其刻申上候鎌倉太郎左衞門江預け置候書物、御差圖に者無二御座一候得共、手下之儀勿論預置候得者、私所持仕候も同様に御座候に付、取寄せ申候間、御披見之上御書留奉二願上一候、尤關八州私手下之者共、國守領守家之御脫カ朱印御黒印數通所持仕候間、御探題之上段々指上申度奉二願上一候、

一北條時賴公之御時、由井濱におゐて日蓮聖人御刑罪之節、私先祖召連罷出候役之者之内、日蓮聖人を勞り候得者、眞筆之法花經五の卷一卷被レ致二附屬一候、今に所持仕候、此儀に付緣起等も御座候、日蓮聖院カ人自筆之曼陀羅大幅彈左衞門江授與、修善陀學忍坊常釋御上洛之節者、攝津國河部郡池田領火打村長吏八左衞門太兵衞に申付、御絆網諸事皮類御用相勤申候、古來之書付、御厩御別當西御丸下識訪部憋左衞門様より御受取所持仕候、依レ之、御代替之節は罷下り御絆網指上、御厩江召連參上仕候、幷御上洛之御道筋に於て、皮類御用之節者、支配之外迄も、其邊之長吏共江私下知仕相勤申候、

一先年日光御社參之御時、猿曳被レ爲二召出一、御泊り之御殿に而上覽被レ爲レ遊候刻、私召二連手下猿曳拾貳人一相勤申候、此節者御扶持方頂戴仕候、伊奈半左衞門様より奉二請取一候、御上覽之上御持扇頂戴仕今に所持仕候、

右奉二書上一候通、由緒書御帳面に御書入奉二願上一候、以上、

享保十巳年九月　淺草　彈左衛門
御町方
御番所様

御役目相勤候覺

一御入國以來西御丸御廐江、今以御絆網御用次第差上申候事、

一御陣太鼓御用次第張替仕候事、

一皮類御用次第何々に而も差上候事、

一御尋者御用在邊に不レ限被二仰付一次第相勤申候事、

一御牢屋敷出火之節、御四人脇江御移被レ遊候節、外側江昼夜番人加勢指出申候事、

一御召之鹿馬埋申候人足指出候事、

一御施行之節、木戸々々江、棒突人足大勢指出候事、

一御傳馬役相勤候事、

一御仕置者一件御用相勤申候事、同入用之諸色買上仕候事、

一關八州惣支配之出入等、私方に而裁許仕候而、御番所様江差出、御法度之趣平日堅申付、諸事差引仕候、私支配之外に而も、御當地江罷上候出入之節者、私方江被レ爲二仰付一諸事差引仕候事、

右之通、往古より相勤來り候、以上、

享保十巳年九月　淺草　彈左衛門
御町方
御番所様

長吏職事　法名

阿　利　兩代官
四郎兵衛
同　太郎兵衛

華押、（略之）

山内
五郎兵衛

右任二右大將家御判旨一、相模國鎌倉由井長吏賴久、今利阿東八ヶ國長吏可二進退一者也、然而彼御文書雖レ奉二鶴岡御寶殿籠一、利阿深歎仰上直召下畢、仍爲レ此同類山内彦左衞門賴助、藤澤之七郎左衞門賴通、何茂八幡宮掃除以下役無二懈怠一可二相勤一狀、如レ件、

大永三癸未年三月廿三日　鶴岡少別當法眼良能

賴朝御判、於二鶴岡一申請時、官遂也
御判華押(署之)
下山内　長吏五郎左衛門

幾日、一話一言卅八巻、見二南市令府古簿書中一、辛未暮春初八於二府中一寫レ之、杏園主人、

○蟬之儀に付申上候書付
御代官
小野田三郎右衛門

一蟬之儀承合候處、蟬と申は芝居等仕候者に候處、暖府町奉行に而囚人等取扱せ候由之者に而、非人抔と申ものにも無レ之、先河原ものと申様成者に有レ之、同所町御免之あやつり等致候、且蟬村と申者一體無レ之、久能御神領有渡郡石田村富士見と申所に住居いたし候處、暖府町奉行より手遠に而、差支之儀有レ之、先年御代官所川邊村寶塋院領馬淵村境地借請住居致し罷在、右地代は其村々役人え相納候由、蟬村は無レ之候得共、右蟬共住居いたし候に付蟬村と申習候得共、川邊村馬淵村にて御座候、右御尋に付申上候、以上、

丑三月
小野田三郎右衛門

御勘定所

右は、諸國村名を糺し候時、縣令より出せし書付寫也、文化二丑二月十六日出す、郡村名寄帳改し時計府へ出す、一話一言二十九、

○放下着傳來略記

抑放下着者、筑後國柳川江月院前住善洞院也、同國鶴田長泉寺の庭前に、自然に竹二本生して九年を經たり、或日善洞長泉寺に訪尋して、庭前の二竹を閲見し褒美して云、此竹爲二尺八一者甚奇笛ならんといふ、即時に住僧笛管と爲事を請ふ、善洞不レ辭して大小二管に作る、小一管は江月院に留、大一管は長泉寺に授與す、然るに善洞此一管を吹練するに音聲更にいてす、依て常に稽古の笛管となす、然而經年自然に妙音を發す、無二比類一管となれり、依レ之懇望の人多しといへども、曾て授與する事なし、こゝに闔江といへる虚無僧誣て授與をこふといへども、善洞無二授與一、闔江懇望の餘り袋を脱て、終に盗取て奔走す、洛陽にいたつて明聞寺門人となり、攝州浪華に住す、善洞深く此竹を惜て遠近をたつね求む、闔江此消息を聞て、忽勢州白子普濟寺よりにけて下る、闔江法を背の條明暗寺より演說

す、普濟寺驚惶して、闔江盗レ笛之罪をせめ、法に行ひ諸具を脱し取てこれを放つ、依て筑の江月院より闔江所持の管、筑後州へ可二返送一旨切なりといへども、普濟寺も此竹の妙音を感して、法破を以て脱たる法具なれば、普濟寺に留め置へき旨を斷り遂にかへさす、こゝに於て代々普濟寺の寶器となる、こゝに同國白子の住醫師井上玄仲といふものあり、多年好レ竹異他、此管の妙音を感して乞ふ事、あながちなれども曾てゆるさす、やむ事をえすして暫恩借せん事をもとむ、普濟寺も又玄仲老の熱心のふかきを感し、これをゆるすに縦に五日を約すといへども、變約して三年をへたり、仍て普濟寺より責促頻なれば、玄仲老深患て、以二自筆一放下着と管端に銘を書付、則普濟寺に戻す、其後普濟寺守へ誤事有て東都に下着す、其砌予聊の恩意加ふる事有き、其恩を謝して此一管を譲遣す、予此竹を得て吹弄するに、殊に古今の妙管たり、其音妙にして神に通す、仍て鈴法寺爲二寶器一、永く尺八本手の法燈を挑くへきもの也、

廓嶺山鈴法寺現住嘯山　勇虎

于時享保十四乙酉歳三月廿一日
放下着授與之事

放下着者、予多年愛レ之、出時者懐レ之、臥時者爲レ枕レ之、然予及二衰老一て吹笛業不レ任レ心、仍レ之門人欲レ爲二授與一、因二我宗一吹笛手練之聞雖レ多、其業能者正稀、爰白獅子笛管明弄久殊能二古風猶一、仍而此一管授與、尺八手之法雨乞二普事一者也、

廓嶺山鈴法寺現住嘯山　勇虎□□

于時寶暦十三癸未歳十一月日
白獅子

右放下着の尺八は、市谷袋寺町覺雲山淨榮寺什物也、

一彈左衛門善七、五年以前度々御裁許有レ之候處、善七より彈左衛門支配に而無レ之段相論、去る廿一日評定所へ被二召出一候由、
彈左衛門、善七、一類七人、是は善七方七人と云、貳人者、三人者、
右者非人支配
一去廿一日評定所に而被二仰渡一候は、五年以來度々

御裁許有レ之、善七を彈左衛門支配に無レ之段相論不届に候、當善七十三歳、幼少何事茂不レ存候處に、右七人者共相論、依レ之七人者彈左衛門へ被レ下候、彈左衛門方之仕置に可二申付一候、右七人之家財闕所に可レ仕候旨被二仰付一候處、七人之者之内壹人無念に存、評定所之石垣に頭を打付、舌を喰切申候由、則彈左衛門方より壹人に四人宛相付、評定所之牢輿に乘、町與力衆同心押、彈左衛門方へ被レ參候由、一彈左衛門方より善七方之屋敷、七人之者家財闕所に差遣候處、善七屋鋪之内騒動に而、善七立退候由、右屋敷之内門を閉、内へ一人も入不レ申候由、貳人者三人者は、七人者に組不レ仕候に付き御構無レ之、善七幼少に付御公儀より貳人者三人者へ善七御預ケ、善七守立候樣に被二仰渡一候、

彈左衛門鎌倉住人藤原頼兼寛文七年未三月二日以二書付一申上候次第、

右者、二月廿二日於二江戸金剛太夫一能有レ之、廿三日より天氣惡鋪、廿八日より亦初り、以上四日迄諸口口衆棧敷八口口舞臺樂屋以下は、酒井讃岐守殿御取持候て結構成樣子之由、初而能仕候太夫より、

衆て彈左衛門方へ案内不届に付、舞臺打破候とたくみ、廿八日之朝諸大名衆町人等貴賤群集之處、能初り可レ申時分、彈左衛門手合之者五十人程召連、鑓長刀爲レ持、以レ使金剛太夫是へ罷出候得、可レ申子細有レ之候、其上可二相渡一物有レ之候、急度罷出候得と申遣候得者、太夫出合不レ申、時御老中より御意被レ成候て彈左衛門退出仕候、能濟而御尋被レ成候に付如レ此書付、

鎌倉住人藤原頼兼彈左衛門穢多より下之者

穢多

長吏彈左衛門、猿引、渡守、座頭、非人、山守、青屋、坪立、舞々、鉢扣、箍結墨師、猿樂、結捌、關守、陰陽師、土器作、鋺打、壁塗、石切、獅子舞、鋳物師、放下師、蓑作り、傀儡師、笠縫、辻目暗、傾城屋、

右之外道之者數多附有レ之、盗賊輩除レ之、頼朝卿より御判有レ之、湯屋風呂屋傾城屋下に付、人形廻し淨瑠璃語に傀儡師下に付、貳拾八番下可レ爲也、頼朝卿よりイミナノ字、其外系圖有レ之候、以上、

○非人之說

清明職人を作り、終は一條戻橋二條河原捨、其變化に而人間に契り子を生せりと有、又一說に飛驒工竹田番匠内裏造營之時人形を作り、其時官女人形と契り子を生せり、造營終河原捨し口口剃喰事專業とす、あはら骨壹枚にして、孫口口非人とは口口有り、亦穢多者燕ノ國之太子丹か末孫口口也とす、背難風に吹流されて日本へ着岸しける、其砌神明盛なる故、人の穢を忌て穢多と呼習はしける也、故に町並に離て住居故、町離口而也、貞觀式目にみえたり、然者乞食非人にあらすと云事は顯然也、

○新吉原町御免已來由緒書

覺

一慶長年中迄は、御城下に相定り候傾城町無レ之、二軒三軒つゝ、所々致二分散一罷在候、其中に軒を並へ集り居候場所、三ケ所有レ之候、

糀町八丁目之通　傾城町屋十四五軒

鎌倉河岸　右同斷

大橋之内柳町　右貳拾軒程

右大橋之内と申候は、只今之常盤橋之御門之邊を大橋と申候、柳町と申候は、道三河岸之通に而御座候、其比京都萬里小路柳之馬場と申所に傾城屋有レ之候、是を原三郎左衛門と申者、天正年中に取立柳町と申候、然者、京都之遊女町之名を借り用候樣に相開候得共、大橋之内柳町と申は、其町之入口に大木之柳二本有レ之候故、直に其町之名に致候、右柳町の傾城屋共は、皆々御當地素性之者共に而御座候、鎌倉河岸之傾城屋共は、御江戸御繁昌に付駿河府中の彌勒町より引越申候、糀町之傾城屋共者、京都六條之傾城町より引越申候者に而御座候、此外御江戸御繁昌に付、伏見夷町、奈良木辻などより參り、所々に貳軒三軒つゝ傾城屋仕罷在申候、

一慶長十年之比、御城樣御普請御用意に付、柳町之馬場御用地に被二召上一、此所の傾城屋共悉く元誓願寺前に引越申候、此時分道橋等次第に多く罷成、屋敷替なと之御沙汰度々御座候て、御江戸日にまし御繁昌に付、傾城屋共相談仕、傾城町之場所取立申度段御訴訟申上候得共、御免許無二御座一候、

一其頃庄司甚右衛門と申者、初而御訴訟申上候趣は、京都、駿河、大坂、其外諸國の津湊、惣而繁昌成場所は、先規より御免之傾城や町惣而貳拾四ケ所有レ之

候、然ゟ處御江戸日に増御繁昌に候得共、未定り候傾城屋町無二御座一候に付、所々に分散罷在候、如レ此御座候而者、御町中之ためにも不レ宜事共有レ之候旨申上、幷三ヶ條之儀を以御願申上候、

三ヶ條之儀

一遊女を買ひあそひ候者、遊興好色にふけり、身之分限不レ弁家職をわすれ、不斷傾城屋江入込長居仕候得共、傾城屋之儀者、其者より金銀を集申請候得は、幾日も留置馳走仕候、然間おのつから其主人親方江奉公欠き、剩引負横領仕候事者、傾城や共金銀を限り幾日も留置候ゆへと奉レ存候、壹ヶ所の場所御定被二下置一候者、唯今迄有來り候所々之傾城屋共を、壹ヶ所に集吟味仕、自今一日一夜之外長留爲レ致申間敷候事、

一人を勾引候者之儀、前々より堅御制禁被レ遊候所、今以粗有レ之候、當時御府内におゐても、人を勾引候程之不屆者共有レ之候、其子細は手前困窮なる者之娘を養女と名付賃置、成長之後めかけ奉公、又は遊女奉公に出し、大分之給金を取り渡世に仕候、ヶ様なる不屆者、かなたこなたよりみめよき娘を五三人宛も養女に仕、十四五才に罷成候得者、右之如く奉公に出し申候、實之父母より申請に來り候得者、種々いつわりを申、或少々金銀を出し申諄め、實父母相果候か又者逐國抔に罷在候得者、己か自由に相計、傾城などに賣出し、大分之金銀を取申し候、ヶ様なる不屆者者、人を勾引候事共も可レ仕様に奉レ存候、如レ斯成る譯をも存なから勾引者養子娘を相對にて、傾城奉公に召抱候者有レ之様に及レ承候、傾城町被レ爲二仰付一所に召集候はゝ、勾引者之儀は不レ申レ及、養子娘之筋も吟味仕、左様成者を奉公に出し候はゝ、急度御訴可二申上一候事、

一近年世上靜謐とは申なから、濕州御平均之御事も程不レ遠奉レ存候得は、自然透間を伺ひ、惡事を相企可レ申諸牢人之類も可レ有レ之かと奉レ存候、左様成惡黨之類は、人目を忍ひ住所をも不二相定一流浪いたし可二罷在一候、遊女屋之儀は、金銀をたにつかひ候へ者、其者の出所詮議仕候儀者無二御座一幾日も留置申候、右之如き族所々方々之遊女やなどにる在候事も難レ計奉レ存候、此外當座に於て不屆仕出し欠落仕候者抔、當分之住居に者遊女やに増た罷

所者無二御座一候間、所々之遊女屋にかゝわり罷在候はゝ、假令御詮議ものたり共、たやすく御手に入申間敷候事と奉レ存候、此度奉二願上一候通傾城町一ヶ所被レ爲二仰付一候者、此儀者殊更入念、何者に而も不二見屆一者傾城町に徘徊いたし候者、其者之出所詮議仕、怪敷奉レ存候者、急度御訴可二申上一候事、

右之通に御座候間、御公儀様御廣大之御慈悲を以、奉レ願候通被レ爲二仰付一被レ下候はゝ難レ有可レ奉レ存候、以上、

慶長十七年頃

右之通御訟訴申上候得者、其節之町御奉行所米津勘兵衛様と承申候、御評定所江甚右衛門被二召出一、本多佐渡守様御出座に而御聞濟之上、追て御吟味之上可レ被二仰付一旨被二仰渡一候、

一元和三年之頃、三月と申傳候、右甚右衛門儀御評定所江被二召出一、本多佐渡守様諸奉行様御列座に而、御訴訟申上候通、傾城町之場所被二仰付一候間、難レ有可レ奉レ存候旨被二仰渡一候、其節甚右衛門被二仰付一候者、傾城町之場所一ヶ所被二下置一候上者、江戸御町中之儀者不レ及レ申、端々に至迄、遊女之類一切指置申間敷候、若左様成る者有レ之候はゝ、甚右衛門幷傾城町之者役目として、急度御奉行所江御訴可二申上一旨被二仰付一候、

甚右衛門江被レ爲二仰渡一候御書付五ヶ條

一傾城町之外、けいせいや商賣致へからす、幷傾城町之圍之外何方より雇來候とも、先々江けいせい遣候事、向後一切可レ爲二停止一事、

一傾城買遊ひ候者、一日一夜之外長留致間敷候事、

一傾城の衣服惣縫、金銀之摺箔等爲レ着申間敷候、何地に而も紺屋染用可レ申候事、

一傾城町屋作普請等美麗に不レ可レ致、町役等は江戸之格式之通、急度相勤可レ申事、

一武士商人躰之者に不レ限、出所慥ならさるもの徘徊いたし候はゝ、住所吟味いたし、彌不審に相見江候はゝ、奉行所江可二相守一事、

右之通急度可二相守一者也、

一此節より甚右衛門儀、吉原町惣名主役相勤、右之趣急度可二相守一旨被レ爲二仰付一候、尤御年頭相勤申候、其頃諸奉行様方甚右衛門か異名を君かてゝと

御意被レ遊候、古來大人御慰之御言葉に、遊女屋之亭主の事をきみかてゝと被レ仰候、君か親方又者遊女之長とも書申候、甚右衛門初之名は、庄司甚内と申候所、慶長十一年之頃横山町に勾坂甚内と申惡黨罷在候而、甚右衛門に出入を申懸、御奉行所江罷出候節、相手と同名に而御裁許に紛敷故、御差圖に奉レ隨、此時に甚右衛門と名を改申候、甚右衛門出所は相州小田原之者に而、天正十八年落去之砌、十五才に而御當地江罷下り、柳町に所緣御座候而此所に住居仕候、

一葺屋町之下に而弐丁四方之場所被二下置一候所沼に而葭茅之生茂り候を苅捨、地形築立候而葭原と申名を付候得共、目出度文字に御座候故吉原と書替申候、

元和三年より地形普請に取掛り、同四年霜月中より初而一同商賣仕候由、

江戸町壹丁目

右者江戸町と名付申候事は、御一統之後、初而開基仕候傾城町故、御江戸繁昌に隨ひ、此町も餘慶を奉レ蒙候樣にと祝申候而江戸町と名付申候、最初柳町に罷在候者共當町江集り申候、名主甚右衛門も當町に罷在申候、

江戸町弐丁目

右弐丁目は、鎌倉河岸に罷在候もの共當町之引移り申候、

京町壹丁目

右京町は、糀町に罷在候もの共引越申候、皆々京都より參り候者共に而御座候故、京町と名付申候、

同　弐丁目

右者御當地御繁昌に付、吉原町開基之由を承り、上方より傾城屋共罷下り、此所江移り申候者多有レ之候、一兩年遲く町作候故新町とも申候、

角　町

右角町は、京都之角町より傾城屋共十人計引越申候故、角町と名付申候、但し寛永二寅年中に町作出來仕候、合五丁町と申候、

一明暦二年申十月九日、石谷將監樣御奉行職之節、吉原町之年寄共御召被レ遊、以今迄の場所御用地に付屋敷替被二仰付一候間急度御請可二申上一候、但し代地之儀は淺草寺之後、日本堤之邊歟、本所之內か、兩所之內に而可レ被二仰付一候間、勝手次第御願可二申上一旨被二仰付一候、年寄共申上候者、四十年餘罷在候所を遠方江罷越候段、何共迷惑之段申上候得共、無二御取上一候故罷歸り、代之儀相談仕候處、日本堤之方可レ然に相極り、其通御願申上候、石谷將監樣神保備前守樣被二仰渡一候者、其吉原之儀遠方江被レ遣候に付、其代として所德あまた被レ下候間難レ有可レ奉レ存候旨、幷被二仰渡一候、

一只今迄は、弐丁四方の場所に代地五割增被レ下、弐丁に三丁之場所被二下置一候事、

一只今迄者晝計商賣仕候處、自今晝夜商賣御免被レ遊候事、

一爲二引料一御金壹萬五百兩被二下置一候事、

但し小間一軒に付十四兩程也、

一御町中に二百軒餘有レ之候風呂屋、悉御潰し被レ遊候事、

此儀は、右風呂屋共奉洗女と名付、吉原之傾城におとらさる遊女を抱置、晝夜商賣仕候に付、悉〳〵御停止被レ遊候、

一遠方江被レ遣候に付、出火之節跡火消等之町役者御免被レ遊被レ下候事、

右之通被二仰付一、同年十一月廿一日淺草之御藏江、吉原町年寄共幷月行事罷出、御金頂戴仕候事、

一吉原町之者共御願申上候者、當年之儀は何卒共通りに罷在、明年二月迄に引越申度由御訴訟申上候得者、願之通被二仰付一候、

一明暦三酉年正月十八日、本郷本妙寺出火、江戸中悉類燒仕候、依レ之共節之御奉行樣江被二召出一、此度大火に付所替之儀追而可レ被二仰付一候間、其間小屋がけ致商賣可レ在由被二仰渡一候間、致二小屋掛一商賣仕候、

一同年四月彌所替之儀被二仰付一候間、石谷將監樣、神尾備前守樣、曾根源左衛門樣は本堤江御越被レ遊、御見分之上、新吉原の場所御極め被レ遊候、

一同年六月上旬御奉行所江被二召出一、當月中に悉代地江引越可レ申候由被二仰渡一候、但し家作普請之間者近邊今戸村、山谷村、鳥越村にて致二借宅一商賣仕候儀者、勝手次第たるへく候由、是又被二仰付一候、右三ヶ村百姓方江も共通被二仰渡一候、宿賃等之儀者

相對可レ仕旨之由也、然る間右之場所に而、百姓家を借り家作出來之間商賣仕候、六月十五日十六日兩日に、鳥越、今戸村、山谷村邊之借宅江悉引越申候、同八月始に普請出來仕、新吉原に而商賣相始め申候、

一日本堤より吉原大門口迄、五拾間程有レ之候間五十間道と申候、土手より大門之方江下り候坂を衣紋坂と申候、是は吉原江參り候者、大方此邊にて衣紋を繕ひ候ゆへ、衣紋坂と名付申候、最初御繩張之節、大門より土手迄直に道を付候得共、神尾備前守樣依二御指圖一、道を三曲りに作り申候、

一新吉原町江引移り、江戸町壹丁目、京町壹丁目、武丁目、角町此五町は、元吉原より有來候町之名に而御座候事、

揚屋町

一右揚屋町之儀者、元吉原に此名無二御座一候、五町中より貳軒三軒つゝの揚屋共新吉原江引越候間、場所廣く候間、揚屋共を一所に集め、揚屋町壹丁取立申候、依レ之當町者、五ケ町之跡差圖役等相勤申候、

堺町

一右堺町之儀者、新吉原江引移り、寛文八申年三月中、江戸町武丁目名主町人共に御願申上、面々居屋敷之内を切り新道を作り堺町と名付申候、此時分端々賣女御詮義御座候而、端々に罷在候茶や遊女持共吉原町中江詫言仕候間、其段御訴訟申上候得者、御慈悲を以御免被レ遊候に付、每度御訴訟申上候、右之類惣而七拾餘人吉原町江入込申候に付、右之新道を作り、彼者共に借宅爲レ致申候、

伏見町

一右伏見町之儀者、堺町を取立申候節、同時に新道を作り伏見町と名付申候、江戸町武丁目之義者、年寄共多く生國伏見堺之者共有レ之候故、右之新道古郷之名を付申候、

一元吉原大門口にも、端々之遊女御制禁之御高札有レ之候、新吉原江引越申候而も、大門口に御高札御建被レ下候、其後元祿七戌年十一月、川口攝津守樣、能勢出雲守樣御奉行職之節、御高札御建替被レ下候事、

御文言之覺

一此以前より制禁之通、江戸町々端々に於て、若遊女はいた隱賣候者、早々番所江可二申出一候、身のまゝになし可レ遣候者也、

戌十一月

覺

一不レ依二何者に一、馬乘物駕陰之外一切可レ爲二無用一、附鑓長刀門內江堅可レ爲二停止一者也、

戌十一月

右二枚御高札御建被レ下候節、爲二御檢使一大久保彦左衞門樣、中島長右衞門樣被レ成二御越一候、

正德元卯年七月御立替被レ下、

定

一從二前々一如二制禁一、江戸町々端々に至迄遊女之類不レ可二隱置一、若違犯之輩あらは、其所之名主五人組地主迄曲事たるへき者也、

一醫師之外、何者によらす乘物一切無用たるへし、附鑓長刀門內に堅停止たるへき者也、

卯七月

一保田越前守樣御奉行職之節、元祿十五年午二月十五日、日本堤之上御町方と御代官所之御傍、示杭初而御立被レ下候、

御文言之覺

南方　從レ是南之方土手之上御町方附、

北方　從レ是北之方御代官所附、

右御傍示杭朽損候に付、享保三戌年六月七日御建替被レ下候、

從レ是南の方　土手馬踏なたれ共新吉原附、

從レ是北の方　土手馬踏今戸村馬踏新吉原附、

從レ是東の方　土手馬踏なたれ共今戸村附、

右御傍示杭より聖天町木戸際迄、長京間三百八拾五間貳尺也、北の方三の輪町迄、長さ四百間餘、都合十三町餘御座候、新吉原町大門口より水道尻迄、京間百三十五間、同横幅京間百八拾間、同惣坪數貳萬七百六拾七坪、

一元和三巳年傾城町之場所被二下置一、明曆二申年迄年數四十年、明曆三酉年より日本堤江引越候而、享保十巳年迄六拾九年、都合年數百八年、

一右吉原町開基之次第、甚右衞門より相傳り候日記燒失仕候故、月日不分明に御座候、併私親とも心覺として書留置申候儀、幷常々語り傳候趣、大概右之

通に御座候、以上、

享保十巳歳七月

新吉原町名主　又左衛門
庄司　甚右衛門
甚右衛門悴　甚之丞
甚之丞悴前　又左衛門
又左衛門悴　當名主又左衛門

御町方
御番所様
巳九月

大岡越前守
諏訪美濃守

○歌舞妓芝居由緒書

堺町狂言座　勘三郎
葺屋町狂言座　竹之丞
木挽町狂言座　勘彌

右之者共、此度芝居瓦屋根土藏作り仕候に付、別紙之通下棧敷之儀相願申候、當拾壹ヶ年以前、江島一件以後棧敷一通りに被二仰付一、今以其通に御座候、下棧敷之儀被レ遊二御免一候而もくるしかるましくと奉レ存候、依レ之奉レ伺候、則願書弐通奉レ入二御覽一候、以上、

享保九甲辰年三月　名おなしく

願之通、下棧敷可二申付一旨奉レ畏候、

辰四月　兩　名

右辰三月廿六日、勘三郎竹之丞勘彌三人願書相添、水野某殿江上之、四月十日右願之通下棧敷可二申付一旨、何某殿被二仰渡一承知書同十二日朱書之通相認め和泉守殿江上之、同十八日内寄合江三人之もの共呼出し、土藏作芝居普請いたし候に付、願之通り下棧敷申付ら爲、以後言上帳に可二記置一旨申渡之、

○猿若勘三郎於二御當地一芝居被二仰付一候由緒書寫、

台徳院様御代、寛永元甲子年二月歌舞妓狂言御願申上候處、則被レ爲二仰付一中橋に而芝居仕候、

大猷院様御代、寛永九壬申年伊豆國より安宅丸之御船御當地江御入之節、金之鯱を頂戴仕、御船之先に而木やり音頭仕候、御奉行向井將監様、此節より町御奉行様江月次御禮に上り候様被レ爲二仰付一、只今迄代々相勤來申候、此時分は芝居禰宜町に而仕候、

但し、禰宜町は今之長谷川町横町に而、私名に當

駄丁と申に而御座候由、勘三郎申候、

一慶安四年辛卯正月より同四月迄之内、御城様江被レ爲レ召諸藝仕、鳥目六百貫文、並青地之金入猿若衣裝頂戴仕候、只今以大切に仕傳來申候、此節芝居を堺町にて仕候由、

一明暦三丁酉年正月十八日類焼仕候得共、同五月京都江登、内裏様江被レ爲レ召候に付、悴召連ほち太皷、幷猿若之狂言仕候處、爲二御褒美一悴に明石と申名被二下置一、御衣裳九之内に三つ柏紫糸に縫、摺金に而縫箔幷猿若之裝束頂戴仕候、同年九月御當地へ罷下り申候、三拾四年(之カ)候間太夫役相勤、萬治元戊年死去仕候、

貳代目　明石勘三郎

十二才より廿八才迄十七年之間、太夫役相勤申候、此節元祖市村竹之丞儀、明石勘三郎弟子に而御座候處、則鶴之丸之紋所を遣し、葺屋町に而芝居取立今に仕候、

三代目　勘三郎

五ヶ年之間、太夫役相勤申候、

四代目　かん三郎

延寶六年より貞享元年迄七年之間、太夫役相勤申候、中村傳九郎と申隱居仕候、

五代目　かん三郎

貞享元年より元祿十四年迄十八年之間、太夫役相勤申候、

六代目　當代勘三郎

元祿十四年より唯今迄太夫相勤申候、

右之通、元祖勘三郎より只今迄、年數百貳年芝居相續仕候、狂言之儀者、古來より仕來候通續狂言相勤申候、以上、

享保十巳年六月　堺町狂言座　勘三郎

御番所様

○市村竹之丞由緒書寫

一寛永十一戌年二月歌舞妓芝居御願申上、初而堺町に而仕候、

座元　村山又三郎

此者、生國泉州堺之者に而、若年より歌舞妓藝を仕覺、御當地御繁昌に付、藝爲二指南一罷下り、右歌舞妓狂言定芝居御願申上芝居仕候、踊子共廿五六人、其外能之間狂言をやつし役々少々交り、初而歌舞

妓芝居仕候、右又三郎儀私芝居之元祖に而御座候、依レ之又三郎子孫只今以私扶持仕候、

一承應元年右又三郎病死仕候節、智村田九郎右衛門と申名代を相立、市村宇左衛門、幷彦作と申者相座元に而、右之芝居相續仕候、此節上方より藝者共を呼下し、壹番つゝの放狂言仕候、且又右近源左衛門と申もの上方より罷下り、練絹湯帷子をかふり、女房之形此芝居に而仕始め、右宇左衛門悴竹之丞十才之時、葺屋町に而玉川主膳と申役者と相座元に而、狂言相勤申候節、寛文甲辰年中初而弐番續三番續仕候、其節外に芝居に而は、前々之通離狂言踊計に而御座候、依レ之私方を大芝居と世上にて呼來候由承傳候、

大猷院樣厳有院樣御代、御城樣江毎度被レ爲レ召、度々鳥目百貫文つゝ拜領仕候、又者時服頂戴仕候節も御座候、尤所々御屋敷樣方江御召に而罷出候、又三郎宇左衛門悴竹之丞迄、右之通御座候由承傳候、

一歌舞妓芝居根元、村山又三郎御免を請、初而取立仕候より以來八代、年數九拾弐年に罷成候、右市村宇左衛門と申代より、竹之丞と名を改只今迄相續仕候、右又三郎私芝居之元祖に而御座候、

一代目村山又三郎、二代目村山九郎右衛門、三代目市村宇左衛門、四代目市村竹之丞、五代目市村宇左衛門、六代目市村竹松、七代目市村長太郎、八代目市村竹之丞、

右之通芝居相續仕候、以上、

享保十巳年六月　　葺屋町狂言座元　竹之丞

御番所樣

○森田勘彌由緒書寫

木挽町　森田勘彌

一私共芝居之儀、萬治三巳年より當春迄六拾二年に罷成申候、其節太郎兵衛と申者、木挽町五丁目に而芝居取立御願申上、私先祖坂東又九郎と申候、又九郎二男又七を太郎兵衛養子に仕、森田勘彌と申名に相改狂言盡仕候、其節より又九郎方江太郎兵衛座元を譲り申候、其後又七兄又次郎悴又吉江相譲、則かん彌と改申候、只今之又九郎に而御座候、其後又七悴福松を又九郎烏帽子親に仕、狂言等指南仕候而勘彌を相ゆつり申候、其後又九郎悴鍋太郎にかん彌を譲申候、則只今之勘彌にて御座候、是迄五代目に相成申候、右太郎兵衛方江又七を養子に遣候砌、則座元をも先祖坂東又九郎江相譲り申候、依レ之代々又九郎座元相勤來申候、以上、

享保巳十年六月

太夫當勘彌　鍋太郎事

座元　又九郎

右三芝居由緒之儀、御尋に御座候所、町方役所に留無レ之不二相知一候に付、町年寄奈良屋市右衛門江相尋候處、書面之通銘々書付取レ之差出候、但し先年者芝居座元四人に而有レ之候所、當十二年以前午三月御城女中江島御詮義一件に付、木挽町に居候山村長太夫遠島に罷成、其後長太夫跡芝居取立之儀、度々願人有レ之候得共不二相成一、今度者右勘三郎、竹之丞、かん彌三人にて狂言座元仕候、以上、

巳七月　　兩名

覺

橋町三丁目源兵衛店　いにしへ傳内

右傳内儀、六拾年以前神田明神於二社地一久三郎と申放下師に而小芝居仕候、其後堺町江引越、傳内と名を改小芝居仕候處、其節上方より放下師罷下、都傳内と申堺町に而芝居仕候に付、前かとより有レ之候傳内をいにしへ傳内と申、右兩人堺町にて銘々芝居仕候處、四拾年程以前迄兩人共に芝居仕候、其後相止候、只今に至り大芝居取立之儀、願人有レ之候得共難二相成一義に御座候間、私共方に而取上不レ仕候、以上、

巳七月

○相州鎌倉東慶寺由來、幷不法之夫緣切起立之事、

一鎌倉東慶寺開山覺山志道和尙者、北條平時宗室、秋田城介義景息女に而御座候、平貞時へ覺山和尙願候は、元出家の身女子之事に候者、利益之程も無二御座一候、就レ夫女と申候は、不法之夫にも身を任せ候事も尋常に候得共、女之狹き心に而者、風と邪之思立に而自殺抔いたし候もの有レ之事に候間、三ヶ年之間當寺に相抱、何卒緣切候而身輕に成候寺法相願候由、依レ之貞時被レ經二天聽一に其意に任せられ候、其後第五世用堂和尙は、後醍醐帝之姫宮にて此節御願被レ成、緣切女三ヶ年辛勞成レ勤不法之義

に思召、二十四ヶ月を限に被レ成候得者、出入三年に有レ之候故、月數御改被レ成候由、其後第二十世天秀泰和尚は、正二位右大臣豊臣秀頼公之姫君に而御座候、従二權現様一依二上意一御幼年之節、十九世瓊山和尚御附弟に被レ成候、瓊山は喜連川右兵衛督頼純息女に而御座候、此節従二權現様一御文を以被二仰道一候者、何そ御願之筋御座候はゝ、無二御心置一可レ被二仰上一由被二仰進一候、其節御挨拶被レ成候者、尼之義に御座候得者、別而御望も無二御座一候、開山より之寺法無二斷絶一永く相立候得者、不レ過レ之儀に思召候由被二仰上一候得者、御望に御任せ被レ成候由、其上只今之客殿、佛殿、方丈、門等は、駿河大納言様之御殿御引取被レ進候而于レ今有レ之候、

一東慶寺寺法之儀、元祖覺山和尚より四百四十有餘年以來只今迄に相立來り候、然とも猥に相抱申候儀者無二御座一候、其譯得と遂二吟味一何卒如レ元熟縁仕候様にと、欠入女子之方へも兎や角敎化いたし候得共、不レ致二承引一、覺悟極候體之女を無二是非一相抱、其上親夫方江其譯申遣し存寄も候はゝ、其所之名主組之もの召連罷越可レ申候、譯によりて彌相遣無レ之候得者、縁切證文爲二差出一候寺法に有レ之候、乍レ去外に申遣儀有レ之候者者、寺江召呼存寄再應承り、其理相立候儀者、自今夫婦睦敷相くらし候様に申含、双方之名主組親類共迄、和談之上無二別心一と證文差出させ、女相渡差歸申候、左様無レ之候得者、夫方より永く身を構はれ候而、一命をも捨候様成者を、慈悲のため寺法を以縁爲レ切申候、右申上候通り非道に爲レ及二離縁一候儀には無二御座一候、末末不熟縁と存候間、永く苦み候儀不便に存候間、寸志之憐を以寺法相勤申候、

一欠入女之儀、其以前は夫方より證文も不レ爲二差出一、當山へ入り寺法相勤候得者、縁は切れ來候處に、廿四ヶ月過候て下山仕候女江、元之夫難澁申掛及二出合一候に付、先年寺社御奉行永井伊賀守様江罷出候處に、被二仰付一候者、東慶寺寺法を不レ存、元之夫差障候儀、此先も不案内之もの有レ之へき儀に思召候に付き、向後親夫方江東慶寺役者より届いたし、急度縁切狀爲二差出一候様に可レ致段被二仰付一候間、其以來は縁切證文取置申候、

右之通東慶寺代々之留書に御座候、此度指出候様に被二仰渡一候に付、扱書仕差上申候、以上、

十月　東慶寺役人　村上嘉太夫

右者、延享二年丑十月東慶寺役人差出候書付、

松岡山東慶寺歷代記、

開山覺山志道大和尚、

北條平時宗室、秋田城介義景息女、弘安七年甲申時宗三十四歳逝去、明年乙酉落飾、創二當山一成二開山祖一、嫁レ夫女入二當山一、則斷二其縁一事、從二此時一始也、入寺之女限二三年一、

第二世　龍海雲和尚

第三世　清澤和尚

第四世　杲庵了道和尚

第五世　用堂和尚

後醍醐天皇姫宮、入二當山一薙染受レ具、應永三年丙子八月巳刻入寂、從二此時一入寺之女二十四ヶ月成、

第六世　順宗和尚

第七世　仁芳義和尚

第八世　簡崇擇和尚

第九世　松圭杉和尚

第十世　應礪化和尚

第十一世　柑聰棠和尚

第十二世　柏室樹和尚

第十三世　靈庵鷲和尚

第十四世　聞璋見和尚

第十五世　明玄遠和尚

第十六世　渭巖璜和尚

第十七世　旭山暘和尚

生實御所八正院源義明息女、弘治三丁巳年七月十日示寂、

第十八世　瑞山祥和尚

左馬頭高基息女、關東八代古河、

第十九世　瓊山清和尚

右兵衛督頼純息女、喜連川、

第二十世　天秀泰和尚

正二位右大臣秀頼公姫君、元和元年乙卯依二于東照大神君命一、入二當山一薙染、正保二乙酉年二月七日示寂、

第二十一世　永山榮和尚

喜連川右兵衛督尊信息女、

第二十二世　玉淵盤和尚

高辻 開中納言息女、喜連川左兵衛督茂氏成養女入ニ
嘗山一、
右者東慶寺より指出し候書付寫、
相州鎌倉松ケ岡東慶寺之儀、内糺仕候趣申上
候書付、一語一言 四十三巻、
相州鎌倉松ケ岡東慶寺之院號滑松院と唱候哉、同
寺は喜連川家に住職致候處、當時は無住の由、何頃
遷化致候哉、且地中蔭涼軒者、一寮に而相續致候由
之處、是又當時無住に付、二寮清涼院より兼帶致候
由、左候は、清涼院一寮に進み可レ申處、二寮之身
分に而東慶寺幷蔭涼軒兼帶いたし居候趣に相聞
候、右に者譯合も有レ之候哉、其外右地中前々より相
續之庵室號、幷前書滑松院者、東慶寺之院號に者無
レ之、外に右院號之尼寺有レ之候はゝ、其寺之宗旨御
朱印高、其外地中庵室號二寮二寮之譯等、其筋江直
に不二相尋伺一密し而相糺可二申上一旨彼二仰渡一候
旨、最寄にて相糺候所、左之通に御座候、
一東慶寺者、寺領水別百貳拾貫文有レ之、同所禪宗五
山之内圓覺寺に而受法致候に付、同寺には屬罷在
候由、古來より松ケ岡御所と相唱、院號者不二承及一
候由、開山より廿一世永山和尚迄住寺有レ之、其後
無住之由、右永山和尚者喜連川家より住職致候由、
遷化之年月相分り不レ申、凡六拾年程以前之儀之
由、且右世代之内一二代、喜連川家より俗役人等之
詰越罷在候處、近年何歟故障有レ之、喜連川家に手
を放れ候由にて、詰越之役人等も不二相越一由に御
座候、
一東慶寺地中に脇寮と唱、蔭涼軒、青松院、永福軒、海
珠庵、妙喜庵は斷絶致し、當時蔭涼軒、青松院、永福
軒計相殘、右之内蔭涼軒は一寮之由に候處、去卯年
八月頃病死致、其後無住に有レ之、當時青松院、永福
軒多院申合、東慶寺法義執行罷在候由に相聞候、且
青松院儀蔭涼軒之住職に進み不レ申罷在候儀、何故
と申儀は難二相分一旨に御座候、
一前書之通、蔭涼軒當時無住に付、青松院永福軒申合
せ諸事取計候趣にて、清涼院と申者東慶寺地中に
無レ之、外にも清涼院と申尼寺最寄に無レ之由、且又
滑松院と申候は、右青涼院之儀に可レ有レ之、外に青
松院と申候尼寺、最寄には無レ之旨申聞候、
右は最寄にて内糺仕候趣、書面之通御座候、東慶寺

者門内ゟ男不レ入之地に而、女も他所より猥ニ入不
レ申候ニ付、最寄村方のものも境内ゟ立入不レ申候
間、委細之儀者不二相分一、前書之趣も傳聞而已之由
申聞候、依レ之此段申上候、以上、
辰四月　大貫治右衛門　印
攝州西成郡之内村々諸色覺書帳、竹橋除棄、大島上柴六兵衛、

○富田庄紅粉屋清水一郎右衛門由緒
一權現樣天下不レ被レ爲二知召一以前、於二大坂一野心之
企御座候、其趣注進之御衆御座候而達二御耳一、富田
庄之儀は御領知ニ而候間、富田庄ゟ可レ被レ爲レ成ニ
御退一相極、新庄定濟老より彦祖父一郎右衛門御内
意被二仰下一候ニ付、御馬屋建支度仕、權現樣奉二待
請一候處、事急御座候ニ付、富田庄ゟ難レ成二御越一、中
島ゟ被レ爲レ成二御退一、駿河ゟ被レ爲レ成二御下向一候、
御跡彦祖父一郎右衛門も駿河ゟ罷下申候御事、
一彦祖父一郎右衛門儀關東御陣相勤申候、慶長五年
九月十五日石田治部少輔敗軍仕御理運罷成候故、
早々在所ゟ罷歸堅固守候樣ニと上意ニ而、慶長五
年九月十六日之御日付ニ而、禁制之御朱印頂戴仕
罷登申候、然處中風相煩彦祖父一郎右衛門無レ程病
死仕、悴ハ幼少ニ御座候故、暫御目見不レ仕候處、富
田庄ニ紅粉屋と申者可レ有レ之旨被レ爲レ成二御尋一、祖
父被レ爲二召出一御目見仕候、其後大坂御陣之刻、御
陣中ニ相詰御奉公仕候、其砌喜多見若狹守富田庄
御支配被レ成候、右之趣喜多見久太夫に聞及被レ成、
御存知之御事ニ御座候、
一權現樣以來御膳之御香物、每年兩度宛指上ゲ申樣
ニと、權現樣上意被レ爲二成下一候之旨、代々申傳候
事、

二（後文）
○平野一郎兵衛、安井九兵衛由緒書
一我々共大坂町之内明屋敷所持仕候樣子ハ、慶長拾
七子年道頓堀川我々親共從二御公儀樣一申請、堀を
ほり取立申候、其以後御陣之刻平野二郎兵衛伯父
平野藤二郎、安井九兵衛親九兵衛大坂を立退、兩
上樣御陣所御用承候ニ付、爲二御褒美一御陣以後勿
論道頓堀川之義ハ、兩人ニ不二相替一被レ下、其刻
九兵衛ニ玉造森田町所々焰硝場數ケ所之明屋鋪被
レ下所持仕候、松平下總守樣大坂御私領之時分ハ、
御年貢ハ差上ゲ不レ申、元和六申年下總守樣郡山ゟ
御國替以後、島田越前守樣、久貝因幡守樣ゟ御年貢

差上候、其以後年數者其時分之御證文無ニ御座一候故存不レ申候、鈴木三郎九郎樣ニ大坂町之内明屋敷之御年貢差上來申候由、我々親共物語承傳候、藤二郎儀元和二年より御代官被ニ仰付一候故、右之通道頓堀屋鋪弟次郎兵衛親二郎兵衛ゟ被レ下、九兵衛一所ニ所持仕來候、則下總守樣御家老幷奉行衆連判之證文御座候、其以後右明屋敷之内、度々御公儀御用地ニも罷成、又候町屋ニも相成候故、御下ゲ札引共御座候而石高高下御座候、御尋ニ付右之段々書付指上申候、以上、

證文之寫、道頓堀川其時分ハ南堀川と申候、南堀川之内、先年寄如ニ有來一兩人申付候條、早々家を立させ可レ申候、其上兩人之者各寄取立申堀川之儀ニ候間、萬事肝煎才覺可レ仕候、以上、

元和元年卯九月十九日

平野彦兵衛 印
若林八左衛門 印
稻垣與三左衛門 印
山田清太夫 印

平野藤次郎殿

安井九兵衛殿

右之通相違無ニ御座一候、以上、

○御瓦師藤右衛門由緒

一戌年大坂地子御赦免之砌、御瓦土取場も町屋敷ニて御座候故、御年貢御赦免被レ成候、然共冥加之爲と奉レ存、其上末々如何樣之儀可レ有ニ御座一候も不レ存候間、御年貢差上申度旨、因幡守樣丹波守樣へ御訴訟申上候處ニ聞召屆、何も町明屋敷之分御代官所ゟ御預被レ成候、近所候間鈴木三郎九郎殿ゟ御年貢上納仕候樣ニと被ニ仰付一候、御用瓦土取場其上土取申候跡大分荒候條、自餘之御年貢とハ替申候間、定三ツ御取被レ成候樣ニと、因幡守樣、丹波守樣、三郎九郎殿被ニ仰渡一候、兄五郎兵衛私ニも右之旨被ニ仰付一、其後御取ヶ替迄計ニ不定ニ御座候、則每年之免付書付差上申候、

一戌年三ツ、　一亥年三ツ、　二子年三ツ、
一丑年三ツ、　一寅年三ツ、　一卯年三ツ、
一辰年四ツ八分、一巳年四ツ八分、一午年四ツ六分
一未年四ツ三分、一申年四ツ壹分、一酉年四ツ壹分
一戌年三ツ九分、一亥年四ツ、　一子年四ツ、

一丑年四ツ、　一寅年三ツ七分、一卯年三ツ五分
一辰年三ツ貳分、一巳年三ツ貳分、一午年貳ツ九分
一未年三ツ壹分、一申年三ツ五分、一酉年三ツ五分

右之通御座候、右取申候跡永荒も御座候間、先年被ニ仰付一候通、定免ニ罷成候ハヾ難レ有奉レ存候、以上、

明曆三丁酉年十一月晦日

御瓦師　寺邊藤右衛門

御奉行樣

右之通、御取ヶ相違無ニ御座一候、以上、

酉十二月十二日

鈴木三郎九郎手代　山田惣兵衛

右瓦土取候所、先年ハ町屋敷ニ而候處、戌年當地町屋地子御赦免之刻、瓦江戸ゟ御用之節ハ勿論、其外御幾內幷西國之瓦も爰許ニ而燒候間、土取場無レ之候而ハ瓦燒候事不レ成儀ニ候條、瓦燒候爲ニ百貳拾石餘之高明屋敷、瓦師五郎兵衛、藤右衛門に久貝因幡守渡置候處、大分之地形を被ニ下置一難レ有奉レ存候、然共冥加之爲ニ候間、御年貢上納仕度由致ニ訴訟一、三ツ物成ニ相究候年貢出申候、鈴木三郎九郎御代官所近所候故、三郎九郎方へ致ニ上納一候樣ニ被ニ申付一、六年ハ三ツ物成ニ納申候、然所ニ先三郎九郎不案內ニて、地方之樣子不レ被レ存、百姓地同前之樣ニ御勘定所ゟ被レ申候ニ付、年貢年々之見立ニ取候樣ニと指圖有レ之候而、十八年以前三郎九郎手代見取次第ニ納申候由ニ候、近年ハ江戸御普請ニ付而、大形大坂瓦多入候間、彌地形も荒可レ申候條、此斷ヲ御勘定所へ三郎九郎被レ申候而、如ニ最前之定成一三ツニ被ニ相究一尤ニ候、地方之儀ニ候得共、大坂町屋敷之內ニ而、因州丹波守預ケ置申候故如レ此候、以上、

酉十二月二日　最隼人
曾丹波

鈴木三郎九郎殿

○御奉書佃村網之者共被ニ成下一由來書

一御江戸御繁昌ニ付六拾年以前ニ罷下、御江戸ニ而網引申、川口へ御成之刻ハ御役網相勤、幷白魚取初每年御公儀樣差上ゲ、則爲ニ御褒美一每年金子貳兩宛被ニ下成一頂戴仕候、殊ニ網之者居屋敷迄御拜領仕候、然處ニ其節網之者共、旅之儀ニ而御座候故、

江戸近邊之浦々ニ而網をせき引かせ不レ申候付、其
砌御訴訟申上候得バ、淺草川稻毛川兩所御法度之
場を除、御江戸御近邊之海川御赦免之御奉書頂戴
仕、于レ今無レ恙猟仕來候、以上、

此網引江戸近邊之於二海河一、あみかけ候事不レ可
レ有二相違一候、但淺草 稻毛川御法度之場ニ而ハ
不レ可レ引者也、

慶長十八丑八月十日　米　勘兵衛
　　島　兵四郎
　　青　圖　書
　　安　對馬守
　　土　大炊頭

二三軒屋村木津勘助上地由緒別紙書上申候、
拾七年以前御普請御入用寄都合之事、
一古淨五拾七組、繕、　但村、
　　下略、

右攝州缺四成部ノ中ノ古文書ニみえたり、延寶五年
巳十二月大柴六兵衛書上ニアリ、

諸由緒終

家傳史料目次

卷之一
闕家筋目
伊奈備前守忠次碑
　伊奈系圖附
蜷川家古文書
　齋藤伊豆守家系附春日局
大石內藏助良雄系圖
水島傳左衛門卜也家傳
藥師寺家系
志賀隨應傳
卷之二
藤堂次郎五郎高嚴墓碑
春日局譜畧
大橋長左衛門尉家系
吉川源十郎先祖書
徂來先生親類幷由緒書
大村家歷代
十津川鄉鉾役由緒家筋書
卷之五
小給地方由緒書寄帳
上林竹庵由緒書
　幷御朱印寫知行目錄
生間出雲由緒書
　式法御膳部之家
卷之六
孝子大橋貞經傳
道澄公略譜
林家系譜
天野松平兩家系譜　三州阿彌陀寺所藏
　附阿彌陀寺由來
銀座由緒書
御役塗由緒書
原氏先祖書
味知氏先祖書
百姓六藏
古文書寫
蝦夷孝子カナブッ傳
卷之七

參河十六將傳記
增山家記
京都大工頭中井主水先祖書
吉田半平由緒書
左甚五郎譜
桂女由緒聞寫幷僻案下書
附桂姫の話桂女薩州へ參る由來
憲廟 文廟 卷之八
御代被召出候醫者之書付
公人朝夕人土田家譜
伊丹春朔
地黃坊梅次
白翁道泰和尙骨塔
尼了然製文
松田晩翠墓表
松田鴻溝墓表
了然尼
堀尾春芳
關思恭
泉州新川二家和州中村氏江州小室氏

右小堀和泉守領分舊家
攝州富田清水氏
源坊

卷之九

井田系圖
井上系圖
富澤家記錄
藤原家富澤由緒
依田君碑銘
小林氏系圖
飯田氏譜
右六傳玉川在役中所得也

卷之十

御桶大工頭御木具屋細井氏
桶大工頭野々山氏
御鑄物師推名氏
御土器大工松井氏
御菓子屋大久保氏
御糸花師二連木氏
御酒屋小坂氏

御酒屋正法院同伊勢屋同松山氏
御花指三木氏
御酢屋鳥井氏
御麹屋
御酒屋
御定器師赤坂氏
御錫師久左衞門
御潮戸物御用久下田屋
御菓子御用虎屋

家傳史料卷之一

御關家筋目

關家筋目之事

元祖平相國淸盛入道淨海嫡子內大臣重盛末葉、重盛息從四位下少將越前守資盛、
十三歲の時、父の勘氣を請、勢州鈴鹿郡久我の庄へ流罪、被レ行二配所一六年有て赦洛す、
資盛嫡子 平太郎盛國、
配所にて出生者、赦洛の後也、壽永三甲辰八月、伊賀伊勢の平氏蜂起の時、賴朝北條四郎時政に爲二下知一令二進發一、此時盛國可レ被レ誅を、賴朝小松の厚恩を思出、死罪を宥、北條に被レ賴、建久四年甲子夏、伊賀伊勢の平氏蜂起之時、盛國者賴朝の味方になり同進發す、
太郎實忠、
盛國嫡男なり、關左近將監實忠と云、始て勢州鈴鹿郡關谷を賜る、父盛國が軍功の賞とぞ、
平三郎盛綱、
盛國二男、北條小四郎義時に奉仕、無二の寵臣也、

義時天下の執權職に補せられし時、任二相模守一に、此時平三郎任二左衛門一に、義時父子修理亮泰時二代者內執政たり、此盛綱關を改長崎と名乘る、時賴の時代、長崎左衛門尉盛綱內執役たり、此時將軍は賴朝より四代目賴嗣の治世なり、

長崎平左衛門賴綱、

盛綱息也、武威父に增る、貞時執役の內者、賴綱父に替て勤、弘安七年甲辰十月、秋田城之助陸奥守泰盛と執役賴綱と不和になる、泰盛潛に企二謀叛を一、北條家幷に執役賴綱を誅せんとす、泰盛將軍を望む故なり、賴綱是を貞時に告る、依て貞時と泰盛と鎌倉にて及二合戰一、泰盛父子滅亡す、賴綱後入道して、長崎平左衛門入道果圓と號す、息四人あり、

嫡子
長崎平太郎左衛門尉宗綱、

爲綱隱謀を貞時へ訴人す、依レ之佐渡國へ流罪、後赦免有て、守邦將軍の治世に、執事職を勤、後入道して圓善と號す、應長元年に入道す、

二男
飯沼安房判官爲綱、

判官になる事、父入道果圓寵愛によつてなり、

三男
長崎三郎左衛門賴基、

入道して號二思光一と、元弘三五月廿二日、新田小太郎義貞上野より鎌倉へ押寄せ、北條相模入道宗鑑を責滅す、時に思光父子長崎勘解由左衛門爲基は、極樂寺由井濱八木町口東勝寺表所々合戰に、父子三度會、武勇を振ひ、後生死不レ知、

四男
同四郎高賴、

四郎高賴は高時の未天下の權たる時、甥長崎新左衛門尉高資が爲に奥州に被二流罪一、圓喜、

北條高時入道宗鑑が時、初て內管領を務む、家督をば長崎新左衛門高資に讓り、高資が叔父四郎高賴を招、高資を殺事を計しむ、時高資、由を聞て、叔父四郎高賴を奥州へ流罪す、

長崎新左衛門尉高資、

北條高時入道滅亡、元弘三年五月廿二日、義貞利を得、此時高資武勇を顯し自害す、

長男
長崎二郎高重、

高資嫡子、武州入間川合戰より以來、鎌倉由井濱の軍迄、數度勇力を顯し、其後東勝寺にかへり、主君高時入道幷に吾祖父入道圓喜にも自害を進め、吾身も腹切、

二男
長崎孫四郎高盛、子同四郎盛政、

父子共由井の軍に武勇を振ひ、高時自害の間、父子一手に成て一方を掛破り、戰場をのがれ、潛に勢州に逃げ、關の谷龜山に蟄居す、世の聞を恐て、長崎を本名にかへり、關四郎盛政と云、男子五人あり、

長崎四郎盛政嫡子
關太郎盛澄、

剃髮の後柏巖と云、足利尊氏の治世、父盛政が許にて、尊氏の旗下に屬し、子孫長く相續、盛澄は關の谷に住居す、是關の嫡々也、三家の第一也、勢州鈴鹿郡龜山の關を三家の嫡々と云、

二男
神戸次郎藏人賴資、

神戸に住す、三家第二、河田郡神戸なり、

三男
峯三郎左衛門尉盛重、

峯に住す、三家の第三なり、同州鈴鹿郡、

四男
鹿伏兎四郎左京亮賴盛、

鈴鹿郡鹿伏兎に住す、五大將と云は、賴盛第四也、

五男
國府五郎爲賴、

鈴鹿郡國府に居住す、五大將第五なり、

關太郎左衛門尉重資、

是は盛澄嫡子なり、

民部丞資政、

重資長子也、

宮內左衛門尉賴資、

資政長子也、

二男
下野守資信、

關安藝守盛信、

資信嫡子也、盛信入道萬鐵、勢州龜山城主たり、子三人あり、嫡子太郎某は天正二七月、長島一向亂の時、信長味方として討死す、二男關右兵衛尉一政家督相續、三男勝藏盛清、改て關主馬助政盛と云、

關右兵衛尉一政、

後號二長門守一、三萬餘石を領す、勢州龜山城主たり、父盛信入道萬鐵龜山に有て、家督を相定んと、老臣を招て異見を尋る中に、葉若九郎左衛門尉と赤羽藤左衛門尉と云る、天正二七月勢州長島に於て一向宗兵亂の砌、關太郎殿は外祖浦生右兵衛太夫賢秀に相伴、信長の味方に屬し、長島の軍に討死し玉ひし、然る上は次郎殿に續せ給はんこと勿論也と云、此二郎は足片輪にて、行步不レ任レ心により、叔

山に有て學文し、出家の志あり、されども右の兩臣は、此義に同して申す、同老臣岩間八左衛門同七郎左衛門入道夢安進出て云、次郎殿は行歩自由ならす、勇士の家業無二覺束一、三男勝藏殿を以相定可レ給にや、又關の家を繼ん人は、古より乳房四つ有となり、盛清幸に其器を生得す、則盛清殿へ繼せ可レ給にやと云、盛信暫有て云、何もが申處一理也、我が思ふ子細あり、次郎一政に讓とて、則一政に定む、盛信棄若が異見に付こと、盛信信長に皆本領を被二召放一、江州日野城主蒲生賢秀に被レ預、年月を苦身の間、此棄若唯一人相從ひ、薪をひろひ水を汲、忠義諸人に勝れたり、かゝるとざも思ひ出し、今の異見隨ひけるが、一政は蒲賢秀が孫聟となる、此時より棄若は權を振ひ、岩間は失位、其後秀吉より、忠戰して一味あらば恩賞は功に可レ寄と、折々語りけるに、盛信曰、信長御在世の時より、賢秀と申合候間、蒲生が落居に從ひ、身の浮沈をきわめんと存切て候、唯今是非の義難レ申と答ける、蒲生が嫡子氏鄕、秀吉に屬したりしかば、盛信も心を變じ、秀吉の旗下に成、天正十一正月下旬、秀吉に拜謁せんとて、棄若赤羽等を供して上洛す、時に老臣岩間、盛信が留守を窺ひ、一族四十三人龜山の城を責取り、佐治新助を入置、夫より峯の城に發向す、其故は岡本下野守も叛逆を企て、瀧川一益に一味せし故なり、後城暫く防きしかども終に落ち、やがて峯の城には、一益が甥同苗義太夫を入置、又關の新城にも諸士籠置、鈴鹿口の押としけり、盛信入道萬鐵息右兵衛此事を聞て、急ぎ賢秀を頼、此赴を秀吉に達し、秀吉進發して瀧川已下を追討す、其後慶長五年、石田三成謀叛の時與力して、尾州犬山の城二の曲輪を守る、石田滅亡の後、龜山三萬石を被二召放一、伯州黒坂に被レ移、元和三年改易、舍弟主馬助政盛をば、土井大炊利勝に被レ頼、長門守實子なき故、舍弟政盛子を養子とし、關兵部少輔氏盛と名乘、後御當家家光公の御時より五千石を賜る、左門永盛五千石を領す、氏盛が嫡子なるとぞ、

覃按、除邑錄云、五萬石、伯耆國黒板城主關長門守平弋政、元和三年丁巳月日、坐二邑内不一レ治邑除、

關長門守御家中侍帳幷知行高

關主殿組

三千石 關主馬正殿 五百石 關 修理 殿
百五拾石 松 永市左衛門 三百五拾石 近藤 忠七
二百石 小野 伊右衛門 百五拾石 佃 次郎四郎
百五拾石 長沼 佐左衛門 五拾石 豐島 彥左衛門
五拾石 豐島次郎左衛門 四拾石 片山 三左衛門
三拾石 長野 彌右衛門 三拾石 岡田 九助
四拾石 草 臥 清吉 三拾石 伊藤 金平
四拾石 三井 小傳五 拾石 小林彌十郎
四拾石 泊井 安左衛門 三拾石 棄若 彥太夫
四拾石 野田 勝藏 三拾石 小野 彌六
ゟ五千石 二拾人

佐野内膳組

二千石 佐野 内膳 二百石 草刈 勝三郎
三百石 松尾 又右衛門 二百石 奥山 源之丞
二百石 小川 帶刀 百五拾石 丸山 權右衛門
百五拾石 加沼 助兵衛 百五拾石 長谷川藤右衛門
二百石 野田 與右衛門 百五拾石 塙 瀨兵衛
五拾石 伊藤 傳十郎 五拾石 若林 藤兵衛
五拾石 伊藤 助左衛門 五拾石 林 六左衛門
三拾石 草川 勝右門門 三拾石 井坂 金六
四拾石 奥山 次太夫 三拾石 菊川 新左衛門
三拾石 伊藤 長藏 五拾石 國村 小左衛門
四拾石 棄若 八兵衛 三拾石 中村 源藏
五拾石 佐沼 奎右衛門 百石 石合 山甚平
二百五拾石 原 五左衛門 百五拾石 加沼 少右衛門
百五拾石 加藤 作兵衛 四拾石 井坂 覺左衛門
四拾石 林 彌五左衛門 四拾石 若林 勝次郎
ゟ五千石 三拾人

島田右京組

五百五拾石 島田右京 二百石 同 左兵衛
三百五拾石 早見十左衛門 三百石 菅屋 勘兵衛
二百石 坂 吉兵衛 二百石 早見仁藏
三百石 岸 忠兵衛 二百石 原田五郎太夫
百五拾石 牧野 加兵衛 百五拾石 山路 九左衛門
百五拾石 安藤 彥左衛門 百五拾石 堀 與左衛門
百五拾石 丸野 與兵衛 百五拾石 津村 作左衛門
二百石 福井彌一右衛門 五拾石 眞野 長助
五拾石 内田 覺兵衛 五拾石 森 治右衛門

五拾石田中喜七郎　三拾石市川惣右衛門
三拾石芝原作右衛門　三拾石安田治兵衛
三拾石加藤太郎左衛門　四拾石加藤小兵衛
四拾石伊藤太助　三拾石佐野與助
三拾石伊藤彌右衛門　三拾石大塚加太夫
三拾石小野甚右衛門　三拾石平井久六
百五拾石薬若喜平次　百五拾石湊儀左衛門
百五拾石佃半左衛門　二百石福島庄兵衛
二百石町井平兵衛　百五拾石小原三休
五拾石原吉左衛門

㋮五千石　三拾七人

佐野主水組

五百五拾石佐野主水　五百五拾石同左門
八百石同猷馬　二百五拾石同織部
百五拾石同仁兵衛　百五拾石葉若七左衛門
百五拾石小野三郎左衛門　百五拾石秦野甚左衛門
百五拾石山村六左衛門　百五拾石佐藤半兵衛
百五拾石小野助十郎　百五拾石同傳右衛門
二百石橋本育之助　二百石木村十右衛門
二百石人見三右衛門　五拾石松井市兵衛
五拾石小野庄兵衛　五拾石淺井清兵衛
四拾石山中忠左衛門　三拾石草川新三郎
五拾石櫻井九右衛門　三拾石羽木久藏
四拾石伊藤太助　三拾石佐野與助
三拾石伊藤彌右衛門　三拾石大塚加太夫
三拾石小野甚右衛門　三拾石平井久六
百五拾石薬若喜平次　百五拾石湊儀左衛門
百五拾石佃半左衛門　二百石福島庄兵衛
二百石町井平兵衛　百五拾石小原三休
五拾石原吉左衛門

㋮五千石　三拾四人

柴原將監組

千石柴原將監　二百石猪子右馬之助
三百石猪子左治右衛門　二百石同九太夫
二百石福喜多金左衛門　二百石戸間九兵衛
三百石佐藤何右衛門　百五拾石同又左衛門
百五拾石黒田主膳　百五拾石中村猪左衛門
百五拾石佐藤彌兵衛　百五拾石大野平右衛門
百五拾石草川太助　百五拾石伊藤宗左衛門
百五拾石前田兵左衛門　二百石岡彦兵衛
百五拾石岡勝五郎　百五拾石服部傳右衛門
五拾石伊藤少太夫　五拾石堀源内
五拾石芝原茂右衛門　五拾石大塚喜左衛門
五拾石市川覺左衛門　四拾石小川猪之助
四拾石田邊金右衛門　五拾石市川二右衛門
三拾石瀧仁藏　三拾石三岡市兵衛
三拾石中島太左衛門　三拾石山本五郎助
三拾石岡田喜左衛門　三拾石藤岡九左衛門

㋮五千石　三拾二人

戸田甚之丞組

七百石戸田甚之丞　後千石之部合二成ル
三百石田村左馬之助　三百石寺田八左衛門
三百石野間四郎右衛門　二百石村岡九郎兵衛
二百石服部半兵衛　三百石伊藤新助
二百石伊藤久七　二百石岡千助
二百石中尾三郎右衛門　三百石中尾作內
二百五拾石二見清右衛門　二百石戸田喜藏
二百石八木市右衛門　百五拾石駒田助右衛門
百五拾石渡邊松右衛門　五拾石大窪彦左衛門
五拾石草川彌次郎　三拾石伊藤善右衛門
五拾石岩崎傳藏　五拾石秦野左平次
三拾石青木仁右衛門　三拾石安井久三郎
三拾石芝原甚太夫　五拾石谷澤半三郎
三拾石吉川作藏　三拾石佐野與三郎
四拾石小川猪之助　四拾石佐野小左衛門
四拾石伊藤傳次　五拾石佐野勘平
四拾石山田二郎右衛門　三拾石栢
五拾石佐野忠三郎　五拾石大年五左衛門
三拾石岡田喜左衛門　三拾石馬場庄九郎
四拾石中村市助　三拾石芝原平次
三拾石加藤小兵衛

㋮五千石　三拾八人

鋪カ

千四百石御屋補様　五拾石御菊様
三百石宗哲法印様　百五十石正晩カ受様
三拾石新首座　二百五十石椹太夫
百二十石威德院　五拾石久志本
三拾石藤波　三拾石御上人

㋮二千四百拾石

一萬七千五百九拾石　御藏入
三萬石　御給知分
二千四百拾石　無役知
三口合五萬石

一柴原將監組高五千石といへ共、都合五千八拾石有レ之事、

右書付、元文年中、槐大夫殿より來り、出所は伊達紀伊守樣御家來より出候由、是は元來は關御家出之仁之由、書付之寫也、

吉住氏より享保末之頃、高野山正覺院より來る書付之寫、本紙吉住氏にあり、

天正之頃、勢州關、

關安藝守宗一公樣、其後龜山御城主と有レ之、

右御內衆、鷲山葉若五郎右衞門殿、古驛同六郎兵衞殿、龜山御子息同市治郎殿、同御子息同小六殿、鷲山葉若井太夫殿、龜山同助右衞門殿、龜山同新左衞門殿、其外山下源左衞門殿、竹田八左衞門殿、小平茂兵衞殿、市川伊右衞門殿、林加左衞門殿、佳山甚左衞門殿、

元和年中より慶安の頃迄、

奧州白川、伯州黑板、

關長門守樣、關兵部太輔樣、御子息數馬樣、關主馬樣、關左京進樣、右御內佐野左京殿、佐野左門殿、

奧州白川住山甚左衞門殿、高橋三左衞門殿、是兩人は白川に留住、

小原彥左衞門殿、小島五郎右衞門殿、松永市左衞門殿、

葉若喜濟殿、或は京に住す、

乃治寬文比、關兵部樣、關左門樣、

右御內山下源右衞門殿、佐野三郎右衞門殿、高橋李兵衞殿、竹田八左衞門殿、

休巷老　金子平兵衞殿、伊崎助左衞門殿、

右之通、荒增書付悉ニ御目一候、以上、（右得二屋代弘賢所藏一而寫レ之、）

朝散大夫備前權守伊奈氏碑名

弘文學士院林之道甫撰（院學士カ）

夫辟二草萊一住二土地一者、耕稼之便、而民蹙二其利一、故李冰開二於蜀一、史起顯二於魏一、鄭國增二秦之富一、白公饒二漢之渠一、共垂二一時功於竹帛一者也、伊奈忠次者李史之亞、而鄭白之流乎、其家譜謂、清和源氏滿快之裔也、滿快曾孫爲レ公、住二信州伊奈一、以レ邑爲レ氏、世々歷々、至二

忠基一移二參州一居二小島一、奉二仕廣忠君一、忠基生二忠家一、是忠次父也、忠次初名熊藏、少有二大志一、奉拜（下四字闕）東照大神君一、經二歷參遠駿之間一、勤二省欵開壁之事一、竭二富國撫民力（之脫カ）一、天正十八年、豐臣關白東方征二相州北條氏一、神君使二忠次監二參遠駿三州水陸事一、殊諭曰、富士川奔流急迅、宜下方舟繫速爲二假梁一、令丙士馬無レ沉溺之患上、忠次巡視經營竭レ力、其功漸成、既而關白至二參州吉田驛一、其從如レ雲、時霖雨大風、關白進レ馬自若、諸將皆雖レ欲二其信宿一畏二關白一不レ能レ言、忠次跪二馬前一啓曰、風雨烈、士卒勞、暫停二御轅於玆一、關白叱曰、留連經レ日、則前途大堰富士川、可二容易得一レ濟哉、不レ如下凌二風雨一而速往上也、汝以謂レ何、忠次重啓曰、如小軍則宜レ任二息盧一、今四十万騎之衆、冒レ雨受レ風、競濟二大川一、必有二流沒之禍一、若不幸有二十人之溺一、則訛言以爲二千百人一、此令二敵得レ利增レ勢也、況戰期未レ刻レ日、則不レ如下暫憩二大窳一伏中士卒上、殿下武威赫々、海內畏伏、豈以二數日之遲速一、可レ拘二勝敗一哉、關白曰、善哉汝言也、乃留二滯吉田三日一、而雨晴風靜、大軍進發無レ滯、舟梁亦成、大堰富士川不レ病レ涉也、衆皆喜曰、忠次一言、令二數十万士得二三日之息一也、累レ月北條氏殲矣、神君始管二關左八州一、登時關白以二北條倉粟一、致二十万斛一附二神君一、令下忠次留與二官吏一計中算之上、而神君與二關白一進向二奧州一、忠次不レ日而及二於途中一、神君曰、倉廩多員、粟米億兆、想レ可二歷レ旬畢一、汝何速也、忠次啓曰、臣謂粟縱多不レ可レ減レ之、縱寡亦不レ可レ增レ之、故每倉使二官吏與レ某相共封印一、而鄉邑田畯、記二其納稅之數一、然則彼此之不レ容レ私者明矣、以レ是早辨レ事也、若夫每倉點檢、每斛商量、則費二許多日一、何益之有、神君聞而奇レ之、關白亦怪二官吏之早至一、而問二其故一、官吏以二忠次之言一對焉、關白大感曰、我久識二忠次有二才量一、今般之所レ爲、最知二決斷絕倫一、未レ知我麾下有二如レ此之人一否、彼若仕レ我則可レ昇二万石一、神君欣然、乃賜二參州小島舊壘及武州小室鴻巢等一万石一、而掌二八州之貢稅一、補二市川松戶房川三關之吏一、曾在二常州一時、不軌之輩蜂起蟻同、忠次急催二部下之衆一、合圍悉誅レ之、慶長五年、神君東討二上杉景勝一、暫駐二御馬於房川一、忠次奮然進曰、願令二微臣守レ此、則雖二數万之寇競來一、不レ能レ濟二利根川一、神君可二其言一而許レ之、忠次令下長男忠政從二御怒一而遣上之、既而天下一統、賞二累歲之勞一、叙二從五位下一、號二備前守一、所レ掌如レ前、忠次能聽二民間之訟一、神

糺二寇盜之奸一、勸二稼穡之業一、正二田畔之界一、浚二溝洫一、厚二堵壁一、芟二莠草一、時二苗種一、海畔煮レ鹽、山麓燔レ炭、栽二桑麻楮漆一、察二金銀銅鐵硫黄鹽硝之氣一、知二土產藥草之宜一、而有無交易、各得二其利一、巡二撿八州一、尋二水路之源一、量二高低一較二廣狹一、漑二田野一種二五穀一、至二水隘出病卒於城下之家一、時年五十七、號二勝林院源長一、開レ訃者皆惜レ之、葬二於鴻巢勝願寺側一、忠政繩武受二萬石一、叙二從五位下一、號二筑後守一、元和元年夏、奉二從難波之役一、戍二淀河一、積二土囊一斷二長流一、一夕夢、忠次帶二甲冑一揮二陌刀一、論二忠政一曰、天下勝敗在二此一擧一、敢放二火箭一則築具焚滅、宜下設二其備一防護勿上懈、忠政慙愧如二其言一、既而築成功遂、水運不レ通、難波堅池乾涸、且於二鳴野堤一、接レ檜斬二七人一、凡同隊所レ得首總三十級一、忠政弟忠治有二父之風一、能竭二地方一、享二關左公辟一、爲二邑吏之長一、多開二新畝一、賜二武州赤山七千石一、屬奉二從大猷公御獵場一、忠治有二馭藝一、曾逐二奔猪於御前一、其驅驟進退、得レ入二英覽一、有レ命曰、彼馭法如レ爬二痒處一、快哉奇哉、顧遇超レ群、恩賚亦渥、忠治有二弟五人一、忠武有レ故避レ世、忠公爲二伊豆國吏一、忠雪列二豫番士一、季弟二人早世、忠治子曰二忠克一、勤レ事如レ父、好聽二古道一、承應元年、奉二今大君之命一、新整二武野七十余里一、始通二多摩川之水一、而城下比屋之井、皆得二其利一、行路歷過之人、各得二其便一也、寛文四年、兼補二與州伊達信夫兩郡監吏一、定二憲條一、省二賦役一、民蒙二其惠一、忠克有二二弟一、治詣爲二常州屬吏一、忠臣列二豫番士一、忠克子曰二忠常一、相繼傳襲、皆守二忠次規式一、監二常州治水開レ田而有レ功、助二忠常追一憶曾祖之功勞一、欲下建レ碑刻二始末一、以遺中於後世上、請二詞於余一、詩曰、靡レ不レ有レ初、鮮二克有レ終一、如二忠次一居二分憂之任一、揚二循良之名一、而創二其基一、與二其家一、可レ謂二有レ初者一也、貽二厥孫謀一、不二隕問一、非二克有レ終乎一、忠常追慕良有レ以也、乃據二家牒一、叙二其大槩一、系レ之以レ銘、銘曰、

司農之務　晴合二古職一　治レ水通レ路　正レ界分レ漁
爰漑爰灌　以種以植　產レ業利レ民　貢レ賦富レ國
撫レ下施レ政　奉レ上竭レ力　聽レ訟而決　執レ書以直
萬石之祿　五品有レ陟　傳レ子傳レ孫　順受二其則一

寛文癸丑六月十三日　孝曾孫伊奈半十郎忠常立之

裏書に　碑文字數三十二行千九百二十八字

伊奈系圖

源姓　家紋

清和天皇

諱惟仁　在位十八年

母公攝政太政大臣藤原良房公女、文德天皇第四之皇子也、嘉祥三庚午年三月二十五日降誕、天安二年十一月七日即位、元慶四庚子年十二月四日崩、實算三十一歲、謚二水尾天皇一、後改二清和帝一、

貞純親王　三品　兵部卿

清和天皇第六之皇子、
母神祇伯棟貞公女、
貞觀十六甲午年三月二十三日生、元慶六壬寅年十一月五日元服、干時九歲、加冠惟彥親王、延喜十六丙午年五月七日薨、時四十三歲、

經基　正四位下　攝津守

貞純親王嫡子、世號二六孫王一、
母右大臣能有公女、
寛平二庚戌年二月十二日生、延喜二壬戌年正月十一日元服、時十三歲、加冠貞眞親王、太宰大貳、

內藏頭、左衛門督、鎭守府將軍、始賜二源姓一、昇殿、筑前伊豫但馬美濃信濃伊豆武藏常陸等八ヶ國之太守、天性達二弓馬一、長二武略一、延長記承平錄等撰述、
天德二戊午年十月十日卒、六十九歲、

- 滿快　下野守　從五位下　相模守　右衛門尉
  - 母武藏守敏有女、
- 滿國　甲斐守　從五位下
  - 行賴　伊豆守　從五位下
    - 景行　東太郎
    - 行廣　西次郎
  - 賴季　武藏守　大藏大輔　從五位下
    - 忠季　土水藏人
- 爲滿　甲斐守　從五位下　河內守賴信婿、
- 爲公　信濃守　從五位下　右馬助

住二信州伊奈邑一、子孫以爲二稱號一也、

- 爲扶　伊幸太郎
- 公家　忠太郎
  - 公扶　林源次
- 扶次　小太郎
  - 盛扶　宮賀次郎
- 幸扶　諏訪部二郎
  - 幸平　又次郎
- 忠行　三郎
  - 忠氏　余三
- 忠幸　余一
  - 忠平　余一郎
- 忠扶　又太郎
  - 忠滿　三郎
- 忠國　五郎
  - 忠扶　六郎
- 忠賴　四郎
- 忠基　伊奈一兵衛尉

始來二于三州一、住二居小島一、而後奉二仕廣忠公一、

- 忠家　五郎左衛門尉
  - 居二住于三州小島一、
- 忠次　熊藏　備前守　從五位下
  - 奉二仕家康公一、而抽二忠志一矣、
  - 慶長五庚子年、叙二從五位下一、任二備前守一、同十三年六月十三日、於二武州江戶宅一病死、于時五十七歲、葬二於同國橫見郡鴻巢遍照山勝願寺側一、號二勝林院殿源長一、
  - 忠政　筑後守　從五位下
    - 奉二仕家康公秀忠公二代一、
    - 元和元乙卯年夏、働二難波之遊一、及二鳴野堤一斬二敵七人一、凡同隊所レ得首總三十級也、
    - 此間不レ知——某　甚之助
      - 領二千石一、入二小普請列一
      - 忠治　半十郎、
  - 忠克　半左衛門尉
    - 母　元和三丁巳年生、寬文五乙巳年八月十四日卒、于時四十九歲、葬二赤山源長寺一、
    - 治詣　半彌
- 忠易　兵右衛門尉
  - 母　天和元辛酉年十一月十四日卒、葬二於武陽南高輪萬松山泉岳寺一、而號二心要院殿功嶽宗勳居士一、
  - 忠雪　五左衛門尉
    - 在二御番組之列一、
    - 某　內匠、早世、
    - 某　播部、早世、
- 忠政　依下有二父之風一、能達二地力一、故掌二關左公廨一、爲二邑吏之長一、多開二新畝一、賜二武州赤山七千石一、
  - 忠武　有レ故遯レ世
- 忠公　兵藏、
  - 爲二伊豆國吏一、

爲二常陸國縣東、

忠臣 五兵衛尉

某 平十郎 某 右衛門 領二千六百石、

忠常 半十郎 初舉人

忠政 半五郎 半左衛門尉、

實忠克二男也、

右伊奈系圖一卷、借二抄于瀨名貞雄家一、寛政五年癸丑神無月九日、 杏花園

蜷川家古文書 附齋藤伊豆守家系春日御局

齋藤伊豆守 法名金翠院宗曉 内室 蜷川大和守親俊妹也、法名道哉

同 内藏助 内室 稻葉一鐵姪

同佐渡守

同市正 市正母計、松下氏の娘也、殘は皆別腹、三人共に腹違ふ、

町野壹岐守 町野長門守妻子になる、

女 竹田法印室

女 齋藤賴母 同作之進

母方名字 稻葉日雲守 同傳助

女 松平五左衛門室 稻葉美濃守家來

齋藤與惣右衛門 同攝津守 美濃守

女 齋藤茂左衛門室

同七兵衛 同惣右衛門 法名如雲 内室齋藤攝津守姉

石川三左衛門 石川土佐守 養子となる、

女 女 式部少輔 法名宗三

柴田源左衛門先妻 堀式部少輔室 死後妹を娶る、

女 秋山十右衛門 秋山修理室

女 齋藤平十郎 齋藤平兵衛室

春日御局 柴田源左衛門室

三上 三上備前守室

女 石谷兵部少輔 石谷加兵衛 實父齋藤伊豆守、石谷家を繼ぐ、依之他名也、 後小笠原意休と云、

女 蜷川次郎右衛門 蜷川新右衛門親長室 法名道標 女 齋藤吉兵衛室法名道林

齋藤吉兵衛 同喜左衛門 秀吉公勤仕

女 同吉兵衛 本多伊豆守室 實父蜷川大和守親俊 法名道林 松平越前守家來

女 内室石谷兵部少輔娘 齋藤伊豆守孫 最前桑山伊賀守室、離別以後近藤登之助所へ嫁と云、

同加賀守

女 大澤兵部少輔 大澤右京室 母は登之助娘也ト云、

寛文之頃蜷川喜左衛門自筆書付寫

一稻葉美濃守殿祖父稻葉佐渡守殿、内室春日局、

一稻葉八左衛門、同丹後、同内記、又一人は出家、此四人春日局殿腹也、 父八左衛門

一稻葉八左衛門、同清左衛門は、稻葉佐渡守孫也、佐渡守本知五千石、兩人不和也、

一稻葉石見守祖母は、稻葉佐渡守娘也、春日殿とは腹違也、春日殿より後腹之子也、

一稻葉伊織父佐渡守子也、春日殿とは腹違ひ申候、

一堀田加賀守父勘左衛門内室佐渡守娘也、春日殿とは腹違、先腹之娘也、

一齋藤内藏助母は蜷川道齋妹、

一松平中務大輔殿に居申候、蜷川七郎兵衛父はすみのくら一家にて、名をそうりんと云、そうりん妻蜷川之一類なり、七郎兵衛兄を庄介と云、庄介牢人の時、蜷川を名乘度由道標へ申入、夫より名乘也、

一齋藤伊豆守妻は蜷川新右衛門親俊（又親世）法名道齋、妹也、齋藤内藏助を生、榮春は内藏助妹也、後榮春蜷川道標と嫁す、春日局は齋藤内藏助娘也、

一内藏助子齋藤佐渡殿は、榮春のおい也、（齋藤與惣右衛門は、齋藤佐渡弟、春日殿のおになり）

一道標弟に齋藤吉兵衛云有レ之、齋藤名乘候子細は、齋藤伊豆妻吉兵衛を養子被レ申候故也、吉兵衛事、後に道りんと云、

一吉兵衛娘桑山伊賀守と嫁し、同加賀守を生、其後伊賀と離別にて、近藤登之介所ゟ縁邊す、近藤登之介娘大澤右京と嫁す、同兵部を生、

一秋山十右衛門祖母は春日の局あね也、じゆいんと云、じゆいんは柴田源左衛門と云者の妻也、福島大夫殿家來也、じゆいん娘秋山修理と嫁、十右衛門を生、

一堀宗三母はじゆいんのあねの娘なり、柴田源左衛門初妻はじゆいんあねなり、死去後、あねの跡へ妹じゆいんと嫁すなり、

寛文の頃、松平大和守殿より町野幸宣方へ來る書付之寫、

覺

一齋藤吉兵衛法名道輪と申候由、齋藤内藏助弟にて候由承候、道輪之文字は如何書候哉、幷名乘何と申候哉、（御書付の通に御坐候、道りんと申文字は、道林と書申候、名前は三郎と申候、）

一道輪娘榮山家ゟ嫁、男子桑山加賀守、女子貳人、内壹人大澤右京大夫妻、今壹人は紀州へ嫁候由、右之男子出生、以後道輪娘京都ゟ戻る、其以後本多丹波守方ゟ嫁、越前之福居へ參、女子壹人出生、此娘大和守母靈臺院にて候、桑山家にて出生之男子と、靈臺院は胤替一服之兄弟之由、

一桑山加賀守父は何と申候哉、名乘も承度候、

一加賀守何頃死去、後は立不レ申候哉、

一道輪男子壹人吉兵衛と申候由、大閤へ致二奉公一候、其以後浪人、桑山加賀守在所へ引込病死之由、

一道輪實父蜷川大和守にて、齋藤家へ養子に參候由、右傳承通如レ此御座候、不二分明一候間、御存知之通委細承度存候以上、

六月十六日

大猷院樣御代に、加賀守は病死仕候、四十年余り成可レ申候、實子無二御座一候て、服替之弟桑山主水と申候、是に後を被レ下候樣にと、及二末期一頼申候得共、相叶不レ申候、其後は主水被二召出一千俵被レ下、御靈院番仕罷在候、是も拾ケ年以前に病死、

蜷川喜左衛門へ來る手紙寫　蜷川道祐樣　町野養宣

一昨日は預二御手紙一候處、罷出不レ及二御報一候、先以御覺之通、御書付にて被二遣置一候、則大和守殿へ遣候へば、貴樣にも御禮申くれ候樣に被二仰越一候、一蜷川大和殿は、貴樣より何代御先にて候哉、善兵衛には兄弟は無二御座一候哉、承度存候、暑氣彌御息才之由、珍重御事候、以上、

六月廿一日

尙々内藏助親伊豆と申候之間、伊豆吉兵衛は養子に仕たるものと存候、以上、

右蜷川家古文書借二抄于蜷川親常家一、

寛政六年甲寅十月之吉　杏花園

大石内藏助良雄系圖

藤原秀鄕赴二關東一之時、本領近江國栗太郡大石村留二一子一、從レ是子孫相繼、住二于大石一、明德應仁之亂、一族悉討死、家名斷絶矣、當時小山朝政末孫在レ京、以二其同姓一令レ繼二其名蹟一、至二大石金右衛門一、爲二織田信長一沒收江州居城一、嫡家斷絶、其子弟之名跡兩家在二于大石一、中村仲新是也、

○大石彈正左衛門（號二新口一住二大石一）
- 平左衛門　母田原人娘
  - 女子　大石内藏助良勝妻　母江州夜須郷石高大和守女
- 兵左衛門　母江州田上人大谷美濃光將女、無レ子、元和元年五月、於二大坂一討死、三十一、
  - 某　大石久右衛門、住二關白秀次公一、慶長四年己亥正月廿日死、
    - 女子　大石人上田道故妻
  - 良勝　大石内藏助　母進藤筑後守長治女　幼而爲二八幡山宮本坊弟子一、十四歳出奔赴二江戸一、十八歳而仕二淺野采女正長重一、元和乙卯年、大坂再役、天王寺口戰、與二毛利豐前守兵一力戰、得二首二級一、後爲二家老一、慶安三年庚寅八月廿三日卒、六十四、
    - 信安　五左衛門
    - 信澄　八郎兵衛
  - 信云　八郎兵衛　法名道靈　延寶三年正月十六日死、八十四、

女子 遠藤筑後守長定室
良欽 大石内藏介 延寶五年正月廿六日死、
良重 大石頼母 仕二浅野内匠頭長直一、息女男嫁二其重一、元和三年五月十八日死、六十五、
知與 奥村藏人、繼二奥村家一、子孫越中富山城主松平淡路守利次仕、
長武 浅野左兵衛 爲二内匠長賢養子一、三千石、
長充 浅野備前守
長喬 浅野隼人、河内守、
長口 浅野隼人
長恒 爲二内匠頭長直養一末男新田三千石、始名隼人、元祿十三年、任二美濃守一、改二壹岐守一、
女子 浅野壹岐守、母浅野長直女、
女子 大御番組頭島治左衛門元能室
良秀 小山喜右衛門 延寶三乙卯年十月二日死、
良師 小山源五左衛門
良次 大石彌兵衛 讃州高松陪臣、
良治 大石彌兵衛
女子 遠藤源四郎妻

良昭 大石權内 母鳥居彦右衛門元忠四男鳥居左近忠勝女、延寶元年九月六日死、三十四、
良雄 大石内藏助 母池田紀伊守之助嫡子池田出羽由成女、繼二祖父遺禁一、浅野内匠頭長矩執事、千五百石、元祿十五年壬午十二月十五日、主敵討二吉良上野介義央一、同十六年癸未二月四日、於二細川越中守宅一切腹、四十五、相者安場市平云々、法名忠誠院刃空淨劔居士、
専貝 八幡山大西坊、元祿十一年八月廿二日死、
良房 早世
良速 小山孫六 藝州陪臣
良師 小山源五左衛門 其秀養子
良治 大石彌兵衛 其次養子
良金 大石主税、母京極甲斐守家来石束源五兵衛毎好女、實妾腹、父共於二久松家一切腹、十六、相者波賀清大夫云々、法名刃上樹劔信士、
祖錬 大石吉千代、出家、
某 大石大三郎、外家、

右大石内藏助系圖、得二愛嶽麓藏背一而寫レ之、
寛政癸丑重陽日 杏花園

水島傳左衛門家傳
元祿ト年八月十四日歿、九十一歳、法名號二龍賢院一雲日近居士、葬二于麻布日ヶ窪長曜寺一、

水島傳左衛門之成
同 傳左衛門之蕫 後改二ト也一
同 喜左衛門之恒
同 兎毛之政
同 松藏
同 源之助
右兩人實名不レ知

ト也より當時六代に相成候、ト也初め植村家に仕へ、中年に至り浪人いたし、其後小倉に至り、武家禮節致二修行一候、夫より江府に至り、門弟多指南仕罷在候、老年に相成り、有馬中務太輔家へ罷出、年々金廿兩づゝ給候て、勤仕無レ之、悴傳左衛門え百五十石給り候、其後兎毛へ五百石給り候、兎毛死後、二百石被レ減、三百石に相成、暫時高輪屋敷に罷在候、

右寛政元年秋、松岡辰方 平二郎 久留米藩 より書付差越候、

水島氏由緒之覺

一或時ト也老翁、某へ物語被レ申候は、自分の由緒委知たる者なし、其方は遠國より當流執心にて遙に被レ參、(某カ)随身之門弟藤傳左衛門同意に存候故、演説申候、其親は大坂御籠城方に屬し、川崎主水と申候、五月六日御落城之刻、父主水并に嫡子小兵衛若黨一人、以上三人討死申候、次男川崎庄右衛門は、御落城前年に大澤へ遣置申候、是は主水川崎之苗字可二相續一心懸なり、依二御落城一、皆々落人に成、我等事、其時は七歳、妹事は五歳、母兩人之手を引、御城より出、彼方此方と漂泊申候節、權現様御歩行衆御手へ被レ捕、關東へ遣往、命を可レ取由被レ申候故、母愁み申候處、首代出候はゞ助可レ申候、關東寄手在陣之内に、親類にても在之候哉、首代出し命もらひ候はゞ、可レ渡由を被レ申候に付、母申は、我兄池田武藏守殿に勤水島助左衛門と申候、此度在陣申候由、兼て傳承候、是へ可レ被二申入一、三人の首代程の事出兼申間敷哉、其時御歩行衆より武藏守殿陣所へ入遣、籠城方川崎主水妻は、其陣に被レ居候水島助左衛門妹の由承申候、自分小屋へ捕置申候、親子三人の爲二首代一銀子一貫目被レ出候はゞ、三人可二相渡一由申遣、水島返答に、委細致二承知一候得共、永々之在陣に付、雜用致二拂底一候間、七百目遣可レ申候、三人

御渡給候へと返答申候得共、無二承引一小屋に差置候、然所に檜現樣茶臼山へ御巡見被レ遊候御供に、右の御歩行衆被レ出、小屋に人無レ之故、其母又兩人の子共の手を引、彼方此方迷申候刻、御歩行頭植村新六殿手へ被レ捕、夫より新六殿知行所和州え三人共被レ遣、妹は死去、某は大和にて成長の時、出羽守殿被二召出一、歩行侍相勤申候、兄川崎庄右衞門も、御世治り大澤より大和へ參り、庄右衞門は近習に被二召出一候、某は川崎苗字遠慮申候故、母方の苗字を付、水島傳左衞門と申候、新六殿任官之後、出羽守殿と申候、江戸愛宕下の屋敷へ、大和より參勤申候、或時使に出、夜に入屋敷え歸申候刻、八代洲河岸を歸候時、向より何者やらん三人扱連打懸る、某早速扱合せ、一人へ手を負せ、一人は御堀へ切込申、內一人は遁申候、右手負の者をも討留、御堀へ投込候、如レ斯働候內、先の太刀我が左の肘に當り、被レ疵申候、夫より此通り左の手延發申候、其翌年或夜曉方使に出候て、朝歸申候、傍輩の侍閙敷躰にて、護ケ岡にて往逢、其方は何方へと尋ぬれば、四谷え往由にて過ぬ、某屋敷へ戻候へば、屋敷の內騷動す、門にて樣子を尋聞ば、何某誰か寢首を掻立退候由を云、夫を聞と直に追懸候て、四谷竹町にて追付、詞を懸討留候て、所へ預け置、屋敷へ歸候て、返狀を上、しか〳〵の儀申上候、出羽守殿大に御立腹有、大事の書狀爲二持遣一返狀を破申し、我意を振廻候段不屆に候、門迄歸候はゝ、返簡を差置候て、追懸打留候はゝ可レ爲二神妙一所に、不屆て由御詫を請、久々閉門被二仰付一、半年程過候へ共無二赦免一故、自分も少々心底に恨有レ之、出羽守殿屋敷を夜中に立退、御當地に難レ居存候故、豐後小倉に好身の者有レ之付、小倉え參、二三年在宅にて暮申候、我等立退申に付、兄川崎庄右衞門は、出羽守殿より御暇被レ下、江戸浪人にて居申候、我等事、植村家に勤候內より、當流之禮節等を望、小池甚之允門弟に齋藤三郎右衞門と申人に習、小倉に浪人にて居候內も、功者衆に致二傳授一候處、小笠原右近大夫殿新知二百五十石にて被二召出一候、然所に其年の六月、參勤の刻、江戸供被二仰付一候、此時暫江戸にて御供之義御免被レ下候へと申候はゝ、御許も可レ被レ成處、斷も不レ申候て御供申、江戸著より每日方方使者相勤候處、或時外櫻田御門番所古主出羽守殿也、折節御番所へ御立寄、衣服被二召替一候刻、某使者

に通合申候を御見付、夫より跡へ人御付候て被レ搦候故、右近大夫殿を致二浪人一、本庄へ久敷罷在候內に、先妻を求候、彼は關口十心娘也、我が秘事する入身は、十心望引出物相傳なり、先妻は產後母子共死去申候、後妻は土井能登守殿御內菅沼五左衞門と申給人の娘也、此腹に男子壹人、女子壹人出生す、男子は傳彌と稱す、成人の後西尾主水正樣御取持にて、前玄蕃頭樣御小性被二召出一候、御逝去の後、中務太輔樣より新知百五十石、地方にて拜領仕、御腰物奉行相勤候、或時前戶田山城守樣御招請の節、中務樣へ御直に被レ成二御意一候は、卜也子傳左衞門御念比に被二召遣一候由、父子共に私方え參由の御挨拶に付、其後傳左衞門へ三十石御加增被二下置一、都合百八拾石に被二仰付一候、卜也翁へは金子二拾兩づゝ御合力被レ下レ之候、卜也翁は、寬永以來、於二江府一御大名方御旗本方御用等依二御賴一、自然と其名都鄙無レ隱、門弟も數多におよぶ、德松君樣御髮置御用も蒙レ仰、堀田對馬守殿於二御宅一仕立之指上候、且又秋元攝津守樣後但馬守殿と申御取持にて、井伊掃部頭樣より傳左衞門召連候て參り候はゝ三百石被レ下、潮田谷にて三百石に應馬の飼料場相添可レ被レ下由也、卜也返答に、御取持と申、御家柄と申、難レ有候、私事は浪人にて罷在候間可レ任二御意一、傳左衞門事は、中務樣より新知等被レ下候へば、彼御家へ忠義相勤候事本意候故、私計にて候はゝ、兎も角も可レ仕と御返答申候故、右御沙汰相止候、扨又當流の極傳の義は、右近大夫殿浪人以後、上原八左衞門と申、是も甚之亞門弟にて、松上總介樣浪人故也、此弟子と罷成、種々懇望申、小笠原流の秘事相傳時候由、常々私に物語にて御入候、于レ世水島流と號する事右如レ申、小笠原流段々習合、卷物等委細書記申候故、當流といへり、將又先主植村出羽守殿御死去被レ成、二代目の右衞門佐殿より卜也へ御逢被レ成度由被二仰下一、難レ有致二參上一、御目見申上候處、御懇の上、御羽織拜領仕候、其砌傳左衞門も御目見爲レ仕度由願申候へば、召連可レ參由被二仰付一候、依レ之傳左衞門も御目見仕、父子共御出入申候、定てか樣の由緒傳左衞門殿御書留被レ下候哉、勤仕無レ隙、殊急病にて死去被レ申候へば、由緒書も有レ之間敷候、喜左衞門殿は、たとへ御聞及び迚も、か樣に委細に被レ覺間敷候、然ば雅犬幼少にて家督御相續候間、御先祖之事書記進レ之申候間、彌以奉レ感二御

厚恩、不レ忘二先祖之功志一、第一被レ勵二忠孝一、文武兩道習練し、常流の古實に被レ盡二心緒一、可レ被二精出一事專用御座候、任二老筆一不レ顧レ憚相認候て遣し候、後々迄同性肇太と御心易被レ成、家業御執行可レ被レ成義御尤存候、猶又御子孫末々至り、門人御取扱之刻、書物等猥に無レ之様に可レ被レ成候、以上、

享保十一丙午年季冬中旬　伊藤甚右衛門幸氏　花押　行年七十二歳

水島傳彌殿參

右高祖父幸氏自擧之本を以て謄寫畢

時天明七年　松岡辰方

藥師寺家系

或書云、藥師寺平馬といふ者、始生駒家に仕、後本多能登守忠常に奉公す、生得大口者にて、傍輩と及二口論一、をのれが小屋にて爲二傍輩一被二殺害一、其子何某十五歳なり、於二其座一父の敵と討てかゝり、右の腕を被二切落一て倒る、敵は庭へ逃出る、平馬妻薙刀を以、其を庭にて長刀にかけて、夫の當の敵を討畢、主人能登守聞レ之、幼年の志を感じ、召仕へしと有しに、無二右腕一弓馬鎗劍の業難レ叶暇を乞、母と共に浪々の身となり、武士をやめ醫師と成り、苗字を改めて橘隆菴と號す、無二右腕一故、世にでんぼう隆菴と呼、醫業に名高し、後被二召出一御醫師となり奥勤賜七百石、叙法眼、後叙法印、號宗仙院云々、

此說不レ知二眞僞一、追て可レ糺、

本多能登守家は嫡孫唐之助代、幼少にて歿、斷絶す、次男家は本多彈正大弼也、

○藥師寺平馬　本多能登守家來

- 橘宗仙院法印隆庵　奥御醫師　七百石
  - 惣領　橘宗仙院法印隆庵
    - 次男　藥師寺次郎左衛門　三百俵　小普請　橘宗仙院法印隆庵玄周　谷時奥御醫師
  - 藥師寺次郎左衛門　初名說之助

享保九年辰八月十一日、甲州勤番、有馬出羽守組被二仰付一、寅暦七年夏病死、

藥師寺次郎左衛門　初名善五郎

寶暦七年丁丑七月十二日被二仰付一、其後組頭、天明八年戊申十月十九日、御徒頭被二仰付一候、

藥師寺　橘氏　家紋丸之内に三つ橘に干文字

○作者部類六位之部に

藥師寺次郎左衛門尉橘範隆

歌人入二新千載集一

藥師寺次郎左衛門尉橘公將　後任加賀守、法名元可、

歌人入二新千載集一

覃按湯原氏日記

元祿十六年六月三日

一二百石御加增　御いし藥師寺宗仙院、新規二拾人扶持被レ下、針立東暦、　妙心寺派出家

右は御小性水野隱岐守病氣大切之處、兩人の療治にて本復に付、爲二御褒美一被レ下レ之、宗仙院次男藥師寺次郎左衛門御目見被二仰付一云々、

志賀隨應之事

天文十八己酉志賀隨應生る、　右廣忠公御二十四歳薨御の年なり、家康公御八歳のさしなり、

右隨應は、信長の小小性勤たりと、兼て承傳ふ、

一信長將軍宣下、天正元癸酉に、隨應廿四歳に當るなり、此頃龜之助と申たるか、

一信長逝去、天正十壬午、隨應三十四歳に當る、

一此度の剋に、正德五乙未、隨應百六拾七歳と有り、是を見て年割をいたしたり、

一寶暦三癸酉の比、隨應存命也、二百五歳に當る、其比怪我除の守を出したり、赤坂に住す、其守り予も貰たり、其比三枝帶刀といふ人、　高五百石、後御目付勤む、此人隨應へ知る人にて、予も逢度に申たる所、息りて不レ逢うちに卒す、右は兼て隨應のこと存及たる所に、今日正德五年に、百六拾七歳と申ことを初て存、年割を致たる所、右之通なり、

文化四丁卯正月廿六日　白丘齋

此一通は、夏目筆記之內より、生島氏尙齒會変名を印行せしとき、高井大隅守書てをくられしなり、

一枯木集第四、

天文十七戊申年出生、志賀隨應、當享保十五庚戌年六月十六日病死、行年百八拾四歳と云々、

一說云、隨應は或家の藩士にて、後浪人と也、住吉町川田屋次郎右衛門（松本の脱）方に同居して在、中橋邊に藥みせを開き、長生の藥を賣し、越後殿の御隱居など、此藥を服用有しといふ、

隨應傳

夫人盡二性命一養レ生、則有下自二數百歳一至二千歳一者上、擧二其術一道レ之、明二寶理一以安二心氣一、知二乏絶一以戒二色欲一、遠二奇味一以節二飲食一、順二陰陽一以愼二起居一、是乃黃帝岐伯之至論也、不レ可レ不レ念矣、語曰、仁者壽也、雖レ然聖人亦有レ不二長壽一乎、或曰、依二其性之所一レ受、而如二仙傳一措而不レ論、本邦所レ傳神武帝百二十、大和姫五百餘歳、仁德帝百四十三、其餘百二四十之壽者尙多焉、武內臣三百有餘歳、唐土傳レ之爲レ奇云、近世志賀氏名秀則、字隨應、其先豐後人下野守秀等、其子伊豫守秀一、其子近江守秀直、其子亦左衛門秀重、其子竹千代、豐州竹田前城主、後稱二彥左衛門秀明一、其子善兵衛秀政（恐誤アラン）、其子藤恕軒、即隨應也、此系載二隨應自記一、錦帶

櫻非遊書之後、從二虎賁中郎將楠公一傳十五代、內有二女子二人一、而傳二志賀氏一、至二隨應一七代也、後奈良帝天文四年、隨應生二於豐後一、童名鑑之助、嬉戲好作二弓鞍及武器一、或曰、事二平信長一爲二內豎一、老後在二東都新橋亭一、學二楠家之兵書一、或神書或和歌或爲レ醫、閒好レ釣、而自二竹田侯一受二月俸一、家有二良劒一、津侯高虎所レ賜也、爲二重器一、然爲レ盜失レ之、四十年前、辭二東都一居二上州邑一、於レ是乎百二十歳云、人皆爲二已死一、先レ是上州桐生人丑之助者、在二國學塾官一既七年、辭還レ鄉、因聚徒宴集爲レ錢、于レ時談及二長壽一、不侫曰、近世謂二長壽一隨應也、吾聞百三十歳也、丑之助曰、隨應者我族、在二上州邑一、近年死百七十二也、不侫及在レ席者嘆歎曰、此人所レ謂地仙也、足下面知レ之、歸レ鄉問二老耄一、傳二其行狀一、不侫爲二之傳一、丑之助曰、隨應親戚先皆死、其養孫某、在二東都一、受二業滕平格一、可レ尋焉、平格者我同門、故告以謀二養孫一、養孫廼贈二家系及隨應所レ著玄妙文夢覺詩一、異躰別調、闕レ之、家系亦不レ取也、得二乎我都講松田久徵游金市一、隨應自記之家系一、以レ之爲レ證、且以二養孫所一レ記潤色焉、而隨應平生不レ語二天文以來之治亂一、不レ好レ聞二悲哀恐懼之談一、嘗曰、世人嗜二地黃一非二養

生一、藥卻使二人臞腑腐一、有二所見一謂レ之歟、凡至二壽域一亦守レ業、而敬在二養神一矣哉、

寶曆丁亞七月壬卯、石溪山人井儀補撰、

志賀隨翁、乏西窪天德寺地中不斷院過去帳に、

異月院諦念隨翁居士志賀氏

享保十五年庚戌六月十六日　施主上野恕信

右ノ如クアリ、墓ハ當時無レ之、歿スル歳モ不レ知、此傳ニテ見レバ、天正四年ニ生レ、在二上州邑一、近年死、百七十二也トアリ、按ニ天正四年ニ生レ、享保十五年歿スレバ、百九十六歳也、百七十二歳ナレバ、永祿二年ノ生レ也、又正德五年、生島幽軒ノ亭尙齒會ノ時、瑞翁百六十七歳トアリ、正德五年百六十七歳ナレバ、天文十八年ノ生レニテ、享保十五年ハ百八十二歳ナリ、不斷院ノ過去帳ニ、稀ナル長壽ノ者ナルニ、行年ヲモ記サズ、同名異人ニテハナキ歟、疑シ、先年院主ヘ尋ネタレド慥カナラズ、上野恕信何人カシレズ、傳ニハ隨應ト書、過去帳ニ翁ノ字ヲ書、尙齒會ノ名ニ瑞翁ト書、何レヲ正トスベキ歟、

大久保忠寄考

覃按、正德五年乙未生島幽軒、八十ノ賀筵、

會集ノ老人

八十歳　享主生島幽軒　八十三（イ一）歳　岡本半之丞

九十歳　谷口一雲　九十一歳　下條長兵衛

九十七歳　石守權左衛門　百八歳　右根（海イ）宗見

百三十六歳　小森勘齋　百六十七歳　志賀隨翁（圖畧イ）

以上八人、年數合て八百五十三歳、

右紀藩關口氏筆記に見へたり、

又享保之末、公儀より長命の者御尋の時、書上のよし、

志賀瑞翁百七十七歳　小出勘左衛門百二十二歳

伊藤市右衛門百十八歳　石井勘右衛門百三歳

沼田伴藏百一歳　水野備中守九十二歳

柴田七右衛門九十三歳　下倉七兵衛九十二歳

右尾藩堀田六林翁謹花園隨筆に見へたり、

家傳史料卷之二

藤堂次郎五郎高嚴墓碑

中原姓藤堂次郎五郎高嚴之墓

哀弟高壽立

高堂次郎五郎高嚴、字子善、故藤堂出雲守高廣三男也、母勝沼氏、寛永十年癸酉□月二十六日生二於伊州綾郡上野一、高嚴幼代二父兄一爲レ質二於武州之城下一數年□、而兄藤堂高美欲レ分二與於采地一、而終不レ受レ之、愛君憂國之心懇々不レ休、嚴□□天性至孝、居二母喪一哀□不レ怠、非二尋常所一レ及也、事レ兄愛レ弟、交二朋友一齊家有二餘力一則讀書、能二射御之道一、以達二家家之蘊奧一、實有二介開廣譽一、而其嚴威嚴格恭敬誠信敦篤、自有二以過レ人、乃有賓客往來之□貴賤親疏無レ不レ稱レ情、而合禮者弟姪亦伏其□以□□□□ 萬治二年長姪高明病二痘瘡一、殆欲レ及レ死三旬、嚴晝夜不レ□レ服而助レ之、湯藥自嘗飲食自與、以療二其疾一、而人□□□□□行年二十有九歲、以二寛文辛丑閏八月四日一病二卒武州客舍一、常□異端、其耿介如レ石者乎、聞レ訃者無レ不レ哀二其短命一□、嗚乎痛哉命哉、平生著述數百章遺二於弟姪一、葬事二附レ予而示レ不レ用二浮屠一、皆如二其志一假二貸於客舍之西百步餘瑞泰寺之土地一葬焉、□□□□□□□□□交友□□□□□□□□□□

寛文辛丑閏八月日

同志敬投齋堀氏

代哀弟高壽　誌

右墓碑武州江戸駒込四軒寺町桂芳山瑞泰寺

春日局譜略

春日局譜略

稻葉美濃守正則　著

春日局幼名福、齋藤內藏助利三末女、母者稻葉刑部少輔通明女也、通明者鹽塵之孫備中守通則之子、稻葉一鐵兄也、福女嫁二稻葉佐渡守正成一、產二稻葉丹後守正勝、同七之丞正定、同內記正利一、春日局中年之頃、夢二金龍入レ懷、慶長九年甲辰台德公夫人崇源院殿、於二江戸一產二嫡嗣竹千代君一、（御諱家光公）春日局依二民部卿局之奏一、而奉レ乳二養竹千代君一、晝夜竭二其心一、幼君生二于辰一、果合二于龍夢之應一、竹千代君雖レ爲二嫡子一、介弟國松主亦被二寵愛一、頗不レ分二嫡庶一也、元和元年乙卯、竹千代君十二歲、密料不レ叶二御父母之尊意一、而既欲レ有二御自殺一、時春日局奉レ抱レ之、切諫曰、是非二大行之事一、暫可レ被レ任レ我、于レ時東照大權現在二駿府一、春日局密告二其趣於侍女英勝院一、而達二大權現之尊聽一、大權現感二其言一、而諭二春日局一曰、予東來之日宜レ謀レ之、汝勿レ勞レ心云々、其後大權現到二江戸一、告二台德公及崇源院殿一曰、竹千代及二十五歲一、則予携レ之入洛、可レ揚二三代將軍之名一、自レ此而後台德公及崇源院殿特加二禮重一、傳二聞之一者、無レ不二尊崇一焉、竹千代君生長、補二將軍一之後、常思二大權現之洪恩且春日局一厚遇レ之、於二寛永五年戊辰一家光公二十五歲、患二疱瘡一而危、春日局禱レ神曰、家光公得二良藥一得二其効一、則我一生之間不レ可レ服レ藥、既曰、家光公尊躰快復、其後春日局雖レ病不レ服レ藥、不レ用二灸治一、先レ是家光公每レ罹レ病、春日局有二代レ命之禱一、寛永六年己巳十月、春日局入洛參內、此時以二春日局一被レ准二於西三條大納言實條卿兄弟一、賜二春日號一、於二御學問所一、奉レ拜二天顏一頂二戴天盃一、寛永八年辛未台德公不豫、春日局奉二家光公之命一、爲二御祈禱一詣二江州多賀社一、而入二佐和山城一、遇二城主井伊掃部頭直孝一、告二家光公之密意一、而皈二江戸一、既而直孝來二江戸一奉レ謝レ之、寛永九年之夏奉二女院御所一、而參內、依二御免一着二緋袴一、奉レ拜二女帝一頂二戴天盃天酌一、寛永十七年庚辰春日局入洛之次、奉レ獻二饗應於仙洞女院一、寛永十八年辛巳八月三日、家光公嫡嗣竹千代君生、（御諱家綱公）同年九月二日竹千代君始出御、春日局奉レ抱レ之、御家及列侯諸士悉奉二拜謁一、同月六日春日局奉レ祝二竹千代君御誕生一、獻二饗應老臣及昵近之諸子一、皆預二其宴一、先レ是於二江戸代官町一賜二宅地一、使三鱸川喜左衛門監二土木之事一、春日局時々皈二休于茲一、然此後春日局氣宇不レ常、於二彼宅地一保二養之一、因レ茲賜二采地三千石於相州東郡內用田吉岡一、且每歲賜二白銀百貫目一、曾在二御本城一之間、每年七月獻二饗應於家光公一、老中伺候、歷々以下預二其宴一、寛永二十年癸未九月之初、春日局罹レ病之間、家光公三度渡御、家綱公二度渡御、問レ之、千代姬君及貴女、及尾陽侯、紀伊侯、水戸侯數度來問、女院御所亦使二右衛門佐局一寄レ書問レ疾、及二疾革一、家光公賜二親筆御書一、（今見在二稻葉丹後守正通家一、）懇諭曰、可レ服レ藥而保二養之一、然依レ有レ所レ誓、不レ應二台命一、及二十四日一、終掩粧、年六十五、號二麟祥院殿仁淵了義一、家光公賜二

白銀三千枚米千俵、而命二堀田加賀守正盛、稻葉美濃守正則一使レ修二法會一、先レ是春日局新建二江戶天澤寺、京都麟祥院一、雖二新地一依二其奏請一、各寺領百石、賜二御朱印一、至レ此爲二其菩提一、加二賜二百石於天澤寺、百石於麟祥院一、且有二台命一、於二天澤寺一令レ造二靈屋一、明年一周忌辰賜二白銀千枚八木等一、亦命曰、每レ當二忌辰一、自レ官可レ營二非儀一、然以二有レ憚之故一、自二三年忌辰一、正盛正則固二辭之一、私修二法會一、

春日局、氣稟正直慈愛、君恩無双、大二其家門一、且二生之間深修二佛道一、建二立堂舍一、登二廣僧徒一、不レ知二其數一、貞享三年丙寅九月十四日、

前執政小田原城主從四位下侍從兼美濃權守越智姓稻葉氏正則潮信軒泰應居士謹誌焉、

右湯島天澤山麟祥院、春日局影堂の額ねがけ有レ之、每年正月十六日十月十六日、影堂を拜さしむるなら、

大橋長左衛門尉家系

河內源氏

大橋　文德天皇の末孫坂戶の流なり、

重治

左兵衛尉

大永五年河內國に生る、河內志紀郡段別を領す、天文年中三好家に屬して、屢戰功あり、江州錦郡二十山合戰のとき、重治鬼鷄冠助と挑戰ひ組討にし、遂にこれを討取候てより、其地を鷄冠原と號す、國人重治をよびて鬼大橋と稱す、永祿九年和州多門の城合戰の時、山城の住人佐賀中氏が射所の矢にあたる、歸陣の後矢符を見て、其矢をかへし送り遂に死す、時に四十一歲、法名宗順、

重慶

左兵衛尉

弘治元年河州に生る、永祿十年重慶十三歲にして、初て戰場にをもむく、織田信長播州野田福島の城を攻る時、重慶幼弱といへども家臣等に補翼せられ、すゝみ戰ひ先登の名を顯す、其後屢戰功あり、三好家沒落の後、三好孫七郎秀次に屬す、天正十二年尾州長久手合戰の時討死、三十

歲、

重保

益名勝千代、長左衛門尉、生國同前、

父重慶討死の時、纔二歲なり、伯母に養育せられ、播州平野に住す、九歲の時關白秀次尋求らるるによりて、京都に赴き、父の舊友渡瀨左衛門佐、白江備後守、大山伯耆守にまみゆ、故に其事を秀次に達す、秀次の曰、重保少年の間は、三人の扶助を以てよろしく學を習しむべしと也、此故に十一年の時南禪寺に登、佛心國師の門に遊こと三年、十四歲の時秀次自殺、渡瀨白江も又自殺し、大山は放逐せらる、爰において浪人となり、九州等の所々を經歷す、其後播州大坂に至り、片桐市正に屬すること五年にして秀賴の右筆となる、時に二十七才、慶長十九年大坂陣の時、人みな市正謀叛すといふ、是によりて市正其宅に楯籠、弟主膳正、及島山民部大輔、毛利兵橘、矢野十左衛門尉、西川八右衛門、永井助十郎、伊東伊左衛門尉、并重保よしみあるをもつて是に應ず、其後市正逆心なきゆへ、重保又其難をまぬかれ、さりて大坂を出、東照大權現、台德院殿大坂に發向せんとし給ふ時、市正及主膳正仰によりて、備前島の陣に加り、重保も是にしたがひ行、元和元年大坂落城の後、片桐市正、弟主膳正、島山、毛利、矢野、西川、永井、伊東等本地を拜領す、重保は備前島の備にをいて疵をかうぶり蟄居す、故に其列に不レ預、同三年重保江戶に來りて、同年三月十七日、台德院殿增上寺に渡御の時、重保其通路において直に訴狀を捧て、大坂以來の事を言上す、阿部備中守是を上聞に達す、其後是を再三議して召出され、御右筆となる、同九年將軍家御入洛の時、仰によりて重保供奉、是より勤仕し奉る、寬永十年病によりて御右筆の役をゆるされ御前に侍す、鈞命により剃髮して龍慶と號す、同十一年御入洛の時、式部卿法印に叙せらる、且是よりさき其所領を以、子重政に譲りあたへ、老休の栖地として、武州牛込鄕三十餘町を給ふ、其後將軍家しは〳〵高田村、をよび牛込鄕の別墅に渡御ありて、龍慶恩遇の忝を拜す、

重政
　童名小三郎、後長左衛門尉に改む、生國山城、寛永四年はじめて、將軍家を拜したてまつる、時に十歳、同八年御右筆となり、同十一年台命を蒙り、父の譲を受五百石を領す、
重信　左兵衛　生國同前
某　宮内　生國武藏
女子　振　生國武藏

某　山三郎　生國武藏
女子　龜　同斷

家の紋、菊瑠内笠秩、

乙卯十月之吉南畝寫

吉川源十郎先祖書

先祖書

源姓、吉川氏、家之紋　蓋、又九之内鶴、
幕之紋　拾五本骨扇子之内、左巴、

吉川源藏廣直

人皇五拾九代宇多天皇苗裔、佐々木源藏秀義嫡流、六角大膳大夫高頼（始太郎）庶子に御座候、文明之末近江國野州郡吉川村居城罷在候、依レ之佐々木相改吉川と稱號仕候所、永正壬申五月十七日五拾三歳にて病死仕候、葬地相知不レ申候、

母　尊氏將軍六代の裔、義敎將軍の四男、政知の長子義澄將軍の娘に御座候、姉妹幷死去、年號葬地相知不レ申候、

吉川小次郎家春

永祿十一年九月七日織田上總介平信長率二四萬餘騎一、佐々木父子觀音城楯籠實二落之一、家春甚焦而離レ脫レ報レ怨不レ得二時節一、遂に爲二信長一本國立退、伊賀國石川と申所に移住仕罷在候、死去年號葬地相知不レ申候、

吉川半兵衛好春

天正三年七月小次郎自二伊賀國石川一江州下甲賀郡石部に移住仕候、權現樣廣直御舊好御座候故、小次郎幷源次郎參て奉二拜謁一、昔より御上京之節は、必被レ爲レ寄二光臨一、小次郎宅に一年被レ爲レ寄二光臨一候砌、半兵衛子半助七歳節、御目見仕御盃頂戴、青銅五拾貫拜領之仕候、

吉川半助好忠

權現樣に拾二歳之節被二召出一、御側御奉公相勤、其後拾六歳之節、天正十八年小田原御陣御供仕働有レ之候て蒙二御感賞一、國末之御刀（貳尺三寸五分）、永正金貳斗付御小脇指、御大小拜領仕、二拾一歳にて前髪取候節、栗毛の御馬壹疋、梨地の御鞍皆具拜領仕候、其後伏見の御城馳廻敵を數多討取、於二松之丸一に二討死仕候、貳拾六歳、葬地年號相知不レ申候、

實方不レ詳候

吉川半兵衛好正

半助好忠聟にて御座候、大坂夏御陣の節御供相勤申候、死去年號葬地相知不レ申候、

好正妻　國女

國女儀は、權現樣慶長五年關ヶ原御歸陣の節四歳に罷成、祖父半兵衛召連御目見仕候處、上意には、半助儀伏見にて討死不便に被レ爲二思召一、男子に於レ有レ之は一廉御取立可レ被二成下一の處、女子にて無二是非一候、今より名を國と改、成人の時聟を取、家相續可レ仕旨被二仰付一、知行貳百石被二下置一、其上所は望次第可レ被レ下旨の上意に付、阿彌陀寺に好忠弔仕度由申上、近江國栗田郡東坂村、幷觀音寺村拜領仕、石部に住宅仕候、死去年號葬地相知不レ申候、

吉川源次郎廣末

小次郎家春弟に御座候、幼少の節父源藏廣直江州永源寺の喝食仕候得共、生得武勇好二武藝一、力量抽レ人、終に寺を立去申候、然處源藏腹立仕勘當仕候處、兄小次郎儀和談仕、天正十八年半助義小田原御陣の節、拾六歳にて御供仕候に付、後見罷下り日毎戰伐仕、武功相顯、忠勤之並レ數、多敵討取候後、彼地にて討死仕候、死去年號葬地相知不レ申候、

吉川惣次郎廣元

父廣末討死の頃出生仕候故、幼少に付未レ達二公邊一、浪人にて罷在、及二壯年一、江府下向仕罷在候節、酒井安房守家來中村圖書由緒有レ之、此者朽木牧齋（俗名河内守元綱同姓に御座候）惣次郎御當地に罷下り候由申入候之處、先祖の儀委細被二存居一、懇意にて御座候、何卒御夜詰の節、御前にて御咄の序も可レ有レ之歟と被レ申候内病死仕候、死去年號葬地相知不レ申候、

吉川惟定元成

一初代（本國近江、生國武藏、幼名千代松丸、後五郎左衛門、隱居仕幽子、）
吉川源藏廣直八代之孫、再勤初代に御座候、

元和二丙辰年二月廿八日辰刻、武州日本橋出生仕候、後承應二年九月吉田兼從先生賜二從之字一、依レ之實名從時と相改申候、元成九歳の節父病死仕候故、母身の存在養育可レ仕躰無二御座一、無レ據價人に附養仕候て、其身は泉南に歸登仕罷在候、母旅行趣候節、元成ゟ我申聞候趣必忘聞鋪候、其方祖父は江州一郡の城主に候、右は尾州馬場氏の種裔にて候得共、悲哉懸命の地を失、關東に浪零、其方儀養育難レ成依レ之凌哀散人に附託、及二遠州一暫對面雖レ成候、乍レ去榮枯は武士の常に有レ之、古今盛衰は人世の定理に候、更不レ可レ悔、能養父母に事、家產大切に致、無二餘志一時節有レ之候ば、祖考の名跡も相顯可レ申と申聞、元成に壹人の守人相添、其身は泉南ゟ離去仕候、然所寛永元年の比、朽木牧齋俗名河内守元綱、元成父惣次郎病死の段被レ聞、元成に被レ逢度旨被二申越一候に付、則牧齋方ゟ元成罷越候所、亡父惣次郎不幸の趣、委細談話仕、落涙の上慈愛不レ淺、息民部少輔にも同樣懇意被レ致、其後度々被レ訪候、元來元成商稼相續仕候儀、意に不レ應候得共、母の敎戒不レ忘商稼営續、家產大切に相守罷在候處、其後養父病死仕候に付、家產は家來に任證散人と相成、慶安二年三拾四歳の節、相州鎌倉山に移住仕、讀書詠和歌友と仕、折節泉南ゟ罷越、母の安否相尋申候、時に我日本國の大道、自二天兒屋根命一代々吉田家相傳、荻原兼從卿吉田同姓、唯受二一人に一、附屬致被二罷在一候段傳承仕、承應二年九月三拾八歳にて鎌倉山出立上京仕、荻原兼從先生對面仕、神道修學累年の後、悉唯受二壹人に一相傳仕候、當吉田二位殿四代以前兼連朝臣後改敬、八歳、荻原三位從員四拾六歳御座候、兼連卿成長の後、返傳授仕吳候樣にと被二申置一候、尤道附屬末期の證言狀今所持仕罷在候、京都用事も相調、鎌倉山ゟ歸住仕罷在候、然處萬治元年紀伊南龍院樣、日本の大道壹人に惟足相傳仕罷在候段被レ爲二聞召一、山家ゟ御使者被二下置一、三度迄被レ爲レ招候に付出府仕、奉レ拜二尊顏一道の御物語申上候處、殊の外御信仰被二思召一、即講釋被レ爲レ聞、多年の後悉御傳申上候、寛文元年保科左中將肥後守正之殿ゟ、神道の御物語被レ遊候由にて、肥後守殿も面會御座候て、道被レ承、殊の外信仰御座候、是も悉重位奥秘相傳道統附屬被レ置候、息松平左中將肥後守正容殿ゟは、私曾祖父從長源十郎より道統附屬仕候、私祖父從安源十郎は、正容肥後守殿より

道統附屬仕、神道極意道統之傳、會津家と私方と先年より受繼來候、右の譯故會津家にては、今以代々神道被レ致二信仰一、神道葬祭仕來候、私亡父儀は早世仕、私嫡孫承祖仕、祖父源十郎より私ゟ道統附屬仕候て、私迄天兒屋根命より五拾八代嫡々相承仕候、嚴有院樣御代、寛文七丁未年七月廿八日御城ゟ被レ爲レ召被二仰渡一候は、其方儀日本の神道壹人に相傳有レ之由、達二上聞一奇特被レ爲二思召一、依レ之此度被二召出一、初て御目見被二仰付一候、

惟足母　寛文八年七十六歳にて病死仕候、泉南七度の濱と申處ゟ葬申候、月日相知不レ申候、

嚴有院樣御代、寛文十一年吉田兼敬卿返相傳の義、被レ歷二奏聞一、御城ゟ被レ爲レ召、土屋故但馬守殿罷登、吉田兼敬卿ゟ返傳授可レ仕上意の趣被二仰渡一、奉レ畏、卽翌正月下旬上京仕、一往の相傳相濟下向仕候、然共奥秘重位相傳の儀は、其頃何角故障の儀共御座候て相傳相濟不レ申候、其後時節見合罷在候内、老衰仕候故、重位返傳授相濟不レ申候、寛文十二年返傳授の儀に付、上京の節御傳馬被二下置一候、右御朱印の寫、

御朱印　馬二疋江戸京都迄上下可レ出レ之、是者惟定上京之時被レ下レ之者也、

寛文十二年正月十八日　傳馬宿中、

右の御朱印、今以所持仕罷在候、

常憲院御代、元和二壬戌年十二月廿四日、御切米百俵拜領仕候、常憲院樣御代、元祿六癸酉年十二月六日、高祖父惟足儀隱居願の通被二仰付一、實子惣領從長源十郎ゟ跡式無二相違一被二下置一、幽子と改名仕罷在候所、同七甲戌年十一月十六日病死仕候、七拾九歳、葬地譜未レ有レ之候、

拜領居屋鋪、　七千六百坪、北本所押上、

高祖父惟足儀、神道唯受壹人に相傳仕罷在候故、寺院ゟ身を收め申候儀憚り申候得者、家族皆屋敷内ゟ葬祭仕、永世迄の儀に御座候故、少餘慶拜領仕度の旨、常憲院樣御代奉レ願候所、天和四年二月被二仰付一拜領仕候、依レ之高祖父惟足儀を初、代々屋鋪内廟所ゟ葬申候、

從時惣領　譜未レ有レ之候、　吉川源十郎從長、

從時妻　由緒不レ詳候、

從時女　御吳服方御用達、中島文四郎延守妻

吉川惟足實子惣領、幼名内蔵之助、後悟願、

一二代目本國近江、生國相模、　吉川源十郎従長
母　由緒不レ詳候、
常憲院様御代、元祿六癸酉十二月六日幽子跡式無二相違一被二下置一候、同年同月廿八日五本入御扇子箱献上仕、於二御納戸構一、繼目の御禮申上候、尤年始月並五節句出仕仕候、惣て寄合並に相勤申候、
常憲院様御代、元祿十二己卯年九月猿本一同之御赦の節、百石貳拾兩の御積を以、従長源十郎儀も金貳拾兩拜領仕候、享保十五庚戌年十月六日病死仕候、七拾七歳、私屋鋪内廟所ゟ葬申候、
従長妻　能勢出羽守頼澄女
中奥御小性相勤申候、
従長惣領　吉川勝十郎従光
部屋住にて病死仕候、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従長二男　吉川竹三郎従安
兄勝十郎病死仕候に付、嫡子に相立申候、

一三代目本國近江、生國武蔵、　吉川源十郎従安
母　能勢出羽守頼澄女
中奥御小性相勤申候、能勢大學頭路妻
右娘儀、西丸御書院番頭岡部伊賀守組頭能勢十次郎寅カ悴吉十郎養娘差遣候旨、寶暦八戊卯年八月十一日鳥居伊賀守ゟ御屆申上候、
従安女子　御馬預り　曲木又左衛門正男妻
明和五戊子年六月十一日、久世出雲守を以繰組奉レ願候所、同年七月廿五日出雲守於二宅一、願の通被二仰付一候、

一四代目高百俵本國近江、生國武蔵、　吉川源十郎従門
母　家女
私儀祖父吉川源十郎従安嫡孫に御座候所、父吉川惣次郎従運儀、寛保甲子年正月八日部屋住にて病死仕候に付、同年二月廿三日私儀、嫡孫承祖に仕度段奉レ願候所、同年三月六日願の通被二仰付一候、
浚明院殿御代、源十郎従安儀、明和七庚寅年十一月十九日病死仕、同年十二月廿七日跡式無二相違一私ゟ被二下置一候旨、於二菊之間一御老中御列座、松平右京大夫殿被二仰渡一、如二祖父時の一寺社御納戸構一繼目の御禮申上候、尤先代の通年始月並五節句出仕仕候、惣て寄合並に相勤申候、明和七庚寅年十一月十九日病死仕候、六拾七歳、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従安妻　能勢兎十次郎頼賢女
御小納戸相勤申候、
従安惣領　吉川惣次郎従運
部屋住にて病死仕、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従安二男　吉川鎭之丞従春
私手前に罷在病死仕、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従安三男　吉川幸藏従庸
私手前に罷在候、
従安女子　西尾七兵衛敎里妻
西丸御小性組丹羽近江守組相勤申候、
延享二乙丑年五月、従安娘能勢十次郎養娘に遣候旨、山名因幡守ゟ御屆け申候、

従安女子　御書院番岩本内膳正組　能勢一次郎頼相嫡孫承祖
右娘儀、西丸御書院番頭岡部伊賀守組頭能勢十次郎寅カ悴吉十郎養娘差遣候旨、寶暦八戊卯年八月十一日鳥居伊賀守ゟ御屆申上候、
従安女子　御馬預り　曲木又左衛門正男妻
明和五戊子年六月十一日、久世出雲守を以繰組奉レ願候所、同年七月廿五日出雲守於二宅一、願の通被二仰付一候、

一四代目高百俵本國近江、生國武蔵、　吉川源十郎従安嫡孫承祖幼名幸次郎
母　家女
私儀祖父吉川源十郎従安嫡孫に御座候所、父吉川惣次郎従運儀、寛保甲子年正月八日部屋住にて病死仕候に付、同年二月廿三日私儀、嫡孫承祖に仕度段奉レ願候所、同年三月六日願の通被二仰付一候、
浚明院殿御代、源十郎従安儀、明和七庚寅年十一月十九日病死仕、同年十二月廿七日跡式無二相違一私ゟ被二下置一候旨、於二菊之間一御老中御列座、松平右京大夫殿被二仰渡一、如二祖父時の一寺社御納戸構一繼目の御禮申上候、尤先代の通年始月並五節句出仕仕候、惣て寄合並に相勤申候、明和七庚寅年十一月十九日病死仕候、六拾七歳、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従安妻　能勢兎十次郎頼賢女
御小納戸相勤申候、
従安惣領　吉川惣次郎従運
部屋住にて病死仕、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従安二男　吉川鎭之丞従春
私手前に罷在病死仕、屋敷内廟所ゟ葬申候、
従安三男　吉川幸藏従庸
私手前に罷在候、
従安女子　西尾七兵衛敎里妻
西丸御小性組丹羽近江守組相勤申候、
延享二乙丑年五月、従安娘能勢十次郎養娘に遣候旨、山名因幡守ゟ御屆け申候、
納戸構一繼目の御禮申上、尤先代の通年始月並五節句出仕仕候、惣て寄合並に相勤申候、私高祖父惟足儀再勤仕、神祇道の儀に付、御用向代々相勤、難レ有仕合奉レ存候、
妻　西尾出雲守敎榮妹
元西丸御小性相勤、當時寄合、
寶子惣領　吉川富之助従方
女子　壹人
私手前罷在候、
右の通に御座候、以上、
寛政三辛亥年十二月　神道方吉川源十郎判

祖祿先生親類並由緒書
一高祖父　荻生少目　二年(後文)
參州荻生の城主、長享十二年彼城開渡、屬二北畠大納言政具カ一郷房卿一四位昇進、仍四位少目拜レ、相果候年月不レ知候、荻生稱號少目と申候名、於二三州一由緒有レ之候に付、後に松平和泉守殿御家相傳、荻生の文字或は作二大給一候、

一曾祖父　荻生惣右衛門
伊勢國司權中納言具敎卿に屬軍役相勤、具敎卿生害の後令二蟄居一、又同國居二白子一、天正十七年某月廿二日病死仕候、

一祖父　荻生玄甫
醫師道三元鑑弟子江戸罷在候、寛永十四年五月十日病死仕候、

一父　荻生方庵法眼
常憲院樣御代被二召出一御側醫師相勤、寶永三年十一月九日病死仕候、

一母　兒島助左衛門娘
御本丸御舩手相勤申候處、忰源藏喧嘩の儀に付、八丈島流罪被二仰付一於二彼地一死去仕候、私母は延寶八年二月晦日病死仕候、

一叔父　兒島源八郎
御本丸大御番相勤候處、父助左衛門同罪八丈島流罪、十二年以前御赦免、唯今朝日十三郎手前罷在候、

一叔父　鳥居六右衛門
父助左衛門同罪、十二年已前御赦免、唯今鈴木能登守手前罷在候、

一叔父　兒島六之丞
父助左衛門同罪、御赦免、只今川勝藤右衛門手前罷在候、

一叔父　富右衛門
百姓罷成、上總國椴澤村罷在候、

一叔父　又市
同斷、

一叔父　長左衛門
同斷、

一叔父　兵助
同斷、

一叔母　朝日十三郎母
一叔母　川勝藤右衛門妻
御本丸御小性組鈴木能登守殿組、

一叔母　雨人
百姓に嫁、上總國椴澤村罷在候、

一兄　荻生春竹
醫師、上總國本納村罷在候、

一弟　荻生小太郎（次イ）
御本丸御儒者相勤罷在候、

一妹　山角文右衛門妻
御本丸大御番松平近江守殿組、

一娘　雨人
荻生春竹手前罷在候、

一甥　荻生彌四郎
荻生春竹手前罷在候、

一姪　弐人
荻生小太郎（次イ）手前罷在候、

一從弟　香洲
山城國川勝寺罷在候、

一從弟　朝日十三郎
御本丸新御番牧野式部殿組、（酒井イ）

一從弟　川勝靭負
御本丸御書院番板倉筑後守殿組、

一從弟　猪飼幸太郎
小笠原右近將監殿御家來猪飼平右衛門養子、

右之外忌掛親類無二御座一候、以上、

正德元年卯年　荻生惣右衛門（花押）
（本國三河生國武藏）　（先々無二御座一候）　卯四十六歲

由緒書　荻生惣右衛門

一元祿九子年八月廿二日御馬廻被二召出一、拾五人扶持被二下置一、同廿三日御目見仕候、同年九月廿一日大近習被二仰付一候、

一同十丑年九月十八日拾人扶持御加增被二下置一、御儒者被二仰付一候、

一同十三辰年正月十五日、新知貳百石被二下置一候、

一同十五午年極月十八日、御年譜出來に付、百石御加增被二下置一候、

一寶永二酉年三月十九日、五拾石御加增被二下置一候、

一寶永三戌年四月廿七日、勅賜護法常應錄出來に付、五拾石御加增被二下置一候、

一元祿九子年九月廿六日初て登城、常憲院樣易御講釋拜聞被二仰付一、以後同十三辰年八月迄、每月三度宛登城、於二御本丸御座之間一正面三番頰にて拜聞仕候、御能拜見の儀も、元祿九子年より、同十四巳年二月朔日迄、每月三度宛登城拜見仕候、

常憲院樣、并當公方樣當屋敷被レ爲レ成候節、每度御目通罷出、御講釋拜聞仕、御能御仕舞拜見被二仰付一、并自分講釋議論於二兩公方樣御前一勤レ之、又者常憲院樣議

論の御相手被二仰付一候、又は蒙レ仰疑問上レ之、其外登城於二御本丸御座之間一議論兩度、幷一位樣當御屋敷被レ爲レ成候節も、於二一位樣御前一議論兩度相勤申候、拜領の儀葵御紋、幷只御紋の御時服、御印籠、御巾着三所物、卷物、段物等、或者於二御城御殿一從二常憲院樣一御前ゟ被レ爲レ召、或は於二御城御殿一從二兩公方樣一拜領被二仰付一候儀不レ能二詳記一候、且又常憲院樣御小性衆指南の儀、幷御內證御隱密の御用等、私ゟ被二仰付一候砌より御他界前年迄、從二保山樣一被二仰付一每度相勤申候、是又逐一不レ能二書記一候、

一屋形樣御學問御相手、幷刑部少輔樣、式部少輔樣御學問御指南、保山樣被二仰付一數年勤申候、

一保山樣御代、被二仰付一候御用向、右の外面立候儀、被二召出一候砌より十宗八宗大意、其後靜寄堂御家譜勤レ之、其已後獨立相勤候は、樂只堂御年錄五百五拾五卷、勅賜證法常應錄素書孫子國字解御系圖御召書駒込八十八境等、其外編述の御書籍御用日夜相勤申候、又は爲二御用一御國ゟ罷越候、每度爲二御褒美一御紋付時よく三ツ宛拜領被二仰付一、其外拜領もの數多被二仰付一、是又不レ能二悉記一候、以上、

正德元辛卯年

荻生氏略譜

物部姓荻生氏　定紋番矢、替紋釘抜、

加茂次郎義綱より二十一代荻生出雲守總忠、長享二年（上文）三州兵亂の時、本城沒落ゆへ由緒を以、勢州白子國司北畠政鄕方ゟ引取采邑を與ふ、二十二代荻生總七郎忠次、采邑の半を寺ゟ附置、半を金三百兩に賣拂ひ、寬永十年酉三月十六日江戶日本橋三町目にて、五間に二十間の屋鋪を買、道三玄鑑の門人となり、仲山玄甫と改め醫業を專にす、其後敬庵と改む、其子方庵景明、寬文十一年亥十一月廿六日神田御殿ゟ被二召出一、延寶七年未七月病氣申立、御暇可レ願內意これあり、同九月黃金一枚拜領御暇被レ下、三田長松寺ゟ引籠、其後金田遠江守達にて江戶御樽被二仰付一、方庵妻上總本納村鄕士鳥居水右衞門女なるゆへ、水右衞門屋鋪內ゟ家作して、尾崎玄洞と改名、元祿五年申六月二日江戶住居御免被二仰付一、江戶ゟ龍歸增上寺片門前に住す、元祿九年子五月廿四日再被二召出一、十人扶持被二下置一、同年御番匠師被二仰付一、同十年丑四月朔日奧

御醫師被二仰付一、同年十二月十八日法眼被二仰付一、其後二百俵高に被二成下一、寶永元年申十二月二日隱居被二仰付一、家督玄龍ゟ被二下置一、寄合儀者被二仰付一、同二年酉正月廿七日東坡を願、小次郎と改、五月朔日より出仕す、其後總七郎と改、

方庵　寶永三戌年十一月九日、八十一歲にて卒、

總七郎　寶曆四戌年正月二十日、八十六歲にて卒、

茂卿、元祿九子年八月廿二日學術を以、松平柳澤出羽守ゟ十五人扶持にて仕る也、

右は吉田法印の塾生磯野宗固、御書物奉行荻生小三郎の家譜披見を請ひ、臆記する由なり、

○禮五十曰レ爻、而先生及二其期一、乃春二月既望其生辰也、（元皓）大潮奉賀祖徠先生五十壽序、

又屈原陽、子旭壽序爲三二月十六日一可レ疑、

大村家歷代

大村家歷代

一自二大織冠一到二藤原純友一十代、

自二鎌足生一到二純友滅一三百三十年、

一自二純友一到二伊勢守純庸一三十一代、純友の子諸純、其子直澄依二一條院勅一、正曆五甲午年純友の靈を御靈の神に祭られ、直澄を遠江權守に任し、肥前國藤津、彼杵、高來三郡の領主となし、彼杵郡大村に住す、爾來以二大村一爲レ氏、自二正曆甲午一到二正德六丙申一七百二十三年、

肥前國彼杵郡四十八ケ村

彼杵の郡は、元藤津郡也、往昔今の彼杵村の虛空にあたりて、怪しき物出現せり、神樂を奏しけれは杵一箇降り下れり、彼杵ふり下りたる所を呼來て、彼杵の庄と云、僧行基彼の杵を以て、彌陀の尊像を作り其所に安置し、藤津の郡を分て彼杵の一郡を立、彌陀の四十八願に因て、彼杵郡四十八ケ村を割定、其村より四十八本の柱を寄進し伽らんを建り、大安全寺大阿彌陀堂と號と申傳、到二于今一彼杵郡四十八ケ村の御朱印なり、

吉利支丹宗門制禁の事

本邦に弘むる所の吉利支丹宗門を破り、彼れか佛閣を燒失し、伴天連等を死罪に行事は大村に始り、終に

天下の及ニ大禁一、その故は慶長十八丑年大村丹後守江府に致ニ在勤一の處、從ニ駿府本多上野介樣一御奉書を以て被ニ召寄一、

一書申入候、仍吉利支丹御仕置之儀に付て、御用之儀御座候條、御暇被ニ仰上一此地御越可レ有レ之候、右之通最前兩度申入候へ共、自然不ニ相屆一儀も可レ有レ之と存、重て如レ此候、恐々謹言、

卯月十六日　本多上野介（野カ）總介

大村丹後守殿　正純御判

右の通に付て御暇被レ下、駿府ゟ參上仕候處、丹後守領分吉利支丹寺致ニ燒失一、彼宗門禁止仕候旨趣依ニ御尋一、委曲言上仕候趣は、丹後守親民部大輔純忠法名理專、右火矢鐵炮を大望に存彼宗門に入、南蠻より石火矢等を取得候處、自然と家中宗門に傾き申より、數年の間伴天連共か教を考候に、國家を奪取の方便の樣に心附候により、家士千々石清左衛門〔頭書〕有馬修理大夫晴純有ニ三子一長ル修理大夫義貞、次曰ニ大村民部大輔純忠一、次曰ニ千々石直員一、直員子即清左衛門紀員也とあり一と申者、實は丹後守甥を吉利支丹本國いたりや國の內ろうまえ若年より遣し、十二ヶ年彼宗門を致ニ勤學一、伴天連になし令ニ歸朝一、宗門の奥意を相尋る處、後世菩提に事よせ、怪しき方便を以て、日本國中を宗門に引入れ、終には奪取へき謀の相傳を得候由を申、雖レ然一應に難レ究事、再清左衛門に家士婿野半右衛門〔頭書〕婿野半右衛門越前通直在ニ呂宋一六年而歸、朝鮮之役搏ニ虎一、虎囓ニ其肩一、通直抽ニ小刀一斷レ虎而斃之、通直患レ瘡而朝而死一と申者を差添、呂宋國え遣彌奥意を相窺に、最前清左衛門か傳る處に無レ異、於レ是宗門を可レ轉所存に候處、文祿元年朝鮮に相越事延申候、在陣の中伴天連共鄉民をすゝめ込、次第に領主の掟を背き、伴天連か下知に隨ひ禮法をみたり候に付、歸陣以後密々家士に談し、彼れか佛閣揚屋等悉く一時に致ニ燒失一、伴天連等を擾乱して宗門を轉、男山八幡宮ゟ參詣し改ニ先非一、且又加藤清正に相識、家士一同に日蓮の宗門に入の段委細に言上仕候處、遠謀御感在レ之由、猶亦被ニ仰出一は、邪宗門奥意顯然の上は、彌以彼宗門御制禁を可レ被レ堅候、何等を以御仕置を被レ爲レ始可レ然哉、年來の思慮可レ在レ之間、所存を不レ殘可ニ言上一旨依ニ上意一、丹後守申上候は、宗旨を廢め候伴天連等を悉く死罪に行れ、彼か佛を打碎、長崎に建置所の佛閣を破却被ニ仰付一候、第一の御仕置と奉レ存の由を申上る、尤に被ニ思召一の上意にて則御暇被レ下、長崎吉利支丹寺可ニ破却一旨被ニ仰出一、尤鍋島、有馬、寺澤、平戶、大村ゟ被ニ仰付一、丹後守自ニ駿府一直に在所ゟ罷下、翌十九年破却仕候、

一丹後守遠謀により、邪宗門の奥意致ニ顯然一及ニ御禁制一に付、伴天連共本望をとけかたく、丹後守に悶をふくみ、りあんと申南蠻人かはからいにて、丹後守に毒藥を用申候、夫に惱み病氣附候により、嫡子民部太輔相續て、長崎彼れが佛閣を破却仕候、民部太輔にも亦其以後に毒をあたへ候由、此儀不ニ相知一、常の病氣と存居候處、吉利支丹共本國ゟ右の旨趣を一々書簡に書ふくみ遣候、其舟破損荷物流寄、以て相知の由、

右の趣は、家譜に相記置候得共此方扣無ニ御座一候、覺候通を書付申候、相違も可レ有ニ御座一候、

一南蠻船薩州種ヶ島に來る以來、豐後ゟ二三度來る由、有馬、口の津、平戶、宅島、永祿の始より、大村の內橫瀨浦同福田浦に入津、

〔頭書〕橫瀨西人宅地礎石于レ今猶存、福田浦舊趾不レ存、

一元龜元己巳春、南蠻船始て長崎浦（彼杵郡）に來り、彼の浦に入、海廣く海深く入津の勝手能所ゆへ、入津場に相極度由、大村ゟ相願に付、同二庚午年三月大村より朝永對馬と申者を遣し、始て町六丁を割、異國商賈の湊と相定め、其節の地子銀三百目町中より相納る、

一長崎內町、幷山里村、淵村、吉利支丹寺に預け置、

一天正十五丁亥年、秀吉薩州御歸陣の節、於ニ筑前箱崎一長崎の伴天連無禮の仕形に付致ニ逐電一候、因レ之長崎、幷右預置候兩村公領と成、（秀吉御代）

一天正十六戊子年より、鍋島加賀守殿ゟ長崎御預、四年被レ勤、文祿元壬辰年より慶長七年まで十一ヶ年、（御筑家）

寺澤志摩守殿支配、

一慶長八卯年より同十巳年まで三ヶ年、小笠原一庵老奉行、是より御當家長崎奉行始る、

一慶長十九乙巳年、長崎外町爲ニ御替地一、浦上村にて千八百九十八石四斗九升八合大村領に入、

長崎町廣狹

一東西九百七十七間半

一南北五百二十九間

一長崎村高千六十四石一斗三升四合

一浦上村高千五百三十六石五斗三升

右兩村合高、二千六百石六斗六升四合

一町數八十町（内町廿六町、外町五十四町、）
一ヶ所數三千六百十ヶ所（ヶ所とは、四間口元祿十三辰の改、）より六間に至る、
一竈數一萬千三百三十三間
一惣人數五萬二千七十八人
長崎方角
一長崎より　高ほこ、酉の方一里十町、
一同所より　大村領戸町、申の方半里、
一同所より　長崎領西泊、戌の方廿町、
一同所より　佐賀領香燒、酉の方一里半、
一同所より　同領いわうが島、酉の方三里半、
一福田いわうが島、此間異國船長崎渡海筋、
長崎七口は
一瀨口、諫早街道、　西坂口、大村街道、
清水口、茂木脇道、　大浦口、戸町深堀道、
茂木口、茂木街道、　西山口、大村街道、
以上林口、日見街道、
一西泊御番所、　長崎御代官地、
一戸町潮はやり御番所、　大村領、
右御番所建始、寛永十六己卯年也、慶安四辛卯年より佐賀筑前隔年番に成る、

一寛永十三丙子年出島築ㇾ之、出島惣坪數三千六百五十一坪四合三夕、
一元祿元戊辰年、十善寺唐人小屋二被ㇾ仰付、惣坪數八千十五坪、
一慶長十五庚戌年十二月、黒船一艘入津、九日有馬修理太夫ゆりと云所にて燒沈、
〔頭書〕あま川より來る舟也、去年赴日人三百餘を天川にて焚朝てしものら也、
一寛永十二乙亥年、日本人異國口渡海の儀、御停止に成、
一同十三丙子年、南蠻人日本にて持候種子二百八十七人西洋國ゟ被ㇾ追却、此節大村より長崎海陸警固相務、
一同十六己卯年、黒船渡海の儀御停止に成る、
一同十七庚辰年五月、黒船一艘入津、長崎沖すすれ石と申所にて燒沈、此節大村より番船相務る、
〔頭書〕あまかわ人六十餘人、長崎にて鳥者と云、
一正保四丁亥六月、黒船二艘入津、八月歸帆、此節大村より町中警固相務る、
〔頭書〕ほるとかる人三百五十、日こわより出來と云、

一明曆三丙申年五月十七日、還羅より金札船一艘入津、八月廿九日歸帆、此節大村より警固相務る、
一延寶元癸丑年五月、ゑけれす船一艘入津、七月歸帆、此節大村より番船相務、
一貞享二乙丑六月、黒船一艘入津歸帆、此節は筑前より番船、
一慶長五庚子年、ゑけれす、阿蘭陀船、泉州堺の浦に始て入津、
一寛永十八辛巳年、阿蘭陀船平戸より長崎湊え替、
一同十二乙亥年以來、唐船他國え入津御停止、長崎に入津極る、
一濱田彌兵衛、同新藏高砂にて人質に取候、阿蘭陀の大將こへるとうる長崎え連渡り候得とも、被ㇾ差置所無ㇾ之ゆへ、大村え御預、大村にて新規に籠屋を造入ㇾ置之、長崎出島被ㇾ築ㇾ之候てより、出島に被ㇾ移置、從ㇾ是爲ㇾ人質一かひたん一人宛被ㇾ差置、
一寛永十四乙丑年、有馬一族に付、落城まで長崎警固大村に被ㇾ仰付、丹後守急に江府御暇、

十津川鄉鉾役由緒家筋書

藤堂和泉守御預所

覺

一十津川鄉の儀、往古より無年貢地にて御座候所に、天正拾五亥年小堀新助殿、須賀原金左衛門殿御見付の御檢地高千石に御詰被ㇾ成候、然共前々之由緒を以、御年貢請役御赦免に被ㇾ爲ㇾ成下ㇾ候事、
一大坂陣の節、權現樣ゟ御忠節仕候儀、大坂方より色色手立を以、御招被ㇾ爲ㇾ成候得共承引不ㇾ仕、鄉頭分の內玉置笹坊、野尻助左衛門兩人、其外鐵炮二拾挺、弓拾五張にて、小野惣左衛門樣、中坊左近樣御手に付、御歸陣迄御味方仕、且又高槻主水儀は、和州の住人にて增田右衛門尉幕下にて御座候處、慶長五年關ヶ原御陣の節、右衛門尉沒落以後、牢人にて和州に忍罷在候處、大坂より御招に付籠城仕候、和州の案內者故、權現樣南都御陣取の時分、奈良町中を燒拂候積りの火付に罷越候處を、十津川の者共見知候て、河內國駒ヶ谷にて生捕、中坊左近樣ゟ相渡申候事、
一和州北山の者共、企ニ揆ㇾ申に付、大坂於ニ御陣場ㇾ、十津川の者共に被ㇾ爲ニ仰付ㇾ、小野惣左衛門樣大

坂表を御引取被レ成、吉野郡川上口より御責入候、十津川の者共は、御差圖を以、人數千餘人にて十津川口より責入、一揆の者共討捕、三拾六人生捕に仕差上申候事、

一御軍役に罷立候四拾五人の者共には、爲二御褒美一米七拾八石七斗五升御代々被レ爲二下置一、難レ有頂戴仕候事、

一兩度の御上洛の時は、白革三拾枚宛献上仕、上様ゟ御禮奉二申上一、二條の御城北の御門番相勤申候事、

一大久保石見守樣御預の節は、大津より駿河ゟ御銀下し、度々宰領被レ爲二仰付一相勤申候、其節は現米五百石宛每年頂戴仕候、御取次は小野惣左衛門樣にて御座候處、慶長拾八年大久保石見守樣御死去被レ成、御證文頂戴不レ仕罷在候故、右五百石は取おくれ申候、

一延寶年中上方筋御檢地の節又は御巡見樣方御改の節、古來の由緒を以、無年貢地に被レ爲二下置一候事、

一慶長年中、山城國美濃國御檢地御入被レ爲レ成候時、檢地御用相勤申候事、

一南都薪能春日御祭禮の節、御用相勤申候事、

一多武峰神社御造營の節、御用相勤候事、

一高野山行人方出家流罪の節、高野山內騷動にて、十津川郷にも出家の落人可レ有レ之旨、近邊專風說仕候儀、十津川のもの共及レ承申合、弓鐵砲鎗の者共、人數千餘人相催用意仕置、南都御代官竹村八郎兵衛樣ゟ其趣相達、御差圖を相待罷在候事、

一南都東大寺三倉御修覆の節、御普請中御用相勤申候事、

一慶長九年初て北山御材木の內、爲二御役儀一、筏乘賃銀出し、爲二冥加一相勤申候、其節の御奉行は、大久保石見守樣御內、岡惣右衛門殿にて御座候事、

一正德元年朝鮮人來朝の節、辻彌五左衛門樣御差圖にて、京都本國寺御普請中より來朝の節迄、拾壹人罷出御用相勤申候事、

一十津川郷高千石の場所、往古より無年貢地に被二下置一、御用の節は、人數御差圖次第に罷出、相務來申候事、

一大坂御陣の節、鐵炮三拾挺、弓拾五張にて具足拔用意候て、片時も早く可二罷出一旨、中坊左近樣より御觸參候に付、四拾五人の者共、其外人數千餘人罷出、御歸陣迄乍レ恐御味方仕、右頭取四拾五人の者共は、鎗

の者ゟ御定被レ爲レ成、爲二御褒美一御扶持方米七拾八石七斗五升、御代々被二下置一頂戴仕罷在候、尤右四拾五人の家筋のもの共、左の通に御座候、

長殿村　中畑與右衛門
沼田原村　辻村治兵衛
小川村　森尾助左衛門
同村　田中三右衛門
宇宮原村　辻尾吉平次
谷瀨村笹田五郎右衛門
同村　森吉右衛門
同村　弓場武兵衛
同村　岡下清六
上野地村　下村宗左衛門
同村　松谷源右衛門
林村　上谷長兵衛
同村　中井伊三郎
高津村　高田三郎平
同村　津本辨之助
杉之瀨村　玉置源次
五百瀨村　井上長右衛門
三浦村　植田與市
山手村　松本宇之助
內野村　森歌右衛門
河津村　野崎源十郎
同村　井上權兵衛
風屋村　乾喜兵衛
同村　前田彌右衛門
瀨河村　下玉助左衛門
山崎村　二村吉左衛門
野尻村　中井忠左衛門
同村　野尻作兵衛
池穴村　二村喜右衛門
小井村　久保源六
湯之原村　羽根文右衛門
小原村　田中與次兵衛
武藏村　下村伊右衛門
折立村　玉置宇藤太
七色村　藤森市左衛門
上葛村　木下左平次
中村　入鹿助之丞

竹筒村　玉置彌善次
山手村　乾　勘吉
垣手村　栗栖三左衛門
垣内村　田中吉十郎
由瓦原村　深瀬勘右衛門
永井村　勝山新十郎
中　村　原田源藏
小山手村　千葉彈正

右四拾五人のもの共は、郷代にて御差圖の鐵炮弓役仕、其外人數千餘人一統御軍役相勤、爲ニ御褒美ト四拾五人の者共に、御扶持方七拾八石七斗五升、御代々被ニ下置一頂戴仕候、御扶持方の儀は、一統御軍役相勤申儀故、五拾九ヶ村に高割に配分仕、前々より御用相勤候、尤鑓役の儀は、右一統由緒を以、當時村役人等相勤候者共頭取仕、其外の人數共年齡人柄を相撰、何時にも御用相勤申候手當に仕置在候事、

右之通相違無ニ御座一候に付、村々庄屋共連印仕、乍レ恐書附奉ニ差上一候、以上、

寶暦五年亥十月

十津川鄉長殿村庄屋　增谷茂左衛門印
沼田原村庄屋　新矢久右衛門印
小川村庄屋　森尾助左衛門印
宇宮原村庄屋　中村左兵衛印
谷瀬村庄屋　中村磯兵衛印
上野地村庄屋　中島左次右衛門印
高津村庄屋　高田三郎平印
林　村庄屋　西尾加茂助印
内野村庄屋　森北三郎兵衛印
山手村庄屋　松本惣兵衛印
三浦村庄屋　植田由右衛門印
玉置瀬村庄屋　政所左京印
杉之瀬村庄屋　玉置久米之丞印
道ノ原村庄屋　尾上繁八印
河津村庄屋　野崎長次平印
風屋村庄屋　沖垣吉平次印
瀧河村庄屋　下玉助左衛門印
内原村庄屋　富井久米之助印
野尻村庄屋　中井忠左衛門印
山崎村庄屋　二村吉左衛門印

池穴村庄屋　中西岡右衛門印
小井村庄屋　油上喜傳次印
湯之原村庄屋　澤田清右衛門印
武蔵村庄屋　下村伊右衛門印
大野村庄屋　松葉藤兵衛印
小原村庄屋　田中與次兵衛印
小森村庄屋　橋本武右衛門印
上葛川村庄屋　森下彌左衛門印
中　村庄屋　入鹿利兵衛印
下葛川村庄屋　東儀左衛門印
神山村庄屋　西島李之丞印
玉非川村庄屋　玉置久米之丞印
竹筒村庄屋　玉置彌善次印
七色村庄屋　藤森新平印
山手谷村庄屋　柳瀨喜三兵衛印
折立村庄屋　玉置右京印
高瀨村庄屋　田口熊右衛門印
小川村庄屋　和田勝右衛門印
込之上村庄屋　谷向半十郎印
柾原村庄屋　更谷熊右衛門印

那知合村庄屋　鹽崎與兵衛印
谷垣内村庄屋　東吉之丞印
山手村庄屋　西村儀左衛門印
垣内村庄屋　久保角平印
垣平村庄屋　栗柄櫂七印
猿飼村庄屋　乾藤助印
桑畑村庄屋　岡庫之助印
櫛尾峠村庄屋　千葉藤吉印
出谷村庄屋　千葉澤右衛門印
田瓦原村庄屋　深瀨勘右衛門印
永井村庄屋　勝山新十郎印
玉垣内村庄屋　松村元右衛門印
中　村庄屋　林清右衛門印
大谷村庄屋　今中櫂左衛門印
今西村庄屋　植杉新助印
小山手村庄屋　大畠傳右衛門印
小坪瀨村庄屋　東新之丞印
道西川村庄屋　向井源三郎印
上湯川村庄屋　千葉政右衛門印

古市御役所樣

小野宗左衛門親類書之覺

一祖父　小野宗左衛門と申候、三拾六年以前に相果申候、
一祖母　七拾年以前に相果申候、
一父　小野喜左衛門と申候、四拾四年以前に相果申候、
一母　四拾五年以前に相果申候、
一弟　打多伊兵衛と申候、
一子　小野半之助と申候、
一孫　男子　小野岩之助と申候、
一同　女子　かねと申候、
一伯母　妙經と申候、
一同　長岡と申候、
一甥　打多伊右衛門と申候、
一同　小野伊左衛門と申候、
一從弟　小野長左衛門と申候、
一同　岡崎平六と申候、

右之外、近き親類無二御座一候、以上、

知行高五百石、但三百石近江にて拜領、貳百石大和にて拜領、

同心貳拾人、但壹人に御切米拾石、御扶持方三人扶持、

延寶三年卯十月十二日　本國生國近江　小野宗左衛門（黒印）印文貞春　歳五十七

杉浦內藏允殿
德山五兵衛殿
甲斐庄喜右衛門殿
岡部左近殿

家傳史料卷之三

梶左兵衛督墓碣銘

從四位下左兵衛督梶公墓碣銘

梶公、姓源、諱定良、少名金平、故長島侯菅沼定芳臣菅沼權右衛門第二子也、母梶氏、以二慶長十七年壬子秋七月朔一生二于勢長島一、公生七歳、善馳レ馬試レ劍、元和七年辛酉、侯奉レ命移二封于江膳所一、公從二于君于父于膳所一、時年甫十歳、又善飛レ鷹走レ犬、嫻二于田獵之事一、十月一講レ兵、頗通二乎軍旅之事一、寛永三年丙寅、獻廟朝二於京師一、公舅梶次郎兵衛者、以二車騎都尉一從レ駕、公亦列二舅氏行伍一陪從、時年十有五、獻廟在レ輿、覩レ之奇二其幼而非一尋常一、顧謂二梶氏一而曰、汝不幸無レ子、吾見二此兒一風神高邁、汝必子レ之、吾亦欲レ使二之侍一枕席一、梶氏稽首拜二命之辱一、終子養レ之、公於レ是冒二其族一爲二梶氏一、後舅氏有レ子、欲二以繼一其家一、漸疎レ公將レ離二絶之一、公亦頗知二其意一、七年庚午公年十九、將下辭二舅氏一告歸上、獻廟愛二其賢而敏達一也、曰、汝雖下與二母家一絶上、吾不二復遐棄一レ汝、汝與レ此訣別而事二於我一、則人將レ謂二汝何一、不レ如下以二母家子一爲中宗室上、汝則爲二支族一也、是以、田祿財賄盡復レ之、無二亦一介留二於己一、其年徵爲二從騎士一、賜二新俸二百苞一、公意謂、予既辭二舅氏一當レ歸二父母之家一、蒙二特恩之渥一、新命二在官一、以不レ廢二胄族之義一、豈不二以死報一レ之乎、且母家有レ嗣、不レ乏二其祀一、予又尋娶則奈二宗子之嫌一何、不レ如毀々終二此身一、愈二於娶一乎、又且視下世蓄二妻孥一者上、或惑溺失レ節、則非二事レ君者之所一レ宜、以レ故終身不レ娶二乎妻一、十年癸酉擢列二關內侯一、秩三百石、采二食于下野山田一、十一年甲戌大怨再朝二于京師一、公亦從焉、十九年壬午公年卅一、累進納府一、增二秩三百石一、移二邑于粟野一、恒侍二御左右一、不レ避、醫褥湯沐中懈無レ不レ與焉、慶安四年獻廟晏駕、明年壬辰立二廟于日光之山一、改二元承應一、公請二徙而朝夕于廟一、從而許可、公來二日光一、口旨賜二金管其室一、二年癸巳重命封二列侯一、任二左兵衛督一、拜二朝散大夫一、寛文三年癸卯大怨朝二于日光一、召見レ公曰、汝年過二五十一未レ有二嗣子一、汝蓋告窶二同姓之子一、我將レ使二其侍二左右一、公唯唯、久而不二敢有一レ養レ之、執政大臣便賓レ公曰、朝恩欲レ有二汝後一、而汝背二台命一何故、曰、微臣以二眇々之身一入給二事前朝一、夙夜在公、荷二不諱之重一、深知二一世之不一レ可レ報焉、若臣負二螟蛤一、則朝廷必侍二之左右一、彼若遣二祕衾之寵一、失二厥身于不忠一、我將奈二之何一、萬祈終二犬馬之齒一、令レ無レ有レ嗣、以レ故絶二其世一、六年丙午又辭レ邑受二廩米一、九年己酉召見于東都一、增二秩四百石一、合爲二一千石一、八年戊申嚴廟疾レ疾、命二後宮一賜二公御服一兩大帶一曰、請汝服レ之入告レ廟、公齋誡詔告、疾亦自愈、公入見、適會二大怨巡二西宮一、是以列侯不レ能二朝覲一、特見二公正寢一、天和三年癸亥五月召見、叙二從四位下一拜二一千石一、元祿九年丙子公年八十五、以二其耋老一請

レ老、乃賜二骸骨一老二于蓮花石一、自號二左入居士一、請レ免二其祿一而不レ得レ命、十一年戊寅五月十四日疾甚二于其室一、享年八十有七、法諡曰二照光院月嶺圓心一、公之在レ朝也、執政忍侯亦事二殿廟一精忠也、及レ營レ廟侯與幹二其事一、嘗語レ公曰、子與レ我共負二羈紲一也久矣、死亦永誓守二廊廟一、侯尋而薨、乃葬二之廟門之間一、故公之薨亦已矣哉、吾未レ見二好レ德如レ公者一、島庫義公、其爲二公之季子一乎、

寬政九年丁巳五月十四日　東都　諸葛孟謙識

元祿十七年六月十四日、八十七歲、
從四位下梶氏左兵衛佐源朝臣、
定白且照光院月嶺圓心大居士、

竹雨齋餘處士墓碣銘并序

紀府譯官榊原玄輔撰

洛陽處士餘君元澄闔館之明月、其嗣元辰寄二書東武一、稱二其父命一乞二銘於其友榊原玄輔一曰、先人疾革顧二不肖一曰、吾死嘗レ立二石於墓一、石宜レ有レ銘、凡與レ我遊而有レ文者、莫レ如二榊原之交厚而知レ我之尤深一也、汝必請レ之、而今既葬、敢請レ有レ述、予索知二其人一、又嘗銘二其配之墓一、乃不二敢辭一、按馬韓國餘璋王太子琳聖航レ海歸化、推古天皇館二於周防多多良一、琳聖七世之孫曰二正恒一、賜二姓多多良一號二大內一、其後子孫遂以二大內一爲レ氏、世任二周防權介一、十八世而至二義弘一、以二軍功一顯二于當代一、又六世而至二義隆一、進二從二位一任二太宰大貳一、天文辛亥義隆遇レ弒國滅、而子孫散二適四方一、其在レ洛者以二青木一爲レ氏、數世之間徵而不レ顯、父諱正長、頗以レ貲雄二于鄉里一、未下嘗有中以二學行一顯者上、以二慶安三年十月四日一生二君于洛陽一、於二義隆一爲二六世之孫一也、君諱澄、字元澄、以レ字行、姓餘、號二東巷一、延寶壬戌之秋、朝鮮來二聘東都一、君見二學士成琬于西京館舍一、成琬筆語累幅、詳道二餘璋王之裔一、在二我邦一者分爲三姓一于レ今猶存、其謂二青木山一者、即松岳別名也、君始知二祖先氏青木之有レ自也一、因又號二松岳一、君爲レ人和易閑雅、性篤二孝悌一、遇レ人必以二誠敬惠愛一、無二賢愚一無二親疎一、皆得二其欣歡一、怡々如也、自レ少好レ學、博聞强記、至二於雜家小說浮屠老莊之書一無レ所レ不レ通、不下以二市井牟利之事一涸中其心志上、恬然以下詠二和歌一賦中唐詩上爲レ樂、而不レ嘉二仕進榮達一、以二其善レ醫得二法橋位一、尤精二臨池一、下筆有レ法、峨山月潭以二文字一禪二名於一世一者、皆寄レ詩、有下滿紙龍蛇追二晉妙一、七言錦繡倣二唐一眞之句上、其爲レ人所二歸伏一如レ斯、嘗臘月往二尾張一、歲旦晏而愆レ期不レ歸、既歸欣然語二其同志一曰、吾欲レ一二望士峯之雪一久矣、故凌二數日之寒一、行至二遠畧之間一極目縱覽、我平生之願足矣、又嘗訪二蟬丸遺迹一、慨然慕レ古博二採逢坂和歌一、輯爲二一卷一、以寄厥焉、其風流清迥、人以爲レ不レ可レ及、亦樂頼レ此矣、篇信二浮屠之道一、夙從二草山元政一受レ教、執二師資之禮一甚謹、非報德之誠終身不レ衰、至下於寫以二卿山集一納中于大藏函中上矣、元祿二年丁二內艱一、居レ喪盡二哀八年一、忽患二風淫一四肢委弊、乃以二生業一悉付二其子一、自號二竹雨齋一、退然淵默以竢レ終焉、九年喪レ父、及二其葬一、强レ疾撓レ柩數里、人稱二其孝一、疾而臥レ牀于レ茲六年矣、及二秩病篤一、徧與二親友一訣、泊然終二於家一、實元祿十三年九月十二日也、享年五十有一、葬二于山城國深卿山鶴林院一、娶二水野氏一、柔嘉整緻、先レ君而歿、子男三人、女一人、長曰二潮海音一、從二卿山惠明一爲レ僧、次曰二元辰一、〔頭書〕元辰名獻、號松石とあり、次和澄、次女也、所レ著有二竹雨齋集若干卷一、銘曰、

維昔馬韓　箕子之裔　餘瑋有レ子　琳聖聰慧
蹈レ海投化　聿二居周防一　爰暨二正恒一　姓多々良
有レ爵有レ祿　幷レ州連レ郡　英雄間出　奕世顯明
興亡有レ時　國滅族奔　惟餘留レ洛　不レ絕傳存
齋躬勤學　發二揮文章一　孝二行于家一　恭二稱於鄉一
名著聲馳　自レ君是始　胡不レ遐レ年　一疾罔起
君實壐裕　後將二又隆一　刻二銘墓石一　以昭二無窮一

問　餘東巷

吾祖傳言、馬韓國北境有二青木山一也、然否、與地沿革無二世不一レ有、今屬二何郡何縣一也、庶乎聞二其詳一、

答　成翠虛

青木山即我松岳山一名也、山在二漢都之西一、乃高麗王建之所レ都主山也、王建徵時有レ讖云、一龍飛入二青木一、即松岳也、

稟　餘東巷

青木山既蒙二詳告一、聲二吾蒙一啓二我迷一深謝々々、昔年餘氏巨擘在二弊邦周防州一、其地有二青木山一也、有レ故沉淪寓焉、故別稱二青木氏一、倘若遠祖不レ忘二桑梓一而稱レ之、亦未レ可レ知也、僕家有二譜系一軸一、冀勞二巨筆一而題二卷首一矣、何如、

答　成翠虛

大紙持來、則僕雖二筆拙一、當二爲レ公大書以貽一、不レ如書二於卷首一爾、已下略

後藤氏由緒書

由緒書　後藤庄三郎

一本姓は長井にて御座候處、櫪現樣以來後藤と相名乘申候、右長井本姓、左之通御座候、
大江の分れ
一長井藤左衛門尉利治、代々濃州加納城に居住仕、領地八万石にて罷有候處、家來依二反逆一敗亡仕、氏族等右爲二家來一沒落仕候事、
一長井彦右衛門尉利氏
右父藤左衛門尉沒落之砌、戰死仕候、
一長井彦四郎利德（但後に改二藤左衛門尉一）
右彦右衛門尉利氏嫡子にて、祖父父共に沒落以後、京都に浪人にて罷有候處、倅少輔三郎光次於二聚洛一被二召出一候、以後櫪現樣にも御目見仕、慶長七年於二京都一病死仕候、

一長井少輔三郎光次

右者彦四郎利德悴にて御座候て、京都に浪人にて罷有候處、先祖之由緒等達二上聞一、文祿二年京都於二聚洛一、櫪現樣に御目見仕、御側御用被レ爲二仰付一、軍中諸事取計等仕、甚御意に入相勤罷有候、以後蒙二上意一候て、後藤と相改候事に御座候、當時後藤と相名乘候もの共とは、家筋別段の儀に御座候事、

一元祖　後藤庄三郎

京都に罷在候處、文祿二巳年於二聚洛一、權現樣に初て御目見仕、關東御發向之砌御供被レ爲二仰付一、殊御仕置之儀御下知承レ之候に付、日々登城仕、御側近御用相勤申候事、

一文祿四未年迄小判出來不レ仕以前は、板金或者砂金を其代物に應し、相對を以通用仕候、銀も山出銀の儘、灰吹銀と申通用仕候、然處金銀は御政務第一の事に被レ爲二思召一旨、宜相計候樣にと御直に金銀改役被レ爲二仰付一、初て小判出來仕候、銀も又同事にて御座候、依レ之銀座も支配仕、萬事相計申候事、

一庄三郎儀、本姓は長井にて御座候處、後藤と名乘候樣奉レ蒙二上意一相改候事、

一庄三郎儀、日々登城仕、御奉公相勤、諸事取扱仕候故、官祿可レ被二下置一段奉レ蒙二上意一候處、辭し奉二申上一候に付、馬飼料として江州小比江村において五拾壹石六斗の御朱印頂戴、于レ今所持罷在候事、

一慶長五年濃州關ヶ原御合戰の後、天下御一統之節、最初被レ爲二仰出一候御制札、庄三郎右被レ爲二仰付一、京都を持參仕候事、

一大坂御陣中御扱の儀、庄三郎右被レ爲二仰付一取扱申候、其節の書狀十三通所持仕罷在候處、先年酒井讃岐守殿一覽被レ成度由被二仰付一候に付遣申候處、讃岐守殿方にて燒失仕候、先年御尋の節も、十三通の寫計差上申候、右十三通の寫于レ今所持仕罷在候、且又御扱の儀に付、城中右罷越、人質取可レ參旨、庄三郎右被レ爲二仰付一、則城中右罷越、織田有樂子息武藏守、大野修理子息信濃守、右兩人取來り候故、甚奉レ預二御威一候事、

一慶長二十年四月晦日、御陣之節、淺野但馬守殿無二比類一働にて、御感狀被レ下候に付、松平右衛門佐殿、秋元但馬守殿、幷庄三郎承レ之、右三人連判狀但馬守

殿遣候事、

一御前ゟ庄三郎被レ爲レ召、大坂城中金銀改可レ申旨、安藤對馬守殿庄三郎兩人ゟ被レ爲二仰付一、六月二日大坂より金貳萬八千六拾枚、銀貳萬四千枚、庄三郎京都ゟ持參仕候事、

一長崎表唐人商船出入之事、並長崎御用於二江戸表一諸事相計、異國ゟの書翰等庄三郎ゟ被レ爲二仰付一取やり仕候事、

一權現樣ゟ從二台德院樣一御肴御上被レ爲レ遊候節、權現樣少御機嫌惡鋪儀御座候處、庄三郎御挨拶申上、御機嫌御直被レ爲レ遊候に付、從二台德院樣一爲二御褒美一、定家小倉色紙御掛物御手自奉二拜領一、于レ今所持仕罷在候事、

一台德院樣弘法尊の手跡御尋被レ爲レ遊候節、御近習衆庄三郎方に可レ有二御座一との御挨拶被二申上一、則庄三郎を被レ爲レ召、右手跡之儀御尋被レ爲レ遊候に付、所持仕候段申上候處、御前に弘法之眞の手跡は有レ之候得共、尊の手跡無レ之に付、差上候樣にと被レ爲二仰付一、則差上申候處、被レ奉二預二御感一候、右の代り其方手前に無レ之物可レ被レ爲レ下との奉レ蒙二上意一、古筆之御手鑑拜領仕候事、

一庄三郎妻儀、青山善五郎先祖娘、權現樣奉レ蒙二上意一候て妻に仕候、然上大橋之局と申御方を妾に可レ仕旨にて被二下置一候て男子出生仕、成長の後二代目庄三郎廣世と申候、慶長二十一年故酒井雅樂頭忠世殿御方にて元服、弘世と申名乘字被レ下、依レ之廣世と申候事、

一庄三郎家來、高野宗右衞門、河邊仁左衞門兩人は、御目見ゟも申上候者共に御座候、其子孫于今相勤罷在候、駿府にて御用被レ爲二仰付一候節は、御用に相掛り候者共ゟ、爲二御扶持方一百二十人扶持被二下置一候事、

一權現樣御側近、先祖庄三郎儀相勤候に付、駿府にて庄三郎屋鋪ゟ度々被レ爲レ成候、尤駿府屋敷に御成御門有レ之候處、地震にて破損仕、只今たゝみ置申候、御成之節は、石之手水鉢も于レ今駿府屋敷に所持仕候、只今江戸之居屋敷も御直の御見立にて、被レ爲レ遊二上覽一拜領仕候事、

二代目　後藤庄三郎

元和元年卯十一月、始て權現樣ゟ御目見ゟ仕、寬永二年巳九月父家督被レ爲二仰付一、金銀改役相勤、此節迄長崎御用取計仕、幷銀座支配仕候事、

一大猷院樣珍敷御水指御尋被レ爲レ遊候節、佐久間將監殿、庄三郎所持可レ仕との御挨拶御座候に付、庄三郎を被レ爲レ召、水指の儀御尋候に付、利休くいちかいの水指所持仕候段申上候得者、差上候樣にと被レ爲二仰付一、則差上申候處、珍敷御道具差上候との御直の上意にて、奉二預二御感一候事、

一父庄三郎病死仕候後、乍レ恐爲二遺物一正宗の御刀献上仕候事、

一台德院樣ゟ志津の御刀拜領仕、其外吳服幷黃金度々頂戴仕候事、

一台德院樣御不例之節、土佐筆の屛風御慰に差上候處、御寢所迄被レ爲レ召、御直の上意にて、甚被レ遊二御感一、御紋御羽織吳服拜領仕候事、

二三代目　後藤庄三郎

大猷院樣御代、寬永十八年父家督被レ爲二仰付一候旨、於二御黑書院一酒井讃岐守殿、松平伊豆守殿被二仰渡一、金銀改役被レ爲二仰付一候事、

一明曆元年未七月、阿部豐後守殿、松平伊豆守殿被二仰渡一、駿府御城中に有レ之金銀改レ之候に付、御家來幷銀座人平野平左衞門等召連、道中往來御傳馬御證文にて罷越御用相勤候、此節も御扶持方被二下置一、幷白銀御時服御紋御羽織等頂戴仕候事、

一四代目　後藤庄三郎

嚴有院樣御代、延寶五年巳九月父家督被レ爲二仰付一候旨、於二御黑書院一御老中御列座にて被二仰渡一、金銀改役相勤、此節迄は帶刀仕道具被レ爲レ持、金座之者共支配仕、御用方相勤來候處、天和三亥二月帶刀停止被二仰出一候旨、杉浦內藏允殿被二仰渡一候は、木原內匠、鈴木修理も帶刀相止候に付、其方も右の通被二仰付一候、其方相止候に付、右兩人も停止被二仰付一候段、大久保加賀守殿被二仰渡一候旨被レ仰候て帶刀相止候處、右兩人は其後願相立、私義は其砌不幸相續願後れに相成、漸々に格式衰微仕罷有候事、

一五代目　後藤庄兵衞

常憲院樣御代、父庄三郎奉レ願養子に罷成候處、父庄三郎寬永二酉年七月病死仕、同八月打續病死仕候、

一六代目　後藤庄三郎

常憲院樣御代、寶永二酉年急養子罷成、同年十月家督

被下置、御金改役相勤、同十一月朔日金子貳拾兩奉二
献上一、始て於二御納戸構一、御奏者松平彈正忠殿御披露
にて御目見仕候、
一元文元辰年文字金御吹替御用被二仰付一候以後、元
文四未年四月八日御用相勤候爲二御褒美一、御祐筆部屋
御縁頬にて、松平左近將監殿、本多伊豫守殿御列座に
て御褒美之上意、左近將監殿被二仰渡一、御時服頂戴仕
候事、

一七代目　後藤庄三郎

有德院樣御代、寛保二戌年三月父家督、於二燒火之間一、
西尾隱岐守殿、板倉佐渡守殿被二仰渡一、同五月朔日金
子貳拾兩奉二献上一、大納言樣ゟ金子拾兩奉二献上一、御納
戸構にて戸田右近將監殿御披露にて、初て御目見ゟ
仕候、寛延四未閏六月病死仕候、
高九拾壹石六斗　本國美濃、生國武藏、

後藤庄三郎

當亥三十一才

私儀當御代寛延四年九月、父家督於二燒火之間一、板倉
佐渡守殿、小出信濃守殿、松平宮內少輔殿被二仰渡一候
十月朔日金子貳拾兩奉二献上一、大納言樣ゟ金子拾兩
奉二献上一、御納戸構にて、朽木土佐守殿御披露にて御
目見ゟ仕候、
一江戸、京、佐州三ヶ所、當時相勤候役人四拾九人、
右之者共、古來より私ゟ相隨い、御用方取扱仕相勤
罷在候、
一江戸、京、佐州三ヶ所當時相勤候金座人、幷吹所之
者九拾四人、
右金座人、幷吹所之者共の儀、古來より私支配仕、
御用方爲二相勤一申候、
一御法事之節相勤候儀、台德院樣御他界の節、二代目
庄三郎落髮仕、增上寺ゟ御供仕候、大猷院樣御他界の
節、右の例故三代目庄三郎落髮仕申候、上野ゟ參詣
仕、日光ゟも參詣仕候、依レ之四代目庄三郎儀も、嚴有
院樣御他界の節落髮仕、上野御法事の節參詣可レ仕旨
奉レ願候處、大久保右京亮殿、板倉市正殿被二仰渡一候
は、願の趣御老中へ申上候處、此度の儀御詮議の上に
て、諸向落髮願の儀、御留被レ成候間、落髮の儀致二無
用一、御法事中長髮にて參詣可レ仕由被二仰渡一候、依レ之
御香奠白銀壹枚奉レ獻參詣仕候、代々右の格にて、今
以御法事の節は、御香奠白銀壹枚奉レ獻、拜禮仕候御
儀に御座候、

右の外、先祖庄三郎儀、權現樣、台德院樣御自筆の
御書度々頂戴仕、幷兩御代の日記書物等數多有レ之候
處、先年類燒仕候、其節相殘候由緒書面の通御座候、
以上、

寶曆五年亥十月　後藤庄三郎

後藤氏由緒書

本姓長井氏　後藤庄三郎光次

權現樣以來後藤と相名乘申候、右長井氏本姓左の通、
一大江大膳大夫廣元の弟、長井武藏守親廣より十二
代の孫、長井藤左衞門尉利治、代々濃州加納城に居住
仕、領地八萬石にて屬二于土岐家一罷有候處、家來依二
反逆一敗亡仕、氏族等右爲二家臣齋藤道三利政一沒落仕
候事、
一二代目長井彥右衞門尉利氏　刑部　同治部重勝

◎以下前文と同じきを以て省略す。

刑部錢奉行職仕候、此功を以錢座每に奉行職仕候、一
子兵庫三代、錢奉行職相勤申候、
治部一子三代目　同兵庫則賢
錢奉行職相勤罷在候處、永正七庚午年足利將軍尊氏
公十代の後胤法住院義澄公若君御誕生也、御母は會

其外手代　數十人有レ之候由、
京都にて右に同し、
壹石橋拜領屋敷坪數三千坪余有レ之由、

鳴海氏由緒書

覺

元祖　鳴海刑部賢勝

應永年中足利公方勝定院義持公御代、從二朝鮮國一永
樂錢三千貫文奉レ貢、是珍寶成迚日本にて賞翫す、金
銀との取替高直にて、壹貫文は金一兩四匁八分と定
る、然共員數纔三千貫文にて通用不レ足故、我朝にて
其後永樂錢鑄足し被二仰付一候、此節於二京都一錢奉行
職仕候、

私に傳記云、
庄三郎先祖以來の家來如レ左、
家老分に　五人、　用人分に　十二人、

津芦名右衞門大夫盛隆之姫君也、故有て會津へ御歸、若君も伴々御下向、此節若君外祖芦名昔午氏姓と世に奉レ申候、右從二京都一會津へ御下向の節、從二足利家一兵庫を御附下し被レ成候、

兵庫一子四代目　同刑部重則

義澄公若君御出家の後、不勤院御住職被レ成候節、境内支配役被二仰付一相勤申候、父兵庫は會津にて病死仕候、其後水戸へ罷出、佐竹家より扶助を請浪々にて罷在候、

刑部一子五代目　同治部重武

同浪々にて水戸罷在候、

刑部一子六代目　同兵庫實信

浪々にて水戸罷在候處、從二大僧正一出府仕候樣被二仰遣一、治部は老衰仕候に付、兵庫出府仕候得は、先祖代々錢奉行職相勤候前功にて、錢造樣可レ爲二鍛錬一と被レ爲二思召一候に付、寛永年中於二芝網繩手一新錢御用被二仰付一相勤申候、右御用被二仰付一候由來の儀は、大猷院樣御瑞夢被レ遊二御覽一候、御夢中之次第は、從二御城一南に當て御居城替る、此所へ御歩行にて被レ爲レ往との御夢、甚被レ爲レ掛二御氣一、春日御局を以上野天海大僧正へ御考判被二仰遣一候、大僧正御判釋之次第は、

御城替る者、　代替也、

御歩行者、　御兩足にて被レ爲レ往也、

右御簀中の御儀無レ之、萬物を買調候代物と申御儀也、代物は錢也、錢を兩足と申也、國中を能走廻ると云儀を以名付也、女語に御足と申故寶も此故也、又足袋を何寸と不レ言、何文と申も此故也、御夢の惣躰金銀也、新に錢を被二仰付一候は、安治世の御代益泰平樂にて、御子孫可レ爲二御繁榮一御吉事と言之、

月日　大僧正　天海

春日御局御披露

右御判釋の次第被レ爲二聞召上一、大に御感悦御機嫌の餘に、土井大炊頭樣へ被二仰付一、重て新錢の置字、將又吹座の場所、錢造鑄物師等、大僧正可レ爲二御心儘一者也、

右の上意を御請、東叡山の寺號と云、當時の年號と云、寛永通寶錢末代不改の錢可レ然、吹座の儀は、御瑞夢任二方角一、從二御城一南方、當場所御見立、芝網繩手吹座（今新錢座古名也）此節土井大炊頭樣へ被二召出一、錢座頭領本人に被二仰付一、則試錢百貫文鑄立奉二指上一候處、被レ備二上覽一御機嫌宜、爲二御褒美一御樽肴、御時服、並金貳拾五兩拜領仕候、此節被二下置一候貳拾五兩は、錢百貫文の積にて、四貫文に金壹兩の兩替被二仰付一候、其上御改、諸國錢座爲レ司、寛永天下平等通用、重さ壹錢八分五厘、堅田長錢壹貫文に八百五拾匁に鑄廣め可レ申旨、尤其節古錢御停止被二仰付一候段被二仰渡一候、從レ是段々相勤申候、錢吹候中寛永十八辛巳年三月、御上御胎舍之御祝儀相濟候、以後御誕生の御用意金錢銀錢の御調法御用被レ爲二仰付一候、但員數並秘法の儀御座候、從二天海大僧正一御傳授被二成下一候、如レ左、

一父錢金錢、　貳拾八文、

一母錢銀錢、　三拾六文、

次に家頭錢、

一金錢、　五千文、

一銀錢、　壹萬五千文、

尤兩文刑重目寸法口傳有、

右の通、鑄立奉二差上一候、同八月三日若君樣被レ爲レ遊二御誕生一候爲二御祝儀一、御時服黃金拜領仕難レ有奉レ存候、

一正保二酉年四月廿三日、若君樣御器御五才にて被レ爲レ遊二御元服一、奉レ稱二大納言家綱公樣と一、此御祝儀の節も金銀錢被二仰付一鑄立奉二差上一候、如二先例一爲二御祝儀一御時服並黃金拜領仕候、難レ有仕合奉レ存候、右天海大僧正從二御幼年一奉レ屬候、三代摠恩譜從之御憐愍を以、錢座に御差圖被二成下一候、火を龕末に仕候得は、天下万民の不吉に成候由にて、天長地久爲二國家安全一、火防の行法御授被二成下一候、殊昔日從二東照宮樣一上野へ被レ遊二御寶納一候御襟掛の御守御本尊、兵庫へ被二下置一候、其後被二仰渡一候は、汝此度之新錢は、末代不改之寛永通寶、將又秘法錢等可レ被二仰付一證據に被二下置一、天下泰平之奇瑞、常に怠間鋪旨被二仰渡一候、

兵庫一子七代目　鳴海平藏賢重

浪々にて水戸に罷在候處、其後江戸表へ罷出、御當地住居仕候由緒御座候に付、東叡山御門主樣へ御代々御目見仕候、御年頭御禮にも罷上り、難レ有仕合奉レ存候、

平藏一子八代目　同平藏範明

同浪々にて、御當地罷在候由緒御座候に付、東叡山御

門主様ゐ御代々御目見仕、御年頭之御禮にも罷上り、難レ有仕合奉レ存候、

同一子九代目　同平藏範韶

同浪々にて、御當地に罷在候由緒御座候に付、東叡山御門主様ゐ御代々御目見仕、御年頭御禮にも罷上り、難レ有仕合奉レ存候、先祖拜領仕候、東照宮様御襟掛御守御本尊、其節の盛にて、今以大切に奉二安置一候、東叡山御門主様御代々被レ爲レ遊二御拜禮一候、右の通、相違無二御座一候、以上、

寛政十午年二月　鳴海平藏
鳴海榮藏

東照大權現様御襟掛御守御本尊由來

往古淨土宗祖師圓光大師、於二大原一十二問答の節、大原の本尊證據に爲レ立給ふ由にて、大原の本尊を于レ今證據の阿彌陀奉レ稱、其阿彌陀後光項御座す、法身の如來十二問答節、光明を放、圓光大師ゐ爲レ掛給ふ、則大原の本尊後光佛にて證據佛と奉レ稱、靈驗奇瑞成御本尊故、東照宮様御信仰被レ爲二思召上一、諸度の御戰場ゐも不レ被レ爲レ離二御身一て、被レ爲レ懸二御襟一に被レ爲レ得二御利運一、以後東叡山ゐ被レ爲レ遊二御寶納一候處、大猷院様御瑞夢被レ爲レ遊二御覽一、慈眼大師御判釋、於二芝網繩手一、寛永通寶錢始て被二仰付一、十五ヶ年中鑄立奉二差上一候、同十八辛巳年秘法父母錢鑄立奉二指上一候、以後慈眼大師より被二仰上一、右御守御本尊鳴海兵庫ゐ被二下置一、其節被二仰渡一候は、此度の新錢は故有て被二仰付一、寛永通寶の錢、末代不改の爲證據に被レ下二置之一、天下泰平の祈願常に怠間敷の旨被二仰渡一候、御本尊座像御長一寸三分、御厨子幷蜀江の錦の御袋其節の儘にて、今以大切奉二安置一候、

右の通相違無二御座一候、

寛政十午年二月　鳴海平藏
鳴海榮藏

桃青傳

芭蕉翁桃青は、伊賀國阿拜郡柘植郷の人にして、俗名松尾半七（イ甚七）、後改忠右衛門宗房とよぶ、貞平兵衛宗清か苗裔なり、よつて宗房と名乘、正保元年の生れ、父の名は儀左衛門、母は豫州の人也、

儀左衛門の嫡子與左衛門は、上野赤坂町にて手跡の師範を家產とす、

次男半左衛門は、〔傍註〕この跡如何なりしや、今はしれず、藤堂九兵衛長基兄の代の臣たり、三男忠右衛門宗房は、寛文年中藤堂新七郎良精の臣となり、夫より嫡子主計良忠（俳名蟬吟、時）に隨仕す、良忠弓馬のいとまには、宗房を側へ呼て月花を弄ふ、蟬吟は北村季吟の門に遊へり、宗房と兩吟の卷、其外興せし反古とも數多あり、大坂にて戰死したる主計の祖父新七郎良氏遠着の時、

大坂や見ぬ世の夏の五十年　蟬吟

またあるとき、

そり高き霜の刀や橘の上　同

此短冊、安永の比、洛の蝶夢、粟津義仲寺翁廟堂寄附せんと乞ふ、よりて其望に任す、

然るに、主計蟬吟寛文六丙午年四月不幸にして世を早うす、宗房ふかく愁傷して、六月中旬遺髮を供奉し、高野山に到り宿坊報恩院に收め、同月末に下山す、それより密に遁世の志ありてや、頻りに暇を乞ふといへども赦しなければ、寛文六戊年七月終に私に家を出、此時廿六才、同條孫太夫といふ者あり、是も良精臣也、其門に包たる書狀樣のものあり、取得て開き見れは短冊に、

雲と隔つ鳥かや雁のいき別れ

とあり、

宗房宅地は、新七郎中屋敷にて、良精の臣等爰に住す、孫太夫は傍輩といひ憐家なれはにや、今川合某か住けるは、宗房の舊宅也、此短冊則川合の家に秘藏たりしか、正德年中江州彦根の臣士、四宮文五郎（彦根の伊賀衆也、）川合に所緣あるに任て、ひたすら望しゆへ、やむことを得す贈り遣しぬ、

夫より洛に登り、季吟の門下に遊學し、寛文十二壬子年東武におもむき、深川に庵をむすふ、

其後、延寶四丙辰年六月廿日比、初て伊賀に來り、同年文月初東武に歸る、

貞享甲子秋九年を經て、ふたゝひ伊賀に歸り庵を結

ふ、無名庵是也、

翌年春探丸子禅吟嫡子、訴七郎良長也、の別墅にて、俳諧あり、

探丸子の君、別墅に花見催させ給ふて、むかしの跡もさなからにて、

さま〴〵の事思ひ出す櫻かな　桃青

春の日はやく筆にくれ行　探丸子

かく筆跡あり、今軸となして良聖の家に傳ふ、

其後、大和吉野を行脚し、元祿元丙辰のとし東武へ歸り、翌二年の春より奥の羽をめぐり、同七申戌年古郷へ歸り、伊賀の庵にて工芳半殘猿雖雪芝卓袋、其外數輩集會して、しは〳〵俳興あり、九月八日より支考惟然を伴ひ、奈良難波に行脚し、終になにはに於て病の床にふし、十月十二日五十一齢にて苔下の客とは成給ふ、

翁伊賀にて所々俳興ありし舊庵五つ、

無名庵、　芭蕉庵、　甿竹庵、　東籬庵、　西麓庵、

無名庵は再興して、今再形庵とよふ、

斛の圖、　木魚、　水鷄笛、

この三つの物、今に殘りて伊賀の名物とす、木魚水鷄笛は小きものにて、翁行脚の節、頭陀へ入所持せられ候よし、

翁古郷塚、　愛染町愛染院の墓地の邊にあり、

兄半左衛門宅は、赤坂町に在しか、寶曆の頃三代目半左衛門の節、痘疫にて家族みな絶ぬ、翁大坂より兄半左衛門方へ遺書あり、此遺書故ありて予か手に入ぬ、其とき是を補寫し秘藏せしが、安永改元の冬軸となし、義仲寺へ寄附す、本書は今再形庵の什物となす、其文俗に近く簡にして道味あり、實に尊へき筆跡也、今藤堂良聖上屋敷に松有り、人是を芭蕉松といふ、むかしの松は枯れぬ、（家臣はせをの遺松といふ、その故をしらす）、

予か家に居られ候事は、人申違なり、定て雪芝事なるへし、隣町に山田屋市兵衛俳名雪芝と申者あり、是は懇弟にて折々居られける、庭に手植の松今にあり、翁その時、

涼しさや直に野松の枝のなり

と句興あり、今人これを野松といふ、當時は雪芝三代目俳名吳川、其句の一軸を家珍とす、

右翁傳記は、今直門の家々にある筆記を引合せ、今の虚言を正す、

藤堂良聖君御家の事は、老臣安屋甚左衛門光篠俳名冬季を以て委細す、

條々御尋にまかせ筆記いたし令二進上一候、以上、

天明四辰年六月中旬　　十條一齋（花押）

脇屋又八郎樣

松本丹藏樣

岩つゝし染る涙やほとゝきす

此句、翁家をいつる以前の吟也、今藤堂良聖君に殘り、この短冊布目やうの小短冊なり、

桃青傳

探茶庵梅人書

芭蕉翁は伊賀人也、武名は松尾甚七郎、奉二仕藤堂一、壯年の時辭レ官、遊二武州江戸一、風雅爲レ業、號桃青、中略、武の小石川修二水道一、四年に成る、速に捨レ功入二深川芭蕉庵一、年三十七、下略、

右は五老井許六か書に出す、

松尾藤七郎と沾涼か綾錦に見えたり、

東花坊支考か書には、深川はせを庵に入年三十六、と有レ之候、探茶庵杉風書留には、

松尾甚四郎殿伊賀より直に此方へ落着候、其後より醫となり、素宜と改られ候時、

ささらきは十徳をこそ申なれ　杉風

愚考杉風か父仙風、小田原町屋敷の者となるへし、

書留

其後、深川元番所有レ之候、此方屋鋪に移す時に、はせを庵桃青と改られ候、

杉風は公用御納屋にて、鯉屋市兵衛杉山氏、納屋生洲の古池のかたはらにはせを庵有とそ、側に探茶庵有とそ、これ杉風か庵にて、今古池の地は松平遠江守殿屋敷となる、其節深川にて代地被レ下候、愚案、元祿十二の比か、

翁江戸へ參候節旅行同道す、藤堂佐渡守樣御家來、向井八太夫と宅一所に被レ參しか、直に小田原町杉風方へ同道仕候由、今孫向井八太夫去酉の春咄被レ申候、卜宅長壽九十六、今の向井氏七十余也、用人役、卜宅直咄にて御座候由、相違有ましく候、

翁杉風に被二落着一候後、本郷邊にも被レ居、其後濱町住居、又本所高橋邊にも居候由、此義は杉風弟の家鯉屋庄兵衛昨事咄被レ申候、本所高橋の側、又橋町に住す、小文庫に有、杉山庄兵衛存生、愚案、はせを庵桃青と改られ候事は、後の事にて延寶始

延寶六午年桃青歲旦帳手前所持、其比はいまたはせを庵とも申間敷歟、貞享二翁自筆句帳に同し內に採茶庵所持、

門人李下はせをゝ送る

芭蕉植て先にくむ荻の二葉哉

愚考、はせをは桃青の名より後なるへし、門人より稱してはせを庵といひたるを、直にはせをとは云給ふなるへし、

深川はせを庵へ移られさる前に、所なに彼ゝ居候證據は、翁自筆に、寛文十二年東武に、はせを（脫カ）むすふは相違ならん、

九とせの春秋市中に住侘て、居を深川の邊に移す、長安は古來名利の地、空手にして金なきもの行路かたしといひけん人の、かしこく覺侍るも、此身のとほしき故にや、

柴の戸に茶を木の葉にてあらし哉

右自筆出板に付候刻に可レ申候、

はせを庵回錄にて、しばらく外へ移られ候事など自筆にて有レ之候、貞享年中也、桃青文字の事、支考か書けるは違候か、初宗房、夫より素宜と改、桃青の名、出所高林リンセン寺佛頂和尙に禪法聞ける時、和尙桃を折て悟れと有りしより、表得とし給ふ由杉風家申傳候由、高橋鯉屋庄兵衛咄に候、右鯉屋庄兵衛は、リンセン寺と四五間隔、翁も佛頂和尙も禪法尊候ために、此うらに住給ふとぞ、庄兵衛咄也、勿論庄兵衛別莊代々是に住す、翁自筆句帳にて考、

天和三癸亥年さい旦

元日や思へは淋し秋の暮

貞享元年甲子

春たつや新年古き米五升

此年八月江上の破屋出て古郷に歸る、きのへ年記行是なり、

同二年乙巳

出家にとしとりて

誰むこそしたに餅ゐふうしの年

同三年丙寅

又のとしは庵に有りて、はせを庵、

いく霜に心はせをの松かさり

同四年丁卯

たれやらかかたちに似たり花の春

同年十月深川の庵を出る、古郷にかへり、

古さとや臍の緒になくとしの暮

元祿元戊辰

元日寐わすれて、

二日にもぬかりはせしな花の春

此年八月東武に歸庵、

同二年乙巳

三月陸奥行脚、

松島の月光こゝろにかゝりて、住るかたは人に讓り、杉風か別墅に移るに、是採茶庵也、

草の戸も住かはるよそひなの家

翁陸奥の歌枕見む事を思ひ立侍りて、日頃住けるはせを庵の庵を、先破り捨しはらく我茶庵に移り侍る程、猶其筋餘寒にて白川の便に告こす人もありけれは、多病心もとなしと、彌生末つかたまて引とゝめて、

花の蔭我草の戶や旅はしめ　　杉風

同三庚午、此秋木曾塚の內草にありて、

草の戸をしれや穗麥にとうからし

同四辛未、

同五壬申、酒堂か深川集序か壬申九月江戶へ下りて、はせを庵に越年して、

同六癸酉、はせを庵に住給ふ也、翁自筆に、

元祿六文月七日の夜、風雲天に滿、白浪銀河の岸をひたして、烏鵲も橋杭を流し、一葉梶を吹折けしき、一星も星形を失ふへし、こよひ猶たゝに過さむも殘多しと、一燈わけそふる折節、遍照小町か歌を吟する人有、これによつて此二首を採りて、雨星の心をなくさめむとす、

小町かうた

高水に星も旅寢や岩の上　　はせを

遍昭うた

たなはたにかさぬもうとしきぬ合羽　　杉風

右自筆杉風方に有レ之、おくのほそ道の後に東武へ下り給ふなるや、右五ケ年事はきと難分、猶此道も遊ふ人書つき給へかし、

御うたかひの御方、いつにても手前へ御尋候はゝ、杉風書留翁自筆御めにかけ可レ申候、

同七甲戌、筏日記に、

後五月に、武江より古里にわたり、洛の桃花坊に被レ遊、文月伊賀に歸り、九月難波へ旅行、

附錄

一昨年申の四月蝶夢手前奉圍會に下り、翁自筆見候て殊之外悦、又後悔有レ之候由咄にて候、其節手向、はせを翁のうまれ給ふる伊賀の國の上野の者、なきからを埋けるあふみの國の粟津の寺に、とし比行かよひて、たま〳〵その筆の跡道も拜みぬといへとも、けふこゝの奉圍會にまうてゝ、したはしく拜奉れは、まことに此道の重寶目まかふはかり、是杉風老人蕉門の會參といひしは、更に今の採茶主人のいさほしを思ふ、

吹つたふ圍の風や家の風　蝶夢

此僧伊賀に二せ近く居らる、所々翁の墨跡なと、或は寫本なと見らるゝ、はせを句集出候所、今更後悔のよし被レ申候、

風羅坊といへるは、笈に文の内翁紀行也、

百骸九竅の中に物有、かりに名付て風羅坊といふ、誠にうすものゝ風に破れやすからんことをいふにや、

爲評論、白櫻下木因所持之一軸寫之、

一日芭蕉翁より文通あり、其書面、

當地或人附句あり、此句江戸中聞人無二御座一候、予に聽評望來候へ共、予も此付味難レ辨、依レ之御内意賴進候、貴丈御聞定之旨趣ひそかに御知せ可レ被レ下候、東武に弘めて愚の手柄と仕度候、

其附句

萩の籬に蔦を詠てといへる前句に、

蔦の居る花の賤屋とよみにけり、

二月上弦　はせを

木因樣

其返書

花牒拜見、或人の附句貴丈御聞定無レ之、依レ之愚評の儀被二仰越一候、予猶考に落不レ申、乍二殘念一及二返進一候、隨て下官去頃在京の節、古筆一枚相求來候、此切れ京中定る人無二御座一候、依レ之貴丈御内意賴進候、何れの御宇御撰集筆者等、貴丈御見定の旨趣ひそかに御知せ可レ被レ下候、花洛に弘めて愚の手柄に仕度候、

其故筆

菜園集　卷七、

春誹諧歌、

萩の籬に蔦の居るを詠め侍りて、

蔦の居る花の賤屋の朝もよひ
木をわる斧の音そ聞る

二月下弦　木因

芭蕉翁

此趣段心に叶候哉、返翰の興筆如レ左、

株河の翁こそ、予か思ふ所にたかはす、蔦の句の評感會寄に候、江戸衆聞人なきと申候は、聊僞彼翁か心を謀ん事にと、爰元にも珍しとのみいふ人三分、同物に同物付たる古今類なきと云捨たる人二分、道を惡にしてみたき事いはるゝなと咄ける野瑳もたま〳〵在て、予か志を了察の士も一兩人は在レ之候を、千里を隔て自慢皆散したるも、還て愚盲の玉に御座候へとも、日來彼翁此道しりたる人と定置候へは、聊了簡引見ん爲書付遣候所、愚案一毫の違無二御座一寔不レ殘候、

自讃の詞

古翁達人花に櫻付るに同意者を本意と云り、增て蔦に蔦を付て一物別意を附分て、當時未來の他者に此句を似せさせす、古往今來未來一句の格、何の時か秋風來て、芭蕉の籬もろく破れん迄の一句、一生是のみに存る計に候と云うち、鼻高くをこめき、肩のあたり羽たゝきするやうと、

はせを

家傳史料卷之四

祐先生行狀

先生姓那波氏、諱方、字道圓、號二活所一、後改二姓祐名一、播州姫路人、幼聰慧絕レ人、五歲誦二伊呂波字一、以レ物語一レ之、則指二其字一、應レ之如二影響一、及二稍長一、不レ願二家產一、好賞二栃古書一、父以二其有一才器一、獎レ之勤勉焉、初父使二先生習一儒醫兩道一、先生以不レ稱二其性一、竟棄二醫業一、館二時藤公欽夫在レ洛一、唱二瀧岡之學一、名顯二白當世一、而滯雒高峭、少二人問一レ之者一、慶長庚戌、先生辭レ親、來レ洛謁二藤公一、行二弟子禮一、藤公一見奇レ之、寄待踰レ他、與二其徒林道春堀正意菅玄同等一、往復侍座、憤悱不レ已、嘗賦二杜鵑詩一、有二相喚不レ成レ群句一、一時流輩、多二

疑議者、先生固執不レ變、規二之藤公一、藤公遂許可焉、其平生警策、槩類レ此、戊午秋、藤公卒、葬二之于洛北相國寺林光院一門生有二武田道安一、父死同葬二之于藤公墓傍一相對立如レ無二等級一、時人私議謂、藤公家世冠纓之胄、而有二德望一、武田氏匹夫、而無二雅行一、然抑而不レ發、先生獨奮怒、以爲不レ當レ若レ之、即日作レ書寄二林光院一、俗俚之爲二美談一、從レ此聲名大振、元和癸亥秋、應二加藤氏（肥後太守加藤忠廣也）之招一、從二事肥州一、後以二不遇一致仕、歸レ洛居二銅駝坊一閑栖、益自刻苦務二記覽一、講二春秋胡傳四書集註通鑑綱目等書一、且令二二三子編二四書註者考一、自作レ敍、欲二其便一於撿閱一也、寬永乙亥秋、遊二仕紀邸一、邸君一日問二君臣之道如何一、先生輒著二人君明暗圖說一對焉、戊寅夏、先生在二武江一、因二僑居毒熱一、已發二眼疾一、辛巳夏、先生講二杜律七言一、告二學者一曰、若誦二其詩一、不レ知二其評一可乎、因命輯二老杜叢話二卷一、壬午春、慕府命二儒臣一編二輯諸家系譜一、先生拜レ命赴二武江一、以二眼疾一固辭、放歸之、自後邸君恩遇日渥、先生以二眼疾不レ痊、累召不レ起、子木卷幹二其蠱一、使二之從レ事、竟賦二自處一篇一、以見二其志一、丙戌冬、先生定二省父病于播州一、枚レ櫬而歸、丁亥冬、先生病且革、邸君遣レ使賚二金帛一、數勞二問之一、正保戊子正月三日卒、歲五十四、葬二于洛東慧日山一、所レ著有二活所備忘錄三十卷一、帝王曆數圖一卷、幷文集若干卷一、吁悉哉、僕謹按、本朝神龜初、遣二粟田眞人於漢地一、授二經籍一、然當時君臣浸二淫浮屠一、不レ尙二聖教一、迄二季世一尤甚、且可レ勝レ歎乎、獨惺齋藤公、淳質英才、崛二起千載之下一、隔二絕万里之地一、終默二契斯道一、可レ謂レ有レ命矣、吾祐先生受二其學一、益有レ所レ會、於レ是惺齋之學、亦昭二灼于世一、可レ謂レ偉矣、夫先生之於レ儒也、窮レ理存レ誠、常說二朱陸一矣、不レ爲レ無二發徵之明一、其於二文章一也、卓犖精緻、强避二倭習一矣、不レ爲レ無二起廢之功一、其於二學者一也、不レ擇二利鈍一、能導能曉矣、不レ爲レ無二啓蒙之誨一、臥レ病之後、手不レ捐レ卷、口不レ置レ誦、使二二三子學二史鑑書一、殆無二虛日一、然性剛直、不レ能レ媚二權貴一、忘レ名居レ實、澹泊如也、故往々不レ合二于時一、先生亦不二以介一レ意、及レ對二其知己一、則雄辯快語、遜レ晷不レ倦、僕竊親二炙先生之門一、十二六年乎茲一矣、辱二提耳傾吁之恩一、每愧二遲鈍不一レ能レ識二其万一一、今不幸早至二于窀穸一、吁九原不レ可レ作、遂不レ堪二歔欷悽惻之餘一、敢用評二隨齋行一、望二蓼道風一、以爲二之狀一、若乃抵二其未開之慈德一、已遺之嘉言一、庶同學之人摘補焉、

于時慶安元年戊子夏五月　門人奥田舒雲謹識

活所先生年譜

男守之撰

乙未文祿四年春三月甲戌、先生生二於播磨姬路一、名觚、字道圓、號二活所一、初名方、小名平八、父德由、祖父祐惠、母圓尾氏、其先住二那波一、仍爲二那波氏一、世爲二晨家一、至二祐惠一、更レ業爲二商賈一、有二鉅萬之富一、先生晚年、改二姓祐氏一、蓋取下以二其王父字一爲レ氏之義上、

丙申慶長元年二歲、春二月、祐惠翁卒、

丁酉三歲、

戊戌四歲、

己亥五歲、

庚子六歲、

辛丑七歲、

壬寅八歲、

癸卯九歲、冬十月、習二書于臨川菴一、

甲辰十歲、

乙巳十一歲、誦二論語三略一、

丙午十二歲、

丁未十三歲、

戊申十四歲、初遊二京師一、賦レ詩屬レ文、冬十月還二姬路一、

己酉十五歲、

庚戌十六歲、秋八月、之二京師一、不レ日而歸、九月二十四日、母圓尾氏歿、

辛亥十七歲、德由使二先生一遷二居京師一、買二宅於銅駝坊一、自レ此爲二京人一、夏四月、娶二關氏一、蓋父命奪二其情一也、

壬子十八歲、冬十月、始見二藤惺齋公一、袖二杜鵑詩一而謁レ之、公甚賞レ之、

癸丑十九歲、

甲寅二十歲、夏四月、從レ父之二駿府一、秋七月、始拜二東照宮一而還レ京、冬十月、有二大坂之役一、東照宮覩到二京師一、先生謁二於二條城一、男守之生、

乙卯元和元年二十一歲、秋七月、謁二東照宮於二條城一、（是歲夏五月、又有二大坂之役一、東照宮覩到二京師一、）

丙辰二十二歲、夏四月斷レ髮、以狥二時俗一也、

丁巳二十三歲、秋八月、外家關長門太守廢、

戊午二十四歲、秋七月之二武城一、九月還レ京、冬十二月、從二典藥和氣氏一學二醫術一、

己未二十五歲、秋九月、惺齋公捐レ館、

庚申二十六歲、私九月之三武城一、次子定之生、冬十一月還レ京、

辛酉二十七歲、秋八月之三武城一、九月之三下總國府川佐倉一、省二外家一也、

壬戌二十八歲、春三月還レ京、冬十月復之三武城一、

癸亥二十九歲、夏四月還レ京、六月見二肥後太守加藤忠廣公一、仍受二俸祿一、秋九月、從レ公之二肥後一、寓二于隈本城下一、

甲子寬永元年三十歲、春三月還レ京、復從レ公之三武城一、

乙丑三十一歲、夏五月還レ京、冬十月、中院中納言通村卿傳レ勅、點二訓文中子中說一、冬十一月、之二肥後一、

丙寅三十二歲、夏四月、忠廣公柱二鶴於隈本寓舍一、夏五月、從レ公還レ京、冬十月復之二肥後一、

丁卯三十三歲、春二月還レ京、復之二武城一、夏六月、作二帝王曆數圖一、冬十二月還レ京、婦翁關主馬紹春卒、

戊辰三十四歲、春正月、之二大坂一、嘗二德行寺鏡銘一而還、二月三十日、妻關氏歿、夏五月、之二肥後一、冬十月、從レ公之二武城一、

己巳三十五歲、冬十月、從レ公還レ京、

庚午三十六歲、春二月、辭二肥後之祿一、

辛未三十七歲、春三月、之二武城一、夏四月、還レ京、秋九月、又之二武城一、賀レ宅而還、

壬申三十八歲、冬十二月、娶二後妻一、北野社德昭院之缺、◎以下

癸酉三十九歲、秋七月、省二父於播州一、

甲戌四十歲、春三月、應司右府傳二仙洞之詔一、點二訓戰國策一、命二男守代作一、秋七月朔、謁二紀府於伏見邸一、委レ質而受レ祿、九月、之二南紀一、詣二熊野三山一、冬十月、還レ京、十一月、從二紀公之三武城一、

乙亥四十一歲、秋八月、還レ京、冬十二月、之二南紀一、賜二宅於若山城下廣瀨一、

丙子四十二歲、春正月、書二東照宮大權現華表銘於若浦一、二月、還レ京、行二播州一而省レ父、三月、從二紀公一之二武城一、路由二東山道一、赴二下野二荒山一、有二紀行詩帙一、八月、還レ京、九月、之二南紀一而還、冬十一月、又之二南紀一、十二月、賜二祿五百石一、

丁丑四十三歲、春正月、自二南紀一赴二播州一而還、閏三月、從二紀公一之三武城一、冬十月、弟作港道清歿、十一月、聞レ訃而赴二播州一、省レ父而還レ京、

戊寅四十四歲、夏四月、還レ京、秋九

己卯四十五歲、患レ眼、夏五月還レ京、

庚辰四十六歲、春正月、之二播州一、三月、之三武城一、夏四月、從二紀公一赴二荒山一、夏六月、還レ京、冬十二月、之二南紀一、因レ疾而請レ免、不レ許、

辛巳四十七歲、春正月、還レ京、三月、紀公之三武城一、遣二男守一代屆、從、夏四月、省二父於播州一、

壬午四十八歲、春正月、省二父於播州一、夏四月、將軍家、方レ編二集武家系圖一、應レ命趨二武城一、因二眼病一而得レ免、秋七月、還レ京、

癸未四十九歲、冬十二月、後妻歿、

甲申正保元年、五十歲、秋九月、之二南紀一請レ免、又不レ許、

乙酉五十一歲、春三月、自二南紀一趨二播州一、省レ父而還、冬十一月、之二南紀一、

丙戌五十二歲、春三月、還レ京、患レ癰、八夏而愈、冬十月、聞二父有レ病而之二播州一、十二月、父德由翁卒、先生還レ京、

丁亥五十三歲、秋八月、病發、有二痰血戰慄等證一、諸醫皆謂レ不レ應二治一、冬十一月、紀公遣レ使、問レ病賜レ金、十二月、令下男守往二南紀一謝上之、留十日而還、

戊子五十四歲、春正月三日、卒二於銅駝坊宅一、葬二於東福寺即宗院後山一、

藤樹先生行狀

先生姓藤原にして、氏を中江と云、諱原、字惟命、慶長戊申の歲、近江國高島の郡小川の郷に生る、いとけなうして父をうしなひ、其祖父に養はる、祖父は當國大溝の郡主加藤出羽守に仕ふ、守伊豫の國大洲の城に封せらるゝによりて、祖父先生を携へて豫州に移る、漸く長なりて、祖父の後とし、守につかふまつれり、幼稚の時より顯敏人に越れ、謹厚も亦他に異なり、群兒と嬉戲するの間、郡守或は其門をよぎりたまへは、先生內庭室中にいますといへとも、必跪座し拜敬をなす、十一歲にして、始て大學の書を讀む、自二天子一以至二庶人一壹是皆以二修身一爲レ本と云に至りて、書を恭敬し嘆して曰、聖人學て至るへし、生民のために此經を遺せるは、何の幸そや、こゝにをいて感涙袖をうるほしてやます、是より聖賢を期待するの志あり、一度書を讀て必す諳す、いまたならはさる文字といへ

とも、皆通曉す、人皆奇異なりとす、十六歳にして、十三經を通習す、總て諸子百家の文、倭國の書に到るまで、讀ますと云ことなし、先生初めは威儀にならひ、禮書の中、其箴の要なるものを取りて、所々の壁間に誌して、日用の則りとし、强持することゝ久し、省に揣摩依倣の工にして、心性を養ふ術にあらさることを覺て以爲く、聖人人に敎ゆるの道、かくのごとく外儀によるへからす、我用ゆる所誤れりと、是より群儒の論を考ること深し、然れとも下手の實地未其究竟を得す、因て聖敎本源を求めて易經を學ふ、此經に能く通したる學者あらんことを思て、京師に到て是を求む、一學生を得て是を學ふ、聞一知十の美あるを見て、學生大に稱して、我か敎ゆる所の人にあらすと云、講成豫州に歸る、江州に在す母堂先生を慕ふ思ひふかし、先生豫州に迎へんとを願ふといへとも、母堂猶故郷を去らんことを愁て此をいむ、先生やむことを不レ得して、仕を致さんことを請ふ、一通の書を封して事を述ふ、守の執事等これを讀て、其純孝なることを感し、涙を垂るゝ者あり、先生鄉に歸る、時に寛永癸酉の歳、先生二十六才也、樹欲レ靜兮風不レ止、來者可レ追歸去來の詩あり、

豫州の小子其德を慕ひ、來りて學ふ者あり、先生分毫の矜誇なく、朴實頭にして人に知れんことを求めす、然とも遠近其風を聞く者、來りて敎を受く、これかために舍を苑中に儲けてやとさしむ、庭前に一の古藤樹あり、諸生稱して藤樹先生と云、

先生初に疑ふ所の精一の功、いまた實地を得す、諸儒の訓解によりて、經傳の奥旨をたつぬ、大學は立敎第一の書なることを信して、沈潛反復、自ら解を作ること三度にをよふ、大意皆朱子章句の旨によれり、然れとも格知誠正の精義、猶先生の心に滿たす、をもへらく、近代名儒ありて、此精蘊を發することあるへしと云て、あまねく新渡の書を搜る、偶陽明先生の全書を得たり、一度これを閲みするに至て、先生疑ふ所の致知の知を解して良知とす、こゝに於て神交り心會して指歸を得たり、欣然として開悟す、是より默座澄心して本體を見、人情事勢に處して變通を知る、其機一にして動靜の殊なし、皆良知に證して自若たり、是を六經語孟に考へて脗合せすと云ことなし、周之靜程之定、是そこゝに驗むるら悖ることなし、其他の群儒

の論も、亦其要とする所、是れに出てさることを見得す、是寛永乙亥の年、先生二十八才也、故丙子の春鷄旦の詩に曰、格致誠修貴二日新一、易難先后不二彬々一、料知聖學成功地、氣朔今朝共是春、先生の學日に新たなるに依て、諸生親炙する者益多し、俗學記誦の習ひを憂て、白鹿洞規を以て、學舍の模範とす、自ら其後へに記して云く、原窮惟、今之人爲レ學者、惟記誦詞章而已、是以吾道之附寄、不レ越二乎言語文字之間用一レ心、甞憂レ之也深、故推二本聖人立敎宗旨一、而參以二白鹿洞一規一、條列如レ右、而揭二之楣間一、庶幾與二二三同志一、固二守力一行之一也、寛永己卯四月二十一日と云爾、

先生常に學法を論するに云く、天下の事皆主意あり、これを知る時は事をなすに安し、必す以わきまへ知へし、學問の初志を立るより先なるはなし、憤りを發するの方、此學天下第一等人間第一義、無二別事可一レ做、無二別路可一レ走、是學問の主旨也、

其學者に示す大意變通にして一ならす、學は本體を認知るを先務とす、故に其與る所の書署に云く、學本體を見されは、空鍋を煮るか如くにして、若干の工程皆徒然たり、喜怒哀樂未發の時、當下具足の良知を觀察せよ、應レ事接レ物、上に於て此良心を奪ふは、氣習情欲のをかす所なることを自反し、克治する時は必進修の功あるへし、又見在當下の心、不レ動二于欲一、不レ滯二于物一、慈愛恭敬、温々惺々、坦蕩々者、即心之本體也、此性を見得して愼み守り、視聽言動、行住坐臥、應事接物、一切の境に對して失なはす、主人公とあかめ從ふを主忠信と云、此工程間斷なき時は、浮氣除き躁念止み、萬事の頓動日々に能く辨へ、五官其職を盡し、天君安穩たるへしと云々、

大學知止の一段、止を以て至善の別名となし、本體を示すとす、故其解に曰、凡心の常擾亂して定らす、其擾亂をしつゝまされは、講習討論を心上に安頓することあたはぬ故に、學者入德の始、擾亂をしつむるより先なるはなし、擾亂の惑ひ、寂然不動の本體を不知より起る、

こゝを以て知レ止而后有定の一句を揭て頂門に針す、又曰、止といへは、摘木死灰の解をなす惑あり、故に能慮の一句を擧て、止の本體、活潑流行の天機あることを示す、

先生大學古本にもとつきて、解をあらはす考は、尤晩

年に出つ、二書頗る發明する所多し、說ひて意知の兩路に至る、學者工夫の縝密至て親功なりとす、朱子意を解して、心之所レ發也とす、陽明もこれに隨ふ、先生惟論語絕四の意を證として、意は心の所レ倚也と云こと、好惡の執滯、是非の素定、一切の將迎及ひ一毫の適莫、皆意なりとす、知は良知なり、孩提の愛敬を知り、成人の四端及ひ眞是眞非を知る、天性の靈覺也とす、蓋以爲明々德二の工夫、良知を主として、意念の己に克つの外他事なし、是則聖門易簡直截の宗旨也、然れとも此經ありしよりこのかた、諸賢未二論及一、先生初て其歸趣を發す、大に後學に功あり、

意の字經書にあらはるゝ所、思慮底の義あり、然れとも論語にをいては、意必固レ我と云ときは、心之所レ倚なると明けし、正心の傳文、忿懥恐懼、好樂憂患、四者有所は則意念也、如何となれは、四者胷中より發出する時は、順應中正也、軀殼上に念を起すによりて、適莫あつて留滯する所あり、故に誠意の外別に誠心の功なし、傳文熟讀玩味せは、意知の兩路の說分明にして、良工の苦心なることを知るへし、

先生自反愼獨を以て入德の筌蹄とす、學庸の解に於て、極て其精微を云ふ、凡學問の大旨、放心を收て大本を立るにあり、自反の照鑑を以て、凡態の翳翳を消するは、放心を求る妙術也、愼獨の靈方、依て德性の眞に復するは、大本を立る要樞也、其書略に曰く、反願二乎外一、求二於人一之心、此處脫字アラン、先將二全體精神一照二察自己腔子裡一而無二毫髮之滲漏一之謂二自反一、蓋願レ外求レ人之心、專管二外照一而裏面冥然、乃離父之象也、自反之心、專管二內照一而外面闇然、乃坎水之象也、所レ謂洗心者、以二自反之神水一消二放心焦火之義乎一、是以善二用自反一、則世間種々苦楚惡尤煩熱滌消、而胸次清涼、似二蓮華之溜一清涼一焉、又曰、獨者良知之殊稱、千聖之學脈也、萬物之一原、故謂二之獨一、未レ見レ獨則將レ愼、以レ見レ獨爲レ事、已見レ獨則以レ愼レ獨爲レ事、夫然、故視言視聽思必二於是一、接レ物應レ事必二於是一、貧富貴賤必二於是一、禍福利害必二於是一、死生壽夭必二於是一、毀譽得喪必二於是一、造次必二於是一、顚沛必レ是、故曰、無二徃而非レ學、無二入而不一自得一焉、

習の說、尙書の大甲に初て、論語の末編に見ゆ、後儒略說レ之、先生に至ては脂を下てよりこのかた、見聞意識のとゝまる所をさして皆ならひとす、先儒の說を按するに、大底明德をくらますは、氣禀人欲に歸す、然れとも習の好惡によつて、本心の感通をふさく者又すくなからす、宜体認明辨すへし、故に先生平日これを說與して、琢磨すること詳密也、習の歌を作る、其略に曰、習有二美惡一、泥拘作レ累、譬如二金砂一貴賤雖レ異、入レ眼疼痛、其苦不レ二、

甚た孝經を尊信して、孔子自ら著はす所の書なりとす、經の要領、愛敬の二字にあることを見得し了て、天性別名とし、良知の本眞とす、陽明良知を說くに、多くは善惡の機、眞妄の辨を知得するを以、乘彝の則りとす、先生は愛敬を兼言て、本然感通の端的を示す、理同して指す所やゝ異也、按するに、孔門の學、仁を說て物我の私を去り、一體の至公に復らしむ、愛敬其實地也、

凡先生學を講するの大要如レ此、然れとも常に試むる所を以て學者に示す主意、皆當下良知より發出して、日新の益とする所なれは、其旨一樣ならすして、學者進修の功も亦新たなり、或は書を講明して、義理の窮盡なきことを悟し、或は諸生を勸めて切琢の功を勵まし、輔仁の益を求しむ、先生の言易簡にして從ひ易すきか如しといへとも、又暢勵の功を論する時は、甚た嚴密也、岡村氏を送る辭に曰く、初學の時、困勉の功を不レ用して、堂に上り室に入ことは、顏子も不レ及所也、況や其下なる者をや、最反求すへき所也、大學誠意の傳、瑟僩を以て切琢の眼目となし、中庸に困勉百倍して、功を以て換骨の靈方を示し玉ふ、其意能く可二看得一也、是を農業にたとふるに、困勉百倍の功は、耕耘の艱難勞苦なり、時習の說ひは、得處の秋實也、

先生博く先儒の說を講求して、精微を極めすと云ことなし、然れとも其愚同(異カ)を心にをかす、故に身終るまて、一言先覺の得失に不レ及、或は世儒の語といへとも、是を讀て佳なる者をは反復し、必す諸生をして記せしむ、要するに修德の筌蹄を求めて、其他を不レ問者の如し、

先生顏色溫和にして言語正し、神氣安定にして、平居の間從容たり、其人と交る禮容を見るに、謙遜にして陋劣ならす、常に雜語なしといへとも、溫厚なるか故に、座にある者自ら悅豫たり、正直の操勇氣の傑、得てをかすへからさる者あり、毋堂に事へて孝をきは

む、氣を下たし色をよろこはしめて、其命に違はす、故に母堂これに和順すること、幼稚の時の如くにして、相愕る底の意思なし、母堂佛を好む、中元の日盂蘭盆會をなせは、先生是をたすくること、純一にして甚た慇懃なり、其家を治むるや法ありて正し、

賓客ある時は其懽ひをつくし、祭祀には其敬を致す、家窮めて貧しといへとも、これに居て裕如たり、或は餘粟あれは村民に振貸す、都へて親戚故舊愛をつくさすと云ことなし、

厚く福善禍淫の妙理を信す、故に起居常に敬畏腔子に滿て、閑氣なき者の如し、持敬を解して、畏三天命一尊二德性一の名と云ふ、嘗て學者に示して曰く、昔人多く道に志ありて、其德をなさゝるは、只放心の祟りをわきまへさるゆへなり、たとへは風止んで波を見、鑑を捨て鬱猶のこれるか如し、此病魔昏昧煩熱の祟りをなすのみにあらす、放肆虐辱の過ちをなすとも、其危兆實にこゝに始ると云ふ、先生偶半夜目覺る時に當て、聖謨賢範其心に工夫する時は、必す起て是を思ひ、其工夫終りて後臥、經書の文字他の字紙に雜ることを忌ひ、其餘の文字といへとも、輕忽にすることなし、身自ら陰隲をなす、或は諸生及鄉民の富める者と共に計りて、嚴寒の比步涉をあはれみて、溝渠に橋を懸る等のことあり、都て善惡の應報を信すること、庸人より是れを見れは、者(老カ)嫗の愚なるか如し、因て曰く、吾れ學をなすの功、愼獨より好むと、是れ其自得熟する所を見つへし、

本朝は神國なることを仰て、先生深く神明を尊崇して、敬欽をなすこと至れり、又座上に道統傳一軸を掛け、每日昧爽に起て、盛服上香して、前聖群賢を禮拜し、了て孝經を誦す、

先生人を和することすくなからす、大溝の郡主分部伊賀守の仕士別府氏は、小川邑の令たり、一日小川に來りて事をなす時に、一民法を犯す者ありて、縲紲にかゝる、邑民等先生に其罪を解んことを請ふ、先生其夜別府氏か寓舍に往て、語りて夜半に至る、言いまた罪人の事に不レ及して歸る、邑民來りて是をあやしむ、先生曰く、邑令顏色とけたり、汝等恐るゝことなかるへし、あしたに至りて別府氏自ら解けて曰、按するに、前夜中江氏來れるは、民の罪を謝せんかため也、然れとも一言其事に不レ及、これを察するに我れ

小邑の令たるをつゝしみ、走卒其事に不二及はーならん、我其禮敬を謝するに不レ堪と云て、則其罪を赦す、

慶安元年戊子の秋、先生病す、其革かなるに至て、令して婦人小子を屏く、只諸生のみ傍にあり、先生醫をして脈を診むることあらしめて曰く、脈それ絕へなんと、則たすけ起きて端座し、凡に隅て歎して曰、此道の任誰かある、嗚呼無哉と云て卒る、時に年四十一、秋八月二十五日也、訃音を聞く處の同志悉く集り、て、文公家禮に因て喪事を修さむ、備前大守少將源光政、いまた先生に面識せすといへとも、其學を信するに因て、臣熊澤氏を遣して贈を贈くる、門人棺槨を營みて、某の日小川の邑の北の地に葬むる、邑村隣里の人群聚して葬を送る、悲哀涕泣して、其父母に喪するか如し、

先生木下氏の女を娶て長子を產む、後妻某氏の女を娶て二子を產む、長は備前の太守に客たり、中子季子は是に事ふ、長仲共に早逝、季子は太守逝て後、仕を致して鄉に還り、先生の學を講す、

先生斯文の興起を以て自らの任とす、論する所、時を

愛ひ世を救ふの意多し、嘗て門人に戲言して曰く、我學を講する所、國土のために永久萬齡を祈るかことしと云々、又中川氏は門人の中の巨擘とす、然るに莊子の大簡飛揚の論を悅んて、狂見に走ること年あり、先生中西氏に對して曰く、中川氏狂見、我甚た是を愛ふ、たとへは長子を失ふとも、其愛如レ此ならしと、中西氏是を告く、中川氏感き懼れて、先生にまみへて怨言して曰く、愛ること此に至らは、何そすみやかに正さすして、我をして此過に至らしむるや、先生顏色を正して曰く、然り、君子は人の非を云ふに不レ忍、我不肖なりといへとも、苟くも君子を學ふか故に、それ妄にいはす、今又是を云ふ、是止むことを得さる良心なり、吾子是を思へと、座にあるの諸子皆悚然たり、按するに、先生道を任すること深ふして、來學をして斯文の興起を欲することし、此一條を以て、易簀誰有、嗚呼無哉の歎默識すへし、皆以博愛厚重の實心より流出してやむことなし、天斯文の興らんことを欲せは、何そ先生をして永年ならしめさる、嗚呼惜哉、先生禮法詩文、及ひ書字倭歌醫術軍法武藝の類、皆意を用ひすといへとも、自ら其能くすることを得たり、

著す所の書

孝經啓蒙一卷　漢字を以て書す

先生淵氏に告て曰く、此經の精義、啓蒙に於て未レ盡さゞるにあらざれども、學者句讀によりて、大意を見るに便りすと云々、

大學解一卷　倭字を以て書す

古本を宗とす、其辨考に委し、經一章より誠意正心の二傳に至てやむ、但し誠意の傳其末を欠く、

大學考一卷　倭字を以て書す

晩年の作に出つ、故に親民の說解と稍異なり、

中庸解一卷　倭字を以て書す

僅に首章にしてやむ、其後門人加世氏、先生の講義を聞て、私に記るす所二十餘章、先生の解に附會する本あり、詞甚た鄙俚也、後生誤て先生の解に混すべからず、

論語解一卷　倭字を以て書す

都九章、學而時習章、絕四章、君子之於天下也章、逸民章、回也非助乎章、君子坦蕩々章、參乎吾道章、君子不重章、顏淵問仁章也、

鄉黨篇註解一卷　漢字を以て書す

全篇これを注す、發端あり、其に先生の作也、先生四書の註解を作らんことを思ふ、其年幾くならずして歿す、學庸の解すら終篇ならず、知る者是を惜しむ、

翁問答上下卷

先生自ら改定せんことを欲す、其旨趣中川氏の跋に見ゆ、僅に改定の辭、問て曰く答て曰くとあり、其體宛と託し、師の曰くと書すること、心にかなはざるを以て改むると云り、是先生自ら淵氏に告る所なり、

春風一卷

鑑草八卷

文錄一卷

書翰一卷

提經腎筌六卷

日用要方

此二部は、友人醫を學ぶ者あり、これかために編輯す、

詠草一卷

世に寫し傳ふる所、諸生の倭歌多以て雜はる、因て淵氏に質して、先生詠する所を撰んで一卷とす、

本朝の往昔、經籍を傳て上是を重んず、故に四家の儒業を置く、文人才子不レ乏、近代又布衣遊士博覽の輩多しといへども、共に章句文詞の習に局りて、心術躬行を事とする者、古今其迹絕て無し、昔宋周元公不傳の道統を繼を以て、是を稱して再渾淪を開く人なりと云、先生又絕學の上に出て、聖人簡易廣大の宗を遵經に得て、萬世道學の教を開く、言つへし卓立の君子也と、來哲其書を讀み、其學の緖を證せは、其れ必取ることあらん、

享保十五庚戌夏四月廿五日　　勢州洞津石河定源謹書寫之

附錄

藤樹先師學術旨趣大畧

藤樹先師の門に入て、聖學を學はんと欲る者は、最初に先學問は天下第一等の事、人間第二の義なれは、是を外にしては天下に可レ爲の事なく、是によらすしては、萬世も可レ行の道なき事をよく〳〵識得して、必聖人とならんといふ志を堅く立定め、先師以來岡山

のみかたふけりと思ふは、先師の意にあらさる事、大學考におゐて是をみるへし、先師本邦數千載の後に生れて、前聖不傳の妙を、始て此土に興起せり、萬世道學の師たる事、豈異論あらんや、その教言議論は、書翰の書及ひ翁問答に委しけれは、さらに述に及はす、されと言外の意味相傳の一路は、師友の會座、神會默契の間にあらされは、要訣心悟の妙處、書言のよく盡す所にあらす、岡山先生曰、先師の學は潛龍也、時の至らさるを以て、身を江西にひそめて、此道を後世に殘さむ事をのみ心とし給へりとなり、先師の講堂江州小河に在て、毎歳八月の諱日其祭あり、其子孫は遠く對州にゐつて、講堂は三人もなけれと、方五六里の間、其徳をしたふもの、あふきて菜果をすゝめ、作物の初を持來りて備ふるものあり、京師よしや町にも岡山先生講堂をたて、新に先師の祠堂をもうけ、祭禮たへす、其外所々の門葉祭祀おこたらす、岡山先生は、むかし業を先師の門にうけ、學を京師のかたはらに講す、利祿を輕して道の重きを任す、德孤ならす、是によりて遠く風化をしたふものます〳〵多し、岡山なかりせは、誰か此道を傳へん、こゝにおいて岡山のいさほし大なりとす、是豈人意のする所ならんや、先師の門人處々に散在して、その趣或は各實なる處ありといへとも、人倫に本つき、良知の眞にしたかふの教を傳へて、後七十餘年までも、綿々として不レ絶、此學によりて孝をはけみ、實を勤るもの所々に少からす、是先師の精神天地をつらぬき、人心の同しく然る所を得たまへる德化にあらすや、其後世に行れん事をねかひ給へる誠實、あにしるしなかるへけんや、其德行學意は、行狀に見へ侍れは、更にいふに及はす、見る人心をひそめて是を味て、自分これをしる事あらん、

右藤樹先生行狀幷附錄、借二鈔于膳所侯臣今井氏助右衛門家一、又有二藤樹年譜一卷一、予曾割二之南畝叢書中一、

甲寅八月上丁　　杏花園

農、

宇都宮由的

一平安の儒者、日本人物史を著して、其中に中川瀨兵衛清秀（其傳見レ下、）を切支丹おちの人なりと書たり、よつて中川氏の有司官へことはりて、板行を絶し、由的は別條なし、後由的吉川氏に仕候し也、（備前湯淺之祥文會雜記、）

一延寶三年六月廿四日

今度大猷院殿御遠忌に付て、從二日光御門跡一依二御訟訴一、御赦免の綸云々、

淺野又一郎御預　　山鹿甚五左衛門

京都追放御免　　宇都宮由的　　山科長庵

右或日記に見ゆ、前件のことによつて、京都を追放せられし歟、

宇遯菴日本古今人物史卷四勇士

中川清秀者攝州人也、築二荒木墨一居焉、姑屬二荒木村重一、荒木與二和田惟政一戰而不レ止、一日荒木立二榜於路傍一、若有下獲二和田首一者上厚賞焉、清秀懷二其榜一而歸、其翌日和田陣二于摠塚一、荒木屯二于馬塚一、挑レ戰、清秀追先登獲二和田首一、荒木遂得レ勝矣、後荒木以二有岡城一叛、信長屢攻レ之、又以下弘二通耶蘇宗一之事上、令二中川高山屬一麾下一、中川高山奉レ命而降焉、於レ是荒木力屈矣、秀吉與二柴田勝家一搆レ難之時、使二清秀守一志津嶺塞一、高山亦在二其北塞一、佐久間盛政欲レ襲二志津嶺一、高山見二羙大軍一、計二寡難一レ當レ衆、引レ兵而還二于木本一、又遣二使於清秀一示二去塞之事一、清秀不レ肯、與二佐久間一戰而死、

玄眞院殿奉靈文祭文一篇、謹奉レ備二先君快巖尊公之牌下一、維元祿四年歳次辛未八月十六日、小臣宇都宮由的、謹以二香火之奠一、再拜稽首、敢昭二告先君玄眞院快巖尊公之靈一曰、嗚呼先君天質粹美、弘致遠識、乃文乃武、依二於仁一、游二於藝一、以二孝友一導二親戚一、以二威儀一臨二臣庶一、遇レ事剛果、爲レ政精察、上下惇睦、農未レ得レ所、嗚呼先君之爲レ德也、誠二於中一形二諸外一、令名四施、外聞二于槻宸柳營一、柳營之權貴見二先君一、稱二實地對治之功一、嗚呼先君之事跡、衆之所レ知、何待二小臣之言一、故畧而不レ盡レ言、嗚哀哉、小臣少也有レ志二於學一、負レ笈尋レ師到二京國一、然身單貧、難レ留二僦舍一、難レ逢二好書一、先君閉レ之、命二有司一助二苦學之費一、既而小臣學成歸レ鄉、先君惠レ之以二月俸一、賑レ之以二年給一、又加二白金一、嗚呼先君恩山高淵深、非二雖レ隕レ首所一レ能上報一、嗚呼哀哉々々々々、不レ併二數年一、先君不幸早捨レ館、口有二三年于茲一、今歳守之主君爲二先君一、趙二點佛像一、供二養僧侶一、大開二法筵一、小臣趙二趄堂下一、屏二營席末一、踰口之罪、雖レ不レ爲

レ不レ多、進近二先君之靈一、伏焚二一瓣香一、庶幾奉レ報二先
君諱恩之萬一一、嗚呼哀哉、尙饗、

小臣宇都宮遯菴由的拜書

恒山先生碑　磯谷正卿撰

先生諱方喬、字維新、恒山其號也、堀田氏、其先出レ自二
紀氏一、尾張人、考正央、世仕二本藩一爲二上士一、妣花井氏、
先生爲レ人敏、傳善屬レ文、爲二君山松平子高弟一、卒二勉後
進一、多レ所二奬成一、考歿、襲レ邑爲二直使者一、既而病免、再
起爲二先鋒隊長一、遷二少府一、出爲二岐阜宰一、復入爲二內少
府一、再遷二先鋒隊長一、老病辭レ職、爲奉二朝請一、尋而致仕、
寄二心風雲一、逍遙自適、寬政辛亥七月二十日、病歿二于
家一、年八十二、有二所レ著護花園錄稿、及隨筆若干卷一、
先生初娶二大原氏一、生二一男二女一、長曰二方昌一、嗣、次
曰二重縣一、爲二千村氏所一レ養、長女適二坂氏一、次適二丹羽
氏一、大原氏先歿、更娶二水野氏一、無レ子、於レ是卜レ日葬二
于名古屋城南總見寺塋域一、會者如レ市、乃立レ石以勒
レ銘曰、

仕不レ挾レ勢　隱不レ沮レ志　曼倩之才　樗里之智
天不二慭遺一　人咸涕泗　立二此貞石一　維神所レ閟

林子平か事

上略小日向金剛寺にて林子平事具に承候、元來小日向
水道町組屋敷の產の由、兄弟姉妹都合四人の處、兄嘉
膳子平兩人廣澤門人、金剛寺小僧なとゝ遊ひ友達に
て、常々金剛寺へ參り候由、其時分より子平事は、小
節にかゝはらす、大量の人の由、姉は仙臺公の妾と相
成、既に土井殿堀田殿なとを產、此緣にて仙臺殿へも
被二呼出一候由、子平妹飯田町火消與力手塚平八郎と
申仁の母の由、是當時存在、既に去冬、右の手塚母よ
り備餠一餝、子平方へ相祝遣申候節、

飛首に祝ふや暮の備餠

又狂歌

親もなしつまなく子なし板木なし欲もなけれと死
にたくもなし

彼の板木梅岡兵蔵取上られし故、此狂歌よみ候由、
無祿齋友直居士　俗名林子平　寬政五癸丑八月廿一日

翁勢州三重郡松本村百姓也、藤堂侯封內、
法諱釋古谷久諾禪門　即俗稱相用候也、
寬政四年壬子三月三日卒
同年同月四日送葬、傳、頭書ニ壞略入、年七十三、
導師高田專修寺末同郡日永村日永山與正寺

惠明院文郎

以上

著述之書當時所持之分

一南朝略史　上下　一勢州風土記殘篇　全
一大日本天神地祇八百万神系圖　全
一佛法系圖　全　一神代藻鹽䕃傳
一四卷傳拔書　佛書也　一平生用心抄
一日本古記集　一三宗論　佛書　全

以上

右の外、彼是見當り候書も在レ之候へ共、在世中知
音の衆中等へ、寫書の手本等に遣候て、何方へと申
事も不二相分一、右の目錄に在レ之分は、今の所持仕候
分に御座候、右の外にも、他より歸候書も在レ之候
はゝ、追て相記し可二申上一候、先つ南朝畧史上下三
冊差上申候、已上、

八月八日　古谷久七　久諾翁嫡子也
西村庄右衛門様

續畸人傳に出

勢州松坂魚町
本居春菴
號鈴屋すゞのや

歷世松坂の人、去歲加州侯より御召被レ成候由に
付、御領主紀伊國樣御役所迄御達の處、他へ相越候
義御さし留にて、御扶持方被二仰付一、當時御家中列
に加り候旨物語に御さ候、

一享和元年辛酉九月晦日歿故、

梶原冬庵　黑田八太夫　田邊孫四郎　附

一多賀郡黑田村新八殿義樣子問合候得共、只今にて
は絕跡仕候由承申候、

一其元樣御先祖の義、樣子問合候へは、田邊源四郎殿
と申仁御座候て、本田美濃守樣御代、姫路に被二召
出一、御奉公御勤被レ成候由相聞へ申候、源四郎殿御

舍兄田邊孫四郎殿と申仁の跡、只今多可郡黒田村に百姓相勤被二居申一候由相知れ申候、御尋被レ成候義、右の始終にて御さ候、

一牛堂山國分寺の牛の儀、拙者罷越法印へ樣子相尋候へは、上古は土牛の由、小牛にて、則聖德太子の御作にて御さ候へは、右の土牛を內へ入籠之、張牛を致置候處に、以前兵火の爲に燒失仕候て、其後本多美濃守樣御代黒田八太夫殿爲二御寄進一、又又張牛を被レ成、只今の張牛は黒田八太夫殿御寄進の由申傳へ、則牛臺に黒田八太夫と書付御さ候、年號月日は見へ不レ申候、

一刀田山鶴林寺琴の儀、樣子相尋候へ共、何分知れ不レ申候、樣子知れ次第、跡より可二申進一候、

一手前家筋の儀、書付遣候樣に被二仰越一候へ共、先祖系圖書の壹卷有レ之候處、先年一家の出家二木寶海寺に住職相罷在候て、二木別所記に引合見申度望申候付、見せ候へは、其後行方知れ不レ申、千萬悔間敷存居申候、夫故手前聞覺の通、荒々書付進レ之申候、

一梶原重右衞門入道冬庵　名乘景次　相果申候てより、當年元文元辰迄、九十二年に成、

一梶原次郎兵衞入道宗悅　名乘景俊　相果申候てより、當年元文九辰迄、六十七年に成、

一梶原重右衞門良證　名乘景祥　相果申候てより、當年元文元辰迄、四十八年に成、

一梶原重右衞門良有　名乘景利　相果申候てより、當年元文元辰迄、廿四年に成、

右の通に覺申候、以上の儀御考知被レ遊可レ被レ下候、

上下略

播州姬路大鹽　梶原藤九郎　景次花押

九月十八日

元文二正月十八日到來

總州古河にて

黒田彌次兵衞樣玉下

先祖梶原冬庵公御法名の義御尋被レ下、則書付進レ之申候、冬庵公の義は、神谷民部公の城にて、天正六年七月十六日、御討死被レ成、御法名候、梶原冬庵養心居士景次と申候、則神谷民部公の城跡にて、神谷村常樂寺と申寺にも、右冬庵公の石塔御座候、冬庵公の御息女は、仰の通其御元樣御先祖の御內室樣と書記有レ之候間、左樣御心得可レ被レ成候、且又其許樣御家筋、別所氏の一族にや、此義はしかと委細不レ存候、上下略

三月十六日　梶原重右衞門景友花押

黒田八之丞樣

覃按、小田天庵記、常州柿岡城主梶原美濃守景國、小田慕下にて、多賀谷記に打死のことあり、此族歟、

一戰記に無レ之由候、不審御尤存候、難波大全と申本、木村彌十郎作にて、三十五卷有レ之候て、右の內にて拙者儀は見請申候、且亦無二心元一奉レ存候に付、此間大村伊勢樣御やしきへ參り候に付、此御屋敷に北川圖書の子孫北川次兵衞の孫被レ居候に付、慥承合候處、成ほと田邊孫四郎殿御事、青木慕下と相見へ申候由、馬印金の幣と申事に御さ候へは、別所同意と奉レ存候、上下略

八月五日　山本伊左衞門

黒田彌次兵衞樣

右三通書翰の內、梶原氏黒田氏田邊氏の事なと散見せるゆへ、反古堆中より抄書畢、

昨夢傳

昨夢初稱二理兵衞一、越後浦原郡片桐邑農夫平次之次子也、天資恢廓、少持二自立一門戶一之志一、年比三十、會信濃米子邑權兵衞等、請レ官疏二浦原郡紫雲寺潟之水一以開墾、心竊喜レ之、大興二人徒一助レ之、焦心區畫、其功勞亦居レ多矣、唯以二其所レ欲レ疏之地沙土脆薄一、從游從圮、萬方失レ術、祈禱攘レ災、亦無レ所レ不レ臻、越之爲レ地也、風氣玄陰、一朝氷雪、泮澌瀉レ內、爲レ之森漫、突然自決、其疏口遂通二一帶河脈一、一夜間瀉水盡注二于海一、頓闢二方頃膏壤一、於レ是幹二其事一者、皆據二其地一、各有レ分、昨夢亦得二其額內三百餘斛之地一、新營二邑一、號二大中島新田一、乃爲二之邑長一、年六十一、婚嫁既畢、屬二家政于其子一、又稱二理兵衞一、已乃祝髮、以華二今名一爾後嗜二粥及麪一、且輒喫レ粥、如レ此者五十年一日、至二今茲己未一年百有一、猶能健飯自安、有二子十三人一、本支蕃息、迄二末孫一總百九十五人、闔郡知與レ不レ知、莫レ不二爲レ之歎羨一焉、於レ是有司審具二其狀於官一、蓋官制有下庶民蕃及二百歲一者上則例以二賜米十苞一爲レ率、朝議以ヨ彼之幽德非二常典之擬一、特賜二二十苞一以旌焉、閭老又

命求下其所二手筆一之書上、咸鄰二致之一、書之巧拙、固所レ不レ論、亦一波一撇、眞率之所レ寓、可二以想一見其爲レ人、父平次保レ壽八旬、母又七十七歿、子理兵衛亦其健似レ父、年已過二六旬一、孝謹並擧云、

贊曰、昨夢固窮阨無產之一孤子耳、其初心唯恐二長爲二家累一、及レ獲二緒業于神祐一、而墾二草萊一、遂爲二之帥一、以貽二厥孫謀一、不二獨壽域之踰一于人一、瓜葛蔓延、竟至レ拜二國家之異恩一、吁罄穀之下、貪二婪於輕甘一、以戕二其天年一、與二彼權蛤一同朽者一、滔々皆是、詩曰、白屋多起レ家、膏粱易二偷情一、夫志尙之不レ可レ苟、其於二昨夢一有レ徵焉、

岸　綽　撰字汝裕

大久保酉山翁家先祖書

藤原姓　大久保

家の紋上り藤、丸の内大文字、添紋藤巴、

替紋、鳥居の内左巴、

幕の紋、右三通り、

自二大織冠鎌足公一廿四代宇都宮左近將監泰藤十代孫宇都宮左衛門五郎忠茂三男大久保平右衛門忠員

七男

大久保勘右衛門忠長四男（始名午之助、隱居仕甚齊、）

一嫡祖（本國三河、生國遠江、）　大久保甚右衛門長重

母長谷川源右衛門安久女

慶長八癸卯年、台德院樣御代、同姓加賀守忠常從二相州小田原一江戶一參勤仕候節、長重も相從罷出、忠常奉レ願被二召出一、御書院番青山伯耆守組一入、同十四己酉年十一月廿九日、於二武州入間郡谷ヶ貫村、多摩郡二宮村一、知行三百石被二下置一候、同十九甲寅年、同姓相模守忠隣蒙二御勘氣一、一族蟄居仕候節、長重も知行谷ヶ貫村に蟄居仕候、同年大坂御陣の節、奉レ隨二御跡一罷越候處、於二平野表一蒙二御免一、御供仕、翌年五月七日、於二平野表一御合戰の節、敵兵を取申候依二戰功一、於二武州都築郡吉田村、荏原郡馬引澤村、總州相馬郡菅生村一、五百四十石五斗、吉田村馬引澤村開發の田廿一石拜領仕、都合八百六十壹石五斗の高に罷成候、寬永二巳年七月、領地の御朱印頂戴仕、于レ今大久保伊賀守忠慶家に所持仕候、

右御朱印寫者、大久保伊賀守家より書出申候、

其後寬永七庚辰年（月日不二相知一）御使番被二仰付一候、同年（月日不二相知一）、布衣被二仰付一候、本多上野介正純死骸爲二見分一、羽州秋田へ罷越、越後少將忠直卿の謫所爲二見分一罷越、大坂御目付罷越、因幡伯耆爲二國目付一罷越候、右の節節時服御羽織黃金等拜領仕候、

大猷院樣御代、同十一甲戌年三月六日、於二甲州黑駒村、赤尾村、歌田村一、千石御加增拜領仕、都合千八百五十壹石五斗の高に罷成候、同十七庚辰年十月十六日、御先手御鐵炮頭被二仰付一候、同十九壬午年三月九日、御持弓頭被二仰付一候、

嚴有院樣御代、寬文元辛丑年二月廿六日、奉レ願二御役御免一、同二壬寅年九月廿五日、奉レ願隱居被二仰付一、惣領大久保牛之助道昌へ家督無二相違一被二下置一、長昌取來候御切米三百俵、爲二隱居料一被二下置一候、延寶五丁巳年三月十九日、八十九歲にて病死仕、武州白銀立行寺に葬、其後靑山敎榮院へ改葬仕候、

長重妻　信州諏方城主　諏訪因幡守賴水女

長重惣領　御普請奉行　大久保甚右衛門長昌（始名午之助、隱居仕甚齊、）

此家筋、當時中興御小性大久保伊賀守忠慶より

書上申候、

長重次男　譜末に有レ之候　久貝惣左衛門正信妻

長重女子　御留守居番　大久保和泉守正朝妻

右和泉守正朝儀、延寶六戊午年十月十六日、蒙二御勘氣一、松平相模守光仲へ御預被二仰付一候に付、右正朝妻儀、兄甚右衛門長昌の家に歸、厄介にて罷在病死仕候、

長重女子　御書院番（番頭相知不レ申候、）稻葉七左衛門茂通妻

長重女子　諏訪因幡守家來　諏訪大學盛任妻

大久保甚右衛門長重次男

一初代（本國三河、生國武藏、）　大久保一郎右衛門長好

母信州諏訪城主諏方因幡守賴水女

大猷院樣御代、慶安二己丑年十二月廿六日、大久保甚右衛門長重家より新規被二召出一、御書院番水野下野守組へ御番入被二仰付一、承應元壬辰年十二月八日、新規御切米三百俵拜領仕候、

嚴有院樣御代、寬文元辛丑年七月廿九日、御小納戶被二仰付一、同年十二月四日、御加增貳百俵拜領仕、布衣被二仰付一候、同日時服貳拜領仕、同三癸卯年四月、日光山御社參の御供仕、黃金十枚拜領仕候、同七丁未年

十二月廿六日、御加增貳百俵拜領仕、都合七百俵高に罷成候、延寶三乙亞年、月日不二相知一以二御筆一大久保一郎右衛門と被二下置一、今以所持仕候、右御筆之寫、

大久保一郎右衛門

同御代、年號月日不二相知一中納言兼輔御書讀御筆、幷鶺鴒之御書御筆拜領仕、右兩品、今以所持仕候、右御筆之寫、

中納言兼輔
人のおやの
心はやみに
あらねとも
こをおもふ　此所御書
道に
まよひ
ぬる
かな

延寶八庚申年五月八日、嚴有院樣薨御に付、同月十二日落髮仕候、同年七月廿九日、常憲院樣御代、被レ爲レ召、御目見被二仰付一、嚴有院樣御不例の內、晝夜相詰、上野御葬斂ゐも相詰候に付、御加增五百石被二下置一、於二下總國結城郡鹿窪村一拜領仕、都合千貳百石の高に罷成、寄合に被二仰付一、貞享三丙寅年十二月七日、五十八歲にて病死仕、武川白銀立行寺之葬、其後靑山數學院ゐ改葬仕候、

長好妻　大目付　河野權右衛門通定女

長好惣領　大久保　七之助

寬文九己酉年十月三日、四歲にて病死仕、白銀立行寺ゐ葬、其後靑山數學院ゐ改葬仕候、

長好次男　大久保　庄次郎

延寶二甲寅年正月二日、七歲にて病死仕、白銀立行寺ゐ葬、其後靑山數學院ゐ改葬仕候、

長好三男　譜末に有レ之候

長好女子　御書院番稻葉駿河守組　藤懸左兵衛永次妻

長好女子　御小性組村越伊豫守組　美濃部八郎右衛門茂一妻

右茂一妻儀は、大久保甚右衛門長昌養子に仕嫁申候、

長好女子　御書院番番頭相知不レ申候　水野滑十郎勝久妻

右勝久妻儀は、河野權右衛門通定養子に仕、嫁申候、

大久保一郎右衛門長好三男始名內匠、又一郎右衛門、

一二代目　生國武藏　大久保備前守忠義

母大目付河野權右衛門通定女

貞享二丙寅年閏三月朔日、御太刀銀馬代を以、常憲院樣ゐ初て御目見仕候、同年十一月七日、父一郎右衛門病死仕、同年十二月十日、父一郎右衛門跡式無二相違一被二下置一候旨、於二菊之間一、阿部豐後守殿被二仰渡一、御留守居小普請杉浦內藏允組に罷成、同丁卯年八月七日、御太刀金馬代を以、繼目の御禮申上候、元祿十一戊寅年七月四日、御藏米七百俵、地方に御引替被二下置一候、寶永元甲申年六月十一日、御小性組小田切土佐守組ゐ御番入被二仰付一候旨、於二菊之間一被二仰渡一、同三丙戌年正月廿二日、三州吉田牧野備前守成春城引渡御用被二仰付一、同年同月廿八日、御暇被二下置一、黃金三枚拜領仕候、同年三月十五日、歸府、御目見被二仰付一候、同八癸卯年十月廿八日、法皇御附被二仰付一、御役料千俵被二下置一候、同九甲辰年正月十五日、御暇被二下置一、時服三、御羽折一、黃金五枚拜領仕候、同年三月十八日、布衣被二仰付一、

文昭院樣御代、同六己亞年三月十八日、仙洞御所御造營御用山岡遠江守代り被二仰付一、同年四月十三日、御暇被二下置一、時服三、御羽折一、黃金五枚拜領仕候、其節於二京都一從二仙洞御所一、公卿集書三十六歌仙手鑑、紗綾十卷拜領仕候、手鑑今以所持仕候、同年十一月十五日歸府、御目見被二仰付一候、同年十一月十五日、爲二褒美一時服三、御羽織壹、黃金三枚拜領仕候、同八辛卯年正月廿七日野州宇都宮戶田能登守忠眞城引渡御用被二仰付一、同年二月十五日、御暇被二下置一、黃金三枚拜領仕候、同年四月三日歸府、御目見被二仰付一、有章院樣御代、正德三癸巳年八月七日、駿府御目付被二仰付一、同年同月廿五日、御暇被二下置一、時服二、黃金貳枚拜領仕候、同年十二月廿八日、歸府、御目見被二仰付一候、同五乙未年五月廿二日、長崎御目付被二仰付一、同年七月三日、御暇被二下置一、時服二、御羽折壹、黃金十枚拜領仕候、同六丙申年三月十五日、歸府、御目見被二仰付一候、有德院樣御代、享保二丁酉年正月十一日、御目付被二仰付一、同八癸卯年十月廿八日、法皇御附被二仰付一、御役料千俵被二下置一候、同九甲辰年正月十五日、御暇被二下置一、時服三、御羽折一、黃金五枚拜領仕候、同年三月

二日、於二京都一諸太夫被二仰付一、備前守に罷成、相勤罷在候處、病氣に付奉レ願、同十四己酉年十一月三日、願の通御役御免、寄合被二仰付一候旨、於二御祐筆部屋様頬一酒井讃岐守殿被二仰渡一候、右京都勤役中、年號月日不二相知一、從二法皇御所一、樣現樣御判物、御内々にて被二下置一候旨、其節頂戴仕、今以所持仕候、右御判物寫、

關東八ヶ國居城武藏之内江戸

卯月廿一日家康　花押　御宮判と計有レ之候、御判形顯候には不レ及候、

享保廿一丙辰年二月廿五日、濱御殿御見廻惣支配の御用被二仰付一、

惇信院樣御代、延享三丙寅年八月十九日、淺明院樣始て濱御殿へ被レ爲レ成候に付、同年九月二日、於二西丸一爲二御褒美一時服二拜領仕候、寛延四辛未年七月廿七日、病氣に付、願の通右御用御免、同し寶暦元未年十二月五日、願の通隱居被二仰付一、惣領大久保一郎右衞門取來候御切米三百俵、爲二隱居料一被二下置一候旨、於二菊之間一、御老中御列座、松平右近將監殿被二仰渡一候、同二壬申三月十八日、御太刀銀馬代を以隱居の御禮申上候、同三癸酉年六月廿一日、八十歲にて病死仕、青山教學院へ葬、

駿州沼津城主大久保治右衞門忠佐、天正三乙亥年、三州長篠御陣の節相用候、淺黃地四半の內黑の丸指物、右備前守伯父大久保苗右衞門長昌家に所持仕候處、備前守讓受、今以所持仕候、

忠義妻　御鉰奉行　山田十太夫重政女

右忠義妻不緣に付、離緣仕候、

忠義惣領　大久保甚五郎忠智

寶永三丙戌年三年十五日、御太刀銀馬代を以、常憲院樣へ初て御目見仕候、正德四甲午年八月廿四日、十九才にて病死仕、白銀立行寺へ葬、

忠義次男　譜末に有之候

忠義女子　西丸御書院番水野越中守組小笠原十右衞門廣封妻

忠義女子　當小性組小笠原越中守組戶田帶刀直方妻

忠義女子　御小性組大久保能登守組本多半之丞正尹妻

大久保備前守忠義次男　始名虎之助、又內匠、又一郎右衞門、又一左衞門

二代目　生國武藏　大久保一郎右衞門忠眞

母家女

享保元丙申年八月九日、御太刀銀馬代を以、有德院樣へ初て御目見仕候、同十二丁未年五月廿一日、部屋住より御番入被二仰付一、御切米三百俵被二下置一候旨、於二菊之間一樣類、水野和泉守被二申渡一、御小性組溝谷隱岐守組へ入、同十三戊申年四月日光山御社參御供仕、白銀五十枚拜領仕候、元文二丁巳年閏十一月廿二日、中根宮內組の節、宮內組一組の內、一郎右衞門共廿人、番頭中根宮內共、西丸御小性組被二仰付一候旨、於二帝鑑之間一、本多中務太輔被二申渡一、延享二乙丑年九月朔日、御移替被二仰出一候節、淺明院樣へ被レ爲レ附、

惇信院樣御代、寶曆元辛未年十二月五日、松平下野守組の節、父備前守願の通隱居被二仰付一、家督無二相違一一郎右衞門へ被二下置一候旨、於二菊之間一、御老中御列座、松平右近將監殿被二仰渡一、同二壬申年三月十八日、御太刀銀馬代を以、繼目の御禮申上候、同十庚辰年四月朔日、御代替御移替の節、惇信院樣へ被レ爲レ附、

淺明院樣御代、同十一辛巳年、惇信院樣薨御に付、同年八月三日、內藤民部組の節、御本丸相勤候樣、於二菊之間樣類一、御老中御列座、井上河內守被二申渡一、御本丸勤に罷成、同十二壬午年十二月十五日、孝恭院樣へ被レ爲レ附、西丸御小性組に罷成、明和四丁亥年、貴我若狹守組の節、老衰に付小普請人奉レ願候處、同年正月廿三日、願の通御番御免、且年寄候迄相勤候に付、爲二御褒美一黃金二枚被二下置一候間、於二御祐筆部屋樣類一、松平右京太夫殿被二仰渡一、小普請組妻木平四郎支配に罷成、安永四乙未年、牧野傳藏支配の節、正月十八日、七十八歲にて病死仕、青山教學院へ葬、

忠眞妻無二御座一候、

忠眞惣領　譜末に有レ之候、

相州鎌倉松ヶ岡東慶寺地中

忠眞女子　蔭涼軒住職法淸

右法淸儀、寶曆八戊寅年五月廿六日、大御番久世長門守組小島孫右衞門正珍方へ緣組、願の通被二仰付一、同九己卯年五月六日、婚姻相整候處、同十庚辰年五月二日、右孫右衞門病死仕候に付、同月八日、父一郎右衞門方へ引取申候、同十三癸未年九月廿六日、御書院番藤堂肥後守組靑木市郎兵衞絞頼方へ再緣、願の通被二仰付一、同年十一月廿

二日、婚姻相整候處、不緣に付、安永七戊戌年十一月五日、離別仕、同九庚子年十一月十日、相州鎌倉松ヶ岡東慶寺地中蔭涼軒住職、願の通被二仰付一、當時住職仕罷在候、

忠眞女子　御小性組番頭　仙石伯耆守久泰妻
大久保一郎右衛門忠眞惣領　始名内匠、又駿貢、隱居仕西山、
一四代目　生國武藏　大久保一郎右衛門忠寄
母家女

浚明院樣御代、寶暦十三癸未年十二月十八日、部屋住より御番入被二仰付一、御切米三百俵被二下置一候旨、於二菊の間椽頬一、松平右近將監殿被二仰渡一、西丸御書院番戸田豐前守組ゟ入、明和三丙戌年三月廿六日、於二吹上一大的上覽射手相勤、於二御前一時服二拜領仕候、安永四乙未年正月十八日、水谷伊勢守組の節、父一郎右衛門病死仕、同年四月五日、父一郎右衛門跡式無二相違一被二下置一候旨、於二菊之間一、御老中御列座、田沼主殿頭申渡、同年十二月十八日、御太刀銀馬代を以、繼目の御禮申上候、同八己亥年二月廿四日、孝恭院樣薨御に付、同年四月十六日、只今迄の通西丸御書院番可二相勤一旨、於二菊之間椽頬一、松平周防守申渡、天明元辛丑年閏五月十八日、豐千代樣御養君被二仰出一候に付、同日若君樣ゟ被レ爲レ附、天明六丙午年閏十月廿日、御代替に付、大納言樣御本丸ゟ御移徙の節、只今迄の通、西丸御書院番相勤候樣、於二菊之間椽頬一、御老中御列座、牧野越中守申渡、相勤罷在候處、同八戊申年八月十八日、駒木根大内記組の節、病氣に付、願の通小普請入被二仰付一、小普請組永井監物支配に罷成、寬政己酉年四月廿二日、阿部越前守支配の節、病氣に付、願の通被二仰付一、同年五月十九日、惣髮名改、願の通被二仰付一、西山と改名仕候、寬政五癸丑年七月十八日、多年心懸、和書共多所持の段達二御聽一、爲二書藏修覆料一、金子百兩被二下置一、并右書籍目錄不レ殘書記差上可レ申旨、松平越中守殿被二仰渡一候段、於二松平內匠頭殿宅一、主税ゟ申渡候、其節藏書目錄相認差上申候、

忠寄妻　寄合御醫師　久志本左京常胤女
忠寄惣領　大久保內匠　始名七太郎
安永四乙未年十月三日、六歲にて病死仕、白銀立行寺ゟ葬、
忠寄養子　譜末に有レ之候、

忠寄養女　寄合御醫師久志本左京常式養子　太久保主税忠豪妻
大久保一郎右衛門忠寄養子、始名富二郎、又左門、御使番川藤對馬守忠琢次男、又一郎右衛門、
一五代目高千弐百石　武藏國上總國伊豆國之內　生國武藏
大久保主税忠豪子三十二歲
養母寄合御醫師久志本左京常胤女、
實母御小納戸內藤甚十郎忠英女、

浚明院樣御代、天明元辛丑年五月廿三日、養父大久保一郎右衛門、西丸御書院番水谷伊勢守組相勤候節、養父一郎右衛門奉レ願候通、聟養子被二仰付一候旨、松平伊賀守殿被二仰渡一候段、水谷伊勢守、養父一郎右衛門ゟ申渡候、寬政元己酉年四月廿二日、養父一郎右衛門小普請組阿部越前守支配の節、病氣に付、願の通隱居被二仰付一、私ゟ家督無二相違一被二下置一候旨、於二菊之間一、御老中御列座、松平伊豆守殿被二仰渡一、如二養父時一、小普請組阿部越前守支配に罷成、同年八月十九日、御太刀銀馬代を以、繼目之御禮申上候、同三辛亥年十月、阿部越前守病氣に付退役後、右跡御役不レ被二仰付一候に付、同年十二月四日、小普請組坪內式部支配ゟ割入に罷成、同年同月廿一日、兩御番之內ゟ御入人被二仰付一候旨、於二菊之間椽頬一、御老中御列座、松平伊豆守殿被二仰渡一、御小性組松平內匠頭組に罷成、當時相勤罷在候、

妻　寄合御醫師久志本左京常式養父大久保一郎右衛門忠寄養女
後妻　西丸御小性組松平若狹守組武田與左衛門信尹女
右の通御座候、以上、

寬政四壬子年二月　御小性組松平內匠頭組　大久保主税花押

家傳史料卷之五

小給地方由緒書寄帳

寺社奉行衆支配　連歌師　里村昌億

大久保酉山翁、諱忠寄、享和元年辛酉七月終二于家一、葬二于江戸青山百人町教學院大久保氏先塋一、

台德院樣より元和三年に、先祖昌琢に地方百石被二下置一、御朱印頂戴所持仕候由、

大棟梁　御作事方中井主水支配　辨慶　小左衛門

權現樣御代、祖父仁右衛門儀、天正の比被二召出一、駿府御城所々御作事御用相勤、文祿二巳年、地方百石被二下置一、御朱印頂戴仕候、其後段々御作事御用相勤、大坂御陣小屋御用等も被二仰付一、慶長十三申年、駿府御城燒失の節、御朱印燒失仕候付、奉レ願候て、寛永二年、台德院樣より御朱印致二頂戴一、此節親小左衛門儀御目見仕候、江戸御城禁裏御作事等御用相勤、代々地方拜領仕來候由、

御作事方中井主水支配　矢倉　久右衛門

權現樣御代、祖父中西久右衛門儀、慶長の比被二召出一、高三拾八石餘地方拜領仕、江戶駿府尾州名護屋御城、其外所々御城御作事御用相勤、大坂御陣の節も、御陣小屋御用も被二仰付一、元和五未年、從二台德院樣一、御朱印頂戴仕、代々地方拜領仕來候由、

同斷　池上又五郎

權現樣御代、曾祖父五郎右衛門儀、慶長年中被二召出一、地方七拾五石餘拜領仕、江戶駿府尾州名護屋御城、其外所々御作事御用被二仰付一、大坂御陣小屋御用等相勤、台德院樣御代、元和三巳年、御朱印頂戴仕、代々地方拜領仕候、

御鑓師　鉢阿彌　源七郎

權現樣御代、祖父仁右衛門儀、天正の比被二召出一、駿府御城所々御作事御用相勤、文祿二巳年、地方百石被二下置一、御朱印頂戴仕候、其後段々御作事御用相勤、大坂御陣小屋御用等も被二仰付一、慶長十三申年、駿府御城燒失の節、御朱印燒失仕候付、奉レ願候て、寛永二年、台德院樣より御朱印致二頂戴一、此節親小左衛門儀御目見仕候、江戶御城禁裏御作事等御用相勤、代々地方拜領仕來候由、

御朱印燒失候間、御朱印有レ之候而々の末に可レ書事、

御作事方中井主水支配　伊藤　彦七郎

權現樣御代、天正元年、高祖父九左衛門被二召出一、御鳥見役被二仰付一、同十九卯年、三州於二岡崎一、地方百石餘被二下置一、御朱印頂戴仕候處、明曆三酉年、大火の節燒失仕、寫にても所持不レ仕候、但地方拜領仕候節の郷村引渡帳所持仕候、祖父九左衛門迄は、年始の御禮申上候處、御鷹野廻り仕候樣にと被二仰付一、此節より御目見中絕仕候、御代替の節、櫻之間大廊下において、長上下にて御目見仕候、

御勘定奉行支配　金座　後藤　庄三郎

權現樣御代、文祿三午年、先祖庄三郎金銀改役被二仰付一、地方五拾石餘被二下置一、台德院樣御代、御朱印頂戴、所持仕候由、

御勘定奉行支配五畿內御代官小野朝之亟支配　讃州鹽飽之者共

權現樣御代、關ヶ原大坂御陣の節、御舟御用相勤候に付、地方千貳百五拾石、島中舟方六百五十人へ被二下置一、權現樣台德院樣御朱印頂戴、所持仕候、

御腰物奉行支配　後藤　四郎兵衛

台德院樣御代、元和五年、御朱印頂戴仕、地方高貳百五拾石被二下置一候、代々拜領仕來候由、

本阿彌三郎兵衛

台德院樣御代、元和五年、曾祖父光寶義、御朱印頂戴仕、地方高貳百七石被二下置一候、代々拜領仕候由、

同斷　本阿彌光柳

台德院樣御代、元和五年、光寶義知行御朱印頂戴仕候節、一紙に御書入、高五拾石被二下置一候趣、曾祖父光作に被二仰渡一、板倉伊豫守證文所持仕候由、

伊藤彦七郎此所へ

下ヶ札

是より　御朱印無レ之分

御作事奉行支配　繪師　狩野　永叔

元龜天正の頃、五代以前先祖永德時代より、地方百石拜領仕來候、其前の儀相知不レ申候、

同支配　繪師　狩野　探信

同　探雪

寬文四辰年、父探幽地方貳百石餘拜領仕、延寶二寅年、探幽死後分知に被二仰付一、兄弟兩人共に、地方拜領仕來候、

御鑓師　松井彌七郎

權現樣御代、文祿年中、四代以前之先祖に、地方百石被二下置一、代々拜領仕候由、

江州御代官金丸又左衛門支配　中島　武太夫

權現樣伏見御陣の節、高祖父三郎左衛門打死仕に付、御歸陣の節、三郎左衛門後家に、持高の田地居屋敷共に被二下置一候處に、男子無二御座一候に付、曾祖父中島八右衛門儀聟養子に罷成、大坂御陣之節御供仕候、其以後代々無役にて罷在候、

美濃郡代辻六郎右衛門支配　堤方之者　三人

寬永十八午年、岡田將監支配の節、高外新田被二下之一、堤方御用相勤、只今に至り其通に所持仕候、

松平中右衛門組與力　拾人

百壹年以前、石田治部少輔叛逆の砌、右先祖の者共、伏見御城へ籠相働申候に付、爲二御褒美一地方貳千石被二下置一候、

御腰物奉行支配　本阿彌光伯

權現様御代、先祖光味儀、高麗御陣御供仕、爲二御褒美一知行百石被二下置一候旨申傳候由、

御太刀金具師 同斷 松井彌三郎

大閤秀吉より高貳百石被レ下レ之、權現様御代、駿府壹ヶ年置に相詰、於二駿府一御屋敷拜領仕、慶長七年、小堀新助檢地の節、知行水帳相渡り、爾今所持仕候、

西丸御留守居支配 西丸添番 高木彌十郎

權現様御代、三州於二岡崎一、曾祖父彌十郎被二召出一、關東御入國已後、地方五拾石餘被二下置一、御朱印頂戴仕候處、台德院様御代御改に付、權現様御朱印差二上之一、台德院様御朱印頂戴仕罷在候、

千人頭 志村勘左衞門
上同 山本彌七
中村三左衞門 窪田十三郎
東 小八郎 荻原七郎兵衞
川野與五右衞門 石坂彦三郎
窪田助之丞

右九人、地方拜領仕來候付、御朱印頂戴所持仕候由、

西丸御裏御門番頭 榊原八右衞門組與力 倉林五郎左衞門

權現様御代、天正十八年、曾祖父五郎右衞門被二召出一、小田原關ヶ原御陣御供仕、地方百六拾石餘被二下置一、御朱印頂戴、其後御手鷹御時飼役被二仰付一、祖父五郎右衞門幷父五郎右衞門迄、右御役相勤申候、大猷院様御代、寛永二亖年、御朱印引替被レ下、頂戴致二所持一候、父五郎右衞門、延寶八申年、御暇方の者共一同に、青襖にて御目見仕候、貞享四卯年、父五郎右衞門死去、跡式私に被二下置一、小普請 彦坂壹岐守組にて罷在候所、元祿十亖年、西丸御裏御門與力被二仰付一候由、

御留守居方 武島七兵衞 大嘗祭奉行 田澤久左衞門支配 渡邊主膳

石火矢師 渡邊佐次右衞門

地方五拾石充、兩人にて拜領仕、御朱印頂戴所持仕候、

御勘定方支配 石原孫助

權現様御代、曾祖父孫助儀被二召出一、關ヶ原御陣御供仕、祖父孫助儀、大坂兩御陣御供仕、翌年地方五拾石幷御扶持方拜領仕候處、大猷院様御代、駿河大納言殿ゟ被レ爲レ附、御逝去已後被二召返一、祖父孫助父八左衞門、御廣敷添番相勤申候、父八右衞門跡式私に被二下置一候、地方五拾石拜領仕來候付、御朱印頂戴所持仕候由、

御留主方 御弓矢奉行支配 鍛冶 山村彌右衞門

先祖從二正宗一、代々相州鎌倉に住居仕、北條家永五拾貫の所取來候所、小田原落城已後、權現様ゟ被二召出一、先知之内鎌倉郡扇ヶ谷にて、曾祖父惣右衞門綱廣へ永廿貫の所被二下置一、御朱印頂二戴之一、御野太刀御拋鞘御鎗等被二仰付一、御目見仕、御代々右の所拜領仕罷在候由、

村越伊豫守組 元和某山火之番 高林源右衞門

寛永十戌年、先祖高林二郎兵衞、地方五十石拜領仕候由、

下ケ札 由緒不相知候哉、 同人組 元御留主居番與力 佐藤兵九郎

元和八戌年、曾祖父佐藤五郎左衞門、地方貳百十石餘拜領仕候由、

村越市郎兵衞

慶長七寅年、父茂兵衞義、武州忍御城番被二仰付一候に付、地方五拾石拜領仕候、寛永十七辰年、御寶藏御番被二仰付一、御代替御目見仕、元祿十一寅年、御與火の番被二仰付一、病死仕候由、

富士見御番 竹田與五兵衞

下ケ札 此五十俵地方に直り不レ申候、

祖父惣右衞門義、武田信玄に罷在、眞田陣の砌、權現様ゟ御忠節申上、地方七拾石被二下置一、關ヶ原大坂兩御陣供奉仕、台德院様御代、元和九年、父勘右衞門駿河大納言殿へ被レ爲レ附、五拾俵御足米拜領仕、大御番相勤候所に、駿河落去已後、寛永十六年に被二召返一、右五拾俵地方に御直し、都合百廿石拜領、富士見御番相務、元和三亥年病死仕候由、

富士見御番　折井吉右衛門

大猷院様御代、寛永十六卯年、祖父小右衛門被二召出一、御目見仕、地方三十石被二下置一、台徳院様へ被レ爲レ附、御奉公仕、寛文三卯年病死仕、翌辰年、地方百五拾石被二下置一、寛永二十未年病死、父伊右衛門跡式被二下置一、富士見御番相勤、元祿八辛亥年、御番御赦免被レ遊候由、

富士見御番　森川五郎右衛門

權現様御代、天正十午年、甲州へ御出陣の節、先方の者へ被二召出一、其節御忠節仕候に付、曾祖父被二召出一、地方五拾石拜領仕候由、

御寶藏番　櫻井三右衛門

權現様御代、慶長五子年、曾祖父助右衛門被二召出一、御目見被二仰付一、地方三十石被二下置一、台徳院様御附被レ遊、曾祖父助右衛門跡式祖父徳右衛門に被二下置一、御奉公仕候内、元和九亥年、駿河大納言殿へ被レ爲レ附、大納言殿御逝去に付、寛永十酉年、大猷院様御代、被レ下、御寶藏番被二仰付一、徳右衛門跡式父惣助に被二下置一、御寶藏番相勤候所、同年御藏米三十俵五人扶持被二下置一、天和二戌年病死仕候由、

御寶藏番　守田源左衛門

權現様御代、慶長五年、曾祖父左近被二召出一、御目見仕、地方三十石被二下置一、台徳院様へ被レ爲レ附、御奉公仕、寛文三卯年病死仕、左近跡式祖父作兵衛へ被二下置一、元和九亥年、駿河大納言殿へ被レ爲レ附候所、御逝去に付、寛永十酉年、大猷院様へ被二召返一、同十八巳年、御藏米三十俵五人扶持被二下置一、御寶藏番相勤候之所、同年病死仕、祖父作兵衛跡式父作兵衛に被二下置一、同御番相勤、病死仕候、

御寶藏番　高柳孫助

權現様御代、慶長七寅年、祖父孫左衛門被二召出一、忍御城番被二仰付一、地方五拾石被二下置一、於二忍御城一御目見仕候、台徳院様御代、御當地へ罷越、年始の御目見仕候、大猷院様御代、寛永十七辰年、父清太夫御寶藏番被二仰付一、嚴有院様御代、寛文六午年、父清太夫病死仕、同年跡式被二下置一、御寶藏番被二仰付一候、

御寶藏番　同心十九人

權現様三州御在城の砌より、右の者共先祖高木九助支配にて、御奉公相勤、關東御入國御供仕、所々御陣供奉仕候由緒を以、天正十九卯年、地方貳百八拾五石拜領仕候由、

御廣敷添番（御留主居方）　大原半兵衛

權現様御代、天正十午年、祖父徳右衛門儀被二召出一、知行拜領仕、信州眞田御陣、小田原關ヶ原御陣相勤候、父源兵衛義、大坂御陣相勤、駿河大納言殿へ被レ爲レ附、大番相勤、其後被二召歸一、上總内にて地方拜領仕、添番相勤申候、只今地方百石、御藏米五拾俵被二下置一候、

奥火之番（御留主居方）　澤彌十郎

表火之番（御目付支配）　槇木藤助

表火之番（同斷）　千種傳次郎

權現様御代、於三州一右三人の先祖の者共被二召出一、關東御入國御供仕、地方にて高廿石つゝ拜領仕、大坂兩御陣にも供奉仕候由、

表御臺所番（御目付支配）　大谷平七郎

權現様御代、於二遠州濱松一、天正四子年、曾祖父清兵衛被二召出一、文祿元年、五拾人に千石被二下置一候内にて、廿石拜領仕來候由、

御徒目付（御目付支配）　花井新右衛門

權現様御代、元和元卯年、於二武州忍一父庄左衛門義、知行百石拜領仕候由、

片桐主膳正　與力拾人

台徳院様御代、元和八戌年、大御番與力七十騎、七組へ初て被二召抱一、壹組へ地方貳千石宛被二下置一候、十ケ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、御吟味の上を以、地方拜領仕來候由、

酒井伊勢守　與力十人

由緒右同斷

大久保淡路守　與力十人

由緒右同斷

松前伊豆守／保田越前守　組與力五拾人

元和年中、町與力初て被二仰付一、晝夜急御用相勤候に付、江戸近邊にて、地方壹萬石被二下置一候由、

町奉行支配　縣宗知

大猷院様御代、寛永十九午年、權現様日光御寶塔被二仰付一候に付、亡父宗治を爲二御褒美一被二下置一候由、只今以地方貳百石拜領仕候由、

御勘定方支配　本間小右衛門

大猷院様御代、寛永十一戌年、清泰院様御入輿の節、

祖父伊右衛門義、御臺所頭被二仰付一、地方貳百石拜領仕候、年始御進物等被二差上一候節、御目見ゟ被二仰付一候、（服脫カ）時拜領仕候、清泰院樣御逝去已後、御本丸へ被二召返一、病死仕候、養父治右衛門跡式被二下置一、御勘定方へ被二召出一候所、病氣にて御奉公不レ仕相果、拙者儀跡式被二下置一、御勘定支配方御奉公被二仰付一候、

御勘定方支配　鈴木三郎右衛門

大猷院樣御代、寬永廿未年、祖父太兵衛御徒目付より御國目付被二仰付一、五拾石御加增被二下置一、有來御藏米も地方に直り、都合貳百石拜領仕候、

下ケ札
此貳人未に在レ之伊賀並の者の內の由、

大鋭五郎左衛門
丹下惣兵衛

權現樣御代、永祿十一辰年、於二三州岡崎一被二召抱一候、人數五十人へ千石被二下置一候、尤壹人にて廿石充拜領仕候、關ヶ原大坂兩御陣御供仕、御歸陣已後御加增、御藏米にて拾俵つゝ被二下置一、二の丸御番同心相務、只今西の丸同心に被二仰付一候、

御留守居番
朝比奈藤十郎組與力　馬塲杢之助

權現樣御代、慶長五子年、高祖父馬塲惣三郎幷悴權三郎權四郎、於二伏見御城一討死仕、台德院樣御代、慶長十九寅年、曾祖父馬塲惣左衛門御徒に被二召出一、大坂兩御陣御供仕、元和八戌年、大御番與力被二仰付一、大猷院樣御代、同九亥年、曾祖父惣左衛門御上洛被二供奉仕一候付、地方貳百十石餘被二下置一候由、

下ケ札
御上洛已前より御徒又は與力相勤候由、其節は切米か、

御留守居番
朝倉藤十郎組與力　石原八郎左衛門

權現樣御代、慶長十三申年、祖父吉左衛門御徒に被二召出一、大坂兩御陣御供仕、台德院樣御代、元和八戌年、大御番與力被二仰付一、同九亥年、大猷院樣御上洛之節、地方貳百十石被二下置一候由、

同斷
田村助太夫組與力　豐島七兵衛

權現樣御代、天正十午年、曾祖父市兵衛儀、被二召出一、同十八年、祖父作右衛門遠州御代官相勤、台德院樣御代、元和八戌年、松平大隅守組大御番與力に被二召出一、地方貳百十石餘被二下置一候、其後大猷院樣御代、寬永十七辰年、父七兵衛御留主居與力に被二仰付一候由、

下ケ札
御上洛の時、地方被レ下候由、大御番與力の時は、御切米か、

藤堂庄兵衛組　堀田清太夫

權現樣御代、天正十午年、高祖父三十郎被二召出一、明智日向守反逆の砌、御忠節仕、其節悴吉左衛門に跡式被二下置一、薩摩守殿へ御附人に被二仰付一候所、御逝去已後、御家人致二退散一、祖父彌左衛門儀、御附人之筋目致二御訴訟一候所、元和八戌年、大御番與力に召出、同亥年、大猷院樣御上洛の節、供奉仕候付、地方貳百十石餘被二下置一候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候所、御吟味上にて、地方前々の通拜領仕來候由、

下ケ札
七拾騎の者、地方被レ下候、追放の時、知行上り候哉、元和八年、大御番方に差出、地方被レ下候由、又御上洛の節、地方被レ下の旨有レ之、由緒書不二分明一候、

藤堂庄兵衛組　鈴木六左衛門

權現樣御代、天正六寅年、曾祖父六左衛門被二召出一、三州高橋七十騎之內にて、所々御陣御供仕、台德院樣御代七十騎之者とも退散仕候處、祖父半右衛門義、御譜代の筋目申上、大御番與力に被二召出一、元和九亥年、大猷院樣御上洛の節供奉仕、地方貳百十石餘被二下置一候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味の上、前々之通地方被二下置一候由、

下ケ札
御上洛已前より、御徒方又與力相勤仕候、其節は御切米か、

同人組
青沼孫四郎

權現樣御代、慶長十三申年、祖父七左衛門御徒に被二召出一、大坂兩御陣供奉仕、台德院樣御代、元和八戌年、大御番與力に被二仰付一、同九亥年、台德院樣御上洛御供仕、地方貳百十石餘被二下置一候由、

下ケ札
貳百五拾石歟

御具役跡目　庵原八兵衛

大猷院樣御代、寬永廿未年、祖父八兵衛御徒目付より御國目付被二仰付一、五十石御加增被二下置一、有來御藏米も地方に直り、都合貳百石餘拜領仕來候由、

横田甚右衛門組與力
大須賀與太夫
窪田新之丞

權現樣御代、慶長七年被二召出一、地方拜領仕候、右兩人先祖三州より忌奉公仕、榊原小平太支配の節は、長久手關ヶ原御陣、內藤若狹守支配の節者、大坂兩御陣御供仕候、

横田七郎兵衛組與力
藤田七郎兵衛

先祖助藏、天正年中、小牧長久手御陣の節相働、權現樣より爲ニ御褒美一永五貫文頂戴仕候、其後大坂兩御陣供奉仕、地方拜領仕來候由、

同人組　楠　矢太夫

權現樣甲州御入國の刻、先祖御目見仕候て、所々御陣御供仕、芦田篭城の節、以ニ上意一地方拜領仕候由、

〔高二百三十二石餘、同郡村右同斷新田井込高等割合入、〕

同人組　大塚兵右衛門

權現樣御代、遠州咏方原御陣之節、杉原十郎兵衛を討取、於ニ信州丸子表一相働、御感狀頂戴仕候、病氣の節、台德院樣より御妙藥拜領本復、其後大坂御陣供奉仕、地方拜領仕來候由、

同人組與力

青山喜太夫
同　雲平

右弐人先祖、三州眞福寺前にて討死仕、其後者先祖も大坂兩御陣供奉仕、地方拜領仕來候由、

〔下ケ札　大坂兩御陣御供仕、地方被ニ下候間、由緒書に有之、此所に慶長七丙年、地方被ニ下候由有之候、慶長七年は、大坂御陣より前にて候、いかゝ、〕

同人組

吉村又右衛門
武井十郎左衛門

俵つゝ、爲ニ御加增一被レ下レ之候、右十五人の外、同時に被ニ召抱一候者、所々に被ニ召出一候、

川勝權之助組　與力　十人

慶長十巳年、倉橋內匠支配の節、地方弐千石餘被ニ下置一、大坂兩御陣の御供仕候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味の上、地方前の通拜領仕來候由、

石原市左衛門組　與力　拾人

權現樣御代、親共御旗本にて御奉公勤方宜に付、爲ニ御褒美一末子共被ニ召出一、地方弐千石拜領仕、大坂兩御陣供奉仕候由、

〔下ケ札　前々有レ之大久保勘三郎組同心は、森川金右衛門御預けの節、御陣其外御供仕候由、此與力は裏面の通辻にて候哉、〕

中島孫兵衛
小倉半左衛門組　與力　拾人

天和二辰年、森川金右衛門支配の節、地方弐千石拜領仕候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候所に、御吟味の上、地方前々の通拜領仕來候由、

猪子左太夫組　與力　七人

由緒書中島孫兵衛組小倉半左衛門組同斷

小笠原十右衛門組　與力　拾人

慶長十巳年、倉橋內匠支配の節、地方弐千石餘被ニ下置一、大坂兩御陣供奉仕候、拾ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味の上、地方前々の通拜領仕來候由、

山村十郎右衛門組　與力　弐人

元和二辰年、森川金右衛門支配の節、地方弐千石拜領仕候、十ヶ年已前、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味の上、地方前々之通拜領仕來候由、

有馬宮內組　與力　壹人

由緒書右同斷

貴志孫太夫組與力　稻垣半右衛門

權現樣御代、先祖杢左衛門被ニ召出一、台德院樣御代、元和四午年、御宮藏番被ニ仰付一、其後大御番與力に罷成、地方弐百十石餘拜領仕候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味之上、地方前々の通拜領仕來候由、

大澤傳左衛門組與力

淺井兵四郎

台德院樣御代、元和八戌年、曾祖父半左衞門、大御番與力被二召出一、地方四百十石餘被二下置一候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味の上、地方前々の通拜領仕來候由、

下ケ札
未に在レ之伊賀並の者の內の由、

內藤十郎兵衞組
近藤庄右衞門

櫨現樣御代、永祿十一辰年被二召抱一、三州遠州御治國の節、地方廿石被二下置一、大坂兩御陣、加藤喜助組にて御供仕候由、

富士見番　高月儀兵衞

櫨現樣御代、天正十午年、高祖父內藏丞義、芦田右衞門佐壹ヶ所に御忠節仕候付、慶長五辰年、地方三拾貫の所被二下置一候、曾祖父六左衞門義、台德院樣へ御奉公仕、眞田御陣幷關ヶ原御陣御供仕候、祖父茂兵衞義、台德院樣へ御奉公仕、大坂兩御陣御供仕、其已後駿河大納言殿へ被レ爲レ附、爲二御加增一御藏米三拾俵五人扶持被二下置一候、父忠兵衞義、大納言殿御逝去已後、大猷院樣へ被二召返一、富士見御番被二仰付一候、

富士見御番　布下與五左衞門

高祖父布下伊賀儀、芦田右衞門佐旗下にて罷在、櫨現樣御代、曾祖父與五左衞門、大御番與力被二召出一、地方四百十石餘被二下置一候、十ヶ年已前、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒書差上候處、御吟味の上、地方前々の通拜領仕來候由、

下ケ札
未に在レ之伊賀並の者の內の由、

內藤十郎兵衞組
近藤庄右衞門

櫨現樣御代、永祿十一辰年被二召抱一、三州遠州御治國の節、地方廿石被二下置一、大坂兩御陣、加藤喜助組にて御供仕候由、

富士見番　高月儀兵衞

櫨現樣御代、天正十午年、高祖父內藏丞義、芦田右衞門佐壹ヶ所に御忠節仕候付、慶長五辰年、地方三拾貫の所被二下置一候、曾祖父六左衞門義、台德院樣へ御奉公仕、眞田御陣幷關ヶ原御陣御供仕候、祖父茂兵衞義、台德院樣へ御奉公仕、大坂兩御陣御供仕、其已後駿河大納言殿へ被レ爲レ附、爲二御加增一御藏米三拾俵五人扶持被二下置一候、父忠兵衞義、大納言殿御逝去已後、大猷院樣へ被二召返一、富士見御番被二仰付一候、

富士見御番　布下與五左衞門

高祖父布下伊賀儀、芦田右衞門佐旗下にて罷在、櫨現樣御代、三州にて先祖地方五拾石拜領仕候由、

下ケ札
未に有レ之伊賀並の者の內の由、

御留主居支配
二の丸　同心拾五人

櫨現樣御代、永祿十一辰年、三州於二岡崎一、五十人被二召抱一、地方千石被二下置一候、台德院樣御代、御扶持方貳人扶持つゝ被二下置一、大坂御陣の御供仕、御歸陣已後、御藏米十俵つゝ被二下置一候、大猷院樣御代、寬永十一戌年、二九同心に被二仰付一候、元祿四未年、小給地方御改の節、由緒在レ之付、前々の通地方被二下置一候由にて、今以拜領仕來候由、

二九添番　持田五左衞門

櫨現樣御代、慶長七寅年被二召出一、武州忍御城番被二仰付一、寬永十辰年、父五左衞門御寶藏番被二仰付一候、天和二戌年、父五郎左衞門跡式私に被二下置一、元祿九子年、御門添番被二仰付一候、

二の丸火之番　朝夷源次郎

櫨現樣御代、天正三亥年、曾祖父庄右衞門被二召出一、三州長篠小田原御陣御供仕候、天正十九年、奥州御陣御供仕候砌、居屋敷地方被二下置一候、元祿十二卯年、父櫨兵衞跡式被二下置一、同年八月、二の丸火の番被二仰付一候、

御臺所組頭　鈴木喜左衞門

大猷院樣御代、父喜左衞門御藏米貳百俵拜領仕、御臺所頭相勤、年始五節句御目見仕、正保三年、地方に御直し、四百石被二下置一之、

傳奏屋敷番　御目付支配
堤　金左衞門

櫨現樣御代、天正三亥年、祖父金兵衞、遠州於二濱松一被二召出一、同年長篠御陣供奉仕、其以後小田原幷奥州御陣等數度供奉仕候に付、居屋敷近邊にて、地方被二下置一候、其以後百人組與力に被二仰付一候、右金兵衞並の者、御直參に被二仰付一候に付、金兵衞義も御直參奉レ願候處に、左候はゝ元組筋より願上候樣にと被二仰渡一候付、與力知行差上奉レ願候內、金兵衞儀病死仕候、跡式私に被二下置一、元祿十二卯年、傳奏御屋敷番被二仰付一候、

御披官組頭　御作事奉行支配
片山三七郎

祖父源右衞門儀、御切米百五拾俵拜領仕來候處に、寬永十九午年、日光山石御寶塔御造畢の節、爲二御褒美一御加增百石、地方にて拜領仕候由、

大棟梁　平川大隅

祖父大隅儀、寬永十九午年、日光石御寶塔御造畢の

節、新規に百石地方拜領仕候由、

御留主居方
御廐奉行
榊原左京太夫組 八人
山田太左衛門
有田十右衛門組 十人
土屋勘助
芙濃部文左衛門組 八人
折井仁左衛門
大久保彦太夫組 九人
大草治左衛門
前田八右衛門組 五人
三橋八郎左衛門組 三人
佐山庄左衛門組 五人
小普請奉行組頭支配
小普請下役 人足方十四人
下役方 壹人

御留主居方支配
奥方進物取次上番 五人
同 進物取次下番 壹人
同 進上奉行 壹人
明屋敷番 三拾壹人
岡部丹波守組
小普請 壹人
水野長門守組
小普請 壹人

松平主計頭組 同心 壹人
表火之番 御目付支配 服部喜太郎
同 斷 今田藤左衛門
表御臺所番 弐人
舟越左門組 同心十弐人
猪子佐太夫組 同心五人
中島孫兵衛組 同心五人
小倉半左衛門組 同心五人
表御臺所 御膳奉行支配 四人
西丸御裏御門番同心 大澤傳左衛門組 弐人
西丸御留主居支配同心 壹人
合百四拾四人

千石武藏 豊島郡 多摩郡 新座郡 七ヶ村
千弐百九拾石餘檢地高
此内八十石餘潰、伊賀の者の分物成は、公儀へ相納、地方は伊賀の者に御預け、
權現樣御代、天正十午年、伊賀地御越被レ遊候節、御忠節申上、同年三州へ罷越、韮山表幷伊豆佐野小屋に罷在、松平周防守差引を以相働、其已後服部仲支配にて、甲州江草にて御忠節仕候、天正十二申年、小牧御陣の節、伊賀の者共相働、數多討死仕候節、上意にて、鐵楯二三十枚被二下置一相働申候、天正十八寅年、小田原御陣、同十九卯年、奥州御陣、文祿元辰年、高麗御陣供奉仕、慶長五子年、關ヶ原御陣にて御忠節仕、大坂兩御陣、其外御上京の供奉等、已上十二度打續相勤申候、關東御入國の節、地方被二下置一候由、

下ゲ札
前に書出有レ之候三十壹人は、前々除レ之、勿論御加增に出候由の壹人分、高人數共一除レ之、此通り、
但、本人之潰、跡の地方、伊賀の者三人に て取置、其三人に者由緒書並の者とは 書出し有レ之、

伊賀並之者
二九同心 十五人
鈴木三郎九郎同心弐人
西丸御門番同心弐人
同裏御門番同心壹人
松平主計頭組小普請壹人
明き屋敷之者弐人
奥方進物取次番 三人

表火之番弐人
奥火之番壹人
奥廣敷表壹人
表御臺所番壹人
只今は三人にて、遺跡者壹人、

高九百石餘 武藏國多摩郡 三ヶ村
上總國長柄郡 四十七人
外五拾石餘出高

權現樣御代、永祿十一辰年、於二三州岡崎一、先祖之者共被二召抱一、五十人にて地方千石被二下置一、御出陣御供仕、關東御入國以後、江戸へ罷越、關東檢地御用相勤申候に付、弐人扶持つゝ拜領仕、其後大坂兩御陣、加藤喜助組にて御供仕、御歸陣已後、御藏米十俵つゝ御加增被レ下、御人數五十人の内五人減候て、只今四拾五人にて、右地方拜領仕來候由、

元寄合番 松平主計頭組 幸田孫助

權現樣御代、祖父孫助義、御鳥見役被二仰付一、地方弐百五拾石拜領仕、嫡子五左衛門幼少にて相果、知行被二差上一候所に、五左衛門弟孫助義被二召出一、新地百五十石被二下置一、御鳥見役相勤、跡式私拜領仕、今以地方

被二下置一候由、

御天守番跡目　依田新八郎
御寶藏番跡目　櫻井新右衛門

權現樣御代、兩人の者共高祖父被二召出一御目見仕、則台德院樣へ被レ爲レ附、御奉公仕、知行地方にて拜領仕候、曾祖父義は、駿河大納言殿へ被レ爲レ附、其後大猷院樣へ被二召返一、御扶持方被二下置一、御寶藏番御天守番被二仰付一、御奉公仕、地方知行、幷御切米御扶持方共に拜領仕候由、

元御寶藏番　松平主計頭組　內藤忠右衛門

權現樣御代、祖父忠兵衛被二召出一、知行五拾石被二下置一、忍御城番相勤、代々地方拜領仕來候由、

元御寶藏番　稻生助右衛門

權現樣御代、父金左衛門義被二召出一、忍御城御上番被二仰付一、慶長十巳年、知行五十石被二下置一、五十五年以前、父跡式被二下置一、御寶藏番被二仰付一、大猷院樣御代、御能等の節、登城仕御目見致し、延寶八申年、御觸に付罷出、御目見仕候由、

奥方進物取次土番　關根孫四郎

權現樣三州御在城の節、先祖の者、高木九郎支配にて

御奉公相勤、所々御陣御供仕候に付、天正十九卯年、地方拜領仕候由、

岡部丹波守組　與力拾人
村越伊豫守組

台德院樣御代、元和八戌年、牧野內匠頭へ與力御預被レ成候節、先祖の者共拾人被二召抱一、地方貳千石被二下置一、御譜代被二仰付一、大坂在番相勤、元和九亥年頭內匠頭幷組共に御留主居被二仰付一、村高幾百四石餘御座候處、貳千石の外に被二下置一之、代々拜領仕罷在候由、

岡部丹波守組　大簞笥　武島七郎右衛門
村越伊豫守組　田澤久右衛門組
與力拾人　同心四拾人
富士見番
原　庄次郎

右之分由緒書不レ來候に付、辰五月十八日指上候帳面には不二相記一候、依レ之同廿日、於二御殿御用部屋一別紙認、戶川備前守殿へ差上申候、

大簞笥　武島七郎兵衛
田澤久左衛門組　同心四拾八人

右四拾八人先祖の者共の內拾九人は、天正三亥年、於二三州一被二召抱一、貳拾人者、天正十午年、權現樣伊賀越被レ爲レ成候節、御忠節仕付、於二尾州鳴海一被二召抱一、

九人者、天正十九卯年、三州遠州者の內御吟味を以被二召抱一、何も御原小平組にて相勤、數度之御陣御供仕、天正十九卯年、地方知行被二下置一候由、

富士見番　原　庄右衛門

權現樣御代、高祖父庄左衛門義、芦田右衛門佐殿下に能在、御忠節申上候に付、慶長五子年被二召出一、永三十八寅の所拜領仕、台德院樣御代、曾祖父太郎兵衛義、駿河大納言殿へ被レ爲レ附、祖父太兵衛は、大猷院樣へ被二召歸一、寬永十六卯年、本知三拾八石、地方にて被二下置一之由、

下ゲ札
伊賀の者の高、最前さは違候間、都合□□遠可レ申哉、

辰五月　戶川備前守

享保六年　五月廿八日
一顧之書村渡之

上林門太郎

右門太郎儀、代々御代官相勤候處、先祖より引負多有レ之、尤自分にも引負仕候に付、一旦改易被二仰付一候へとも、畢竟加役の事たる故を以、家筋品も有レ之に付、此度御免茶園、其上取來候知行屋敷等迄返し被レ下候、

右の趣松平伊賀守、戶田山城守相達之所、支配は先只今迄の通の由通二達之一、

寬政十二申年

上林竹巷由緒書

覺

嚴有院殿御代、御朱印被二下置一候譯は、寬文五巳年、私義竹巷名跡に被レ爲二仰付一、御證に罷下候付、御朱印の儀奉レ願候處、其刻も委細の譯申上候樣に被レ爲二仰出一、左之通申上候、

權現樣參州岡崎御在城の刻、曾祖父上林越前義、若名又市と申候、一門の者と殘絕仕、元龜二年岡崎へ罷下、御奉公奉レ願候處、達二上聞一、早速被レ爲二召出一、御奉公に召出候、名は越前と御改被二成下一、知行百石被二下置一、同國土呂と申所鄕中支配被レ爲二仰付一、然處御直判の御書壹通頂戴仕候、土呂にて御茶仕立申候樣にも就二上意一、鄕中の諸職人門次人足等、近邊在々所々出家等迄御茶の手傳可二申付一之旨、則御朱印貳通被二成

下、以上參通頂戴仕候、其後松田新助娘縁邊被レ爲二仰付一、悴壹人御座候、則岡崎にて出生仕、私祖父にて御座候、權現樣駿府ゟ被レ爲レ遊二御入一候刻、越前義も供奉仕度旨言上仕候處、宇治に罷越、御茶仕候樣上意被二成下一候、然共一門義絶候義に御座候間、是非御供仕度旨再三奉レ願候處、思召も有レ之間、兎角宇治へ罷越候樣被レ爲二仰出一、御茶薗數ヶ所、幷唯今罷在候居屋敷迄拜領仕、竹庵と罷成、御茶仕立差上ケ申候、然る所慶長五庚子年、石田治部少輔逆心の砌、伏見御城代鳥居彦右衞門殿、松平主殿殿、松平對馬殿、佐野肥後殿、安藤次右衞門殿、其外數多籠城、竹庵難レ報二御恩一籠城仕候、其節筑前中納言殿被二仰越一候は、關東より御内通在レ之間、城を明相渡候樣にと申來候、城内之衆中難二心得一、色々相談半之處、竹巷申候は、誰にても御壹人御出、樣子御聞屆可レ有レ義に候へ共、彦右衞門殿御城代不レ及レ申に、其外とても御出候事如何に存候、私法躰の身、縱如何樣に罷成候ても不レ苦候、樣子承屆可レ申候、各へ申入候へは、可レ然旨被レ申に付、城外出、中納言殿へ對顏仕候處、權現樣御内通有レ之間、城を明相渡候樣に被二仰聞一候、竹巷申候は、然上は御墨付有レ之候哉と相尋候處、無二其儀一旨候、御墨付無レ之上は、御城は明渡候義相成間敷と申歸城仕、口上の趣各へ申述候、何も尤に被レ存、彌籠城堅固に相極り候、竹巷持口太皷丸請取申候、討死仕候、首は鍋島信濃殿家來鈴木善八打取申候、各討死の首、至二大坂京橋一鳥居彦右衞門殿、松井主殿殿、松平對馬殿、上林竹庵首數四ツ、獄門に掛り申候、討死竹庵幷又市と申候、幼少にて宇治に罷在候、治部少方より籠城の科に付て、生捕可レ申旨樣々申觸候故、宇治に罷在候義難レ成、高野山中性院へ罷越、時節相待在レ之處、關東御陣御理潤に被レ爲レ成、又市十五歲にて、高野山より罷出、於二大津逢坂一御目見ゟ仕、段々樣子被レ爲二聞召上一、難レ有上意被二成下一、翌年十六歲にて、御代官所被レ爲二仰付一、大久保十兵衞殿御證文、于レ今所持仕候、其後大坂御陣、冬春御賄方被レ爲二仰付一、落城以後、御歸陣の刻、大和御道筋御案内仕候樣被レ爲二仰付一供奉仕、御路次中難レ有上意被二成下一、城州玉水御休の砌、親討死之義被レ爲二仰出一、御賄方首尾能相勤申候、旁以爲二御加增一宇治鄕の内貳百石被二下置一、都合三百石拜領仕、名は又兵衞と相改可レ申旨上意被二成下一、又兵衞に罷成候、以後知行方御朱印頂戴仕候、其後御代官所御加增被レ爲二仰付一、伊丹喜之助殿御證文、于レ今所持仕候、

大猷院樣御代、祖父竹庵御目見ゟ仕候處、伏見にて討死仕候は、上林峯領親にて在レ之哉と被レ爲レ遊二御尋一候處、竹庵親討死仕候旨、阿部豐後守殿討死の樣子、幷三州岡崎にて御奉公能出候譯、委細被二仰上一被レ下候處、翌日登城仕候樣被レ爲二仰出一、又候哉、於二御黑書院一御目見ゟ仕候、來年御茶迄參府仕候樣、御直に上意被二成下一、難レ有奉レ存、翌年の秋參府仕候處、箱根にて落馬仕、行步不二相叶一、於二江戸一越年仕候得とも、御目見に罷出候義難レ成、宇治へ罷登候、無レ程相果申候、右之品々に御座候故、御代々御朱印被二成下一、頂戴仕候趣、御老中へ申上候處、被二聞召上一、嚴有院樣御朱印被二下置一、頂戴仕候、此刻御老中ゟ仰渡候は、竹庵式御朱印被二下置一之義、不レ被レ爲レ成候御事、曾祖父竹庵義、參州岡崎にて御取立、段々結構成御朱印被二下置一、誠に法躰の身にて、於二伏見一討死仕、御忠節各別に被二思召一候間、今度御朱印被レ下の條、難レ有可レ奉レ存旨被二仰渡一候、寔以重々冥加に相叶、難レ有奉レ存候、

右の仕合に御座候に付、則參州より頂戴仕候御書御朱印の寫三通、幷知行方御朱印の寫三通差上申候、以上、

丑六月十五日　　上林竹庵（花押）

御朱印寫

土呂八町新市の事、永可二相計一之、每事憲法可二申付一者也、仍如レ件、

元龜四年　　御直判

九月廿三日

上林越前殿

御朱印
土呂鄕中鍛冶番匠諸職人門次人足等、用次第可二申付一、若於二難澁一者、可二成敗一者也、仍如レ件、

天正貳氏　　（權現樣）御朱印　休庵使

三月十二日　　土呂茶の事

上林

在々所々出宗如ニ前々一可ニ罷出一、同土呂の者は、如ニ前前一可ニ手傳一、幷茶園無沙汰之有間敷者也、仍如レ件、

卯天正七年三月廿一日

寫

（權現様）

山城國久世郡宇治鄉の內貳百貳拾石、小倉村の內六拾貳石餘、都合貳百八拾貳石餘之事、令ニ扶助一畢、全可ニ領知一者也、仍如レ件、

元和元年七月廿一日　（御墨印）

上林又兵衛とのへ

（台德院様）

山城國久世郡宇治鄉內貳百貳拾石、小藏村の內六拾貳石餘、都合貳百八拾貳石餘事、任ニ先例之旨一、可レ令ニ知行一者也、

元和三

八月十六日　（御朱印）

上林又兵衛入道

（嚴有院様）

山城國久世郡宇治鄉內貳百貳拾石、小倉村の內六拾貳石餘、合貳百八拾貳石餘事、任ニ元和元年七月廿一日、同三年八月十六日兩先判旨一、上林竹庵全收納、永不レ可レ有ニ相違一者也、

寛文五巳

十一月廿一日

（御朱印）

張紙

京都町奉行支配

高四百九拾石　上村峯領

住居山城國宇治

知行目錄

山城國　久世郡の內　壹ヶ村

一高三百九拾石　宇治鄉の內

近江國　蒲生郡の內　壹ヶ村

一高百五拾三石七斗六升　糠塚村

都合四百九拾石

五拾三石七斗六升

是は糠塚村込高

右之通相違無ニ御座一候、以上、

正德二年辰四月　上林峰領

安藤右京亮殿　（印）書判

松平豐前守殿

生間生雲由緒書

一左大臣魚名公より五代目中納言山蔭卿より始り、廿五代參議隆重卿より當家先祖生間三郎左衛門彙長ゟ御傳授被ニ成下一、已來私に至り九代相續仕來候太閤樣御時節、先祖の者、京極宮ゟ被ニ附進一、已來御用等相勤來候、御當代不ニ相變一、御式法の御膳部被レ爲ニ仰出一、弟子共召連罷出相勤候、

一天正已來、權現樣御成の所々御用等被レ爲ニ仰付一、弟子共召連相勤申候、則白銀御帷子御單物、或は御時服白銀等被ニ下置一候義も御座候、

一慶長二年丁酉四月、權現樣より飛驒守殿ゟ御祝言の節、御用相勤候、

一元和二年丁巳五月十三日、加賀筑前守殿ゟ御成の節、御用相勤候、

一元和七年六月十一日、御入內御用相勤、拜領物等御座候、

一同年二月廿七日、尾州樣ゟ大猷院樣御成、御用相勤候、

一同三年九月六日、二條行幸の節、正秀弟子共召連、御用相勤、白銀五十枚、弟子共白銀六枚つゝ被ニ下置一候、

一於ニ關東一御用相勤候者は、御差越御傳馬等被ニ下置一候儀に御座候、其外板倉周防守殿、板倉內膳正殿直書兩通御座候、

一朝鮮人來聘之節、ことに私家に御膳部被レ爲ニ仰付一、弟子共召連罷出相勤申候、

一慶長十二年丁未、寛永十三年丙子、兼秀兩度相勤申候、

一寛永廿年癸未、正秀相勤申候、

一明曆元年乙未、生間出雲守正長相勤申候、

一天和二年壬戌、正德元年辛卯、同出雲正重兩度相勤申候、

一享保四年、同出雲正次相勤申候、

一延享五年、同出雲方敬相勤申候、

一元和九年癸亥八月十四日、於二條御城一、大猷院樣將軍宣下の御祝儀之節に、生間又左衞門彙秀、同出雲守正秀兩人罷出、御用相勤申候、其節神谷縫殿助殿御奉にて、台德院樣御膳は彙秀ゟ、大猷院樣御膳は正秀ゟ頂戴被レ爲二仰付一、且又御祝儀として、白銀貳拾枚つつ拜領仕候、御上洛の節、右彙秀正秀父子共御目見被レ爲二仰付一、御祝儀として、御帷子御單物八つ充拜領仕候、

一寬永元年正月廿三日、台德院樣紀州樣ゟ御成、御用相勤候、同月廿七日、大猷院樣御同所ゟ御成、御用相勤申候、

一同年二月六日、台德院樣水戶樣ゟ御成、御用相勤候、

一同年四月五日、大猷院樣下野殿ゟ御成、御用相勤候、

一同二年二月五日、甲斐樣ゟ台德院樣御成、御用相勤候、

右之通古來より於二當家一相勤來候義も御座候間、今般も願之通被二仰付一、被レ下候樣奉レ願候、以上、

寶曆十三癸未年四月　生間出雲(印)春興(花押)

家傳史料卷之六

孝子大橋太郎子傳

大橋太郎か子

筑紫に大橋太郎と申ける大名ありけり、大將殿(頼朝公)の御勘氣を蒙り、鎌倉由井の濱の土の籠にこめられて、十二年までめし籠られてありし時に、筑紫を打出しに、御前に向て弓矢をとる身となりて、君の御勘氣を蒙らん事は歎ならす、又御前にをさなくより馴しかは、今別に事いふ計なし、是は扨おきぬ、男子にても女子にても一人もなき事を歎くなり、たゝし愚妹の由語らせ給、女子にてやあらんすらん、男子にてや候らん、行衞を見さらん事口をしく覺えて候、又彼が人と成て父といふものを尋て泣なけかん、如何せんと思へとも力及はすとて出ぬ、かくて月日すくれは、事ゆへなく生れて、男子一(幼丸、後良經)にてありけり、七歲のとし山寺に登せてありけれは、友達なりける兒とも親なし子と笑けり、家に歸て母に父をたつねけり、母宜へき方なくして泣より外の事そなき、此兒申けるは、天なくしては雨ふらす、地なくしては草木生せす、たとひ母ありとも、父なくては人となるへからす、いかに父の在所をは隱し給ふとせめしかは、母せめられていふ、和兒前をさなけれは申さぬなり、ありやうはかうなりと、此兒なく〳〵申すやう、さては父の形見はなきかと申せしかは、是にありとて、大橋の先祖の日記、ならひに腹の內なる子に讓る自筆の狀あり、いよ〳〵親戀しくて泣より外の事なし、さていかかせんといひしかは、是より郎從あまた伴せしかとも、御勘氣を蒙りけれはみな散失ぬ、そのゝち生てやあるらん、死てやあるらん、音信るゝ人なしと語けれは、ふしまろひ泣て、誄をも用ひさりけり、母いはく、己を山寺に登する事は親の孝養の爲なり、佛に花香をもまいらせ、經をも一卷よみて孝養すへしと申せしかは、いそき山寺に登て家に歸る心なし、晝夜に法華經をよみしかは、よみわたしけるのみならす、空に覺えてありけり、さて十二の年出家をはせすして髮を裏み、とかくして筑紫を逃出て、鎌倉と申處へたつね入ぬ、八幡の御前に參て伏し禮して申しけるは、八幡大菩薩は日本第十六代の王本地、靈山淨土に法華經を說出給し敎主釋尊なり、衆生の願をみてさせ給へ、親は生て候歟、死して候歟と申て、戌の時より法華經を始て、寅の時までによみけれは、なにとなくをさなき聲、寶殿にひゝきわたり心すこかりけれは、參てありける人々も歸る事をわすれにき、皆人市のことくに集り見けれは、をさなき人にて候やらん、又法師とも覺えす、女にてもなかりけり、おりしも京の刑部の二位殿御參詣ありけり、人目を忍はせ給けれとも、御經の貴き事常にすくれたりけれは、はつるまて御聽聞ありけり、さて歸らせ給ておはしけるに、あまりのなこりをしさに、人をつけてをき、大將殿へかかる事ありと申させ給けれは、めして持佛堂にして御經よませまいらせ給なり、さて次の日また御聽聞ありけるに、西の御門に人さはきけり、何なる事そと問しかは、今日召人の頸切るゝとのゝしりけり、あはれ我父は今まて有へしとは思はねとも、さすかに人の頸切るゝと申せは、我身のなけきと思て涙くみたりけり、大將殿あやしと御覽して、和兒はいかなるものそ、有のまゝに申せとありしかは、上件の事を一二に申けり、御前にありける大名小名、みすの內みな袖をしほりけり、大將殿梶原を召て仰ありけるは、大橋

太郎といふ召人まいらせよとありしかは、たゝ今頸きらんとて、由比の濱へつかはし候ぬ、今は切てや候らん、又きられてや候らんと申せしかは、此兒御前なりけれとも、伏しまろひて泣けり、大將殿仰ありけるは、梶原我と走ていまた切られすは、具してまいれとありしかは、急にゆ比の濱へ馳行く、いまたいたらぬに呼はりけれは、すてに頸きらんと太刀を拔たりける時なり、さて梶原大橋太郎を繩付なから具して參て、大庭に引すゑたりければ、大將殿此兒にとらせよとありけれは、兒走りをりて繩を解たり、大橋太郎は我子ともしらす、いかなる事の故にたすかるともしらさりけり、さて大將殿又めして、此兒に樣々の御布施たひて、大橋太郎をたふのみならす、本領をも安堵ありけり、下略、

右日蓮御書の中、建治元年後三月二十四日南條殿御返事にみえたり、又深草元政草山集卷十二、豆州柏谷六万部事緣起にも、此事を引けり、

案按、浪合記云、

大橋家傳

其先祖は、九州の守護大橋肥後守平貞能末葉也、肥後守は平家滅亡の後は、肥後國大橋と云所に蟄居す、其後宇津宮に仕て常州に赴き出家す、又三河國に移て住す、其所を大橋と云ふ、然して後尾張國熱田に潛居せり、時に農家の女二人を妾として、各二女を生す、斯て賴朝卿貞能を尋しむ、尾張國原大夫高春か扶助する由聞へけれは、梶原源太景季に命して原か城を攻しむ、貞能自ら景季か陣に行て捕れ人となる、景季は貞能を擒にして鎌倉に歸る、即比企谷の土の牢に入る、貞能か妾の肥後國にて生る男子、一妙丸後稱良經、父の生死を知ん爲に、鎌倉に下りて鶴岡八幡宮に每日每夜詣て、高聲法華經を讀誦して、父事を祈ること數月に及ふ、一妙丸か容色尋常の人と見へねは、見る人皆奇異の思ひをなせり、此事を賴朝卿の御臺所聞召て、賴朝卿へかくと語り給ふ、賴朝卿即一妙丸を召て、其意趣を問しむ、一妙丸啼々父の事を詳に申上る、是に依て賴朝卿憐愍ありて、貞能か命を助け又安堵の下文を賜りて九州に歸さる、是大友の元祖也、

右孝子大橋氏之子、一妙丸、後良經、日本史孝子傳、及藤井懶齋本朝孝子傳共不二收載一、故一標出以補二其逸一、

己未秋日　大田亶

道灌公略譜

太田左衛門大夫資長、或謂二持資一、源光祿賴政十世孫、備中守資清入道道眞子也、扇谷上杉修理大夫定正之家臣、而住二武州江戶城一、世稱二左金吾二千石一、幼名源六郎、雞髮號二道灌一、春苑香月靜勝、永享四年壬子生二于相州一、幼雄偉不レ常、父祖共奇レ之、道灌十五歲時、父資清曰、汝容貌顯悟、而如二玉山一映照レ人也、古人曰、智慧出有二大僞一、智小而謀大、無レ禍者鮮矣、言行不レ可レ不レ愼也、以レ譬談レ汝、杉障子直則立、曲則不レ立、道灌退二其席一齋二扉風一來曰、是等直則不レ立、曲則立、道眞無言而入二室內一、道灌素有二大志一、而重二名節於泰山一、輕二死生於鴻毛一、放樂而有レ驕、又道眞手自大二書驕者不久四字一、而掛二床頭一、令二道灌讀レ之、道灌即呵レ筆書二其側一曰、不驕亦不久、道眞大怒以レ扇打二道灌一、又道眞作二敎訓狀一以授二道灌一、正二其言行之不善一、遂朝野許下其能整二風俗一理中文武上、

長祿元年丁丑、使二千代田、齋田、寶田三氏之家臣、築二城壘於武州江戶、河越、岩槻一矣、

道灌平素讀二古今諸家兵書一、達二於軍法之道一、而能知二城壘之地一、故世稱二軍法師範一、自二若年一攻城圍邑戰功多、常住二武州江戶城一、城上置二閒燕之室一、扁曰二靜勝軒一、當二其西簷一有二富士峯之雪一、其牖曰二含雪一、江邊締小亭曰二泊船一、摘二字於浣花翁之詩句一、

道灌素屬二扇谷定正之指呼一、以二關東之八州一爲二己任一、定正保任之事、無二大小一悉咨決焉、故關東諸家八人寄二心於道灌一、關以西之諸侯、望レ風而靡者往々有レ之、道灌慕二父風一學二和歌一、其半生所レ賦詠家集、分二其類題一號二碎玉類題一、

寬正年中道灌上洛謁二源義政公一、公曰、汝居二武藏野一有二何風景一耶、道灌曰、常看二富士峯一、未レ聞二華洛有一如レ此之壯觀一也、時人咸二大言一、時勅使來問二武藏野一、即詠二和歌一以答焉、

露置奴方茂有計利夕立乃空與利廣武藏武藏野流原、

勅使、又問二其半生之眺望一時、賦二和歌一、

我庵波松原續幾海近久不盡乃高根遠軒端仁楚見盛、

此時叡感有レ餘、賜二御製一、

武藏野波高加屋耳度思志仁加々流言葉乃花屋咲麗、

應仁元年八月、道灌引二率軍兵一到二駿州合戰一、九月廿五日歸二于武州一、

文明季中上洛、謁二源義政公一時、勅問二角田川都鳥一、即

賦二倭歌一以答焉、

一年經度我麻多志羅奴都鳥隅田川原仁宿波阿連共
道灌嘗攻二小造城一、敵大勢也、咏方小勢也、家臣等曰、
以レ小難レ勝レ大、道灌告二諸士一曰、善用レ兵者不レ依二兵
之多少一、不レ如レ乘レ勢、吾以二倭歌一可レ進、士卒皆應二其
聲一進、先登遂應二其聲一進レ戰、大勝拔二其城一、
小造波先手習灌始仁天伊呂波仁保篇登知利知仁那
流、

文明六年六月十七日、於二江戸城一招二心敬等一、有二倭歌
之會一、題曰二江戸歌合一、

同八年八月、使二洛陽高僧南禪村巷、蘭坡、建仁天隱、
正宗、相國橫川、嘗二江戸城靜勝軒一記一、

同年九月、令二湘山得公、相陽中榮、河陽東觀、嘗二江亭
記一、其後使二相國寺萬里、建長寺王隱、竺雲、嘗二靜勝軒
記一、凡五岳英僧來二會于江戸城一、以賦二詩文一、不レ暇二毛
擧一焉、

同九年四月十三日、於二江古田一、道灌與二豐島勘解由
某一合戰、

同年五月六日、道灌率二軍士一赴二上州一、是爲レ救二兩將一
故也、

同年十二月十日、於二總州埜根原一、道灌與二長尾右衛門
尉景春一相戰、直二臼井陣一、

同十年二月、道灌攻二成田某所レ守之小机城一、

同年六月廿五日、於二江戸城內一建二三王權現堂一、荒神
祠、菅丞相祠一、

同年秋、道灌宴二坐一室一、夢中見レ接二菅丞相一、其翌早有
レ人卒然來、獻二菅丞相所二親筆一之畫像一、可レ謂二靈夢一
也、遂於二城外之北畔一建二菅丞相祠堂一、（湯島天神是也）寄二數十
頃之美田一、栽二梅花數十株一、其側有レ亭、扁號二香月一、

同十二年兩上杉、長尾尾張守忠景、太田道灌資長等、
率二軍兵一攻二長尾右衛門尉景春所レ守之秩父日野兩
寨一、六月廿四日其要害沒落、

同十三年三月三日、道灌招二湘山五岳英僧一、有二詩歌
會一、

同十八年七月廿六日、入二于相陽糟屋定正之館一卒、歲
五十五、即荼毗于秋山上糟屋洞昌院（越生龍穩寺之末寺也、）

岩淵淨勝寺者、往昔道灌公平常閒讌之居址也、雖レ有二
行實之書一、依二紛失一、以二家譜之大概一寄附之一者也、

左金吾資長八代裔

享保廿七年乙卯七月廿六日　太田大助源資賢

巖淵靜勝寺八覽

懸雲磴　筑波岩正猗

高頂花臺鎖、洞門雙樹分、仰觀攀磴者、步々亂層雲、

圓通閣

寶殿徊翔處、春光白日圓、中塘何所有、水旦出青蓮、

灌公祠

千載稱文武、閑宮依翠微、不愁陵谷變、家世日光輝、

梵鯨樓

經罷仰天南、星辰低丙夜、忽聽鐘自響、知是霜初下、

古城坳

荒墟空草樹、殘壘久苔苔、徒見雲間雁、行々結陣回、

棲霞壕

爽氣起周壕、蕭瑟多蹊裏、西風傳霍唳、却憶當年捷、

靈鼈池

滄池誰測底、兩岸送秋卉、風定芰荷搖、應緣龜曳尾、

蟠松岡

條幹蟠山背、灌公曾自封、于今風雨夕、飛動老蒼龍、

鐘銘

大日本國東海道武藏州豐島郡岩淵庄紹付村自得山靜
勝禪寺、源三位賴政十世孫、太田備中守資淸公者、壽
考八十餘而明應元年壬子二月二日卒、法名號二自得院
殿實慶道眞大居士一、且資淸公之嫡子、始太田源太郎末
左衛門大夫資長公、於二此地一卜築二城郭一、所レ擒之舊
基也、於二城中一臨レ池有二幹觀一、題二靜勝軒一、是灌公淸心
之定室也、然資長公曾入二相陽軍一時、文明十八丙午七
月廿六日、壽考五十五歲而生害、法名號二香月院殿春
苑靜勝道灌大居士一、則葬二于相陽秋山上糟屋洞昌院一
畢、然後城郭亦就レ荒、爲二名將一陳レ跡、雖レ然幸有二萍水
浮雲僧一、來於城跡一結二草庵一、改二靜勝軒一號二道灌寺一
爲二禪精舍一、然城跡皆歸二村民之指顧一、而存者無レ幾
矣、粤道灌公六世孫、太田備中守資宗公道顯大居士欲
レ作二祇樹園一、蒙二公許一城跡皆附レ寺、而號以二今名一、余
正德二年秋、受二太田備中守資重公、同氏隱岐守資良
公二君之命一、被レ任二住持職一、同四年春繙二大乘妙典一、
敬二化四衆一、衆又舉二大鐘造立之化一、村民共善信、深探二
禪要一、又捨二淨資一範二銅鐘一施レ之、自得長傳二于不朽一
云々、（前後省文、）

于時正德五乙未曆孟穀旦
前惣持當寺九世法雲活謹銘

太田源六郎資康公
太田大和守資高公
太田新六郎康資公（落穴譜に源六郎とあり、武庵入道と號、）
太田新六郎重政公
太田備中守資宗公（落穴譜に道歡と號、）
太田攝津守資次公
太田攝津守資直公
太田備中守資重公
太田隱岐守資良公
自得院殿寶慶道眞大居士、俗名太田備中守資清公、
香月院殿春苑靜勝道瀧大居士、俗名始太田源六郎、末左衛門大夫資長公、（落穴譜本文には、持資、永享記には、資長とあり、）
右寬政六年甲寅四月日、同緒子遊三稻村村靜勝寺、請二寺主一而寫レ之、

天野松平兩家系譜

此度御系圖御改に付、當寺由緒記寫書記仕差上申候、以上、

寬政八丙辰年五月　阿彌陀寺廿二世愛空

當寺大檀那御由緒記

三河國額田郡中山庄麻生村應聲山即現院
阿彌陀寺由來

人皇四十五代聖武皇帝御宇、天平九丁丑之秋、行基菩薩諸國行脚し玉いて、富國段刀山の麓に行化し玉ふ處に、每夜五色の光明來て菩薩を照す、菩薩乃ち光明のいつる處を尋玉ひて、段刀山の西南額田郡麻生村金谷山の深谷、杉木十圍に餘れるありて光明を放つ、菩薩靈木なることを知て、則十一面觀音の像を刻み、一字を造建して扁して大金谷山西福院と號し、觀音を安置し給いてより以來供給をこたらす、數百歲を經て、天皇宗の僧侶誠賛坊住持する處に、應永元甲戌の春、播州五箇庄法福寺二代教空龍藝上人當國遊化之時、西福院誠賛坊飯依して、龍藝上人を請して開基とし、天皇宗を改て淨土眞宗となりて、大金谷山の號を應聲山阿彌陀寺と改む、是より先き、麻生の領主藤生內藏助逆意を企てけるに、松平太郎左衛門尉親氏是をせめ玉ふ、其後天文十年辛丑三月、比志賀の城主與平氏今川義元にそむき、これに依て岡崎より比志賀の城を襲、此の時手合に先つ當國額田郡大川村の領の主麻生藏太郎を責め玉ふ、先鋒は松平甚太郎軍將本多豐後守、石川伯耆守、同安藝守出張して、金谷山を本陣として當山鎭守白山權現に奉幣有て、忽に麻生氏を攻め亡す、是より先き、嘉吉文安年間に天野藤左衛門尉長弘麻生村を領して、當山を菩提所として武威長久を祈んか爲に、大般若經六百卷、仁王般若守護十六善神を當山に寄附す、天野長弘入道薙髮して性願と號し、土村に隱居し、長弘の長男天野彌九郎景孝、同國額田郡岩戶村の領主岩戶大膳亮泰親を亡して之を領す、然るに天野景孝松平の幕下にしたがはす、依てついに松平親忠公之を亡し玉ふ、于時長享元年丁未の八月なり、此れより世良田親忠公（右京亮、亦左京進と號、法名次下に記す、）九男、當國賀茂郡淵脇の城主松平源四郎乘清公、同長男源四郎親正公、同長男四郎右衛門尉清房公、同長男四郎右衛門尉正忠公、麻生村城主として代々當山を菩提所となし再建し玉ふ、時に正忠公は大神君の御家門故、比志庄七村、中山庄十村、人數をかたらひ、大神君の幕下に屬し、尾州蟹江の御陣に出馬して、敵將瀧川一益と力戰し遂に討死し玉ふ、時に天正十二年甲申六月廿日也、郎等小昌又左衛門久廣云者、正忠遺骸を具足櫃に納奉二負い一來て當山に奉レ葬、

息男松平助九郎正秀公、同二男松平助十郎正勝公亡父菩提の爲に、弘法大師彫刻彌陀の一尊寄附し玉ふ、則安證の本尊是なり、（委は、本尊御身の後に記レ之、）

此時行基菩薩杉木彫刻の十一面觀音は、當社氏神の御正躰とす、

二男正勝公、元和元年乙卯五月從二大神君一大坂御陣のとき、靑山伯耆守組子として、城兵明石掃部助と突戰して終に討死し玉ふ、遺骸當山に葬奉る、天野氏松平氏兩家共に當山に功あり、永代墳墓靈牌設供拈香不レ可レ有二懈怠一者也、爲二後人一兩家の系譜次下記二大概一者也、

寬永十七庚辰九月　當山拾一世
哲叟壽賢誌之

南家藤氏工藤之後胤天野式部大輔藤原遠景元ゟ天野氏多分、右大將頼朝公よりの昵近たり、しかるに天野氏鎌倉をたちしりそきし其ゆゑは、數度武功有レ之者といへとも、感狀を不レ給ことをゝし、依レ之本意なく思ふものは、他國に流浪すといへり、

遠景十三代の孫

是より後、數代足利家に隨從、數十通の感狀を所持す、

- 正貫 — 天野藤内左衛門尉
- 景貫 — 同 宮内右衛門尉
- 正盛 — 同 藤太郎
- 長弘 — 同 藤左衛門尉
- 長正 — 同 藤太夫
- 景吉
- 正善

（欵文）異にして、その上又御加恩を蒙度由言上す、これによつて家康公いつはりとは更に知し召さす、御判物御證文くたし置るゝところに、遠てこれを信玄え披露して欺きたてまつること有歟、仍て御憤りありて乾の城を大軍をもつて攻めたまう、

三州廣生之城主

- 景孝 — 同 彌九郎
- 景弘 — 同 孫四郎

- 功景 — 同 藤内

三州土村之領主

- 時弘 — 同 孫太夫

三州土村之領主

- 正家 — 同 孫三郎

始土村、後岩戸之領主

- 正重 — 同 麥右衛門尉
- 正時 — 同 孫左衛門尉

三州岩戸之領主

- 景信 — 同 孫太郎

同國岩戸之領主

- 正之 — 同 孫太郎

尾州に移る

- 正弘 — 同 麥右衛門尉

文明十七乙巳年四月廿五日
叅翁智山大禪定門 — 天野藤左衛門尉長弘

明應八己未年七月十四日
天光冷輝大禪定門 — 天野彌九郎景孝

天文五丙申年正月廿二日
隆昌院殿春山了與大居士 — 天野孫太夫時弘

天文二十二癸卯年五月廿日
光樹院殿映峯輝玉大居士 — 天野孫三郎正家

天正五丁丑年八月十三日
善哉院殿性應義海大居士 — 天野麥右衛門尉正重

慶長五庚子年四月二十九日
忠良院殿勇譽仁廣大居士 — 天野孫太郎景信

慶長七癸寅年十月十日
寶德院殿思功良齋大居士 — 天野孫太郎正之

正保二乙酉年正月廿三日
高巖院殿義峯良仁大居士 — 天野麥右衛門尉正弘

右は天野氏法名也、

清和天皇 人王五十六代 — 貞純 — 桃園親王 — 經基 六孫王 始賜源姓

- 滿仲 正一位下 左馬權頭 — 頼信 從四位下 河内守 — 頼義 正四位下 伊豫守

- 義家 正四位下 陸奥守 — 義國 式部脫ア ルカ輔 新田足利先祖

- 義重 新田大炊助、贈鎭守府將軍、法名方山上西禪定門、建保二甲戌年正月十四日、葬三義重山大光院、

- 義季 德川四郎 德川の祖 — 頼氏 三河守 — 敦氏 世良田次郎

- 家時 世良田 次四郎 — 滿義 世良田 孫三郎 — 政義 德川右京亮

- 親季 德川修理進 — 有親 德川右京亮 法名長阿彌

- 親氏 — 松平御一代、清和天皇御十六代、

松平太郎左衛門尉、法名芳樹院殿俊山德應大居士、應永元年甲戌四月廿日、葬二松平高月院一、

┌親光 松平刑部忠
├長家 安祥左馬亮
├張忠 松平左京亮
九男三州瀧脇之城主初源治郎
└乘清 松平加右衛門尉 御兩家之御先祖此御方也、

┌親忠 松平御四代、
└信光 松平御三代、

和泉守、孫三郎左京亮、法名信光大居士、
長享二戊申年、葬二岩津信光明寺一、

竹千代、右京亮、又左京進、法名松安院殿大嵐西忠大居士、明應九庚申年八月十日、葬二岡崎大樹寺一、

長男 親長 岩津太郎
二男 乘元 松平源二郎
三男 長親 德川治郎三郎
四男 親房 松平彌八郎
五男 超譽上人 智恩院

┌親正 松平源四郎
二男
└乘遠 松平三郎大夫 有二系別一
女子二人

瀧脇之城主

瀧三州麻生之城主
清房——松平四郎右衛門尉——
二男阿彌陀寺七代
等賢上人 松平源之丞

┌正乘 松平久太夫 有二系別一
三男
├忠久 松平新助
四男
└女子三人

瀧麻生之城主
正忠 松平四郎右衛門尉——淺草西福寺に

二男 房勝 松平又四郎
女子二人

瀧
正秀 松平助九郎 江戸御引移り、松平織部様御元祖、
二男麻生之城主
正勝 松平助十郎 江戸御引移り、松平年丹後守様御元祖、
女子一人 於千代

被レ爲レ在候、中興御建立被レ遊候御石塔と申は此御方にて御座候、

法號左記レ之、

松平御四代親忠公九男、當國瀧脇之城主、
松平源四郎乘清、
應覺院殿谷譽響天大居士
大永六丙戌年三月十九日葬二當山一、

當國瀧脇之城主、松平源四郎親正、
源泉院殿桃岳了法大居士
天文十九庚戌年十一月二日葬二當山一、

當國麻生之城主、松平四郎右衛門尉清房、
松光院殿風譽音法大居士
享祿三庚寅年三月十四日葬二當山一、

當國麻生之城主、松平四郎右衛門尉正忠、
尾州盤江にて討死、
即現院殿深譽生西大居士
天正十二甲申年六月廿日葬二當山一、

松平助九郎正秀、京都にて逝す、
洞光院殿秋覺淨雲大居士
寛永十一甲戌年八月二日葬二當山一、

當國麻生之城主、松平助十郎正勝、大坂にて討死、
金谷院殿鐵道勇劒大禪定門
元和九乙卯年五月八日葬二當山一、

乘清之室、
證月院殿得光貞生大信女
永正五戊辰年二月廿五日、

親正之室、
貞松院殿節月淨讃大信女
弘治元乙卯年十月十日、

清房之室、
忍柔院殿和光貞操大信女
弘治四戊午年正月七日、

正忠之室、江戸にて逝す、
融智院殿光譽惠照大信女
元和庚申年九月廿八日、

正勝妹於千代、江戸にて逝す、
明源院殿峻山智銳大信女
寛永十癸酉年九月十日、

正秀長男、松平小太夫勝秀、
松光院殿風譽道吟大居士
寛永二丙午年九月三日、

正保二酉歳五月　　當山現住壽賢記之

銀座由緒書

往古者白銀位不二相定一、諸國銀山より堀出し候灰吹銀之儘を以通用仕、國々銀之位不同に付、諸國一途に可レ被レ爲レ成旨權現樣思召を以、慶長六丑年五月銀座御取建被レ爲レ成、先祖の者共座人に被レ爲二仰付一、手本銀として銀位上中下、兼一文字、寅一文字、大黒極印等等之奉レ備二御上覽一候處、大黒極印之銀可レ然旨被レ爲二仰出一、則堺町人大黒屋常是と申もの吹人に相定、追々吹立、天下一統大黒極印、慶長度之銀通用と罷成申候、

一右の通にて、世上に通用仕罷在候灰吹銀、并山方より堀出し候銀等、追々銀座御役所へ引替取候て、慶長度の銀に吹立申候、右引替元手銀之儀は、佐渡銀山出灰吹銀之分、慶長銀に吹立候上、銀座元手銀として三ケ年越御預ケ被レ爲二仰付一、壹万貫目程つゝ平年奉レ預罷在候、且又銀座一体御手當之儀は、右御灰吹吹立歩一、并世上より買集候灰吹銀を慶長度之銀に吹立候諸入用被二下置一、右御預り銀も罷成置候儀に付、別段御扶持は不レ被二下置一候旨に御座候、

一右世上灰吹、并諸山より堀出し候灰吹銀之分銀座へ買集め、通用銀に吹立、餘銀の内御運上奉納仕候御定にて、慶長六丑年銀座御取建以來、今以年々買灰吹之御運上相納申候、右奉納仕候に付、權現樣台德院樣御黒印奉二頂戴一、今以所持仕罷在候、尤御運上御定書御座候、

一銀座の儀、最初於二伏見一御取建被レ爲レ成、銀座御役所相建、其餘座人住居地面共町屋敷四町拜領仕、兩替町と相唱、其後慶長十一午年於二駿府一も、町屋敷四町拜領仕御役所相建、伏見と兩所にて銀吹方被レ爲二仰付一候、於二駿府一は其節の御役所相建候町屋敷、今以所持仕罷在候、

一慶長十三申年伏見の御役所を京都へ　御引移被レ爲レ成、京都室町通と烏丸通の間、二條より三條迄四町拜領被レ爲二仰付一御役所相建、座人住居仕候、

一慶長十七子年於二江戸一銀座御取建被レ爲レ成、駿府御役所を江戸へ御引移被レ爲二仰付一、通町京橋より南へ四町町屋敷拜領仕罷在候處、其後上り地にも相成候旁にて、當時京橋貳町目に前々よりの御役所相建、役人共住居も仕候、則當時とても京橋より南へ、銀座壹町目、貳町目、三町目、四町目と唱申候、

一於二大坂一は、高麗橋筋東壹町目にて町屋敷拜領仕、諸國灰吹銀買集候爲め、銀座御役所相建御用相辨、今以相續仕罷在候、

一於二長崎一町屋敷拜領仕、銀座御役所相建、異國へ の御渡銀、并長崎御奉行所銀改等の御用相勤候樣、往古より被レ爲二仰付一、京都より銀見役の者、今以勤番交代仕罷在候、

一銀座諸伺等の儀、御取建の砌より松平右衞門大夫殿御取次を以相勤罷在候處、寛文年中迄も御老中方御下知書等被二下置一候、其後元祿二巳年より當時に至り、御勘定御奉行御支配に罷成申候、

一銀座の者、年頭、八朔、歳暮於二帝鑑間御縁頬一同御禮御目見仕、夫々紅原白銀等献上仕候、年寄役は京都より參上之節紅原献上仕、御目見御禮奉二申上一候、御暇被二下置一候節は白銀拜領仕候、天和年中迄は御時服拜領仕候、勘定役の者も、古來は御時服等拜領仕候儀も御座候、今以御代替將軍宣下の節は、年寄役御時服拜領仕候、

一年寄役は斗目着用、五節句月次御禮罷出御目見仕、惣出仕の節等も、御老中方御謁の御末席へ罷出申候、

一年寄役の儀、座始の節拾人被レ爲二仰付一、其後は勘定役、并平役之内より追々昇進を以、年寄役へ被レ爲二仰付一候儀に御座候、最初若年の内平役にて出勤仕、勤功に隨ひ、御勘定御奉行を年寄役より相伺、御下知を

以役儀昇進申渡候、年寄役の儀は、古役のものより相願、於二御城一御勘定御奉行方御列座にて被二仰渡一、御老中方御通掛、御勘定御奉行方御取合を以御禮申上候、其後役儀繼目爲二御禮一紅原献上仕御目見仕候、乍レ恐權現樣御近習相勤候者、銀座人へ被レ爲二仰付一候も有レ之、其外往古御代官兼帶銀座之役儀相勤候者も有レ之、年寄役を初、平役に至り候迄御由緒のものにて、都て五拾壹軒、代々繼目奉レ願家筋相續仕來り候、尤天和年中迄は平日帶刀仕候處、同三亥年町人一統平日帶刀御停止被二仰出一候後は、道中幷出火等の節計帶刀仕候、

右之通御座候、以上、

銀座年寄

安永八亥年五月　平野　作左衛門
　　長谷川　長兵衛
　　尾本　吉左衛門

銀座人數書

覺

年寄　平野　作左衛門

寶曆十二午年十二月十一日被二仰付一

明和二酉年八月廿一日同　長谷川　長兵衛

安永六酉年十一月廿六日同　尾本　吉左衛門

大勘定役　安藤　愼藏

寛延三年二月廿五日被二仰付一

已下略す

京都住人　岸部　三左衛門
　　尾本　太左衛門
　　橋本　十左衛門
　　後藤　三右衛門
　　小南　宗左衛門
　　中村　武右衛門

江戸住居罷在候　秋田太郎右衛門
　　戸棚勘定役　平野　六郎兵衛

明和六丑年七月十九日被二仰付一

江戸住居罷在候　田上　助右衛門
　　深江　庄左衛門
　　德倉　宇右衛門
　　平野　勘右衛門

京都住人　久米　平右衛門

江戸住居仕罷在候　茂山　八左衛門

安永二巳年閏三月被二仰付一

江戸住居仕罷在候　戸棚役　尾本　與助

京都住人　長谷川　彌三郎
　　德倉　重右衛門

江戸住居仕罷在候　長岡　善八郎
　　末茂　金左衛門
　　狩野七郎右衛門
　　長尾七郎左衛門
　　品田　甚右衛門
　　長谷川七左衛門
　　宮崎　半左衛門

平役　平野　貞右衛門

安永六酉年二月十七日出座

已下略

尾本　嘉一郎
伊丹　與右衛門
安藤　清太郎
岸部　熊五郎
野村　新兵衛
岸部　榮次郎
關　源左衛門

平野　七郎兵衛
日比　文左衛門
末吉　長五郎

京都住人　駒井　鐵之丞
　　後藤　四郎三郎
　　平野　治右衛門

京都住人　宇野　次郎三郎

江州住人　平野　源之助
　　小西　定治郎
　　義村　清五郎
　　玉村　市右衛門

江戸住居仕罷在候　細谷三郎左衛門

新七郎實子　中根　上右衛門　戌十九歳

京都住人　中村　吉藏

同　斷　後藤　清左衛門

江戸住居仕罷在候　中村九郎右衛門

江戸住居仕罷在候　細谷太郎左衛門

江戸住居仕罷在候　湯淺　萬三郎

江戸住居仕罷在候　岡西　政之助

京都住人　下村　龜次郎

〆五拾六人　内五人父子勤

右之外

長銀見役

川部　庄右衛門
金谷　喜左衛門
川部　仁右衛門
梶川　彌十郎
日下部甚左衛門

寶暦十辰年申渡已下略

平銀見役

久保　八三郎
庄野　清右衛門
辻　傳兵衛
川部　庄次郎
金谷　喜十郎
上谷　彌吉郎
島谷　八之助
西村　理兵衛
林　九一郎
安村　善次郎

寶暦七丑年出勤已下略

譽田　龜太郎
島谷　八次郎
古澤　新平
新庄　音吉
泉谷次郎左衛門
庄野　久次郎

〆貳拾壹人　内三人父子勤

安永六酉年九月廿九日京常是作右衛門實子大黒　作右衛門
家督被二仰付一

寛延元辰年九月十日江戸常是長左衛門實子大黒　長左衛門
右同斷

〆貳人

○以下廿二行原稿には御役塗由緒書の後に出でたれども、其錯誤なるべきを以て先づ茲に出す、

後藤庄三郎役人

十七人

同斷　京都に罷在候分

十一人

同斷　佐州に罷在候分

八人

後藤庄三郎支配

金座人

年寄　五人
觸頭役　三人
勘定役　十一人
平座　十七人

同支配御金吹所四人　支脱カ
同支配京都罷在候金配人

年寄　六人
觸頭役　四人
勘定役　八人
平座　三十一人

同支配御金吹所、京都に罷在候

七人

同支配、佐州に罷在候、御金吹所

貳人

右之通御座候、以上、

戌十二月

平野　作左衛門
尾本　吉左衛門

安永八亥年、朱座人數書　肩書、年付略レ之、

京両替町　年寄　尾本　千八郎　同　下村　安之助
同　京屋　源藏
江戸南鍋町　同　義村　八太郎
京両替町　平役　尾本太左衛門　同　山口　榮助

〆六人

右之通御座候、以上、

亥二月　朱座年寄　江戸勤番　下村安之助印

御役塗由緒書

當現様従二御代一、乍レ恐私共代々御切米御扶持方被二下置一、別段之御奉公相勤罷有候内、別て蒔繪塗物細工致なれ候に付、度々被レ爲二仰付一、其上例年正月御嘉例之御道具、御塗物御役塗被二仰付一相勤申候、其節は宇佐美助右衛門殿も相談、御役塗漆の儀は勿論、細工人扶持方、朱漆、越紙、越布、越綿類、并炭あふら、定盤、へら木、其外細工に遣候道具の分、諸色御用之度々請取相勤申候、御勘定之儀助右衛門殿迄仕上申候、右之通御

役塗御用相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候は、蒔繪御道具幷御塗物共、其時々御褒美金被二下置一相勤申候、

台德院樣御代にも有レ之通相勤來申候、然る所御細工左樣に御座候はゝ、彌以御漆數多御渡し被レ下候樣に矢部七左衞門殿を以奉レ願候得は御閉居被レ遊、其節より御漆數多御渡し被レ遊、臨時御用の分は品により御作料被レ下相勤申候、右之通其節より御漆數多御渡し被レ遊諸色細工に遣候道具、手前入用を以闕、其上細工人手間料飯米等、雜用諸色御奉公に仕、右御漆數多請取候手廻しを以、御役塗御用相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候蒔繪御道具、塗物御道具共、先規之通被二仰付一相勤申候、

御誕生御用、其外御目出度御用共、塗物蒔繪之御用御作料被レ下仕上申候、

殿有院樣御代にも、先規之通御役塗御用御漆請取、前前之通相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候蒔繪御道具、塗物御道具共、先規之通被二仰付一相勤申候、

常憲院樣御代にも、先規之通御役塗御用相勤申候、然る所二十七年以前巳の年、御細工頭臨野六右衞門殿、永田惣右衞門殿、大村與右衞門殿御勤被レ成候節、御役塗御用相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候蒔繪塗物御用御作料被二下置一、先規之通相勤申候、

文昭院樣御代にも、先規之通御役塗御用相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候蒔繪塗物御用御作料被二下置一、先規之通相勤申候、

役塗付漆入用御吟味、壹尺四方ためし塗被二仰付一、每日御役塗の者御用細工場へ、御細工所組頭原田清太夫方、齋藤平助方、永井十郎兵衞方壹人宛御付置朝晩漆掛改、段々御吟味相極り、先規之通細工に遣候諸色道具、其外細工人手間料飯米雜用共に御奉公に仕、御漆壹人前に百五拾桶、或は貳百桶宛壹度に御渡し被レ遊、此手廻しを以相續、御役塗相勤來申候、然る所、元祿十一寅年よりためし塗相極り被二仰付一候漆の內、貳割五分引け減し申候所へ、又十五年以前巳の十月より右引殘り付漆之內、五割引に罷成候、其上壹ケ年に漆百五拾桶宛御渡し被レ遊、御役塗之者共致二配分一請取候積りに相極り、前方請取漆御勘定は何も相濟、巳の年より連名にて少しつゝ相渡り、壹人前に三四年にて都合百五拾桶つゝ請取、御役塗御用相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候蒔繪塗物御用御作料被二下置一、先規之通相勤申候、

文昭院樣御代にも、先規之通御役塗御用相勤申候、

右之外、御役塗にて無二御座一候蒔繪塗物御用御作料被二下置一、先規之通相勤申候、

享保元年申十一月

奈良土佐印
栗本駿河印
鈴木彌次兵衞印
菱田甚右衞門印
栗本忠次郎印
榎本又右衞門印
太田勘兵衞印

原氏先祖書

御知行拜領仕候覺

本國生國信濃

一高祖父　原庄左衞門

信州佐久郡岩村田に住居仕候節、櫟現樣甲斐新府權現樣從二御代一、乍レ恐右之通御役塗御用相勤來申候、右御役塗の由緒、幷御役塗と御作料代銀被レ下候御道具と引合、御役塗御爲に罷成候委細の書付、稻垣對馬守樣御役の節御尋被レ遊、右兩用之書付、御細工頭富澤太郎兵衞殿御上け被レ成候、其以後久世大和守樣にも、御細工頭外村惣右衞門殿御上け被レ成候、以上、

れ御出馬の砌、信州悉北條氏直れ一味仕罷在候處に、百拾九年以前天正十壬午年芦田右衛門佐方れ御書被ニ成下一、御味方に可レ參旨被ニ仰付一候付て、同國春日村の奥見澤と申山小屋れ引籠罷在、岩村田の者共も御忠節可レ仕の旨、右衛門佐方より內通仕候に付て、芦田と一味仕、彼山小屋れ夜々鐵、米鹽增送、何時働可レ被レ申哉と相圖定、岩村田の城れ火掛燒拂、芦田と一所に罷成所々の城を攻落、屬ニ軍功一御忠節申上候、信州御手に入申候以後、芦田右衛門佐旗下に罷在、知行三拾八貫所務仕候、右衛門佐跡絕申候以後、百壹年以前慶長五庚子年七月權現樣上意にて、芦田組の者共於ニ信州一御忠節申上候間、御直參に可レ被ニ召出一旨被ニ仰出一、則先知之通、御知行三拾八貫於ニ上州中栗巢村一被ニ下置一候、

一曾祖父　原　太兵衛

父庄左衛門家督被ニ仰付一、知行所中栗巢村住居仕罷在候て、台德院樣れ御奉公申上、上意にて駿河大納言樣れ被レ爲レ付、小十人組相勤、本知三拾八貫御加增、三拾俵五人扶持被ニ下置一、御奉公相勤申候、

一祖父　原　太兵衛

駿河大納言殿にて則小十人組仕、大納言殿御仕合以後、大猷院樣れ被ニ召歸一、則本知三拾八貫、寬永十六卯年武州都築の郡小机領西八郡村にて拜領仕候、

一父　原　太兵衛

父太兵衛跡職被ニ下置一、則富士見御番被ニ仰付一、四拾壹年御番相勤、元祿四未年病死仕候、

拙者義父太兵衛跡職被ニ下置一、則富士見御番被ニ仰付一、當年九年勤番仕候、以上、

富士見番杉浦八郎五郎組

元祿十三年辰四月　原庄右衛門（花押）

杉浦八郎五郎殿

味和氏先祖書

駿州廣野村　三浦味知

差上ケ申先祖書之事

一權現樣れ御奉公申上隱居仕候時、駿州廣野にて屋敷分高拾石拜領仕、謀役御免にて罷有候、

先祖　味知　雅樂之助

雅樂之助子　三浦半左衛門

一權現樣れ御小姓御奉公申上候、

雅樂之助子　三浦新助

一權現樣れ御小姓御奉公申上候、

權現樣御他界以後、紀伊大納言樣れ御奉公申上、大高源右衛門と申候、唯今忰大高孫太郎と申、中納言樣れ御奉公申上候、

一權現樣れ御目見れ御奉公申上、拜領屋敷にて病死仕候、

祖父　雅樂之助名跡　味知喜平次

一大猷院樣れ御奉公申上、只今は御本丸御留守居、

伯父　喜平次子　三浦八兵衛

御番仕罷有候、

父　喜平次名跡　味知　十左衛門

拜領屋敷にて病死仕候、松前藏人と申候、

一舘林樣れ被ニ召出一御小姓組にて御奉公申上、病死仕候、

兄　十左衛門子　三浦六郎右衛門

駿州廣野村十左衛門名跡　味知瀨兵衛印

天和四年子二月十四日

御代官樣

百姓六藏

「寬政十午年十月

小石川火之番町百姓六藏所持

地面起立書上寫　」

乍レ恐以ニ書付一申上候

一小石川火之番町地主百姓六藏儀、先年右地所拜領仕候譯、地所之譯御尋に付左に申上候、

右六藏五代以前、延寶年中六藏親役名不レ知諸金兵衛組、森田太郎兵衛と申、常憲院樣御憐樣れ輕き御奉公仕罷在候處、同八申年七月八日頓死仕候、其節の子細不ニ相知一、跡式不ニ相立一成行候、其砌六藏儀、母爲ニ助力一御徒目附近藤治右衛門殿へ中間奉公に罷出候處、主人治右衛門殿不レ知ニ子細一御仕置被ニ仰付一、子息近藤治兵衛殿、足立助之丞殿、近藤岩之助殿大島れ流罪被ニ仰付一候處、若年之子息故、爲ニ息屆一六藏奉レ願候て、致レ供罷越候、然る處拾ケ年程相立、六藏母致ニ老衰一渡世難レ成由にて、忰六藏儀御當地へ呼歸し度の旨奉レ願候故、願の通六藏召寄候樣被ニ仰付一候得共、主人の儀難ニ見放一旨申し不ニ罷歸一、於ニ大島一奉公能相勤致ニ養育一罷在候處、又々右母達て呼歸し度旨奉

レ願、幷於二大島一主人儀も此旨承届、六藏儀相歸し母
一所に差置、母を介抱爲レ仕度の旨願上、如レ斯双方よ
り申上候に付、早速出島被二仰付一罷歸申候、其節御役
名不二相知一稻生下野守樣御役所より被二召出一候、委
細御糺の上、賤者には稀成奇特者の由及二御聽一、元祿
九子年六月細井九左衞門樣御代官所、武州豐島郡千
駄谷村之内、高拾四石七斗九升、村並之御年貢は相
納、高役諸役は御免除にて永代被二下置一候御證文奉二
頂戴一候、然處同年十一月拜領高之内七石六斗四升九
合、御厩御用地に被二召上一、同十亖年小石川村谷中村
之内にて御代地被二下置一候、其後年月不二相知一、谷中
片町に千坪御座候處、常憲院樣御靈地御用地に被二召
上一、龍泉寺と申寺地に相渡り、御代地可レ被レ下旨被二
仰渡一候砌、右御代地不レ奉レ願候、御代地爲二代り一拜
領寺之内、小石川火之番町に千坪御座候場所、町家御
免被二成下一候樣奉二願上一候處、願の通年月不レ知町家
家作御免被レ遊、則寺社御奉行三宅備前守樣、本多彈
正少弼樣、鳥居播磨守樣、安藤長門守樣御立合にて
被二仰渡一候、尤御差圖を以御役名不レ知大久保加賀守
樣へ、町屋家作御免難レ有段、式臺迄罷越御訴申上候
得者、御帳に御記被レ遊候、其以後年月等不二相知一、新
規町屋御改の節、何れの御番所と申儀不二相知一、町御
奉行所へ名主五人組被二召出一、町並之役等可二相勤一旨
急度被二仰渡一御請奉二申上一候、
右御尋に付申上候、尤拾壹ヶ年以前、天明八申年三月
私居宅類燒の節、從二古來一の書留諸帳面燒失仕候に
付、委細の儀は、一向相知不レ申候に付、六藏へ相尋此
段申上候、已上、

寛政十午年十月　拾四番組之內小石川火之番町　名主　善　藏
町御會所

百姓六藏

六藏田地拜領御證文寫

覺

一高拾四石七斗九升　武州豐島郡千駄ヶ谷村之內

此反別貳町四反六畝五歩

此譯

下田九畝拾九歩　石盛六斗

下畑貳町三反六畝廿六歩　石盛六斗

右は、私御代官所武州千駄谷村の內に有レ之、上り地
度々御用地に相渡候殘地村高結百姓に預け置、御年
貢諸役申付置候處、元御徒目付近藤治右衞門召仕六
藏と申者、書面の田地不レ殘被二下置一の由被二仰渡一旨
趣は、六藏儀治右衞門先年御仕置被二仰付一、世悴三人
大島ゟ流罪の處、若年の子供故、爲二見届一六藏願候て
供いたし罷越候、然處六藏母老衰渡世難レ成由にて、
世悴六藏御當地ゟ呼度の旨奉レ願候故、願の通六藏召
寄候樣に被二仰付一候得共、主人の義難二見放一旨申レ之
不二相歸一、於二大島一奉公能勤候て、主人致二養育一罷在
候處、又々右母達て六藏呼度旨奉レ願、主人義も聞届
六藏義相返、母一所に差置母を介抱爲レ仕度之旨願候
段、委細右の趣上ゟも相聞申候由にて、此度六藏義御
當地ゟ御呼被レ成、賤ものには奇特の儀共に候、依レ之
母爲二介抱一、右の田地永代被二下置一の旨被二仰渡一候、
自今以後村並の御年貢は爲二相納一、高掛り諸役等は免
除可二申付一の旨被二仰渡一候、右田地從二當子年一六藏
に爲レ取レ之、諸役は御免の儀御證文被レ下候、以上、

元祿九子年六月　細井　九左衞門
御勘定所

裏書

表書の其方御代官所武州千駄谷村の內、田地高拾
四石七斗九升、此度六藏ゟ永代被レ下の旨、御老中
被二仰渡一候間、從二當子年一右田地可レ被二相渡一候、
村並の年貢は被二申付一、高掛り御役等は可レ有二免
除一候、斷者本文に有レ之候、以上、

子六月　諸　傳左衞門印
荻　彦次郎印
井　志摩守印
稻　下野守印
松　美濃守印

右御證文我等方に差置候に付、爲レ之遣置者也、
元祿九年子六月　細　九左衞門印

元祿九子年地方帳

一高九萬三百八石壹斗壹合壹勺九才　細井　九左衞門
武藏國　御藏前入用

貳百拾三貫三百六拾四文五分

但高百石に金壹分宛、

是は、淺草藏前爲二御入用金一、私代官所高九萬三千

貳百四拾四石貳斗壹升六合壹勺九才の內、三石九斗七升穢多高、四拾三石五斗五升七合市谷村高、大窪御犬小屋火消人足役相勤候に付、御年貢諸役御免、六十四石五斗四升四合日本堤鋪高、三百四拾八石五斗八升六合中野御用地高、三石壹斗三升三合四ッ谷御厩際役やしき高、貳石七斗七升六合三勺森伯耆守やしき上り地高、七斗半込土橋より淺草大川口迄御堀常浚の者拜借地高、拾四石七斗九升六厘と申者に子年田地被レ下諸役御免、九拾石壹斗貳升七合米倉丹後守舊知、當子御代官所に成、私領上知に付子年分除レ之、八百六十壹石三斗七升八合武州舍人村、篠津村、五町盛村、吉田新田、泥龜新田、觀音院新田水損に付、當子年分御免、三千貳百貳拾四石三斗四升三合六勺七才武州中野村高、龜寺村、角筈村、中野四ッ谷兩所御園、火の見櫓定番人相勤、御園急御用度々相勤申に付、當子年より御免、三千百四十石五斗壹升八合東海道御傳馬宿定助高石除高、合七千八百九拾八石四斗貳升貳合九勺七才引レ之、

元祿八亥年

高八萬九千七百八拾四石貳斗五升貳合五勺貳才、

古文書物寫

先祖酒井藤助儀、塚越九右衛門と苗字名改、慶長六丗年被二召出一、御徒方土井甚三郎組に成る、

右藤助儀、上州三の倉塚越村に暫く居住いたし、夫より御當家へ召出候由申傳候には、酒井將監續の者故、憚候て酒井と相改候由及レ承申候、明曆の大火に諸書物燒失いたし候由にて、系圖も無レ之申傳而已にて御座候、且紋所は丸の內かたはみ、實名は次の字代々用來り申候、

覺　母方先祖書付

一高麗豐後守方へ梶原源太政景よりの狀壹通、

一陣場繪圖壹枚有レ之候、組屋敷繪圖のよしにて（脫文）

一高麗豐後守へ梶原源太政景より五月十五日の狀壹通、

一高麗豐後守方へ立文貳通重にて狀壹通、

一高麗平右衛門方へ太田彥六よりの狀壹通、

一同平右衛門へ朝定より示候狀壹通、

一宛所十郎殿にと有レ之狀壹通、

一高麗彥次郎方へ示候書付壹通、

一しゆいの次第、さやくいの次第の書付、

一次第不同と書付候人數集候書付壹通、

一豐旧之內平作の方書付、豐後入道書の壹通有レ之、

一平山彥右衛門方へ原八兵衛より示候狀壹通、

〆拾四通有レ之候、

猶々從二源太所一より重て判形請取尤に候、以上、

加村御本領、幷豐島豐前守分今泉分任二御望一進之候、本主到二于忠信一者、替地可二進遣一候、恐々謹言、

三樂齋

永祿八乙丑六月廿一日　道譽　書判

高麗豐後守殿

於二追籠の內田岡の上一、拾貫文の所進之候、恐々謹言、

源　太　政景　書判

丙寅閏六月廿三日

高麗豐後守殿

加村御本領、幷豐島豐前守分今泉抱任レ望進之候、萬し本主到二于忠信一者、替地可レ進之候、恐々謹言、

永祿十二己巳壬五月十五日　政　景　判

高麗豐後守殿

高　平　參　源　介

此度爲レ屆御越處、誠以大慶の到候、御內々暫も留置申度候得共、入道前御窮屈の由候間、乍レ存返申處意外候、如何樣にも心靜に重て申承度迄候、萬陣中之上、恐々謹言、

源　介　景　資　判

二月九日

高　平　參

尙々歸洛の上御息に私可レ申候、此書中他見有間敷候、

御同名兵部丞方知行幷家風事、其方任レ求不レ可レ有二相違一候、委細猶細谷大炊助可レ申候、恐々謹言、

太　田　彥　六　資　顯　書　判

十二月廿八日

高麗平右衛門殿

同名兵部丞知行幷家風之事、任レ被レ申不レ可レ有二相違一候、謹言、